

---

# 平成 23 年度自治体クラウド推進事業

(団体間の業務データ連携に係る検討・実証)

## 成果報告書

### 別冊

### (参考資料)

- 別冊1 詳細検討対象ユースケースにおける  
業務プロセス案(マイナンバー法案を考慮した見直し版)
- 別冊2 詳細検討対象ユースケースにおける  
連携データ項目案(マイナンバー法案を考慮した見直し版)
- 別冊3 地域情報プラットフォームを活用した  
効率的かつ円滑な情報提供ネットワークシステムとの  
接続機能仕様案

平成 24 年 3 月

# 成果報告書別冊の構成

## 成果報告書別冊(参考資料)

〔成果物〕	〔成果物の概要〕
業務プロセス案 (マイナンバー法案を考慮した見直し版)	◆ 大綱のユースケースより整理した詳細検討対象ユースケース(8つ)のうち、マイナンバー法案に具体的な事務として規定されており、その内容が明確になっている4つのユースケースについて、マイナンバー法案を考慮して、情報の流れを中心に見直したもの
連携データ項目案 (マイナンバー法案を考慮した見直し版)	◆ 上記、4つのユースケースに対し、団体間で連携する情報について、マイナンバー法案を考慮した見直しを行ったもの
接続機能仕様案	◆ 団体間連携を実現するために、地方自治体に必要となる各機能の仕様及び連携方式等を整理したもの ◆ 団体間連携におけるシステム間のインタフェースと、メッセージのデータ項目(ユースケースによらず共通して連携に必要な項目を整理したもの)

### 〔各成果物の内訳〕

業務プロセス案	● ユースケースごとの業務プロセス案	
連携データ項目案	● インタフェース仕様	団体間で連携する情報のデータ項目と、団体間の入出力(I/O)の関係を整理したもの。
	● データ一覧	各業務が所管するデータの中で、他団体との情報連携で提供する情報を整理したもの。繰り返し項目がある場合は出現回数の最小と最大に出現する回数を整理している。
接続機能仕様案	● 全体アーキテクチャ	<ul style="list-style-type: none"> <li>▶ 情報提供ネットワークシステム接続概要</li> <li>▶ 情報提供ネットワークシステム及び機能ブロックの連携の考え方</li> <li>▶ 連携処理の詳細</li> <li>▶ インタフェース定義</li> <li>▶ 全体シーケンス</li> </ul>
	● 個別機能仕様	<ul style="list-style-type: none"> <li>▶ 情報提供ネットワークシステム接続機能</li> <li>▶ PF通信機能</li> <li>▶ 暗号・署名機能</li> </ul> <p style="text-align: right;">等</p>

※本別冊に示す、マイナンバー法案を考慮した業務プロセス案及び連携データ項目案は、事務局を中心に整理したものであり、今後、業務有識者への確認等によって精査する必要がある。

# 成果報告書別冊の構成

## 接続機能仕様案と連携データ項目案の関係

団体間連携におけるインタフェースとして必要な項目の全体は、接続機能仕様案に記載している。ただし、接続機能仕様案にはユースケースによらない共通的な項目を整理し、ユースケースによって必要な項目が異なる部分については、具体的な項目を連携データ項目案に記載している。なお、連携データ項目案には、8つの詳細検討対象ユースケースにおいて審査等の業務で必要となる項目を整理しているため、今後の団体間連携実現に向けては拡張が必要となる。

### 『接続機能仕様案』

#### 2.4 インタフェース定義

- (1) 情報提供ネットワークシステム接続インタフェース
- (2) 連携インターフェース機能⇄中間インターフェース機能間インタフェース
  - (A)照会依頼メッセージ
  - (B)応答メッセージ

No	データ項目名	データ項目							
1	応答メッセージ								
2	共通ヘッダ								
3	To								
...									
15	応答情報								
16	リンクコード								
17	業務情報								
18	管理番号	X	256						
...									
26	(連携情報)								

応答メッセージの「(連携情報)」に含まれる具体的な情報項目については、8つの詳細検討対象ユースケースを対象に整理した内容を『連携データ項目案』の「2. データ一覧」に記載する。

(C)連絡メッセージ  
連絡メッセージの「(連携情報)」についても同様

- (3)地域情報PFインタフェース
    - (A)照会依頼メッセージ
    - (B)応答メッセージ
    - (C)連絡メッセージ
- 地域情報PFインタフェースの、応答メッセージ、連絡メッセージの「(連携情報)」についても同様

### 『連携データ項目案』

(※8つの詳細検討対象ユースケースの整理結果)

1. インタフェース仕様
2. データ一覧

データ一覧		データ型	桁数	コード	出現回数
No	情報名			CD	コード名
1	所得課税証明書情報				1
2	課税情報				1
3	相当年度	X	4		1
4	年税額	S9	13		1
...					
21	本人情報				1
22	本人専続区分	X	1	○	本人専続区分
23	本人勤労学生区分	X	1	○	有無
24	税(課税)情報(個人住民税)				1
25	課税年度	X	4		1
26	相当年度	X	4		1
27	徴収番号	X	20		1
28	年税額	S9	13		1

詳細検討対象ユースケースにおける  
業務プロセス案  
(マイナンバー法案を考慮した見直し版)

平成 24 年 3 月

---

## はじめに

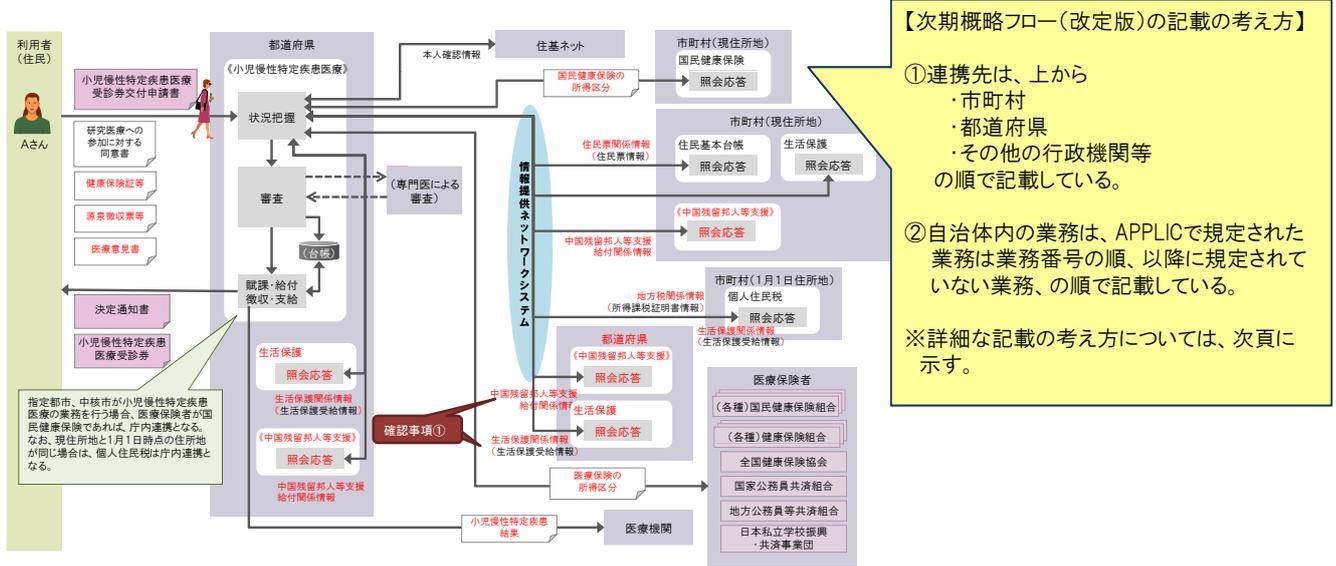
- ◆ 本書「業務プロセス案」は平成 23 年度自治体クラウド推進事業（団体間の業務データ連携に係る検討・実証）成果報告書の別冊（参考資料）として作成したものである。
- ◆ 「業務プロセス案」は、団体間連携実現後の姿について、業務処理や運用の流れを中心に視覚的に整理したものである。「業務プロセス案（マイナンバー法案を考慮した見直し版）」は、平成 23 年 6 月 30 日に政府・与党社会保障改革検討本部により示された『社会保障・税番号制度大綱』を基に作成したユースケースの業務プロセス案に対して、マイナンバー法案を考慮して見直しを行ったものである。
- ◆ 「業務プロセス案」は、以下の成果物から成る。
  - 次期概略フロー…団体間連携実現時の姿について、どのような組織がどのような情報を連携するかといった点を中心に整理したもの。
  - 業務プロセス案…団体間連携実現時の姿として、利便性や効率化の面から住民と職員の双方にとってより望ましい姿となるよう処理の流れを検討し、特に、団体間連携において従来の運用が変わる処理や新たに追加される処理について詳細な流れを記載したもの。

# マイナンバー法案を考慮した見直しの考え方

## (1) 次期概略フローへのマイナンバー法案を考慮した見直し

マイナンバー法案に記載のあった4つのユースケースに対して、マイナンバー法案に記載されている情報提供者や特定個人情報について、次期概略フローに取り込み、「次期概略フロー(マイナンバー法案を考慮した見直し)」を作成した。取り込みの考え方は以下の通り。

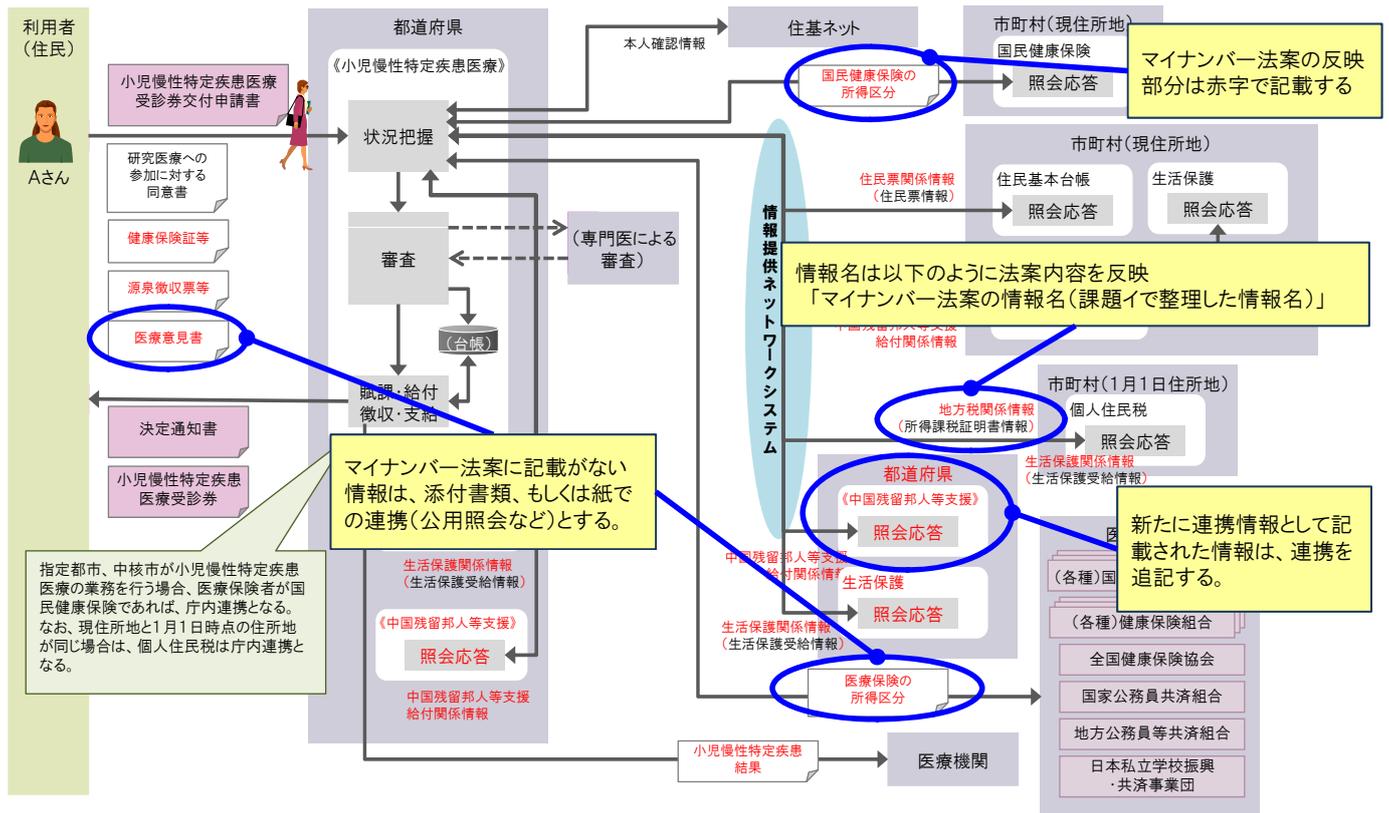
- ◆ 次期概略フローの連携先(組織と業務)、連携情報について、マイナンバー法案の別表第二の記載の有無を確認し、記載がある場合は団体間連携として整理し、記載がない場合は添付書類もしくは紙による連携として整理する。



## (2) 業務プロセス案の見直し

作成した次期概略フローをもとに、業務処理や運用の流れを中心とした業務プロセス案を作成する。

次期概略フローの連携先、連携情報については以下のようにマイナンバー法案の内容を基に見直しを行った。





## **資料1.**

### **「新No.1 児童扶養手当の認定申請における手続の効率化」**

**資料1-1 次期概略フロー(マイナンバー法案を考慮した見直し版)**

**資料1-2 業務プロセス案(マイナンバー法案を考慮した見直し版)**



該当するユースケース(大綱・H22年度事業)

・No.5. 児童扶養手当の認定における公的年金受給状況の把握

ユースケースの概要

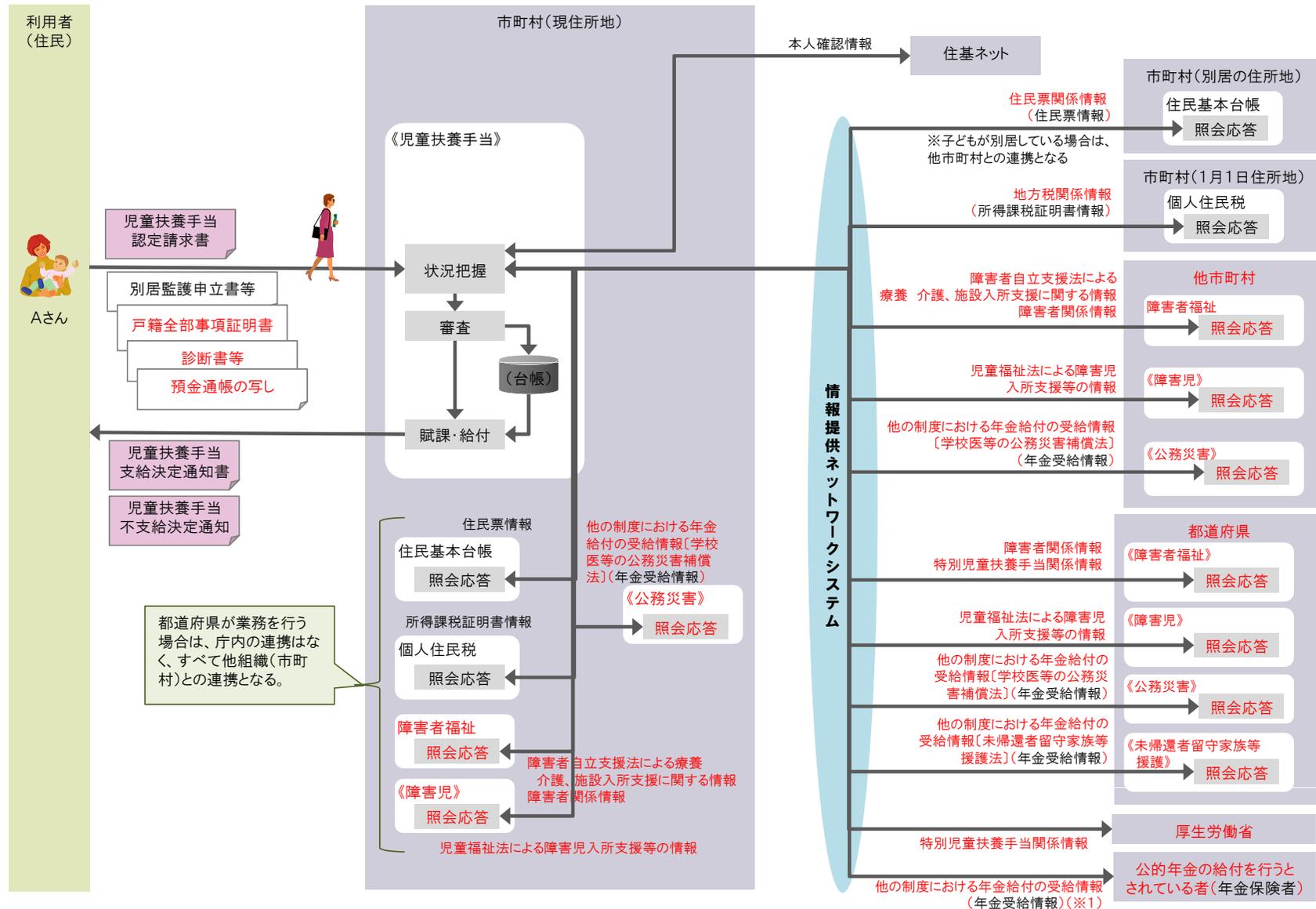
・児童扶養手当の認定手続において、処理に必要な情報を他組織から直接参照する。参照した情報等をもとに審査等を行い、結果を住民に通知する。

ユースケースの補足(整理する範囲・前提・業務内容など)

※申請から認定までを対象とし、支給は対象外とする。

# 新No.1. 児童扶養手当の認定申請における手続の効率化 次期概略フロー（マイナンバー法案を考慮した見直し版）（2/4）

児童扶養手当の認定手続において、処理に必要な情報を他組織から直接参照する。参照した情報等をもとに審査等を行い、結果を住民に通知する。



## 次期概略フローの補足事項

### ※1. 「自制度以外の他の制度における年金給付の受給情報」の内容

児童扶養手当法第三条第二項に規定された「公的年金給付」を指す

（用語の定義）

第三条

（略）

2 この法律において「公的年金給付」とは、次の各号に掲げる給付をいう。

- 一 国民年金法（昭和三十四年法律第百四十一号）に基づく年金たる給付
- 二 厚生年金保険法（昭和二十九年法律第百十五号）に基づく年金たる給付（同法 附則第二十八条 に規定する共済組合が支給する年金たる給付を含む。）
- 三 船員保険法（昭和十四年法律第七十三号）に基づく年金たる給付（雇用保険法 等の一部を改正する法律（平成十九年法律第三十号）附則第三十九条 の規定によりなお従前の例によるものとされた年金たる給付に限る。）
- 四 恩給法（大正十二年法律第四十八号。他の法律において準用する場合を含む。）に基づく年金たる給付
- 五 国家公務員共済組合法（昭和三十二年法律第百二十八号）及び国家公務員共済組合法の長期給付に関する施行法（昭和三十二年法律第百二十九号）に基づく年金たる給付
- 六 地方公務員の退職年金に関する条例に基づく年金たる給付
- 七 地方公務員等共済組合法（昭和三十七年法律第百五十二号）及び地方公務員等共済組合法の長期給付等に関する施行法（昭和三十七年法律第百五十三号）に基づく年金たる給付
- 八 私立学校教職員共済法（昭和二十八年法律第百四十五号）に基づく年金たる給付
- 九 旧令による共済組合等からの年金受給者のための特別措置法（昭和三十五年法律第百五十六号）に基づいて国家公務員共済組合連合会が支給する年金たる給付
- 十 戦傷病者戦没者遺族等援護法（昭和三十七年法律第百二十七号）に基づく年金たる給付
- 十一 未帰還者留守家族等援護法（昭和二十八年法律第百六十一号）に基づく留守家族手当及び特別手当（同法 附則第四十五項 に規定する手当を含む。）
- 十二 労働者災害補償保険法（昭和二十二年法律第五十号）に基づく年金たる給付
- 十三 国家公務員災害補償法（昭和二十六年法律第百九十一号。他の法律において準用する場合を含む。）に基づく年金たる補償
- 十四 公立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する法律（昭和三十二年法律第百四十三号）に基づく条例の規定に基づく年金たる補償
- 十五 地方公務員災害補償法（昭和三十二年法律第百二十一号）及び同法 に基づく条例の規定に基づく年金たる補償

新No.1. 児童扶養手当の認定申請における手続の効率化  
次期概略フロー(マイナンバー法案を考慮した見直し版)(4/4)

児童扶養手当の申請に関する主な法令

児童扶養手当法

(認定)

第六条 手当の支給要件に該当する者(以下「受給資格者」という。)は、手当の支給を受けようとするときは、その受給資格及び手当の額について、都道府県知事等の認定を受けなければならない。

2 前項の認定を受けた者が、手当の支給要件に該当しなくなった後再びその要件に該当するに至った場合において、その該当するに至った後の期間に係る手当の支給を受けようとするときも、同項と同様とする。

児童扶養手当法

(調査)

第二十九条 都道府県知事等は、必要があると認めるときは、受給資格者に対して、受給資格の有無及び手当の額の決定のために必要な事項に関する書類(当該児童の父又は母が支払った当該児童の養育に必要な費用に関するものを含む。)その他の物件を提出すべきことを命じ、又は当該職員をしてこれらの事項に関し受給資格者、当該児童その他の関係人に質問させることができる。

2 都道府県知事等は、必要があると認めるときは、受給資格者に対して、第三条第一項若しくは第四条第一項第一号ハに規定する政令で定める程度の障害の状態にあることにより手当の支給が行われる児童若しくは児童の父若しくは母につき、その指定する医師の診断を受けさせるべきことを命じ、又は当該職員をしてその者の障害の状態を診断させることができる。

3 前二項の規定によつて質問又は診断を行なう当該職員は、その身分を示す証明書を携帯し、かつ、関係人の請求があるときは、これを提示しなければならない。

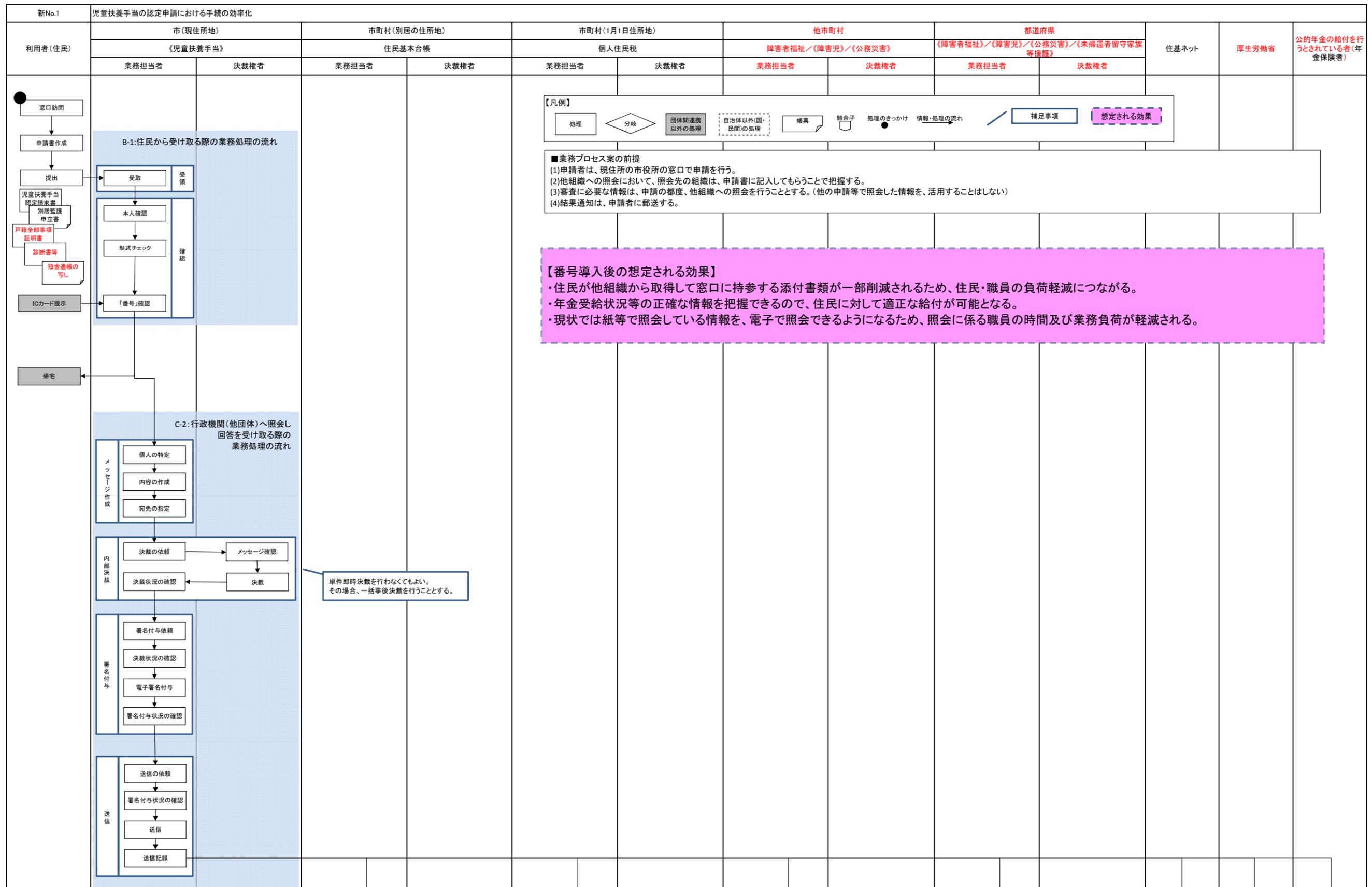
児童扶養手当法

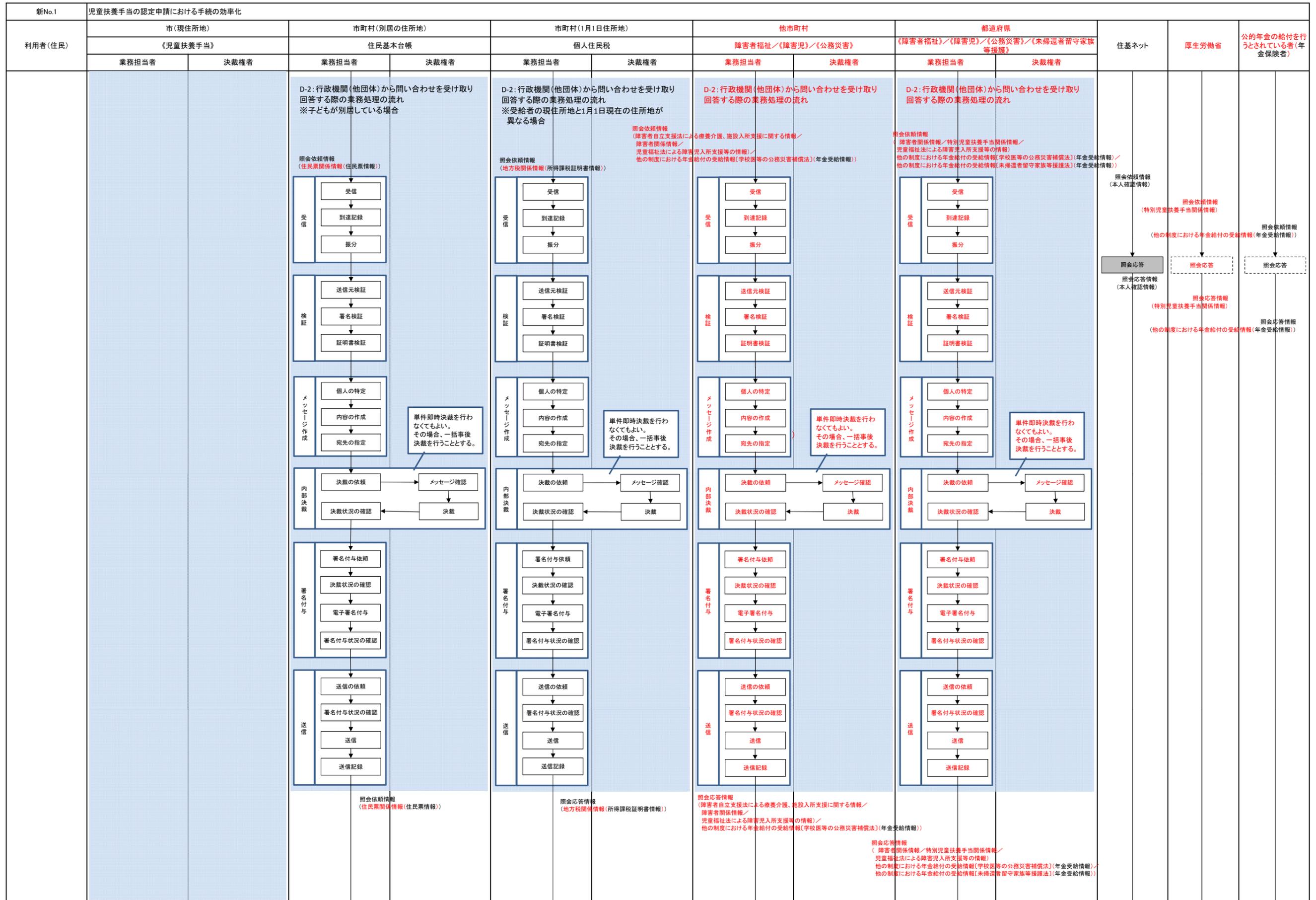
(資料の提供等)

第三十条 都道府県知事等は、手当の支給に関する処分に関し必要があると認めるときは、受給資格者、当該児童若しくは受給資格者の配偶者若しくは扶養義務者の資産若しくは収入の状況又は受給資格者、当該児童若しくは当該児童の父若しくは母に対する公的年金給付の支給状況につき、官公署、公的年金給付に係る年金制度の管掌者たる組合若しくは国家公務員共済組合連合会若しくは日本私立学校振興・共済事業団に対し、必要な書類の閲覧若しくは資料の提供を求め、又は銀行、信託会社その他の機関若しくは受給資格者の雇用主その他の関係人に対し、必要な事項の報告を求めることができる。

※ 申請書、添付書類については、以下に規定されている。

児童扶養手当法施行規則 第一条





新No.1	児童扶養手当の認定申請における手続の効率化													
利用者(住民)	市(現住所地)		市町村(別居の住所地)		市町村(1月1日住所地)		他市町村		都道府県		住基ネット	厚生労働省	公的年金の給付を行うとされている者(年金保険者)	
	《児童扶養手当》		住民基本台帳		個人住民税		障害者福祉/《障害児》/《公務災害》		《障害者福祉》/《障害児》/《公務災害》/《未帰還者留守家族等援護》					
業務担当者		決裁権者	業務担当者		決裁権者		業務担当者		決裁権者		業務担当者		決裁権者	
<p>The flowchart details the process for child support allowance applications. It starts with '受信' (Reception) and '到達記録' (Arrival Record) in the '受信' (Reception) column. This is followed by '振分' (Distribution) and '送信元検証' (Sender Verification) in the '検証' (Verification) column. The process then moves to '署名検証' (Signature Verification) and '証明書検証' (Certificate Verification). A '審査' (Review) step follows. A detailed section 'A-1: 住民に連絡する際の業務処理の流れ' (Flow of business processing when contacting residents) includes '個人の特定' (Individual Specification), '内容の作成' (Content Creation), and '宛先の特定' (Recipient Specification). This is followed by '決裁の依頼' (Request for Decision) and '原案の確認' (Original Confirmation) in the '内部決裁' (Internal Decision) column, and '決裁状況の確認' (Confirmation of Decision Status). The '公印押印' (Official Seal) column includes '公印押印依頼' (Request for Official Seal), '決裁状況の確認' (Confirmation of Decision Status), '公印押印' (Official Seal), and '公印の確認' (Confirmation of Official Seal). The '発送' (Shipping) column includes '発送の依頼' (Request for Shipping), '公印の確認' (Confirmation of Official Seal), '発送' (Shipping), and '発送記録' (Shipping Record). The final steps are '受取' (Receipt), '発送元確認' (Sender Confirmation), '公印の確認' (Confirmation of Official Seal), and '通知内容の確認' (Confirmation of Notification Content). The process concludes with '児童扶養手当支給決定通知書' (Child Support Allowance Payment Decision Notification) and '児童扶養手当不支給決定通知書' (Child Support Allowance Non-payment Decision Notification).</p>														



## 資料2.

### 「新No.2 生活保護の受給申請に伴う調査の効率化」 (都道府県で実施)

資料2-1 次期概略フロー(マイナンバー法案を考慮した見直し版)

資料2-2 業務プロセス案(マイナンバー法案を考慮した見直し版)



### 該当するユースケース(大綱・H22年度事業)

- ・No.9. 生活保護認定における他制度給付状況の把握 (②都道府県で実施する場合)

### ユースケースの概要

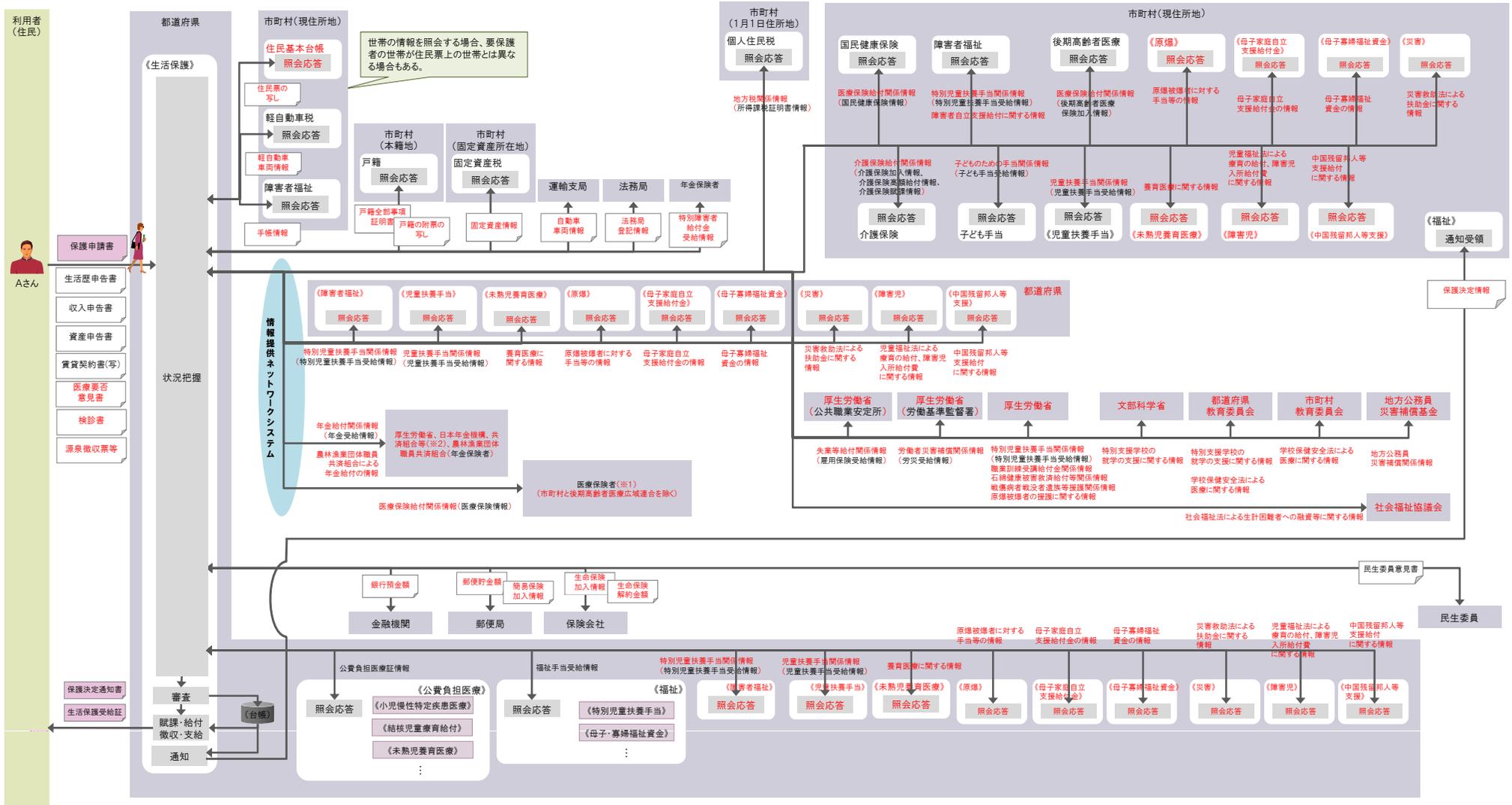
- ・生活保護認定の審査の際に、他制度の給付状況(各種公的年金、雇用保険給付、児童扶養手当等)を確認する。

### ユースケースの補足(整理する範囲・前提・業務内容など)

- ※生活保護の支給申請手続について整理する。

## 新No.2. 生活保護の受給申請に伴う調査の効率化(都道府県で実施) 次期概略フロー(マイナンバー法案を考慮した見直し版)(2/4)

生活保護の申請手続において、処理に必要な情報を他組織から直接参照する。また、現状では紙等で行っている組織間の連携を電子で行う。参照した情報等をもとに審査等を行い、結果を住民に通知する。



### 次期概略フローの補足事項

※1. 「医療保険者」の内容

全国健康保険協会、健康保険組合、日本私立学校振興・共済事業団、共済組合、市町村長、国民健康保険組合

※2. 「共済組合等」の内容

日本私立学校振興・共済事業団、国家公務員共済組合連合会、地方公務員共済組合、全国市町村職員共済組合連合会

新No.2. 生活保護の受給申請に伴う調査の効率化( 都道府県で実施)  
次期概略フロー( マイナンバー法案を考慮した見直し版)( 4/4)

生活保護の申請に関する主な法令

生活保護法

(申請保護の原則)

第七条 保護は、要保護者、その扶養義務者又はその他の同居の親族の申請に基づいて開始するものとする。但し、要保護者が急迫した状況にあるときは、保護の申請がなくても、必要な保護を行うことができる。

生活保護法

(申請による保護の開始及び変更)

第二十四条 保護の実施機関は、保護の開始の申請があつたときは、保護の要否、種類、程度及び方法を決定し、申請者に対して書面をもつて、これを通知しなければならない。

生活保護法

(調査及び検診)

第二十八条 保護の実施機関は、保護の決定又は実施のため必要があるときは、要保護者の資産状況、健康状態その他の事項を調査するために、要保護者について、当該職員に、その居住の場所に立ち入り、これらの事項を調査させ、又は当該要保護者に対して、保護の実施機関の指定する医師若しくは歯科医師の検診を受けるべき旨を命ずることができる。

2 前項の規定によつて立入調査を行う当該職員は、厚生労働省令の定めるところにより、その身分を示す証票を携帯し、且つ、関係人の請求があるときは、これを呈示しなければならない。

3 第一項の規定による立入調査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

4 保護の実施機関は、要保護者が第一項の規定による立入調査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は医師若しくは歯科医師の検診を受けるべき旨の命令に従わないときは、保護の開始若しくは変更の申請を却下し、又は保護の変更、停止若しくは廃止をすることができる。

生活保護法

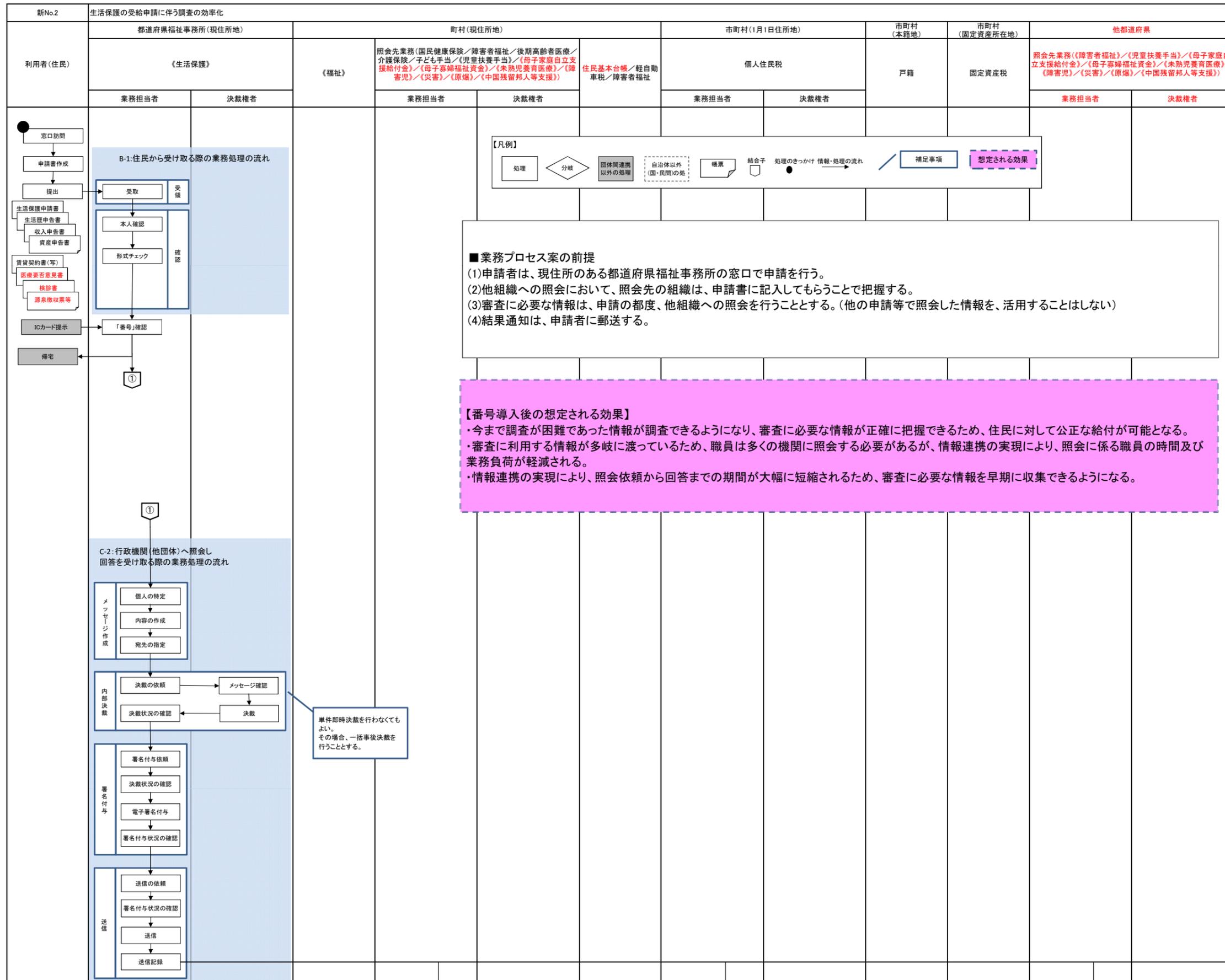
(調査の嘱託及び報告の請求)

第二十九条 保護の実施機関及び福祉事務所長は、保護の決定又は実施のために必要があるときは、要保護者又はその扶養義務者の資産及び収入の状況につき、官公署に調査を嘱託し、又は銀行、信託会社、要保護者若しくはその扶養義務者の雇主その他の関係人に、報告を求めることができる。

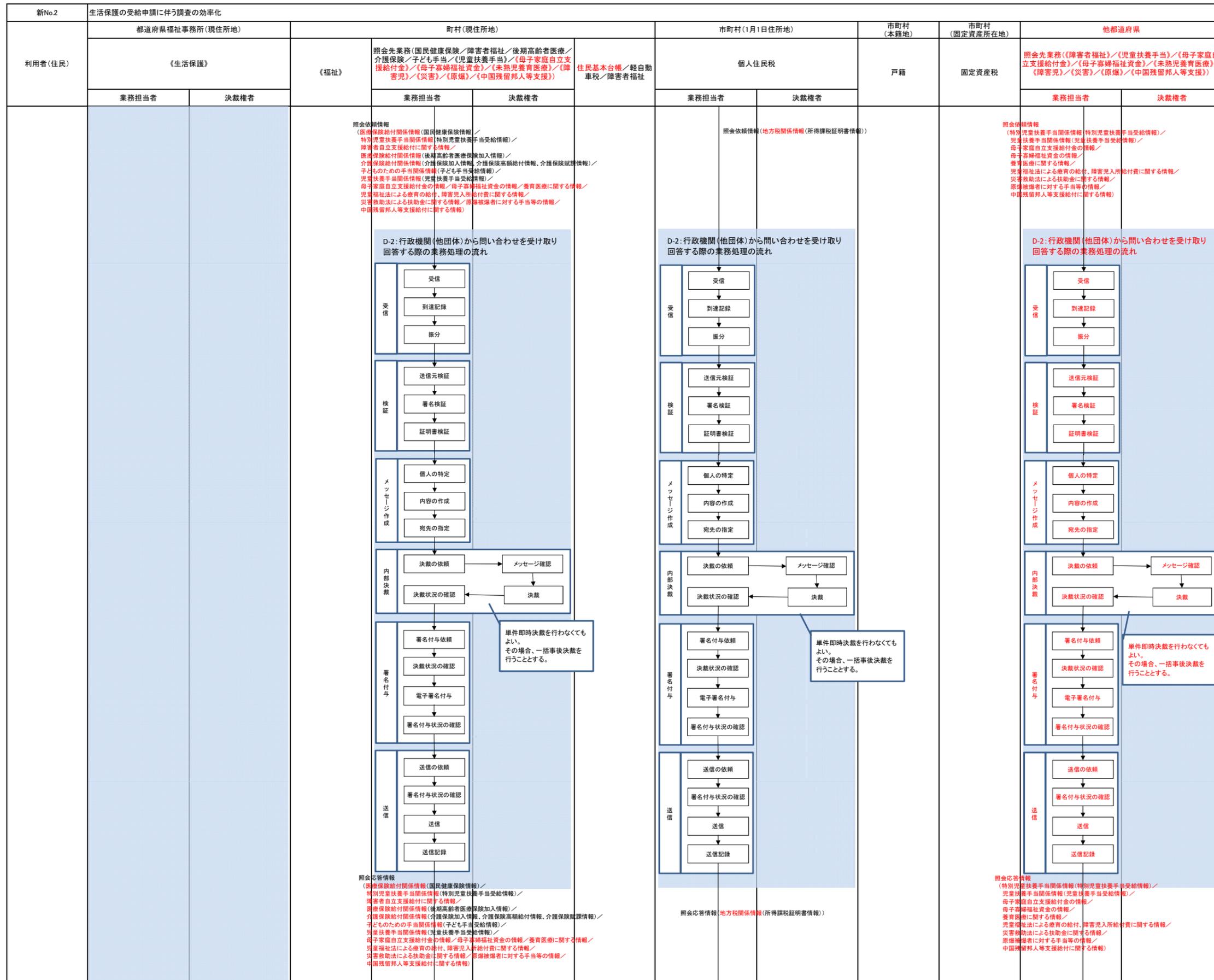
※ 申請書、添付書類については、以下に規定されている。

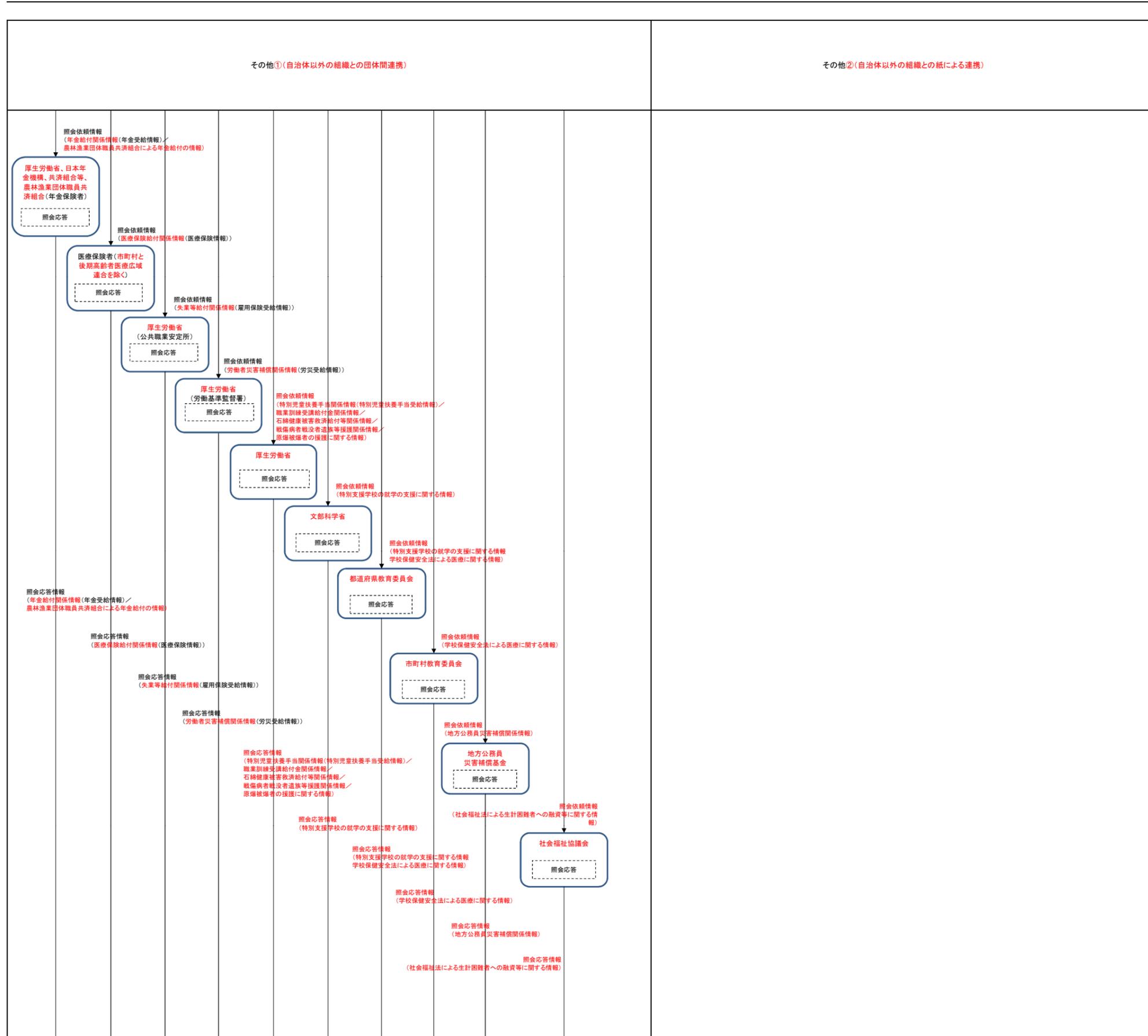
生活保護法施行規則 第二条

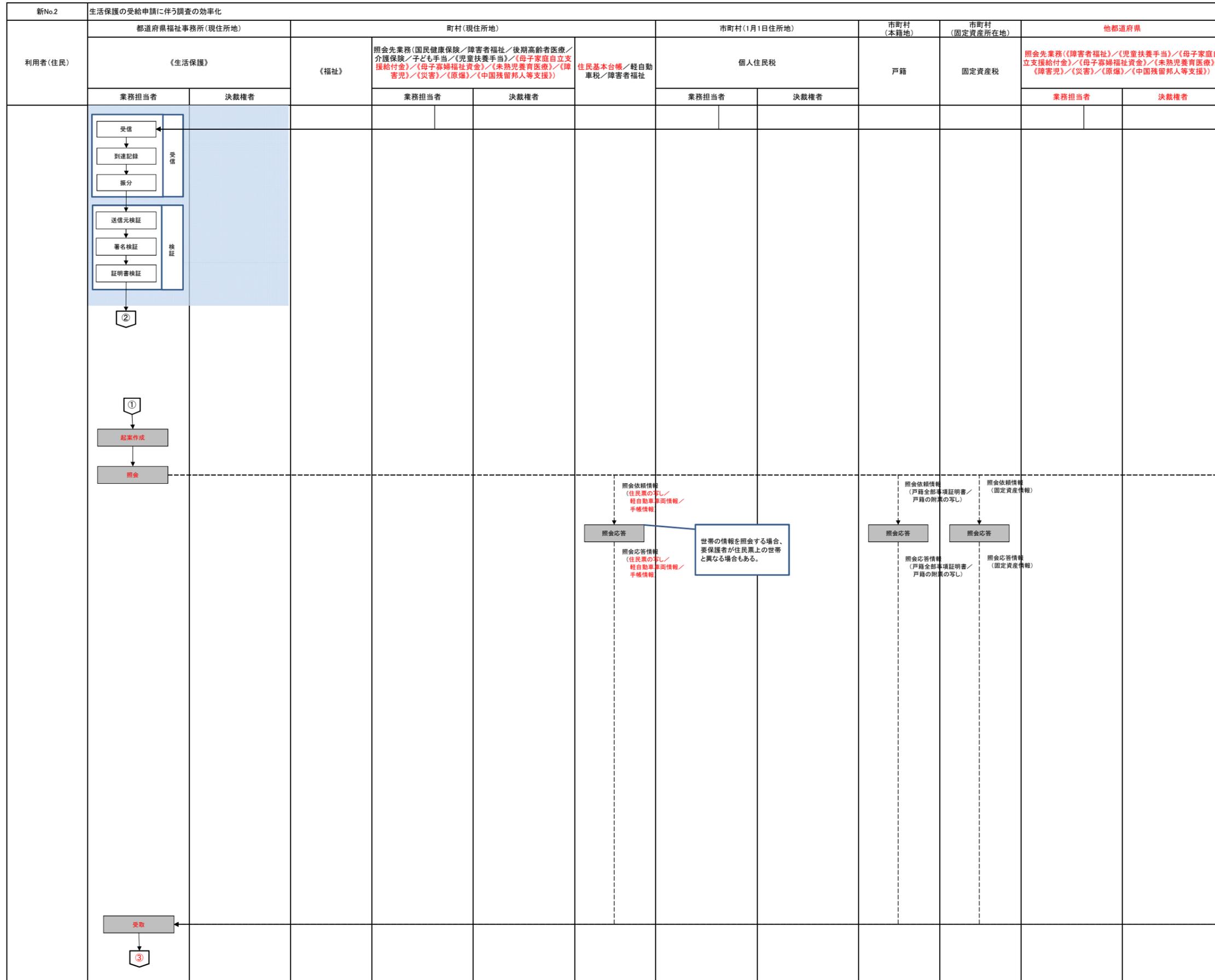
生活保護法施行細則 第三条(福岡県の例)

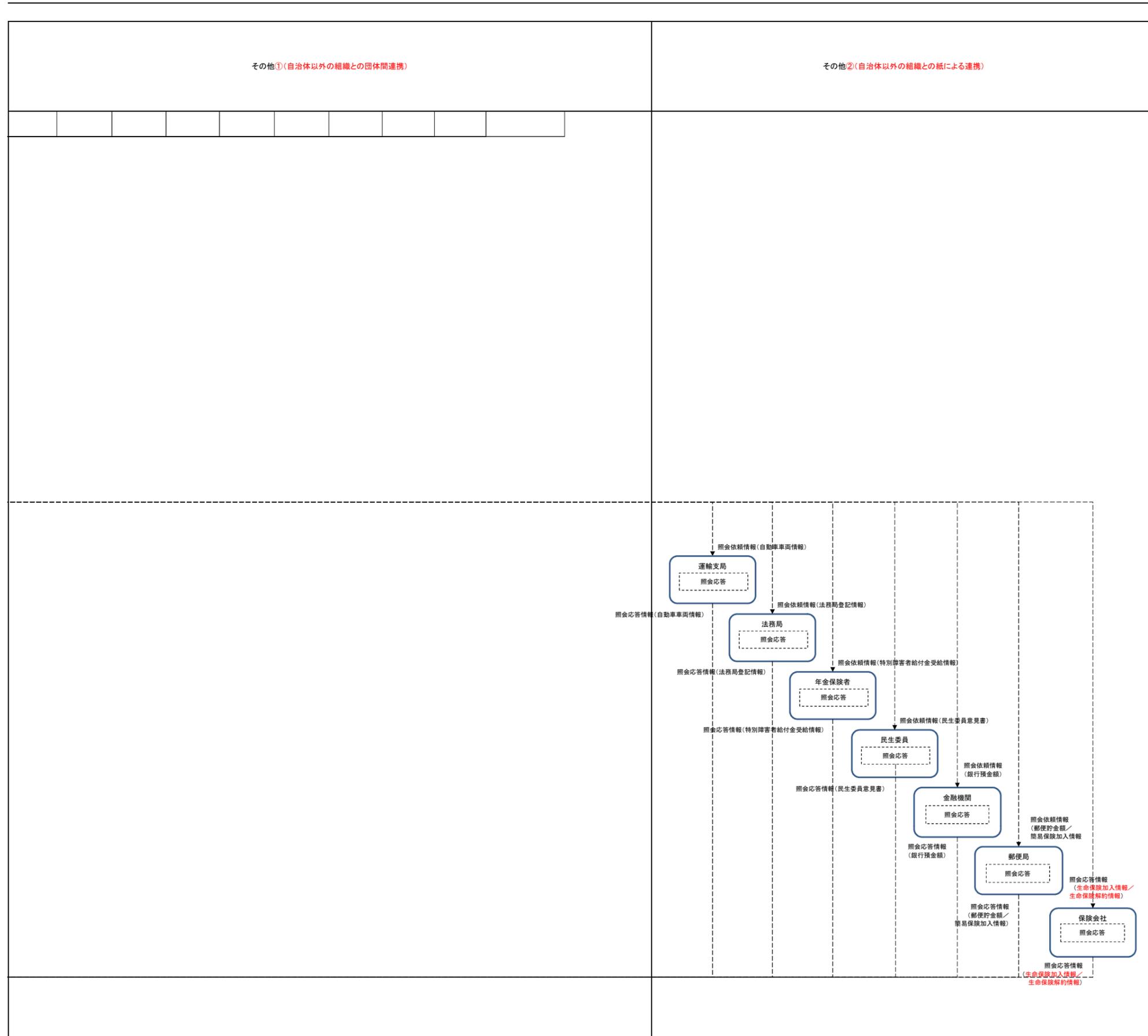


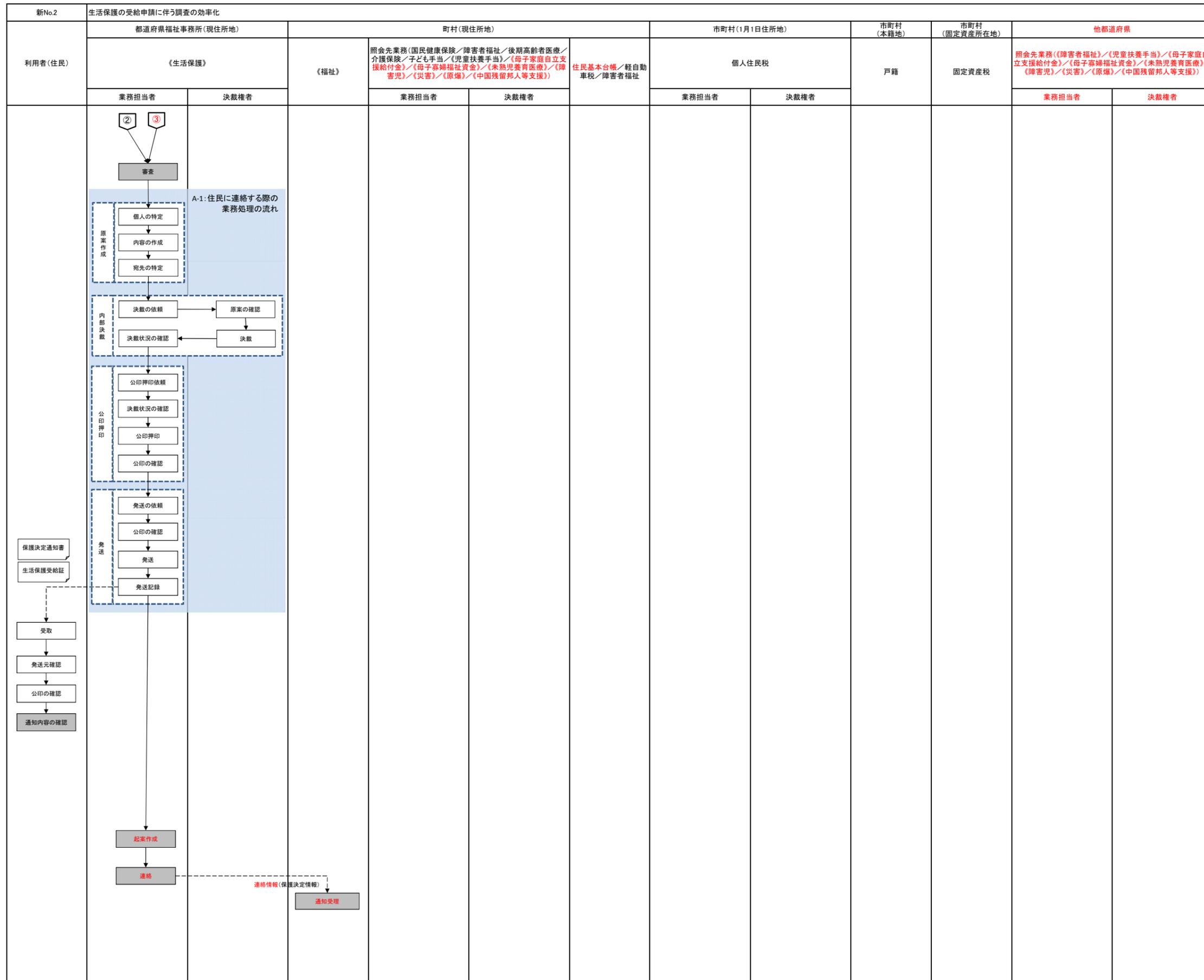
その他①(自治体以外の組織との団体間連携)	その他②(自治体以外の組織との紙による連携)











その他①(自治体以外の組織との団体間連携)	その他②(自治体以外の組織との紙による連携)

## 資料3.

### 「新No.4 小児慢性特定疾患の医療給付手続の効率化」

資料3-1 次期概略フロー(マイナンバー法案を考慮した見直し版)

資料3-2 業務プロセス案(マイナンバー法案を考慮した見直し版)



### 該当するユースケース（大綱・H22年度事業）

- ・ No.27. 小児慢性特定疾患の医療給付手続の効率化

### ユースケースの概要

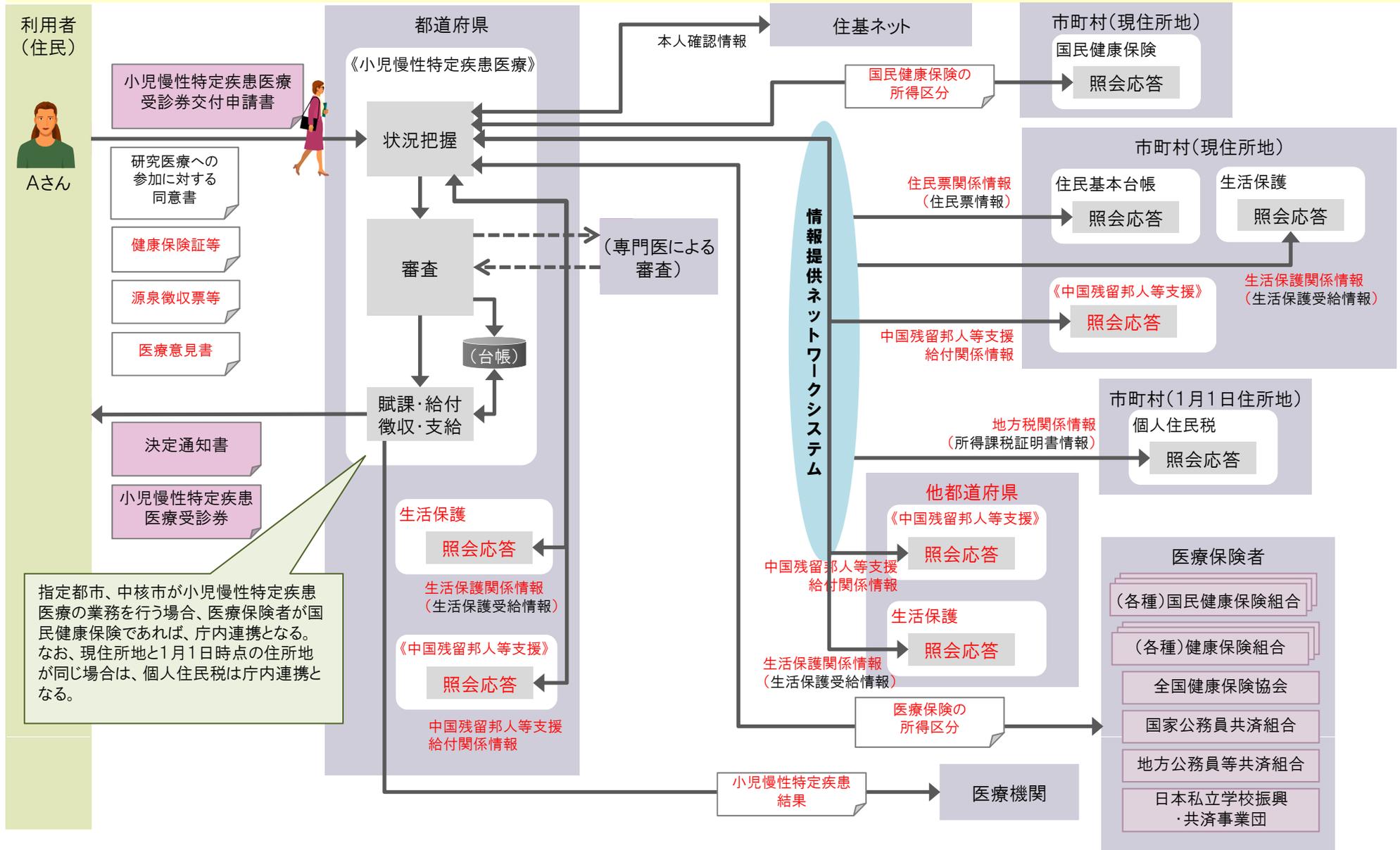
- ・小児慢性特定疾患治療研究事業による医療の給付申請手続に際して、組織間で情報連携することにより所得情報等に関する証明書等の添付が不要となる。

### ユースケースの補足（整理する範囲・前提・業務内容など）

- ※小児慢性特定疾患治療研究事業による医療の給付＝小児慢性特定疾患の医療受診券交付申請について整理する。
- ※専門医による審査がある。
- ※加入する医療保険情報を連携しているが、小児が対象となるため、後期高齢者医療は対象外と想定する。

新No.4. 小児慢性特定疾患の医療給付手続の効率化  
次期概略フロー（マイナンバー法案を考慮した見直し版）（2/3）

小児慢性特定疾患の医療給付手続において、添付書類の代わりに他組織から所得などの情報を直接参照する。参照した情報等をもとに審査等を行い、結果を住民に通知する。



小児慢性特定疾患の申請に関する主な法令

児童福祉法

第二十一条の五 都道府県は、厚生労働大臣が定める慢性疾患にかかっていることにより長期にわたり療養を必要とする児童又は児童以外の満二十歳に満たない者（政令で定めるものに限る。）であつて、当該疾患の状態が当該疾患ごとに厚生労働大臣が定める程度であるものの健全な育成を図るため、当該疾患の治療方法に関する研究その他必要な研究に資する医療の給付その他の政令で定める事業を行うことができる。

児童福祉法施行令

第二十三条の二 法第二十一条の五の政令で定める者は、児童以外の満二十歳に満たない者であつて、満十八歳に達する日前から引き続き次項第一号に掲げる医療の給付又は同項第二号に掲げる医療に要する費用の支給を受けているものとする。

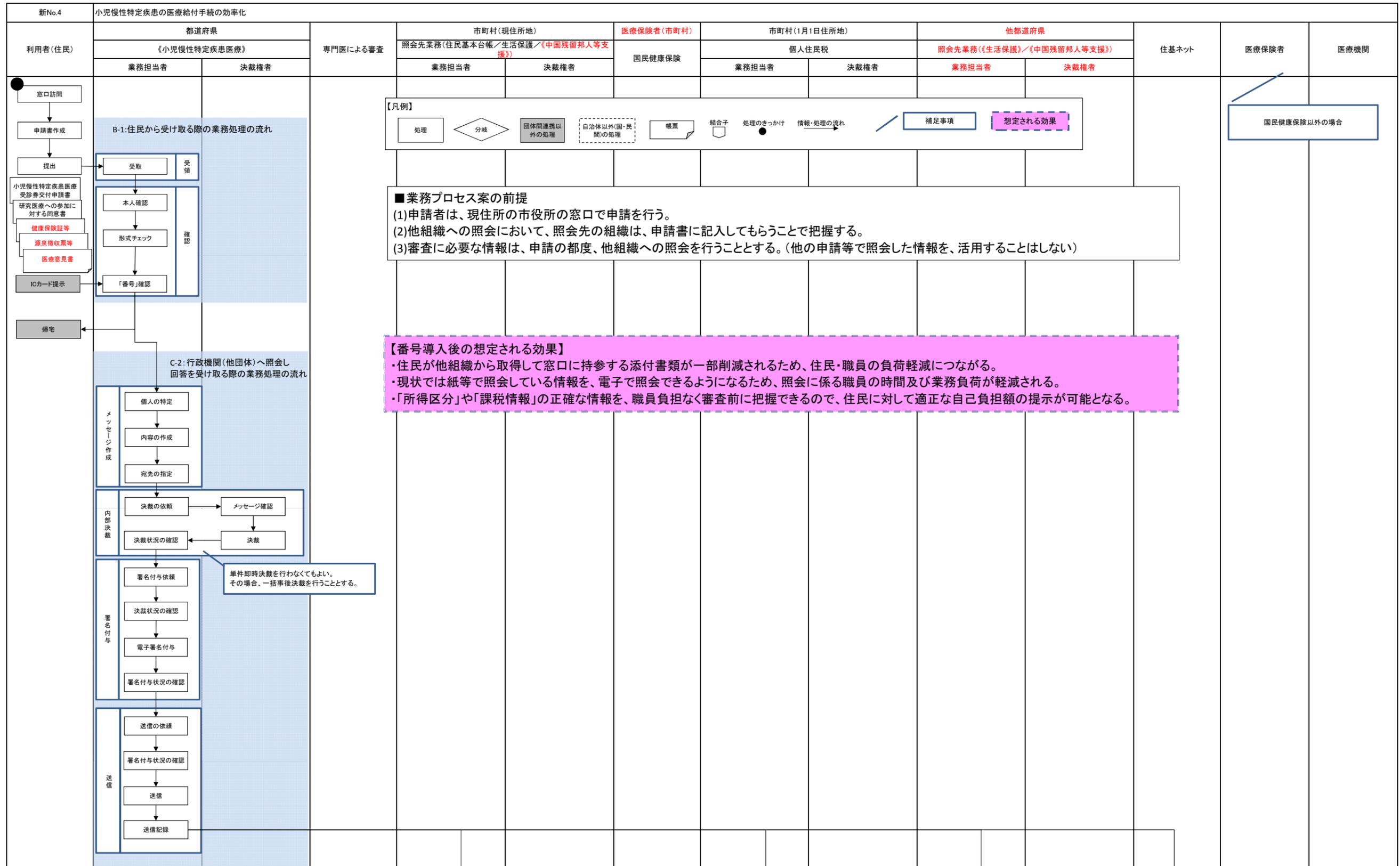
○2 法第二十一条の五の政令で定める事業は、次に掲げる事業とする。

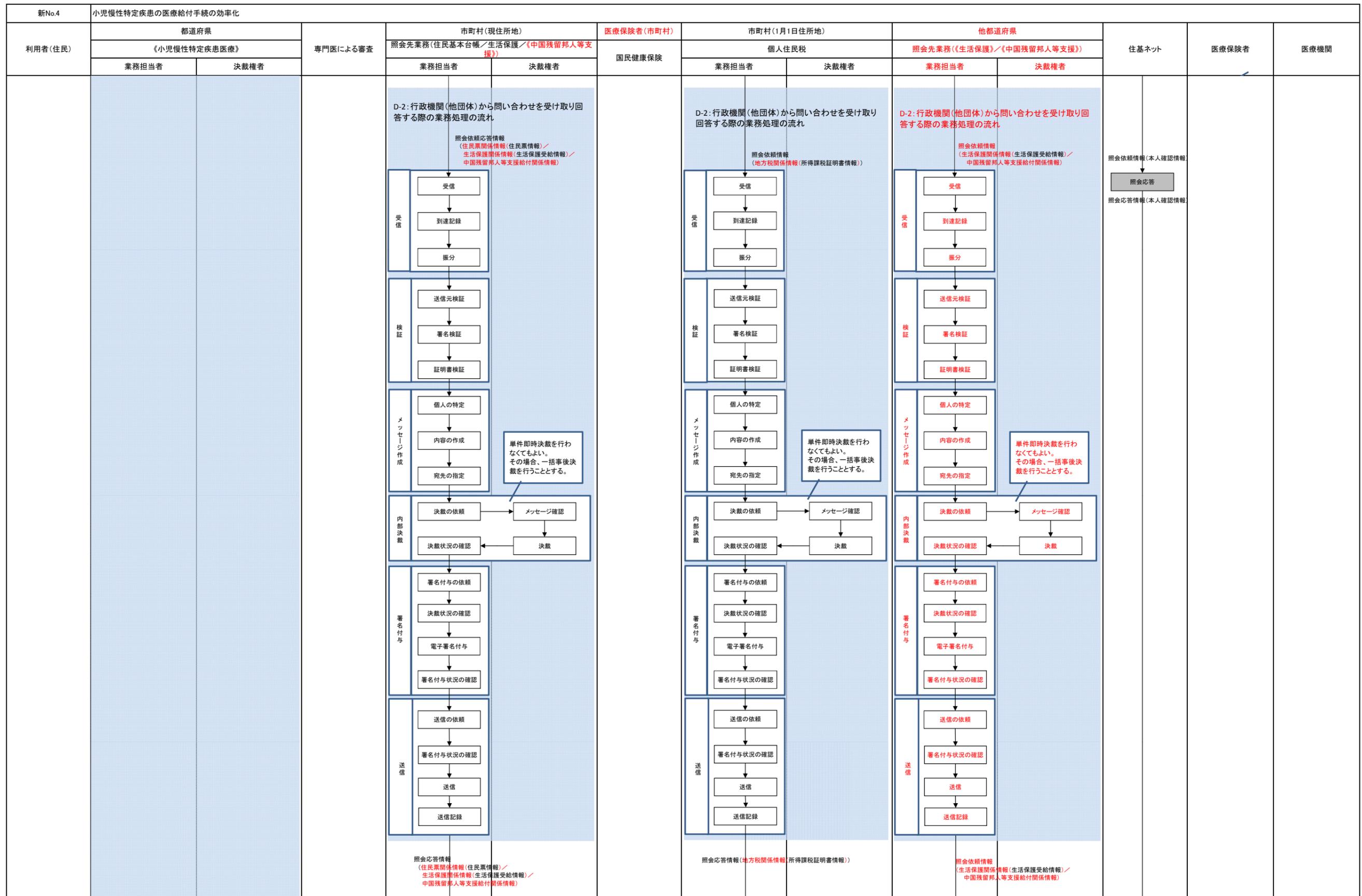
- 一 法第二十一条の五の規定により厚生労働大臣が定める程度の状態の慢性疾患の治療方法に関する研究その他必要な研究に資する医療の給付
- 二 前号の医療の給付が困難であると認められる場合に、これに代えて行う当該医療に要する費用の支給

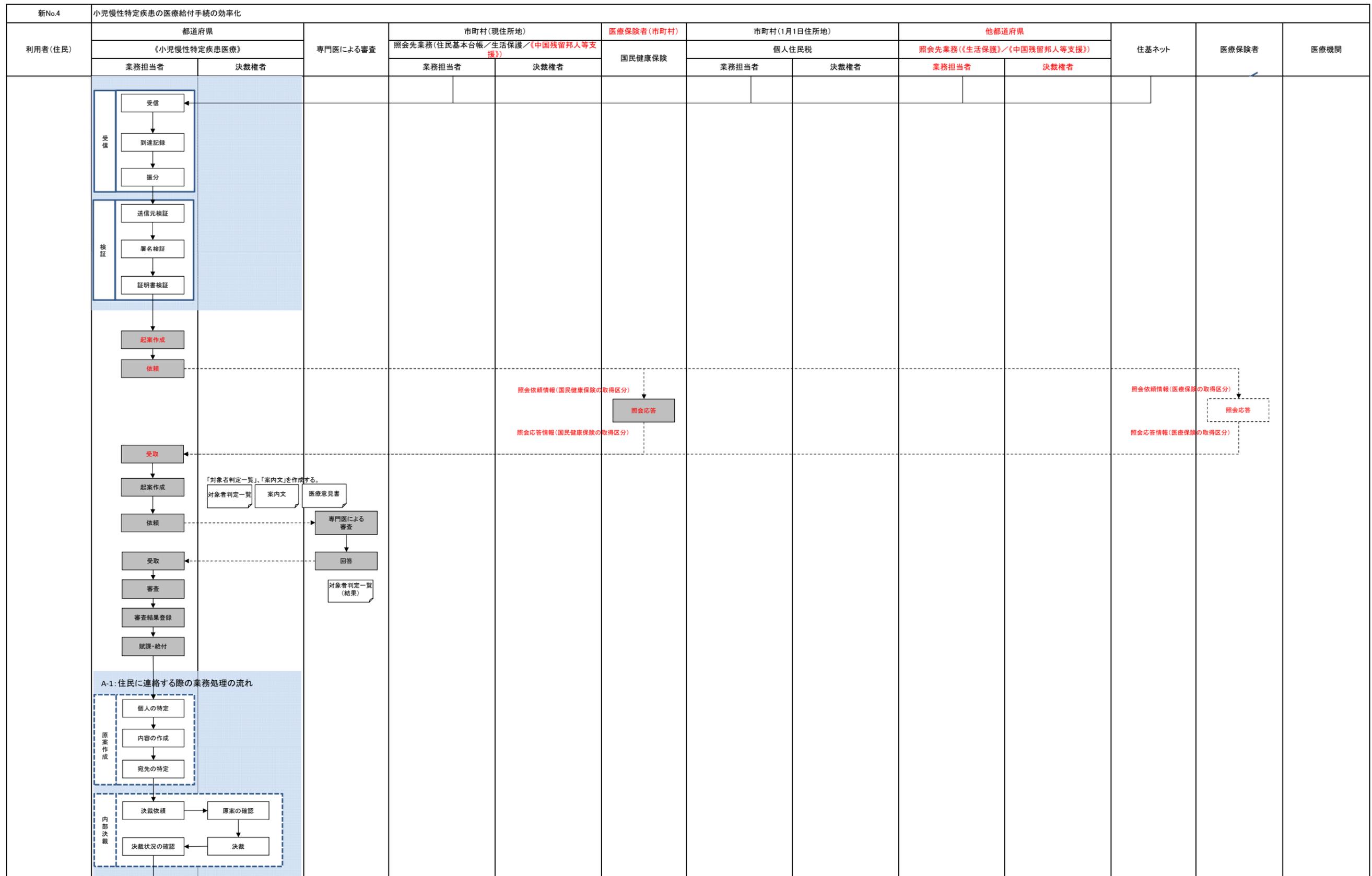
※ 申請手続については、以下に規定されている。

小児慢性特定疾患治療研究事業実施要綱









新No.4		小児慢性特定疾患の医療給付手続の効率化											
利用者(住民)	都道府県		専門医による審査	市町村(現住所地)		医療保険者(市町村)	市町村(1月1日住所地)		他都道府県		住基ネット	医療保険者	医療機関
	《小児慢性特定疾患医療》			照会先業務(住民基本台帳/生活保護/中国残留邦人等支援)		国民健康保険	個人住民税		照会先業務(《生活保護》/《中国残留邦人等支援》)				
	業務担当者	決裁権者		業務担当者	決裁権者		業務担当者	決裁権者	業務担当者	決裁権者			
<div style="display: flex; justify-content: space-between;"> <div style="width: 45%;"> <p><b>公印押印</b></p> <p>公印押印依頼</p> <p>↓</p> <p>決裁状況の確認</p> <p>↓</p> <p>公印押印</p> <p>↓</p> <p>公印の確認</p> <p><b>発送</b></p> <p>発送の依頼</p> <p>↓</p> <p>公印の確認</p> <p>↓</p> <p>発送</p> <p>↓</p> <p>発送記録</p> </div> <div style="width: 45%; border-left: 1px dashed black; padding-left: 10px;"> <p>連絡情報(小児慢性特定疾患結果)</p> <p>↓</p> <p>受取</p> </div> </div>													
受取	決定通知書											受取	
発送元確認	小児慢性特定疾患医療受診券												
公印の確認													
通知内容の確認													

## **資料4.**

### **「新No.5 国民年金の裁定請求の効率化」**

**資料4-1 次期概略フロー(マイナンバー法案を考慮した見直し版)**

**資料4-2 業務プロセス案(マイナンバー法案を考慮した見直し版)**



### 該当するユースケース（大綱・H22年度事業）

- ・ No.32-1. 国民年金の裁定請求の効率化

### ユースケースの概要

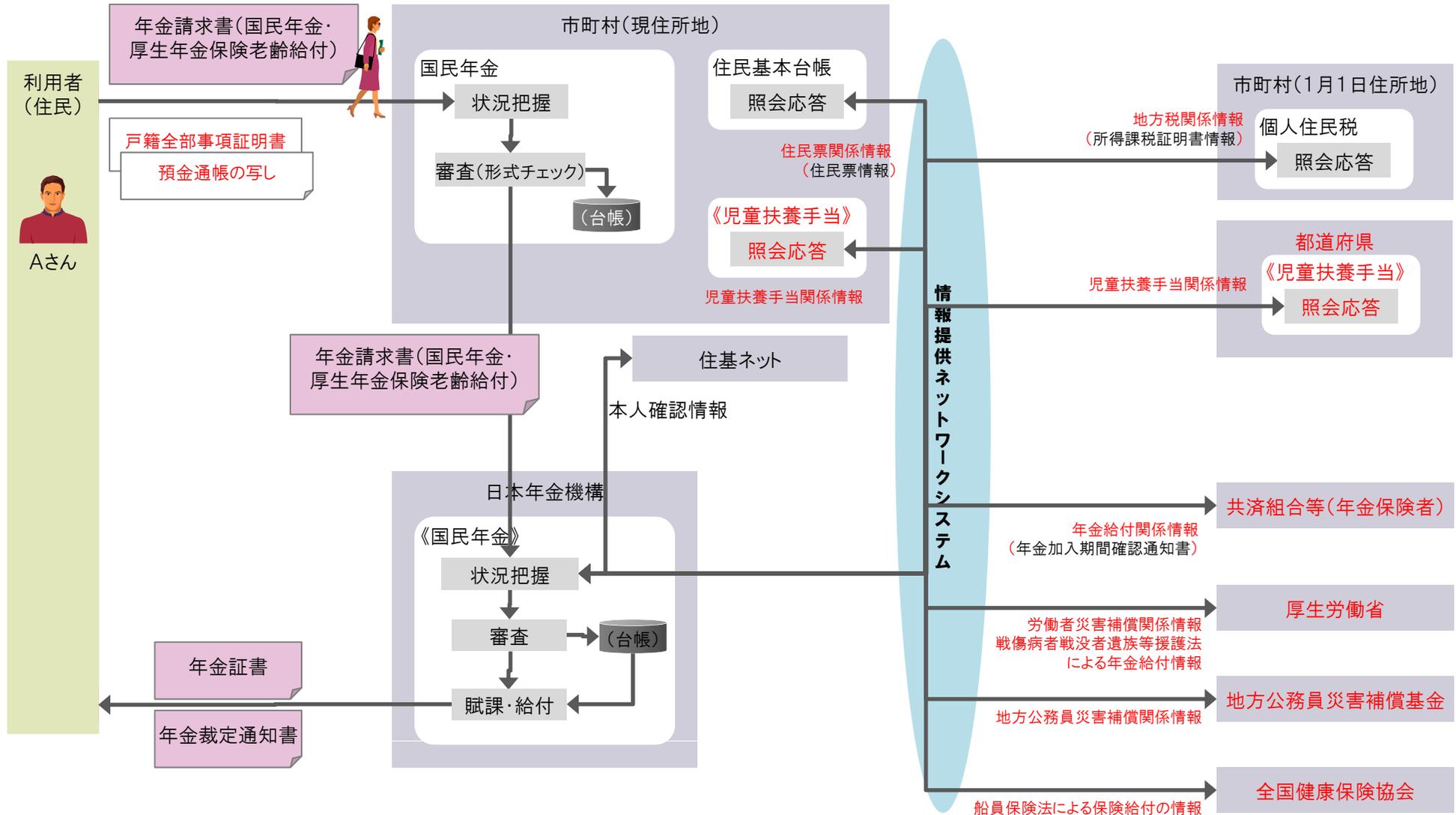
- ・ 国民年金法及び厚生年金保険法による被保険者・受給者に係る裁定請求・届出に関する手続に際して、組織間で情報連携することにより住民票等の添付が不要となる。

### ユースケースの補足（整理する範囲・前提・業務内容など）

- ※ 老齢基礎年金の裁定請求について整理する。
- ※ 国民年金第1号被保険者期間のみの場合を対象とする。（厚生年金・共済組合の加入期間、第3号被保険者期間（厚生年金・共済組合の加入者の被扶養配偶者）がある場合は日本年金機構での手続となる）

新No.5. 国民年金の裁定請求の効率化  
次期概略フロー（マイナンバー法案を考慮した見直し版）（2/3）

国民年金の老齢基礎年金の年金請求手続において、添付書類の代わりに他組織から情報を直接参照する。参照した情報等をもとに審査等を行い、結果を住民に通知する。



## 国民年金の裁定請求に関する主な法令

### 国民年金法

（裁定）

第十六条 給付を受ける権利は、その権利を有する者（以下「受給権者」という。）の請求に基いて、厚生労働大臣が裁定する。

### 国民年金法施行令

（市町村が処理する事務）

第一条の二 法第三条第三項の規定により、次に掲げる事務は、市町村長（特別区の区長を含む。以下同じ。）が行うこととする。この場合においては、法の規定中当該事務に係る厚生労働大臣に関する規定は、市町村長に関する規定として市町村長に適用があるものとする。

【中略】

四 法第十六条に規定する給付を受ける権利の裁定（次に掲げる給付を受ける権利の裁定に限る。）の請求の受理及びその請求に係る事実についての審査に関する事務  
イ 法第七条第一項第一号に規定する第一号被保険者（法附則第五条第一項の規定による被保険者、平成六年改正法附則第十一条第一項の規定による被保険者、平成十六年改正法附則第二十三条第一項の規定による被保険者及び国民年金法等の一部を改正する法律（昭和六十年法律第三十四号。以下「昭和六十年改正法」という。）第一条の規定による改正前の法（以下「旧法」という。）による被保険者を含む。以下「第一号被保険者」という。）としての被保険者期間のみを有する者（厚生年金保険法（昭和二十九年法律第百十五号）第七十八条の七に規定する離婚時みなし被保険者期間、国家公務員共済組合法（昭和三十三年法律第百二十八号）第九十三条の十第二項に規定する離婚時みなし組合員期間、地方公務員等共済組合法（昭和三十七年法律第百五十二号）第一百七条の四第二項に規定する離婚時みなし組合員期間又は私立学校教職員共済法（昭和二十八年法律第二百四十五号）第二十五条において読み替えて準用する国家公務員共済組合法第九十三条の十第二項に規定する離婚時みなし加入者期間を有する者を除く。）に支給する老齢基礎年金（昭和六十年改正法附則第十五条第一項又は第二項の規定により支給するものを除く。）

【後略】

### 国民年金法施行規則

（裁定の請求）

第十六条 法第十六条の規定による老齢基礎年金（法附則第九条の三第一項の規定による老齢年金を含む。以下同じ。）についての裁定の請求は、次の各号に掲げる事項を記載した請求書を機構に提出することによつて行わなければならない。

【後略】

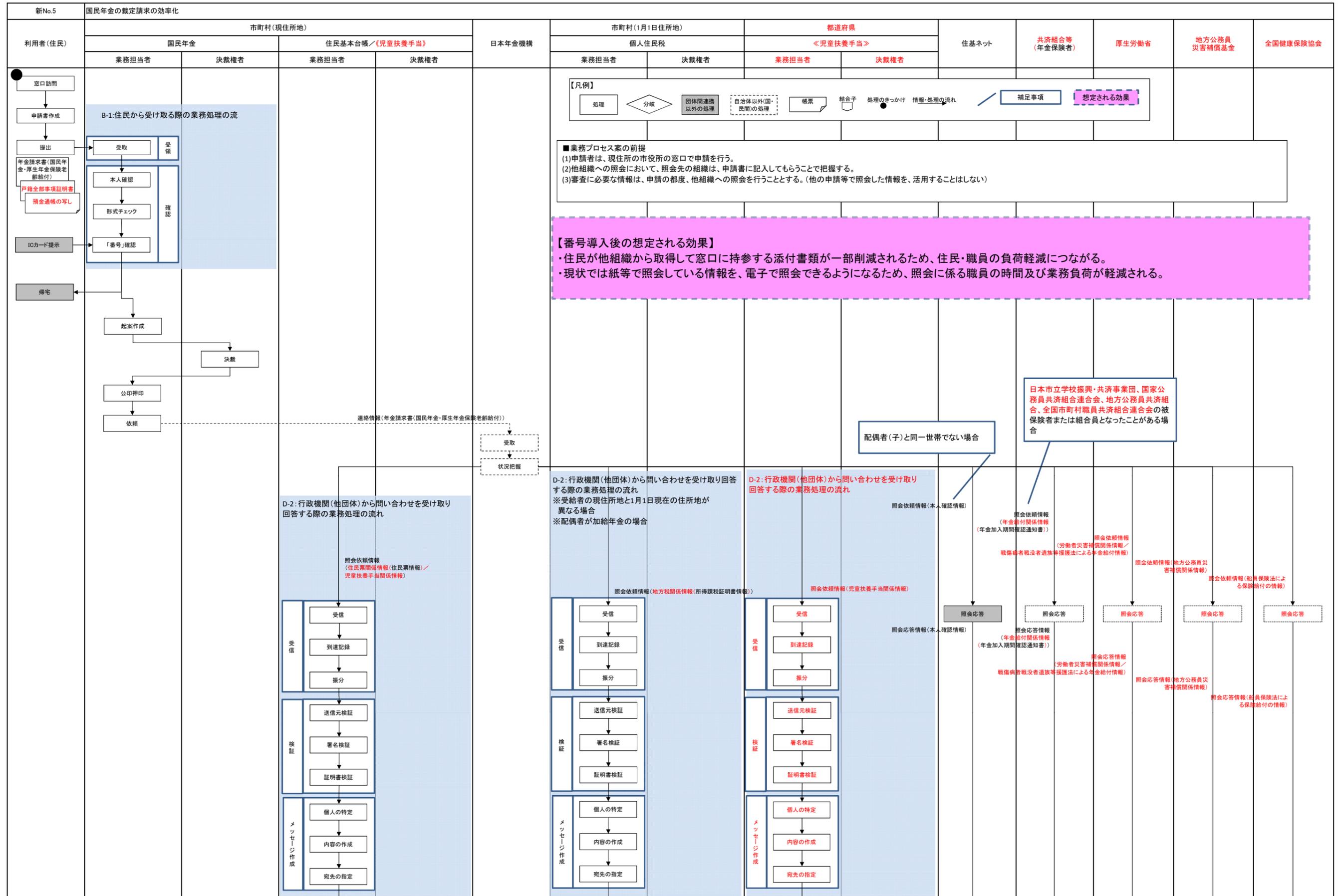
### 国民年金法施行規則

（申請書等の経由）

第二十七条 第十六条第一項、第十六条の二第三項、第十六条の三第一項、第十六条の四第一項、第十六条の五第一項及び第十六条の六第一項の老齢基礎年金の裁定請求書並びに第二十五条第一項の請求書（同項後段に該当する場合に係るものに限る。）は、令第一条、第一条の二及び第二条の規定により当該老齢基礎年金及び老齢年金に係る法第十六条に規定する裁定の請求の受理を行うこととされた者を經由して提出しなければならない。

【後略】







詳細検討対象ユースケースにおける  
連携データ項目案  
(マイナンバー法案を考慮した見直し版)

- ・インターフェース仕様
- ・データ一覧

平成 24 年 3 月

---

## はじめに

- ◆ 本書「連携データ項目案（マイナンバー法案を考慮した見直し版）」は平成 23 年度自治体クラウド推進事業（団体間の業務データ連携に係る検討・実証）成果報告書の別冊（参考資料）として作成したものである。
- ◆ 連携データ項目とは、団体間で連携する情報について審査等で必要となる項目を整理したものである。「連携データ項目案（マイナンバー法案を考慮した見直し版）」は、平成 23 年 6 月 30 日に政府・与党社会保障改革検討本部により示された『社会保障・税番号制度大綱』を基にして作成した連携データ項目に対し、マイナンバー法案を考慮して見直しを行ったものである。
- ◆ 「連携データ項目案（マイナンバー法案を考慮した見直し版）」は、以下の成果物から成る。
  - インタフェース仕様…団体間で連携する情報のデータ項目と、団体間の入出力（I/O）の関係を整理したもの。
  - データ一覧…各業務が所管するデータの中で、他団体との情報連携で提供する情報を整理したもの。なお、繰り返し項目がある場合は出現回数の最小と最大に出現する回数を整理している。

項番	連携情報	データ項目 整理済	情報保有者		ユースケース別		使用する情報		
			団体	業務	No.1	No.2	No.4	No.5	
									ユニットNo.
1	本人確認情報	○	(住基ネット)	—	—	○		○	○
2	住民票関係情報(住民票情報)	○	市町村	1	住民基本台帳	○		○	○
3	地方税関係情報(所得課税証明書情報)	○	市町村	6	個人住民税	○	○	○	○
4	医療保険給付関係情報(国民健康保険情報)	○	市町村	10	国民健康保険		○		
5	特別児童扶養手当関係情報(特別児童扶養手当受給情報)	○	市町村	12	障害者福祉		○		
			都道府県	—	《障害者福祉》	○	○		
			厚生労働省	—	—	○	○		
6	障害者自立支援法による療養介護、施設入所支援に関する情報		市町村	12	障害者福祉	○			
7	障害者関係情報		市町村	12	障害者福祉	○			
			都道府県	—	《障害者福祉》	○			
8	医療保険給付関係情報(後期高齢者医療保険加入情報)	○	市町村	13	後期高齢者医療		○		
9	介護保険給付関係情報(介護保険加入情報)	○	市町村	14	介護保険		○		
10	介護保険給付関係情報(介護保険高額給付情報)	○	市町村	14	介護保険		○		
11	介護保険給付関係情報(介護保険賦課情報)	○	市町村	14	介護保険		○		
12	生活保護関係情報(生活保護受給情報)	○	市町村	16	生活保護				○
			都道府県	—	《生活保護》				○
13	子どものための手当関係情報(子ども手当受給情報)	○	市町村	22	子ども手当		○		
14	児童扶養手当関係情報(児童扶養手当受給情報)	○	市町村	—	《児童扶養手当》		○		○
			都道府県	—	《児童扶養手当》		○		○
			市町村	—	《母子家庭自立支援給付金》		○		
15	母子家庭自立支援給付金の情報		都道府県	—	《母子家庭自立支援給付金》		○		
			市町村	—	《母子家庭自立支援給付金》		○		
			都道府県	—	《母子家庭自立支援給付金》		○		
16	母子寡婦福祉資金の情報		市町村	—	《母子寡婦福祉資金》		○		
			都道府県	—	《母子寡婦福祉資金》		○		
17	養育医療に関する情報		市町村	—	《未熟児養育医療》		○		
			都道府県	—	《未熟児養育医療》		○		
18	自制度以外の他の制度における年金給付の受給情報[学校医等の公務災害補償法](年金受給情報)	○	市町村	—	《公務災害》	○			
			都道府県	—	《公務災害》	○			
19	自制度以外の他の制度における年金給付の受給情報[未帰還者留守家族等援護法](年金受給情報)	○	都道府県	—	《未帰還者留守家族等援護》	○			
			都道府県	—	《未帰還者留守家族等援護》	○			
20	児童福祉法による障害児入所支援等の情報		市町村	—	《障害児》	○			
			都道府県	—	《障害児》	○			
21	児童福祉法による療育の給付、障害児入所給付費に関する情報		市町村	—	《障害児》		○		
			都道府県	—	《障害児》		○		
22	災害救助法による扶助金に関する情報		市町村	—	《災害》		○		
			都道府県	—	《災害》		○		
23	原爆被爆者に対する手当等の情報		市町村	—	《原爆》		○		
			都道府県	—	《原爆》		○		
24	中国残留邦人等支援給付に関する情報		市町村	—	《中国残留邦人等支援》		○		
			都道府県	—	《中国残留邦人等支援》		○		
			厚生労働省	—	—		○		
25	中国残留邦人等支援給付関係情報		市町村	—	《中国残留邦人等支援》			○	
			都道府県	—	《中国残留邦人等支援》			○	
26	失業等給付関係情報(雇用保険受給情報)	○	厚生労働省(公共職業安定所)	—	—		○		
27	労働者災害補償関係情報(労災受給情報)	○	厚生労働省(労働基準監督署)	—	—		○		○
28	年金給付関係情報(年金受給情報)	○	厚生労働省(年金保険者)、日本年金機構、共済組合等、農林漁業団体職員共済組合(年金保険者)	—	—		○		
29	年金給付関係情報(年金加入期間確認通知書)	○	共済組合等(年金保険者)	—	—				○
30	農林漁業団体職員共済組合による年金給付の情報		厚生労働省、日本年金機構、共済組合等、農林漁業団体職員共済組合(年金保険者)	—	—		○		
31	自制度以外の他の制度における年金給付の受給情報(年金受給情報)	○	公的年金の給付を行うとされている者(年金保険者)	—	—	○			
32	職業訓練受講給付金関係情報		厚生労働省	—	—		○		
33	石綿健康被害救済給付等関係情報		厚生労働省	—	—		○		
34	戦傷病者戦没者遺族等援護関係情報		厚生労働省	—	—		○		
35	戦傷病者戦没者遺族等援護法による年金給付情報		厚生労働省	—	—		○		○
36	原爆被爆者の援護に関する情報		厚生労働省	—	—		○		
37	特別支援学校の就学の支援に関する情報		文部科学省	—	—		○		
38	学校保健安全法による医療に関する情報		都道府県教育委員会	—	—		○		
			都道府県教育委員会	—	—		○		
			市町村教育委員会	—	—		○		
39	地方公務員災害補償関係情報		地方公務員災害補償基金	—	—		○		○
40	社会福祉法による生計困難者への融資等に関する情報		社会福祉協議会	—	—		○		
41	医療保険給付関係情報(医療保険情報)	○	医療保険者	—	—		○		
42	船員保険法による保険給付の情報		全国健康保険協会	—	—				○



# 詳細検討対象ユースケースにおける インタフェース仕様











# 詳細検討対象ユースケースにおける データ一覧



データ一覧	業務:(住基ネット)
-------	------------

No.	情報名				データ型	桁数	コード		出現回数		項目説明	ユースケース別使用項目			
							CD	コード名	最小	最大		No.1	No.2	No.4	No.5
1	本人確認情報								1	1		○		○	○
2		氏名							1	1	住基ネットの「氏名」	○		○	○
3			漢字氏名		N				1	1	住基ネットの「氏名漢字」	○		○	○
4			カナ氏名		N				1	1	住基ネットの「氏名ふりがな」	○		○	○
5		生年月日			X	9			1	1	住基ネットの「生年月日」	○		○	○
6		性別			X	1	○	性別	1	1	住基ネットの「性別」	○		○	○
7		住所							1	1	住基ネットの「住所」	○		○	

データ一覧	業務:住民基本台帳(市町村)
-------	----------------

No.	情報名	データ型	桁数	コード		出現回数		項目説明	ユースケース別使用項目					
				CD	コード名	最小	最大		No.1	No.2	No.4	No.5		
1	住民票関係情報(住民票情報)						1	1						
2	世帯主氏名	氏名情報					1	1						
3	世帯員情報						1	N	世帯主を含む世帯員全員					
4	氏名	氏名情報					1	1						
5	続柄漢字	続柄情報					1	1	住民基本台帳の世帯主との続柄					

データ一覧	業務:個人住民税(市町村)
-------	---------------

No.	情報名				データ型	桁数	コード		出現回数		項目説明	ユースケース別使用項目				
							CD	コード名	最小	最大		No.1	No.2	No.4	No.5	
1	地方税関係情報(所得課税証明書情報)								1	1		○	○	○	○	
2	課税情報								1	1		○	○	○	○	
3	相当年度				X	4			1	1		○	○	○	○	
4	年税額				S9	13			1	1				○		
5	市区町村民税額情報								1	1				○		
6	市区町村民税均等割額				S9	13			1	1				○		
7	市区町村民税所得割額				S9	13			1	1				○		
8	都道府県民税額情報				S9	13			1	1			○			
9	課税総所得額等				S9	13			1	1	課税の対象額(所得金額-所得控除の合計額)(分離分を含む)		○		○	
10	総合分								1	1		○				
11	総所得額				S9	13			1	1		○				
12	免税対象肉用牛所得				S9	13			1	1		○				
13	分離分								1	1		○				
14	分離短期土地等事業・雑所得額				S9	13			1	1		○				
15	分離短期譲渡一般所得額				S9	13			1	1		○				
16	分離長期譲渡一般所得額				S9	13			1	1		○				
17	山林所得額				S9	13			1	1		○				
18	分離退職所得額				S9	13			1	1		○				
19	先物取引所得額				S9	13			1	1		○				
20	条約適用利子等所得額				S9	13			1	1		○				
21	条約適用配当等所得額				S9	13			1	1		○				
22	控除情報								1	1		○				
23	雑損控除額				S9	13			1	1		○				
24	医療費控除額				S9	13			1	1		○				
25	小規模企業共済掛金控除額				S9	13			1	1		○				
26	生命保険住民税控除額				S9	13			1	1			○			
27	配偶者特別控除額				S9	13			1	1		○				

データ一覧	業務:個人住民税(市町村)
-------	---------------

No.	情報名				データ型	桁数	コード		出現回数		項目説明	ユースケース別使用項目			
							CD	コード名	最小	最大		No.1	No.2	No.4	No.5
28			控除対象配偶者区分		X	1	○	控除対象配偶者区分	1	1		○			
29			同居老人扶養人数		9	2			1	1		○			
30			老人扶養人数		9	2			1	1		○			
31			一般扶養人数		9	2			1	1		○			
32			特定扶養人数		9	2			1	1		○			
33			特別障害者人数		9	2			1	1		○			
34			普通障害者人数		9	2			1	1		○			
35		本人情報							1	1		○			
36			本人障害区分		X	1	○	本人障害区分	1	1		○			
37			本人寡婦区分		X	1	○	本人寡婦区分	1	1		○			
38			本人勤労学生区分		X	1	○	有無	1	1		○			

データ一覧	業務:国民健康保険(市町村)
-------	----------------

No.	情報名	データ型	桁数	コード		出現回数		項目説明	ユースケース別使用項目					
				CD	コード名	最小	最大		No.1	No.2	No.4	No.5		
1	医療保険給付関係情報 (国民健康保険情報)						1	1						
2	健康保険加入有無	X	1	○	有無		1	1						
3	賦課情報						1	1						
4	相当年度	X	4				1	1						
5	保険料額	S9	13				1	1						
6	所得区分	X	1	○	所得区分		1	1						

データ一覧	業務: 障害者福祉(市町村、都道府県)
-------	---------------------

No.	情報名	データ型	桁数	コード		出現回数		項目説明	ユースケース別使用項目					
				CD	コード名	最小	最大		No.1	No.2	No.4	No.5		
1	特別児童扶養手当関係情報(特別児童扶養手当受給情報)						1	1						
2	受給者情報						1	1						
3	特別児童扶養手当支給有無	X	1	○	有無		1	1						
4	特別児童扶養手当支給人数	9	2				1	1						
5	手当月額	9	13				1	1						
6	支給開始年月	年月情報					1	1						
7	受給児童氏名	氏名情報					1	N						

データ一覧	業務:後期高齢者医療(市町村)
-------	-----------------

No.	情報名	データ型	桁数	コード		出現回数		項目説明	ユースケース別使用項目					
				CD	コード名	最小	最大		No.1	No.2	No.4	No.5		
1	医療保険給付関係情報 (後期高齢者医療保険加入情報)						1	1						
2	加入有無			○	有無		1	1						
3	賦課情報						1	1						
4	相当年度	X	4				1	1						
5	保険料額	S9	13				1	1						

データ一覧	業務:介護保険(市町村)
-------	--------------

No.	情報名	データ型	桁数	コード		出現回数		項目説明	ユースケース別使用項目								
				CD	コード名	最小	最大		No.1	No.2	No.4	No.5					
1	介護保険給付関係情報 (介護保険加入情報)						1	1									
2	介護有無	X	1	○	介護保険資格区分コード		1	1									
3	認定区分	X	1	○	要介護認定有無		1	1									
4	要介護状態区分	X	2	○	要介護状態区分		1	1									
5	認定期間開始日						1	1									
6	認定期間終了日						1	1									
7	介護保険給付関係情報 (介護保険高額給付情報)						1	1									
8	高額給付情報						1	N									
9	利用月						1	1									
10	利用者負担額	9	10				1	1									
11	高額介護サービス費	9	10				1	1									
12	介護保険給付関係情報 (介護保険賦課情報)						1	1									
13	相当年度	X	4				1	1									
14	保険料額	S9	13				1	1									

データ一覧	業務:生活保護(市町村)
-------	--------------

No.	情報名				データ型	桁数	コード		出現回数		項目説明	ユースケース別使用項目			
							CD	コード名	最小	最大		No.1	No.2	No.4	No.5
1	生活保護関係情報(生活保護受給情報)								1	1				○	
2	世帯員情報								1	N				○	
3	世帯員氏名				氏名情報				1	1				○	
4	性別				X	1	○	性別	1	1				○	
5	続柄				続柄情報				1	1				○	
6	生年月日				生年月日情報				1	1				○	

データ一覧			業務:子ども手当(市町村)															
No.	情報名			データ型	桁数	コード		出現回数		項目説明	ユースケース別使用項目							
						CD	コード名	最小	最大		No.1	No.2	No.4	No.5				
1	子どものための手当関係情報(子ども手当受給情報)								1	1								
2	受給者情報								1	1								
3	子ども手当支給有無			X	1	○	有無		1	1								
4	子ども手当支給人数				9	2			1	1								
5	手当月額				9	13			1	1								
6	支給開始年月				年月情報				1	1								
7	受給児童氏名				氏名情報				1	N								

データ一覧	業務:《児童扶養手当》(市町村)
-------	------------------

No.	情報名	データ型	桁数	コード		出現回数		項目説明	ユースケース別使用項目										
				CD	コード名	最小	最大		No.1	No.2	No.4	No.5							
1	児童扶養手当関係情報 (児童扶養手当受給情報)						1	1											
2	受給者情報						1	1											
3	児童扶養手当支給有無	X	1	○	有無		1	1											
4	児童扶養手当支給人数		9				1	1											
5	手当月額		9				1	1											
6	支給開始年月				年月情報		1	1											
7	受給児童氏名				氏名情報		1	N											

データ一覧	業務:—(公共職業安定所)
-------	---------------

No.	情報名	データ型	桁数	コード		出現回数		項目説明	ユースケース別使用項目										
				CD	コード名	最小	最大		No.1	No.2	No.4	No.5							
1	失業等給付関係情報 (雇用保険受給情報)							1	1										
2		受給有無			X	1	○	有無	1	1									
3		受給額			S9	13			1	1									

データ一覧	業務:—(労働基準監督署)
-------	---------------

No.	情報名	データ型	桁数	コード		出現回数		項目説明	ユースケース別使用項目										
				CD	コード名	最小	最大		No.1	No.2	No.4	No.5							
1	労働者災害補償関係情報(労災受給情報)							1	1										
2	受給有無	X	1	○	有無			1	1										
3	受給額	S9	13					1	1										

データ一覧	業務：—(日本年金機構・年金保険者)
-------	--------------------

No.	情報名				データ型	桁数	コード		出現回数		項目説明	ユースケース別使用項目			
							CD	コード名	最小	最大		No.1	No.2	No.4	No.5
1	年金給付関係情報(年金受給情報)								1	1	※日本年金機構・年金保険者双方ともの場合	○	○		
2	年金情報								1	N		○	○		
3	加入有無				X	1	○	有無	1	1		○	○		
4	年金種類				X	4	○	受給年金種別	1	1		○	○		
5	支給開始年月日								1	1		○	○		
6	受給権残月数					9	3		1	1			○		
7	年金給付関係情報(年金加入期間確認通知書)								1	1	※日本年金機構以外の年金保険者の場合				○
8	年金加入期間情報								1	N					○
9	年金加入期間								1	1					○
10	開始年月日								1	1					○
11	終了年月日								1	1					○
12	期間の種類				N	20			1	1					○
13	組合員期間					9	4		1	1					○
14	退職年金共済組合期間								1	N					○
15	開始年月日								1	1					○
16	終了年月日								1	1					○

データ一覧	業務:—(医療保険者(市町村/国保・後期高齢)以外)
-------	----------------------------

No.	情報名	データ型	桁数	コード		出現回数		項目説明	ユースケース別使用項目					
				CD	コード名	最小	最大		No.1	No.2	No.4	No.5		
1	医療保険給付関係情報 (医療保険情報)						1	1						
2	健康保険情報						1	1						
3	加入有無	X	1	○	有無		1	1						
4	健康保険制度の種類	N	50				1	1						
5	賦課情報						1	N						
6	相当年度	X	4				1	1						
7	保険料額	S9	13				1	1						
8	医療保険の所得区分	X	1	○			1	1						



地域情報プラットフォームを活用した  
効率的かつ円滑な情報提供ネットワークシステムとの  
接続機能仕様案

平成 24 年 3 月

---

---

---

# 目次

<b>1.</b>	<b>はじめに</b> .....	<b>2</b>
<b>2.</b>	<b>全体アーキテクチャ</b> .....	<b>3</b>
<b>2.1</b>	情報提供ネットワークシステム接続概要 .....	3
<b>2.2</b>	情報提供ネットワークシステム及び機能ブロックの連携の考え方 .....	8
<b>2.3</b>	連携処理の詳細 .....	13
<b>2.4</b>	インタフェース定義 .....	25
<b>3.</b>	<b>個別機能仕様</b> .....	<b>56</b>
<b>3.1</b>	情報提供ネットワークシステム接続機能 .....	56
<b>3.2</b>	P F 通信機能 .....	66
<b>3.3</b>	暗号・署名機能 .....	70
<b>3.4</b>	認証・認可機能 .....	85
<b>3.5</b>	ログ管理機能（連携インターフェース） .....	95
<b>3.6</b>	連携確認機能 .....	102
<b>3.7</b>	I D変換機能 .....	199
<b>3.8</b>	連携情報保管機能 .....	203
<b>3.9</b>	ログ管理機能（中間インターフェース） .....	208
<b>3.10</b>	個別連携業務接続（データ送受信）機能 .....	214

---

## 1. はじめに

---

本書は平成 23 年度自治体クラウド推進事業（団体間の業務データ連携に係る検討・実証）成果報告書の別冊（参考資料）として作成したものである。

地域情報プラットフォームは、業務システム間の容易なデータ連携等を実現するための標準的な仕組みであり、マイナンバー制度による団体間連携とも親和性が極めて高く、特に自治体では地域情報プラットフォームがそのまま使えるもの、拡張することにより有効に使えるものが多数存在すると考えられる。

このため、この仕様案では、地域情報プラットフォームを有効に活用していくことにより、自治体の業務システムと情報提供ネットワークシステムとの効率的かつ円滑な接続が実現できること、そのための地域情報プラットフォームの具体的な活用方策（姿）を示すこととした。

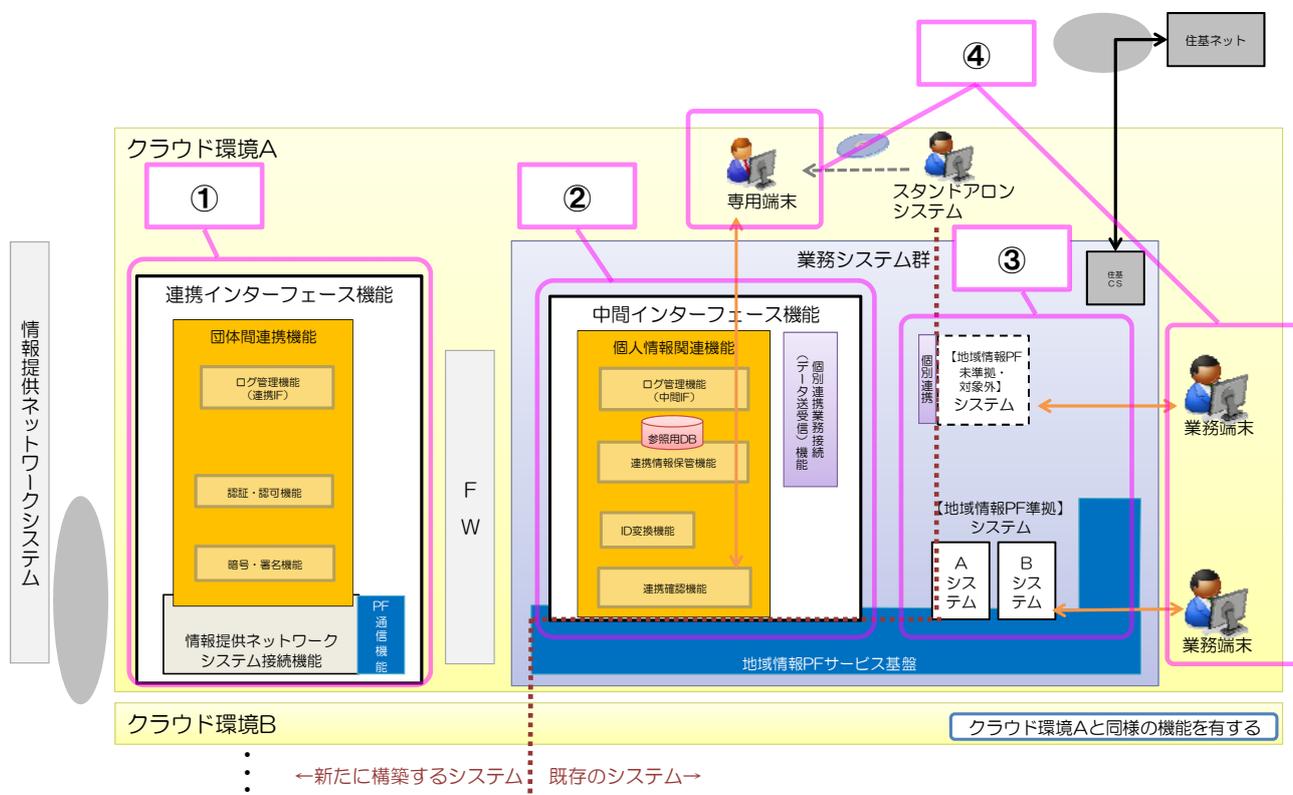
次章以降では、仮説として設定した情報提供ネットワークシステムと自治体の業務システムとの連携に必要な機能等について、地域情報プラットフォームのどの機能がどこまで活用できるか等を具体的に整理検討しまとめているが、地域情報プラットフォーム自体が具体的な実装レベルの技術的仕様を含むものであり、それと同等に近い深さまで深掘りすることにより、具体的かつ有用な活用方策（姿）を例示するものである。

## 2. 全体アーキテクチャ

### 2.1 情報提供ネットワークシステム接続概要

#### (1) 情報提供ネットワークシステム接続の全体像と機能ブロック

番号制度の導入に伴い、自治体は情報提供ネットワークシステムを通じた新たな連携（以下、団体間連携）を行うこととなる。番号制度の導入に伴い新たに必要となる機能は全国共通の仕様とし、自治体の既存業務システムとの連携を地域情報プラットフォーム標準仕様ベースとすることにより、番号制度導入に伴う自治体負担が軽減されるものと考えられる。本書では、情報提供ネットワークシステム接続の全体像を、以下の4つの機能ブロックから構成されるものと整理した。



【図 2.1-1 情報提供ネットワークシステム接続の全体像】

#### ① 連携インターフェース機能

連携インターフェース機能は、番号制度の導入に伴い新たに必要となる機能のうち、情報提供ネットワークシステムの仕様に応じたメッセージ全体の制御を行う機能とする。情報提供ネットワークシステムとの接続を行う為、FWの外側に配置することとする。

## ② 中間インターフェース機能

中間インターフェース機能は、番号制度の導入に伴い新たに必要となる機能のうち、団体間連携に用いる住民の個人情報を保持または利用する機能とする。具体的には、住民情報が含まれる参照用 DB と、団体間連携に用いるメッセージの一時保管を行う機能、ID 変換する仕組みに関する機能であり、セキュリティを考慮し、FW の内側に配置することとする。

また、現状、自治体の既存業務システムには、地域情報プラットフォームに対応していないシステムも存在する為、既存業務システムの独自仕様に合わせて、個別に地域情報プラットフォーム標準仕様との差異を吸収する機能もオプションとして配置することとする。

## ③ 既存業務システム

既存業務システムは、自治体における既存の業務システムである。

## ④ 操作端末

操作端末は、団体間連携を行う上で職員が操作する端末である。

## (2) 全体像を構成する機能ブロックの構成要素

### ① 連携インターフェース機能

連携インターフェース機能は、①情報提供ネットワークシステム接続機能、②PF 通信機能、③団体間連携機能から構成されるものと整理した。

【表 2.1-1 連携インターフェース機能の構成要素】

項番	構成要素	説明
1	情報提供ネットワークシステム接続機能	情報提供ネットワークシステム接続機能は、連携インターフェース機能が情報提供ネットワークシステムと団体間連携を行う場合の送受信機能とする。
2	PF 通信機能	PF 通信機能は、連携インターフェース機能が中間インターフェース機能と団体間連携を行う場合の送受信機能とする。
3	団体間連携機能	団体間連携機能は、マイナンバー法等の規定により必要となる処理を行う機能、及び、連携データが自治体により認可され、情報が真正であることを検証する為の機能とする。
	暗号・署名機能	暗号・署名機能は、団体間連携の連携データについて自治体および団体間で情報を流通させるために必要な暗号・復号、電子署名の付与・検証を行う機能とする。
	認証・認可機能	認証・認可機能は、団体間連携の連携データについて自治体を実施すべきアクセス制御、連携相手の確認、連携の根拠法令に見合った職責の確認、マイナンバー法等に規定された範囲等の検証を行う機能とする。
	ログ管理機能 (連携インターフェース)	ログ管理機能（連携インターフェース）は、暗号・署名機能、認証・認可機能が出力する処理結果等のログを管理する機能とする。

② 中間インターフェース機能

中間インターフェース機能は、①個人情報関連機能、②個別連携業務接続（データ送受信）機能から構成されるものと整理した。

【表 2.1-2 中間インターフェース機能の構成要素】

項番	構成要素	説明
1	個人情報関連機能	個人情報関連機能は、団体間連携に用いる住民の個人情報を保持または利用する機能とする。
	連携確認機能	連携確認機能は、照会依頼の連携データを解析し、参照用 DB 等の情報取得に必要な情報を抽出する機能とする。団体間連携では照会依頼／応答のメッセージの作成、自動処理と手動処理およびオンライン処理とバッチ処理の制御を行い、照会依頼等の処理状況の管理及び確認を行うこととする。
	ID 変換機能	ID 変換機能は、連携データに含まれるリンクコードと自団体の識別番号とを紐付け管理し、相互に変換する機能とする。
	連携情報保管機能	連携情報保管機能は、連携確認機能等から取得した検索キー等を元に、参照用 DB から住民情報等を抽出し提供する機能とする。
	ログ管理機能 （中間インターフェース）	ログ管理機能（中間インターフェース）は、連携確認機能、ID 変換機能、連携情報保管機能が出力する個人情報を含む処理結果等のログを管理する機能とする。
2	個別連携業務接続 （データ送受信）機能 【オプション】	個別連携業務接続機能は、連携インタフェース機能が、地域情報プラットフォームに未準拠、及び、対象外の業務システムと連携する場合に、地域情報 PF 未準拠・対象外システムの独自仕様と地域情報プラットフォーム間の差異を変換する機能とする。

### ③ 既存業務システム

既存業務システムは、地域情報プラットフォーム標準仕様への対応状況により、①地域情報 PF 準拠システム、②地域情報 PF 未準拠・対象外システムに分類される。

【表 2.1-3 既存業務システムの構成要素】

項番	構成要素	説明
1	地域情報 PF 準拠システム	地域情報 PF 準拠システムは、地域情報プラットフォーム標準仕様が規定するインタフェース仕様、通信仕様を用いて連携を行うシステムである。地域情報 PF 準拠システムは、地域情報プラットフォーム標準仕様における業務ユニット及びサービス基盤から構成される。
2	地域情報 PF 未準拠・対象外システム	地域情報 PF 未準拠・対象外システムは、独自のインタフェース仕様、通信仕様を用いて連携を行うシステムである。

※ スタンドアロンシステムは、他システムとの連携を前提としておらず、ここでは、既存業務システムと別扱いとする。

### ④ 操作端末

団体間連携を行う際に職員が操作する端末は以下の 2 通りがあり、自治体毎にどちらの端末を使用するかを選択する。

#### ・ 専用端末

職員が中間インターフェース機能を利用するにあたり、新たに必要となる端末とする。専用端末を操作可能な職員は専用の IC カードを付与された職員のみ限定することとする。

尚、ネットワークセグメントの問題が生じないのであれば、専用端末は物理的に業務端末と共用することも考えられる。

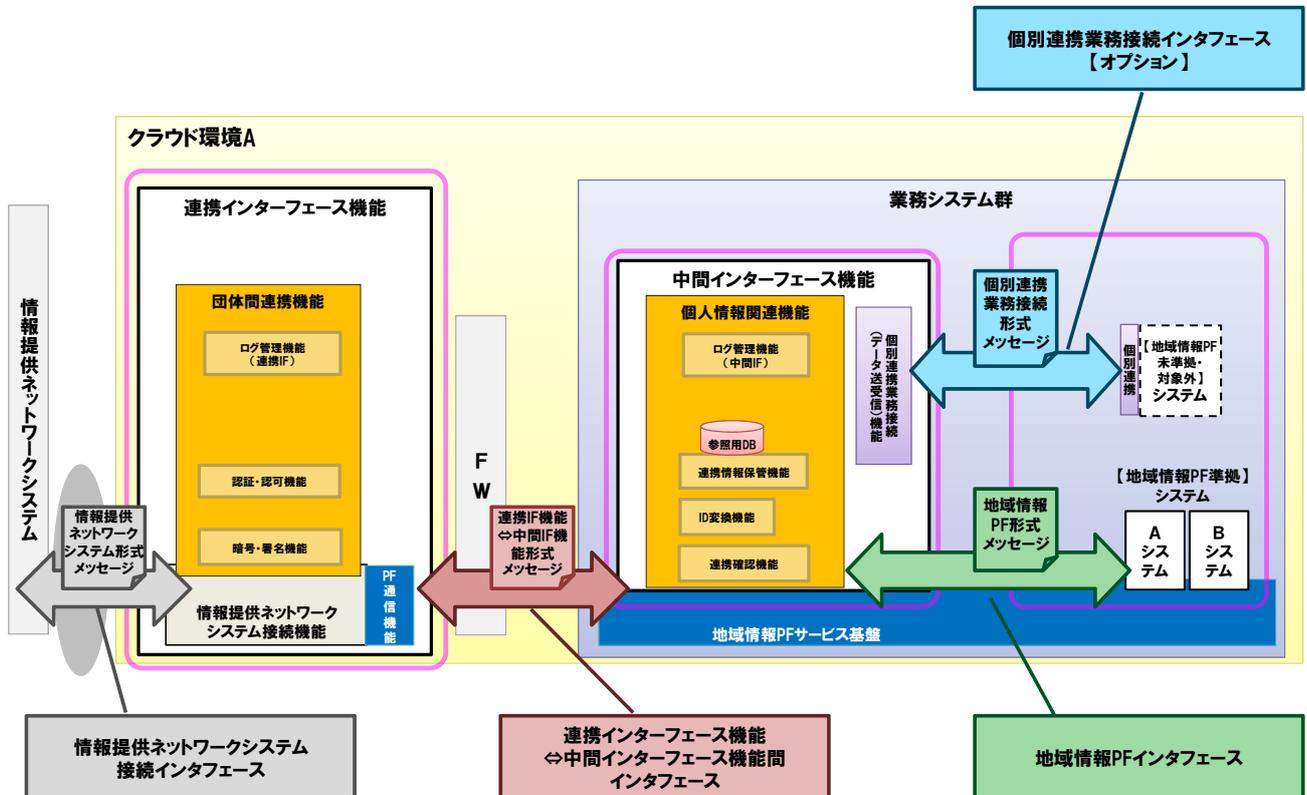
#### ・ 業務端末

既存業務システムの操作端末は、職員が現状の業務処理を行う際に使用する端末であり、既存業務システムに付帯する端末である。

尚、業務端末を用いて団体間連携を行う場合、業務端末は専用端末と同等のセキュリティレベルが求められる。

## 2.2 情報提供ネットワークシステム及び機能ブロックの連携の考え方

情報提供ネットワークシステムと機能ブロック間の連携の考え方を以下に示す。



【図 2.2-1 インタフェース及びメッセージ形式の種類】

## (1) インタフェースの種類

機能ブロック間のインタフェースの種類について下表のとおり整理した。

【表 2.2-1 機能ブロック間のインタフェースの種類】

項番	インタフェースの種類	説明
1	情報提供ネットワークシステム接続インタフェース	<p>情報提供ネットワークシステム接続インタフェースは、情報提供ネットワークシステムと連携インターフェース機能における情報提供ネットワークシステム接続機能を接続する為のインタフェースとする。本インタフェースは、情報提供ネットワークシステムの通信仕様に従い連携を行うことが想定される。</p> <p>【通信仕様】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>通信プロトコルは、情報提供ネットワークシステムが定める通信プロトコルに従うこととする。</li> <li>通信経路の暗号化を行うこととする。但し、暗号化方式は情報提供ネットワークシステムの通信仕様に従うこととする。</li> <li>メッセージは、電子署名付与、暗号化を行うこととする。</li> </ul>
2	連携インターフェース機能⇔中間インターフェース機能間インタフェース	<p>連携インターフェース機能⇔中間インターフェース機能間インタフェースは、連携インターフェース機能における PF 通信機能と中間インターフェース機能を接続する為のインタフェースとする。本インタフェースは、地域情報プラットフォーム標準仕様をベースとした通信仕様に従うこととするが、全国共通仕様とすることとする。</p> <p>【通信仕様】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>通信プロトコルは、SOAP とする。</li> <li>通信経路は SSL/TLS による暗号化を行うこととする。</li> <li>メッセージの暗号化は行わないこととする。</li> <li>メッセージの電子署名は付与しないこととする。</li> </ul>
3	地域情報 PF インタフェース	<p>地域情報 PF インタフェースは、中間インターフェース機能と既存業務システムを接続する為のインタフェースとする。本インタフェースは、地域情報プラットフォーム標準仕様に従い連携を行うこととする。</p> <p>【通信仕様】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>通信プロトコルは、SOAP とする。</li> <li>通信経路の暗号化は任意とする。</li> <li>メッセージの暗号化は行わないこととする。</li> <li>メッセージの電子署名は付与しないこととする。</li> </ul>

項番	インタフェースの種類	説明
4	個別連携業務接続インタフェース【オプション】	<p>個別連携業務接続インタフェースは、個別連携業務接続（データ送受信）機能と既存業務システム（地域情報 PF 未準拠・対象外システム）を接続する為のインタフェースとする。本インタフェースは、各自治体業務システムが独自に策定する通信仕様に従い連携を行うこととする。また、本インタフェースはオプションとする。</p> <p><b>【通信仕様】</b></p> <ul style="list-style-type: none"><li>・ 通信プロトコルは、自治体業務システムの仕様に従う。</li><li>・ 通信経路の暗号化は任意とする。</li><li>・ メッセージの暗号化は行わないこととする。</li><li>・ メッセージの電子署名は付与しないこととする。</li></ul>

## (2) メッセージ形式の種類

各インタフェースを流通するメッセージ形式について下表のとおり整理した。

**【表 2.2-2 各インタフェースを流通するメッセージ形式の種類】**

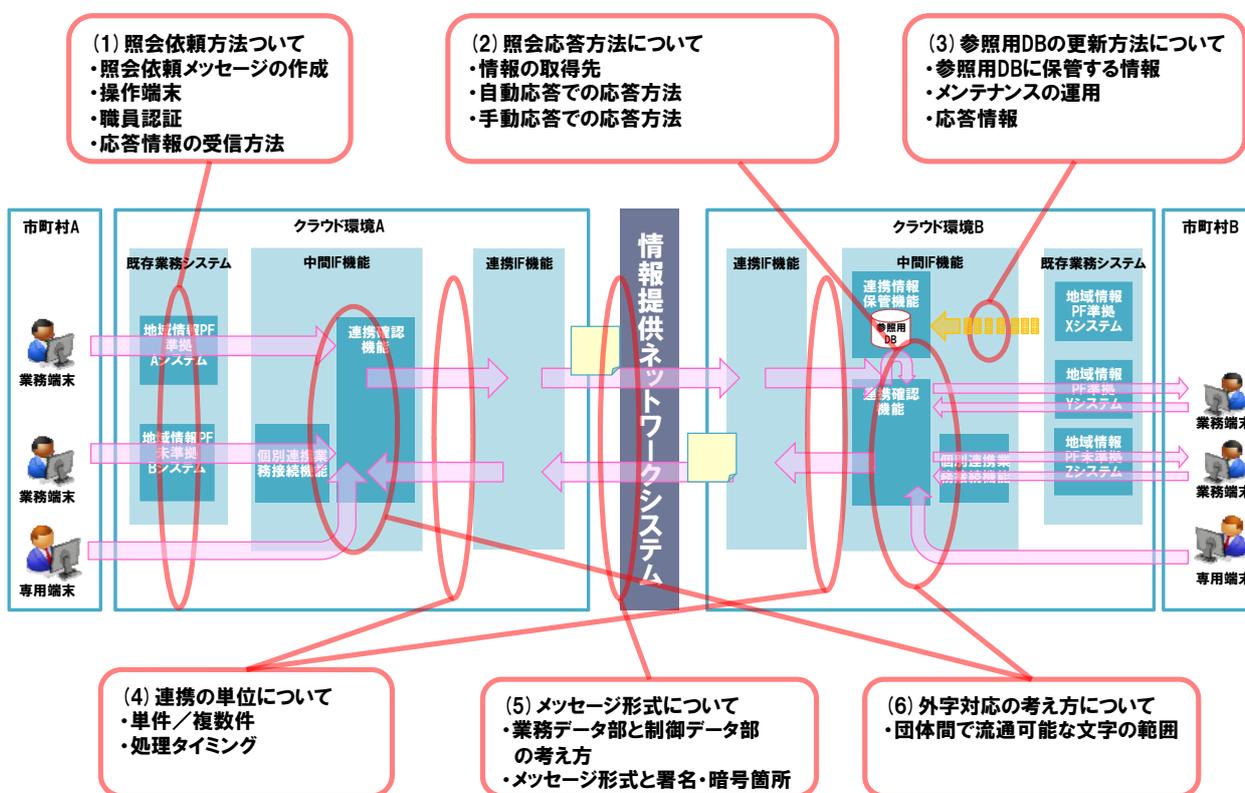
項番	メッセージ形式の種類	説明
1	情報提供ネットワークシステム形式メッセージ	<p>情報提供ネットワークシステム形式メッセージは、情報提供ネットワークシステム接続インタフェースを流通するメッセージ形式とする。</p> <p><b>【メッセージ仕様】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ メッセージ形式は、情報提供ネットワークシステムの仕様に従うこととする。</li> <li>・ データ項目は、情報提供ネットワークシステムの仕様に従うこととする。</li> <li>・ 文字コードは、情報提供ネットワークシステムの仕様に従うこととする。</li> </ul>
2	連携インタフェース機能⇔中間インタフェース機能形式メッセージ	<p>連携インタフェース機能⇔中間インタフェース機能形式メッセージは、連携インタフェース機能⇔中間インタフェース機能間インタフェースを流通するメッセージ形式とする。連携インタフェース機能⇔中間インタフェース機能形式メッセージは、団体間連携の要件を踏まえて、地域情報プラットフォーム標準仕様を拡張したメッセージ形式とする。</p> <p><b>【メッセージ仕様】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ メッセージ形式は、地域情報プラットフォーム標準仕様をベースとし、団体間連携の要件を踏まえた拡張を行うこととする。</li> <li>・ データ項目は、地域情報プラットフォーム標準仕様をベースとし、団体間連携の要件を踏まえた拡張を行うこととする。</li> <li>・ 文字コードは、地域情報プラットフォーム標準仕様に従い、UCS(UTF-8 または UTF-16)により符号化することとする。文字セットは、JIS X 0201 のラテン文字および JIS X0213:2004 の範囲とし、外字を流通させないことを原則とすることが望ましい。</li> </ul>
3	地域情報 PF 形式メッセージ	<p>地域情報 PF 形式メッセージは、地域情報 PF インタフェースを流通するメッセージ形式とする。本メッセージ形式は、連携インタフェース機能⇔中間インタフェース機能形式メッセージと整合を合わせた拡張を行うこととする。</p>

項番	メッセージ形式の種類	説明
4	個別連携業務接続形式メッセージ【オプション】	<p>個別連携業務接続形式メッセージは、個別連携業務接続インタフェースを流通するメッセージとする。</p> <p>【メッセージ仕様】</p> <ul style="list-style-type: none"><li>・ メッセージ形式は、XML 形式、可変長ファイル形式、固定長ファイル形式等の各自治体の独自仕様に従うこととする。</li><li>・ データ項目は、各自治体業務システムの独自仕様に従うこととする。</li><li>・ 文字コードは、各自治体業務システムの独自の文字コードに従うこととする。</li></ul>

## 2.3 連携処理の詳細

団体間連携を行う際に各機能で共通して考慮する必要のある処理の詳細について、次の6つの観点を整理する。

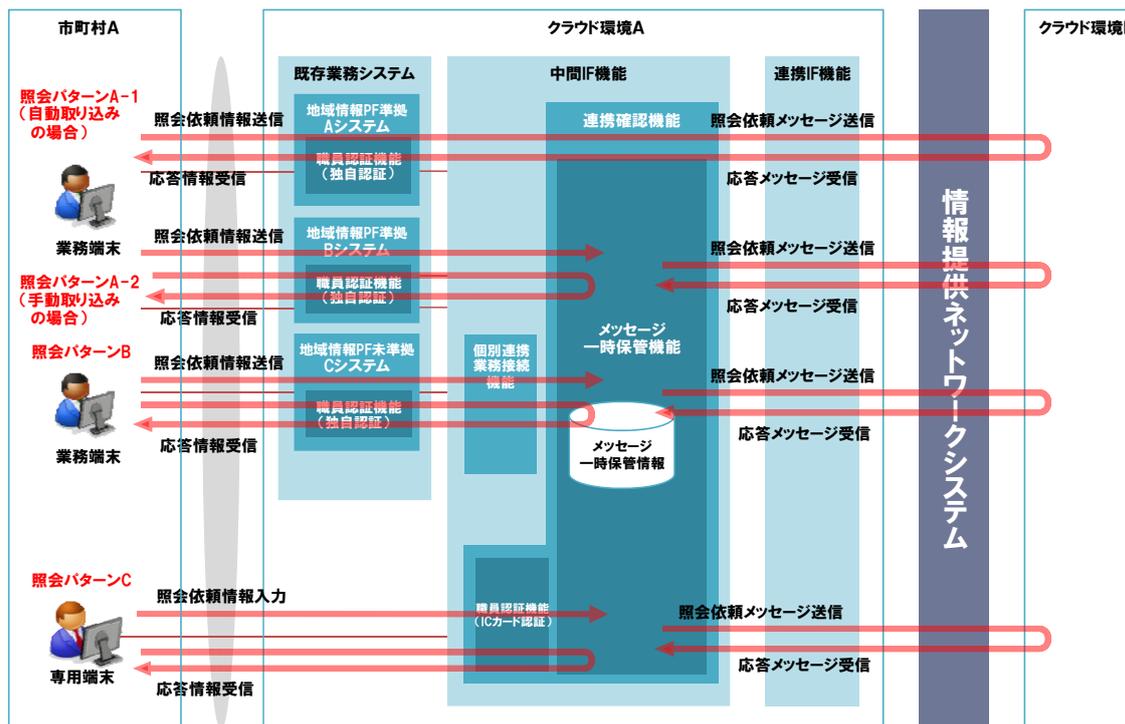
- (1) 照会依頼方法について
- (2) 照会応答方法について
- (3) 参照用DBの更新方法について
- (4) 連携の単位について
- (5) メッセージ形式について
- (6) 外字対応の考え方について



【図 2.3-1 各機能に共通して考慮が必要な処理の概要】

### (1) 照会依頼方法について

照会依頼は既存業務システムの業務端末から行う方法と専用端末から行う方法の2パターンが考えられ、既存業務システムの形態、地方自治体の規模の大小、業務の件数など地方自治体の状況に応じて選択可能とすることが望ましい。業務端末と専用端末による照会依頼の方法について、「1. 照会依頼メッセージの作成」「2. 操作端末」「3. 職員認証」「4. 応答情報の受信方法」の論点を以下に述べる。なお、下表におけるパターンは「パターンA：地域情報PF準拠システム」「パターンB：地域情報PF未準拠・対象外システム」「パターンC：スタンドアロンのシステム」を想定する。



【図 2.3-2 照会依頼方法について】

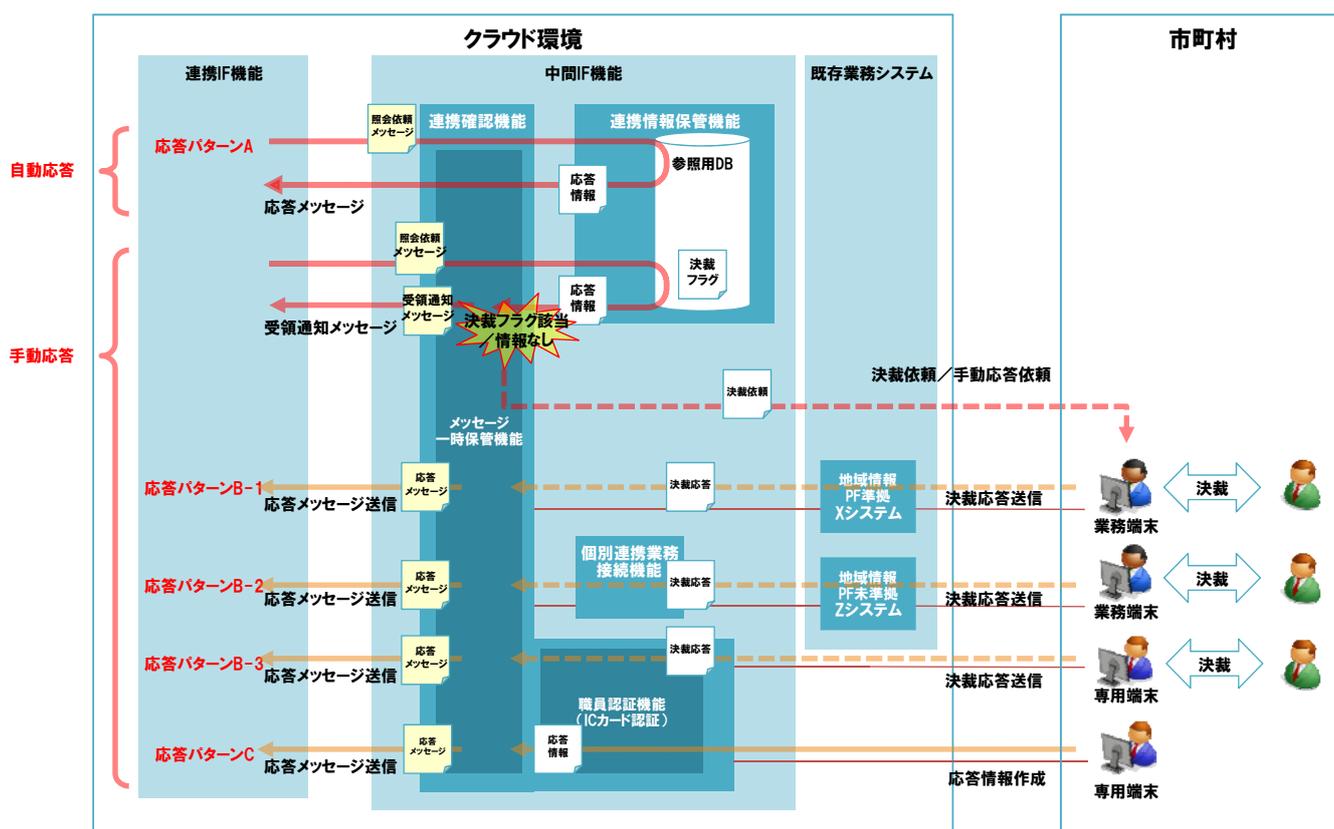
【表 2.3-1 照会依頼方法について】

項番	論点	方式
1	照会依頼メッセージの作成	以下の3パターンが考えられる。 <ul style="list-style-type: none"> <li>照会パターン A-1、A-2) 業務システムにて照会依頼情報を作成し、連携確認機能に送付する。</li> <li>照会パターン B) 業務システムにて照会依頼情報を作成し、個別連携業務接続機能を経由して連携確認機能に送付する。</li> <li>照会パターン C) 連携確認機能を利用する専用端末にて照会依頼メッセージを作成する。</li> </ul>
2	操作端末	以下の2パターンが考えられる。 <ul style="list-style-type: none"> <li>照会パターン A-1、A-2、B) 業務端末を利用する。</li> <li>照会パターン C) 専用端末を利用する。</li> </ul>
3	職員認証	以下の2パターンが考えられる。 <ul style="list-style-type: none"> <li>照会パターン A-1、A-2、B) 専用端末と同等のセキュリティを確保した上で、既存の職員認証方式 (独自認証) を採用する。</li> <li>照会パターン C) 専用端末の認証方式 (ICカード認証) を採用する。</li> </ul>
4	応答情報の受信方法	以下の2パターンが考えられる。 <ul style="list-style-type: none"> <li>照会パターン A-1) 既存業務システムにて応答情報を受領する。</li> <li>照会パターン A-2、B、C) 連携確認機能に一時保管されている応答情報を取得する。</li> </ul>

## (2) 照会応答方法について

照会応答は、照会依頼に対して自動で応答する方法（自動応答）と、必要に応じて決裁等の確認を行いながら手で応答する方法（手動応答）が考えられ、自治体の状況に応じて自治体側で自動か手動かを決裁フラグ等により制御可能とすることが望ましい。

照会応答方法について「1. 情報の取得先」「2. 自動応答での応答方法」「3. 手動応答での応答方法」の論点について述べる。



【図 2.3-3 応答方法について】

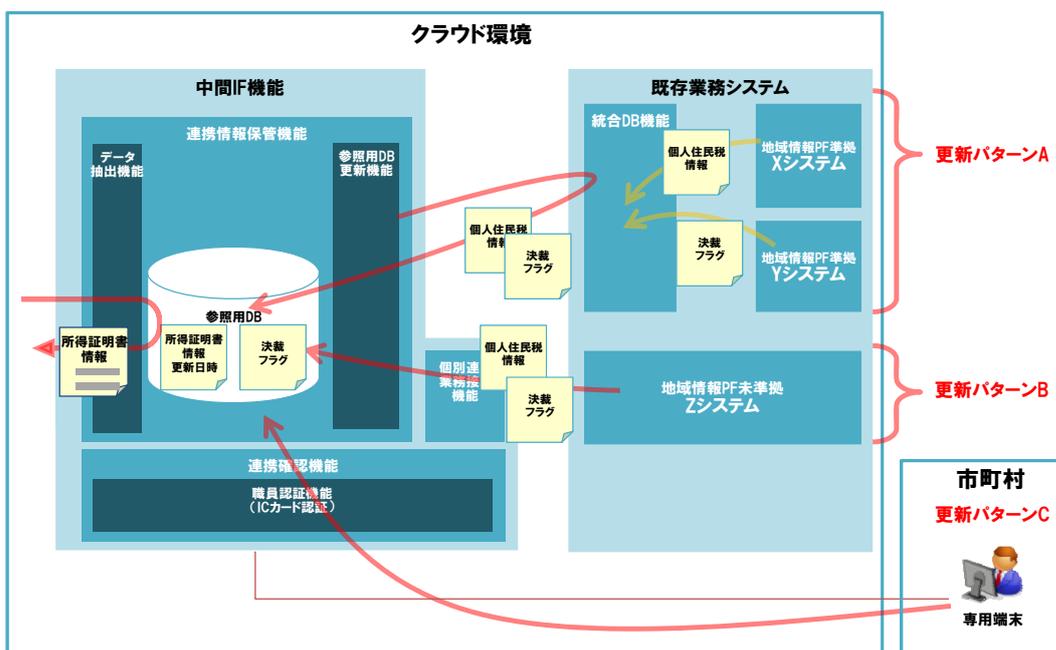
【表 2.3-2 応答方法について】

項番	論点	方式
1	情報の取得先	<ul style="list-style-type: none"> <li>団体間連携における照会依頼に対する応答情報は、参照用 DB から情報を取得することとする。（参照用 DB には、予め団体間連携に必要なデータが格納されていることを前提とする）</li> </ul>
2	自動応答での応答方法	<ul style="list-style-type: none"> <li>応答パターン A) 照会依頼メッセージ受信時、連携確認機能は参照用 DB を参照することとする。応答情報が参照用 DB へ格納されている場合、かつ決裁フラグが無効な場合は、一括事後決裁とし、照会依頼元に応答メッセージを自動応答することとする。</li> </ul>
3	手動応答での応答方法	<ul style="list-style-type: none"> <li>参照用 DB に格納されていない、もしくは決裁フラグが有効であり単件即時決裁が必要な場合は、手動応答とし、受領通知メッセージを照会依頼元に送信することとする。</li> <li>また、手動応答が必要な場合は、プッシュ型で既存業務システムに通知することとする。</li> <li>応答メッセージの作成、送信の方法は、以下の 2 パターンが考えられる。 <ul style="list-style-type: none"> <li>▶ 応答パターン B-1、B-2、B-3) 独自に決裁を取得し決裁応答する。連携確認機能にて作成する応答メッセージを照会依頼元へ送信する。</li> <li>▶ 応答パターン C) 参照用 DB に情報が存在しない場合、専用端末にて応答情報を入力し、照会依頼元に応答メッセージを送信する。</li> </ul> </li> </ul>

### (3) 参照用 DB の更新方法について

参照用 DB に登録する情報は必要最小限の情報のみ限定することが望ましい。参照用 DB へのデータ更新方法は、地域情報 PF 準拠システムであれば統合 DB 機能を活用する方法、地域情報 PF 未準拠・対象外システムであれば個別にバッチ処理で更新する方法や専用端末により更新する方法が考えられ、地方自治体の状況に応じて方式を選択可能とすることが望ましい。

これらを踏まえて、参照用 DB の更新方法の「1. 参照用 DB に保管する情報」「2. メンテナンスの運用」「3. 応答情報」の論点について述べる。



【図 2.3-4 参照用 DB の更新方法について】

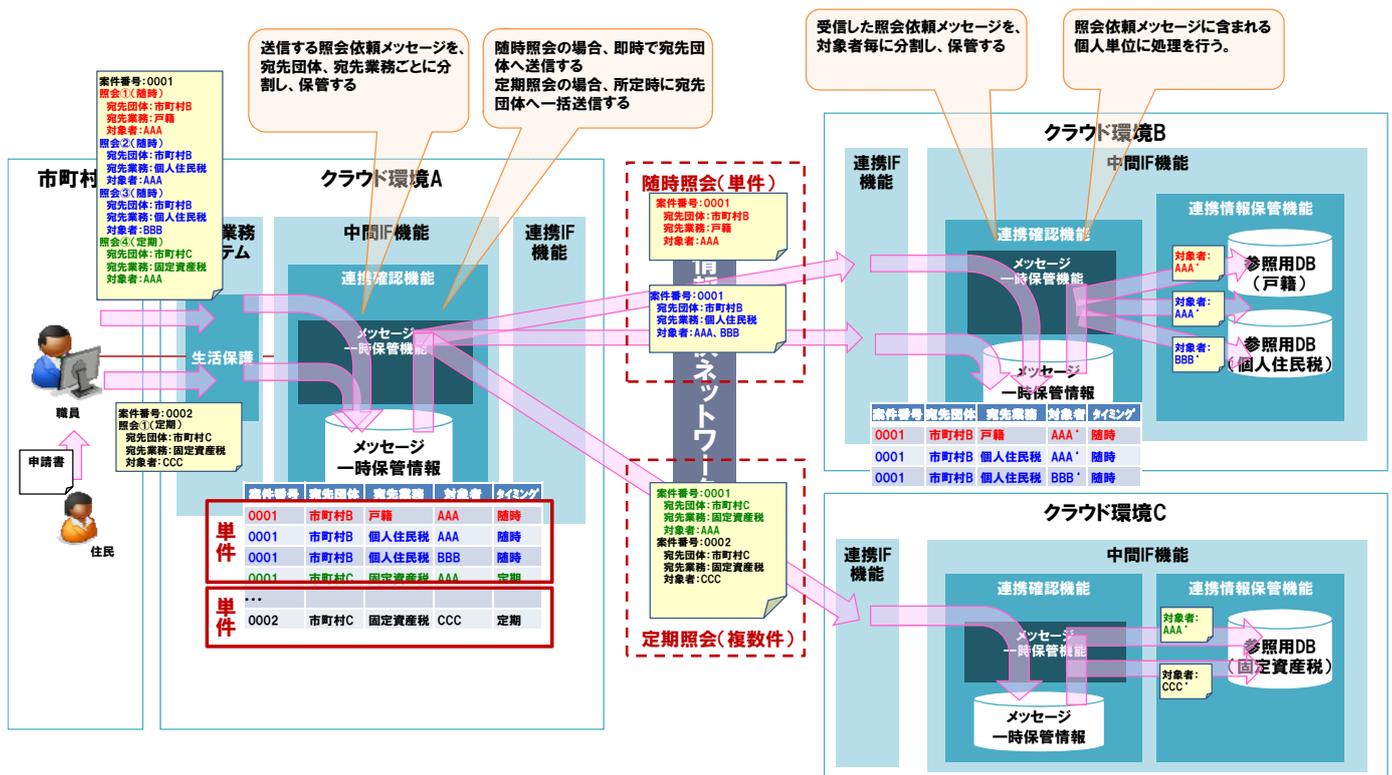
【表 2.3-3 参照用 DB の更新方法について】

項番	論点	方式
1	参照用 DB に保管する情報	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 参照用 DB へ格納されている情報は、自動応答でも応答可能とする。ただし、自動/手動を判断する為の決裁フラグを、参照用 DB に記録することとする。</li> <li>・ 参照用 DB には、連携情報保管機能にて情報をフィルタリングし（個人住民税情報を所得証明書情報にするなど）、連携情報の最小項目のみ格納することとする。</li> <li>・ 複製 DB となることから、いつ時点の情報であるかを、参照用 DB に記録することとする。</li> </ul>
2	メンテナンスの運用	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 参照用 DB への情報の登録、更新は、バッチ処理等により定期更新することとする。</li> <li>・ 参照用 DB へ格納する情報は、情報登録時点で自治体内部の決裁を取得することとする。</li> <li>・ 以下の 3 パターンが考えられる。 <ul style="list-style-type: none"> <li>▶ 更新パターン A) 連携情報保管機能が、統合 DB 機能から PULL 型で取得する。</li> <li>▶ 更新パターン B) 業務システムが、個別連携業務接続機能を介して PUSH 型で提供する。</li> <li>▶ 更新パターン C) 専用端末にて、住民情報及び決裁フラグを個別メンテナンスする。</li> </ul> </li> </ul>
3	応答情報	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 証明書情報等の単位でインタフェースを作成することとし、ユースケース毎の情報項目の差異は、連携情報保管機能がマスキングを行うことにより対応することとする。</li> </ul>

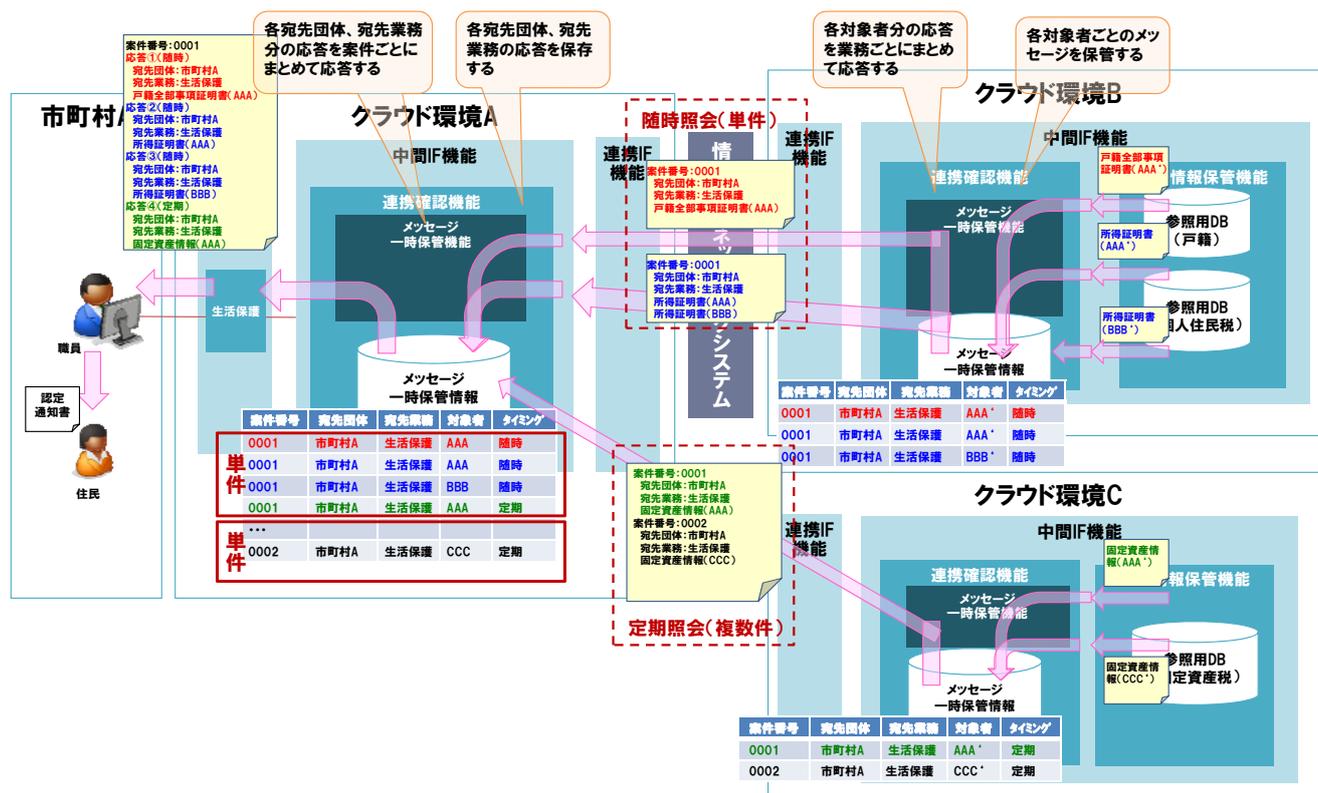
#### (4) 連携の単位について

照会依頼及び照会応答は、単件で処理を実施する場合と複数件を一括処理する場合が考えられ、通常は一人の申請により複数の連携が発生すると思われるが、業務の定期処理等を考慮すると複数の連携をまとめて処理したいという自治体のニーズがあると考えられる。

ここでは、複数の連携をまとめて処理する場合の考え方を述べることで、照会依頼及び照会応答時の連携の単位について「1. 単件/複数件（メッセージ作成及び処理単位）」「2. 処理タイミング」の論点を述べる。



【図 2.3-5 照会依頼時の連携の単位について】



【図 2.3-6 応答時の連携の単位について】

【表 2.3-4 照会依頼時及び応答時の連携の単位について】

項番	論点	方式
1	単件／複数件 (メッセージ作成及び処理単位)	<ul style="list-style-type: none"> <li>照会依頼／照会応答の単位は、以下の2パターンが考えられる。 <ul style="list-style-type: none"> <li>▶ 単件：申請・届出等の案件（ユースケース）単位に照会依頼する。</li> <li>▶ 複数件：複数案件分をまとめて照会依頼する。</li> </ul> </li> <li>照会依頼メッセージは、照会依頼側が照会先（宛先団体、業務）単位で作成し、照会応答側は対象個人単位で処理を行うこととする。</li> </ul>
2	処理タイミング	<ul style="list-style-type: none"> <li>照会依頼の処理タイミングは、以下の2パターンが考えられる。 <ul style="list-style-type: none"> <li>▶ 随時照会：随時、単件の照会依頼メッセージの処理を行う。</li> <li>▶ 定期照会：単件照会依頼メッセージを連携確認機能に蓄積し、所定時に複数件を一括処理することとする。</li> </ul> </li> </ul>

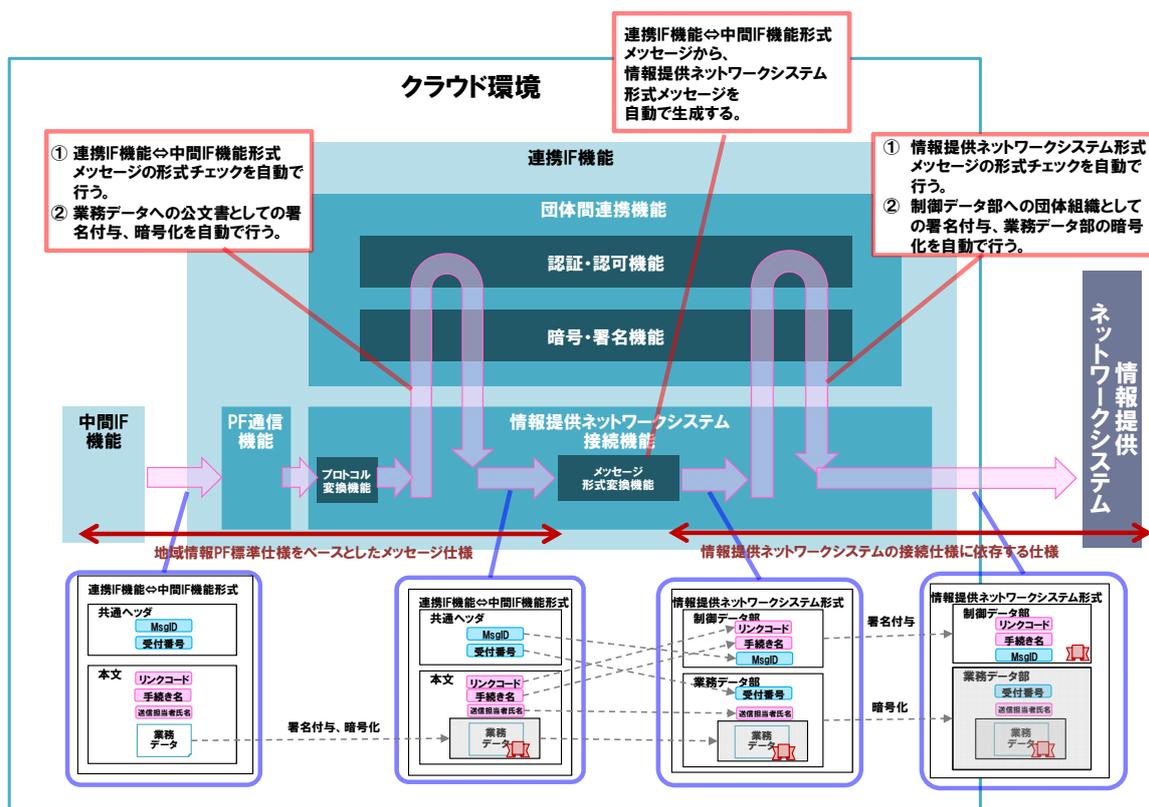
## (5) メッセージ形式について

職員が作成した文書の真正性を確認するため、現状、文書が書面であれば公印押印、文書がデータであれば電子署名（職責署名）付与を行う必要がある。

団体間連携の照会依頼元／照会依頼先は、①照会依頼先／照会依頼元組織に対して業務データが職責者により真正に作成されたことの保証（業務データの真正性保証）、②情報提供ネットワークシステムに対して照会依頼元／照会依頼先が情報提供ネットワークシステムへの接続を行う正当な団体であることの保証（連携元団体の正当性保証）を行う必要があるものと考えられる。

また、団体内で取り扱うメッセージを地域情報プラットフォーム標準仕様をベースとしたメッセージ形式（連携インターフェース機能⇔中間インターフェース機能形式メッセージ）とした場合でも、団体外を流通するメッセージは情報提供ネットワークシステムが規定する形式に従う必要があると想定される。その場合、団体内外でメッセージ形式の変換が必要であり、情報提供ネットワークシステム接続機能がメッセージ形式変換処理を行うこととする。

団体間連携で取り扱うメッセージ形式について「1. 業務データ部と制御データ部の考え方」「2. メッセージ形式と署名・暗号箇所」の論点について述べる。



【図 2.3-7 団体間連携で取り扱うメッセージ形式について】

【表 2.3-5 団体間連携で取り扱うメッセージ形式について】

項番	論点	方式
1	業務データ部と制御データ部の考え方	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 情報提供ネットワークシステム形式メッセージの制御データ部は、情報提供ネットワークシステムが連携制御を行う為の必要最小限の項目のみが規定されることが想定される。（例：手続き名/連携対象者情報（リンクコード）/送信先情報/送信元情報等）</li> <li>・ 情報提供ネットワークシステム接続機能は、連携インターフェース機能⇔中間インターフェース機能形式の共通ヘッダ及び本文から、連携すべき情報項目を抽出し、情報提供ネットワークシステム形式の制御データ部または業務データ部に設定する。</li> </ul>
2	メッセージ形式と署名・暗号箇所	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 連携インターフェース機能⇔中間インターフェース機能形式メッセージ内の業務データに対して暗号・署名機能は、公文書としての署名を付与し、署名付与済み業務データの暗号化を行うこととする。</li> <li>・ 情報提供ネットワークシステム形式メッセージ内の制御データ部に対して暗号・署名機能は、団体組織としての署名を付与し、業務データ部の暗号化を行うこととする。</li> </ul>

## (6) 外字対応の考え方について

### ① 団体間で流通可能な文字の範囲

自治体は、現状の業務処理でも自団体にて管理する外字を扱っているが、自治体間で外字を流通させるためには、自治体が連携相手の不特定多数の自治体分の外字をそれぞれ管理するか、行政用文字として標準化された文字セットに全自治体に対応する必要がある。しかしながら、行政用文字数は膨大であり、OS等の文字数制限や自団体の外字との同定作業の煩雑さから現実的ではないと考えられる。

そこで、団体間連携では、住民の基本4情報を住基ネットから取得することを前提として、地域情報プラットフォーム標準仕様が内字として規定するJIS X0213:2004の範囲のみ流通することを原則とすることが望ましい。

## 2.4 インタフェース定義

地域情報プラットフォーム標準仕様書では、SOAP のサービス呼び出しにより情報を提供するためのインタフェース定義として、「インタフェース一覧」、「メッセージ定義」を定義している。

本章では、「2. 情報提供ネットワークシステム及び機能ブロックの連携の考え方」で整理した各種インタフェースが地域情報プラットフォームの考え方に準ずるものとして、インタフェース一覧及びメッセージ定義を記述する。

インタフェース一覧及びメッセージ定義の読み方は、下記のドキュメントを参照することとする。

- ・自治体アプリケーションユニット標準仕様 V2.3 【インタフェース一覧】
- ・地域情報プラットフォームガイドライン V2.4 第4章（別冊）

APPLIC ガイドライン第4章（別冊） ワンストップサービスの連携定義手順 2.2

メッセージ定義では、データ型／桁数／コード化有無について規定するが、団体間連携における一部のデータ項目は情報提供ネットワークシステムにより規定されるものと考えられる。情報提供ネットワークシステムの仕様に依存するデータ項目は、データ型／桁数／コードを定義せず、「－」と表記する。

また、メッセージ定義において「(連携情報)」と表記する箇所が存在するが、ここには、地域情報プラットフォーム標準仕様におけるデータ一覧に相当する内容が記述される。団体間連携におけるデータ一覧を別紙 6.2-2-2 に示す。

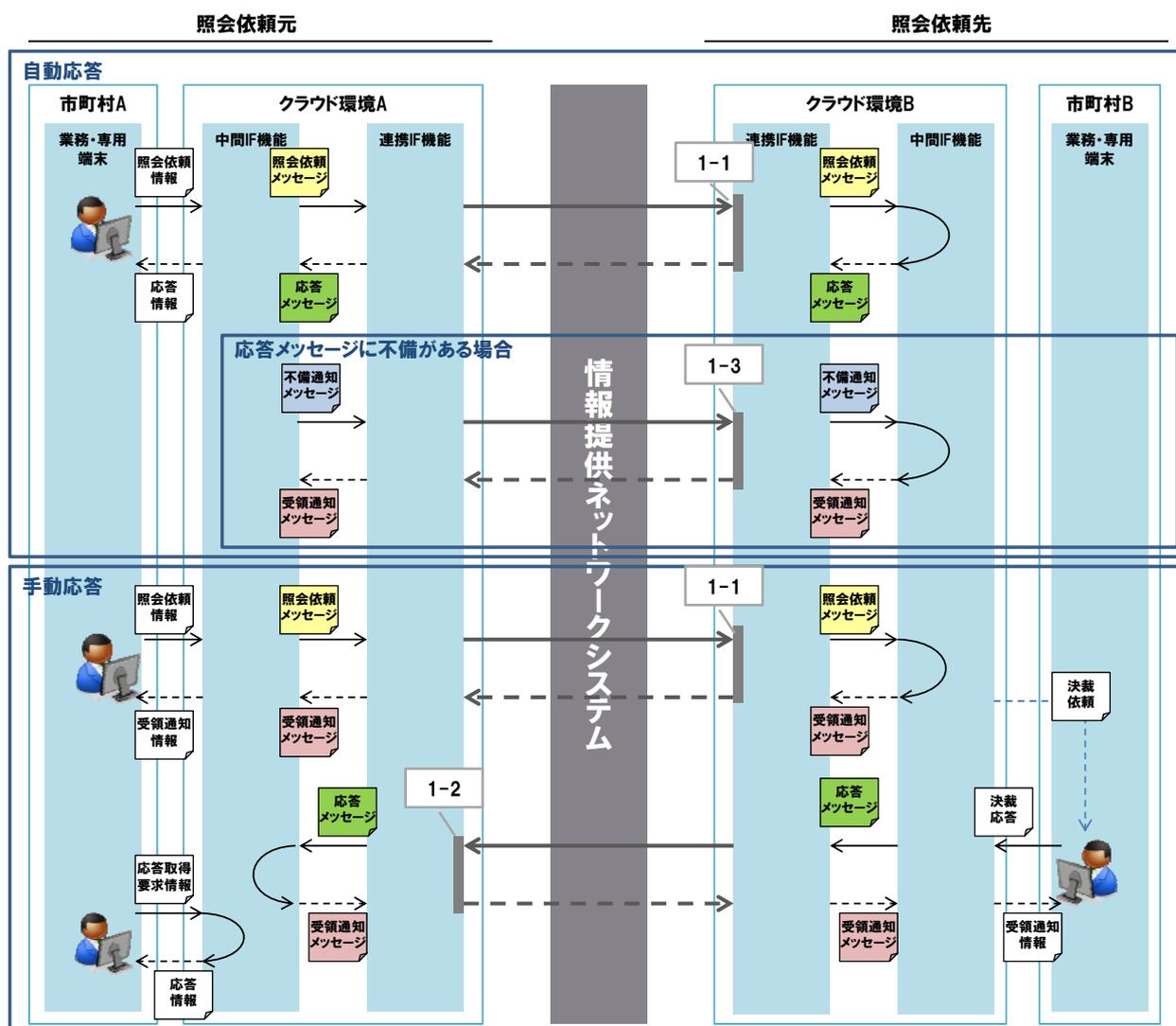
## (1) 情報提供ネットワークシステム接続インタフェース

情報提供ネットワークシステム接続インタフェースのインタフェース一覧及びメッセージ定義は、情報提供ネットワークシステムにより規定されると考えられる。しかし、情報提供ネットワークシステム接続インタフェースのインタフェース一覧は、中間インターフェース機能におけるインタフェースと対になるものであることから、想定として記述する。また、メッセージ定義については、大綱及びマイナンバー法案等から流通することが想定されるデータ項目を挙げることにする。

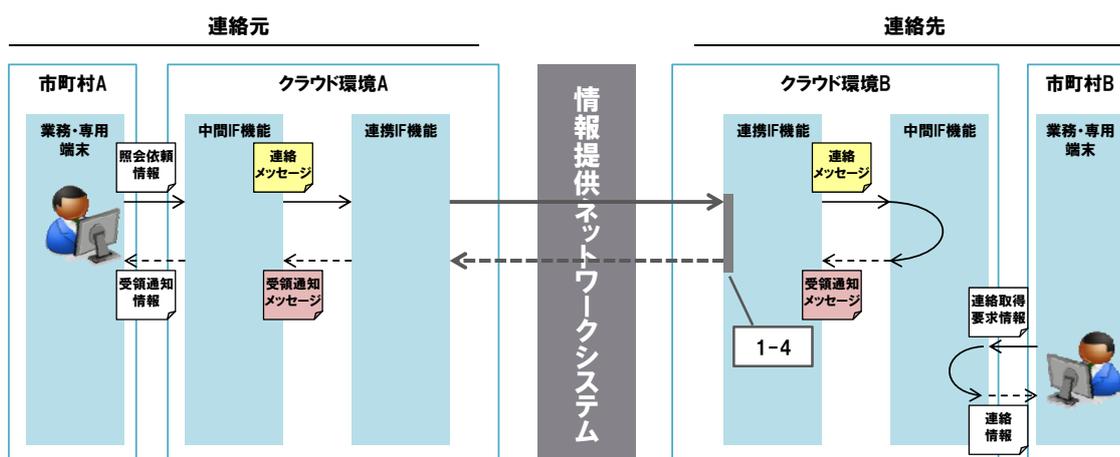
### ① インタフェース一覧

情報提供ネットワークシステム接続インタフェースのインタフェース箇所、及び、インタフェース一覧は、以下のようになるものと想定される。

#### (A) インタフェース箇所



【図 2.4-1 照会依頼・応答におけるインタフェース箇所】



【図 2.4-2 連絡・受取におけるインタフェース箇所】

(B) インタフェース一覧

【表 2.4-1 インタフェース一覧】

インタフェース番号	入出力		メッセージ定義
1-1	入力	照会依頼情報	照会依頼メッセージ(情報提供ネットワークシステム形式)
	出力	応答情報	応答メッセージ(情報提供ネットワークシステム形式)
	出力	受領通知情報	受領通知メッセージ(情報提供ネットワークシステム形式)
1-2	入力	応答情報	応答メッセージ(情報提供ネットワークシステム形式)
	出力	受領通知情報	受領通知メッセージ(情報提供ネットワークシステム形式)
1-3	入力	不備情報	不備通知メッセージ(情報提供ネットワークシステム形式)
	出力	受領通知情報	受領通知メッセージ(情報提供ネットワークシステム形式)
1-4	入力	連絡情報	連絡メッセージ(情報提供ネットワークシステム形式)
	出力	受領通知情報	受領通知メッセージ(情報提供ネットワークシステム形式)

## ② メッセージ定義

情報提供ネットワークシステム形式メッセージに含まれるデータ項目は、以下のようになるものと想定される。

また、情報提供ネットワークシステム形式メッセージを、連携可否の判断や経路制御、その他の管理情報を格納する「制御データ部」、業務的な情報内容を格納する「業務データ部」に大別した場合、各データ部とデータ項目は、以下のように対応するものと考えられる。

【表 2.4-2 情報提供ネットワークシステム形式メッセージのデータ項目 (想定)】

項番	分類	データ項目	説明
1	制御データ部 (連携可否の判断や経路制御、その他の管理情報を格納する)	リンクコード	個人を特定するための情報提供ネットワークシステム等及び情報保有機関のみで用いる符号
2		MsgID	管理用のシリアル番号
3		情報連携の根拠	情報連携の根拠 (法令等で予め定められた情報連携のパターン)
4		送信元団体	情報連携元の情報保有機関の名称
5		送信先団体	情報連携先の情報保有機関の名称
6		情報名 年度	情報連携対象個人情報の種類
7		業務データ部 (業務的な情報内容を格納する)	各ユースケースにおける証明書情報

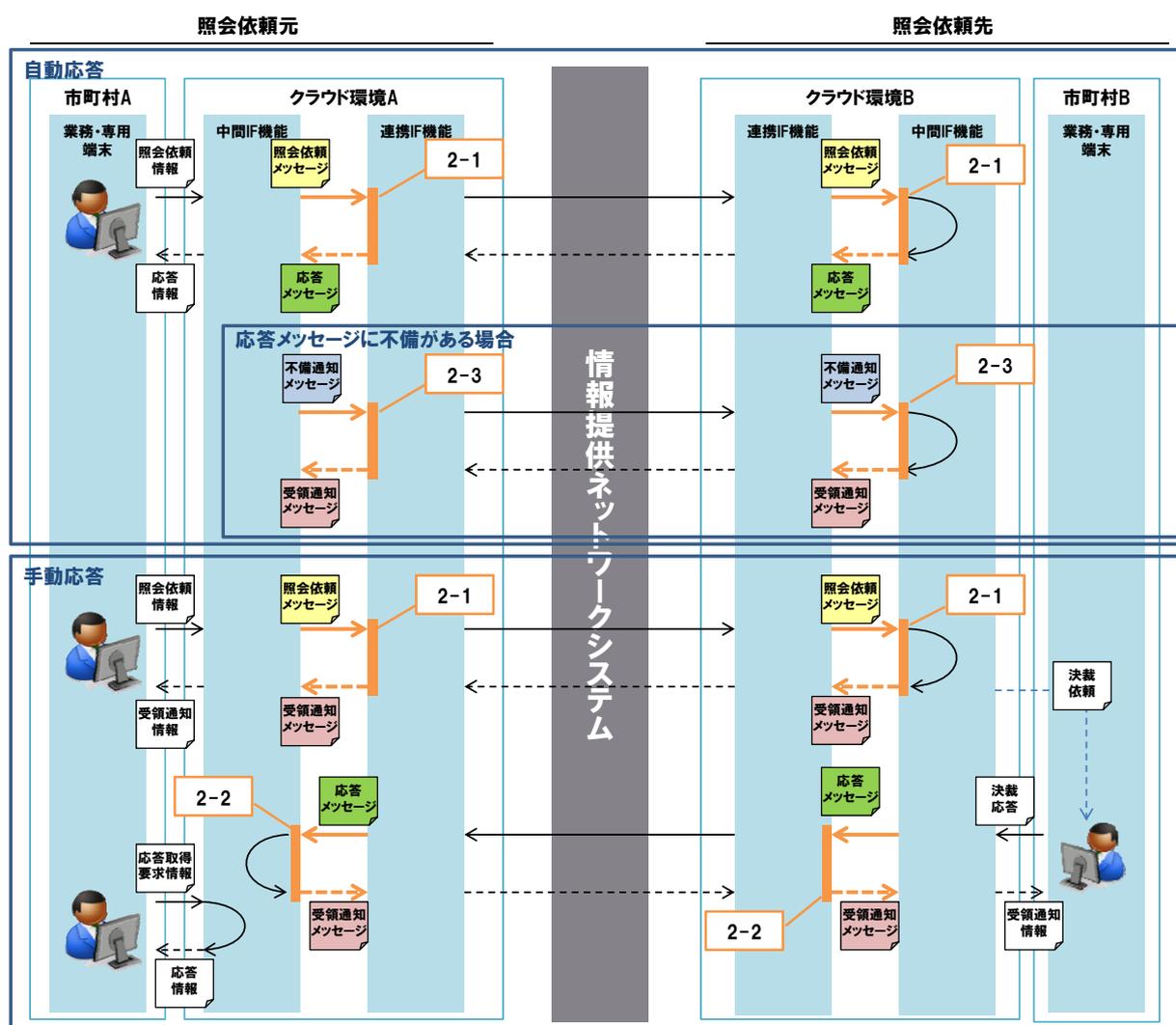
## (2) 連携インターフェース機能⇔中間インターフェース機能間インタフェース

連携インターフェース機能⇔中間インターフェース機能間インタフェースのインタフェース一覧及びメッセージ定義を以下に示す。

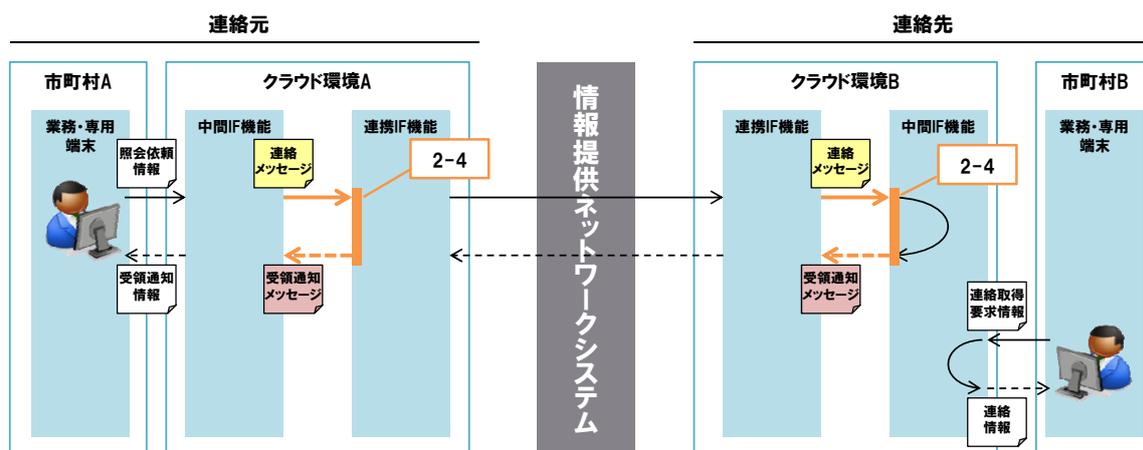
### ① インタフェース一覧

連携インターフェース機能⇔中間インターフェース機能間インタフェースの箇所及びインタフェース一覧は、以下のようなもの想定される。

#### (A) インタフェース箇所



【図 2.4-3 照会依頼・応答におけるインタフェース箇所】



【図 2.4-4 連絡・受取におけるインタフェース箇所】

(B) インタフェース一覧

【表 2.4-3 インタフェース一覧】

インタフェース番号	入出力		メッセージ定義
2-1	入力	照会依頼情報	照会依頼メッセージ
	出力	応答情報	応答メッセージ
	出力	受領通知情報	受領通知メッセージ
2-2	入力	応答情報	応答メッセージ
	出力	受領通知情報	受領通知メッセージ
2-3	入力	不備情報	不備通知メッセージ
	出力	受領通知情報	受領通知メッセージ
2-4	入力	連絡情報	連絡メッセージ
	出力	受領通知情報	受領通知メッセージ

## ② メッセージ定義

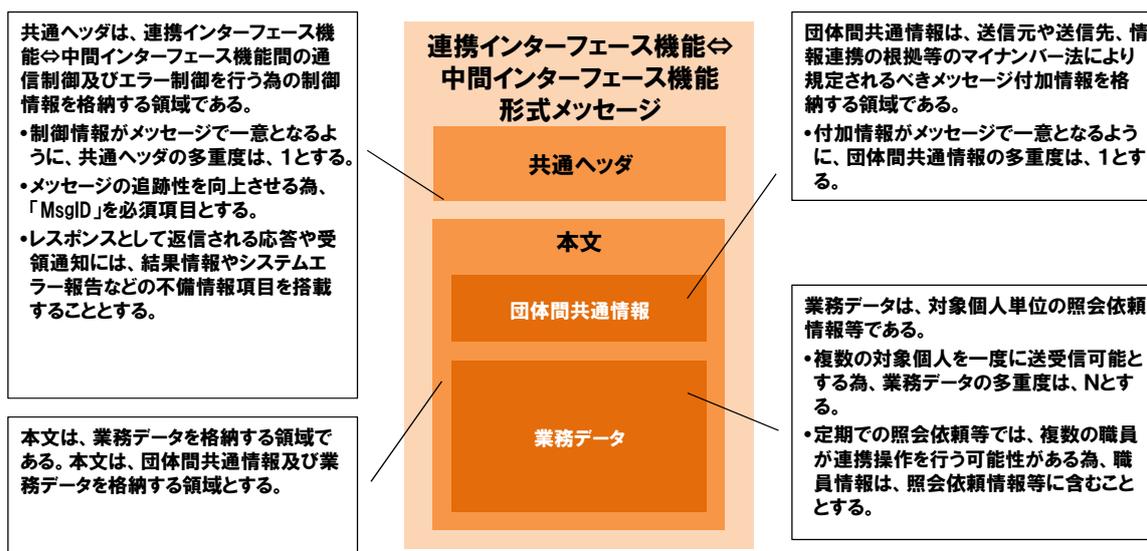
連携インターフェース機能⇔中間インターフェース機能形式メッセージは、団体間連携の要件を踏まえて、地域情報プラットフォーム標準仕様を拡張したメッセージ形式を想定する。

地域情報プラットフォーム標準仕様は、SOAP による通信モデルとして、電子封筒形式を規定している。電子封筒形式は、PF 通信の全体制御に必要な仕様として、SOAP Body に共通ヘッダ仕様を定めている。



【図 2.4-5 SOAP による通信モデル】

連携インターフェース機能⇔中間インターフェース機能形式メッセージは、地域情報プラットフォーム標準仕様に則り、共通ヘッダを持つことが望ましい。本インタフェースに共通する考え方を以下に示す。



【図 2.4-6 連携インターフェース機能⇔中間インターフェース機能形式メッセージの考え方】

連携インターフェース機能⇔中間インターフェース機能形式メッセージは、①照会依頼メッセージ、②応答メッセージ、③連絡メッセージ、④受領通知メッセージ、⑤不備通知メッセージから構成される。各メッセージのデータ仕様は、以下のようになるものと想定される。

(A) 照会依頼メッセージ

照会依頼メッセージのデータ仕様を以下に示す。

【表 2.4-4 データ仕様（照会依頼メッセージ）】

No	データ項目名	データ型	桁数	コード		出現回数		外字 使用	項目説明
				CD	コード名	最小	最大		
1	照会依頼メッセージ					1	1		照会依頼を行う為のメッセージである。
2	共通ヘッダ					1	1		PF 通信標準仕様における共通ヘッダである。
3	To	X	1024			0	1		共通ヘッダ仕様の「To」である。 照会依頼元では連携インターフェース機能の ENDPOINT、照会依頼先では連携確認機能の ENDPOINTを指定する。
4	MsgID	X	1024			1	1		共通ヘッダ仕様の「MsgID」であり、情報提供ネットワークシステムとの間でメッセージを一意に特定する為、団体間連携では必須とする。 メッセージ毎に固有に付与する値を指定する。
5	ReplyTo	X	1024			0	1		共通ヘッダ仕様の「ReplyTo」である。 照会依頼元では連携確認機能の受領通知を受信する為の ENDPOINT、照会依頼先では連携インターフェース機能の受領通知を受信する為の ENDPOINTを指定する。
6	受付番号	X	256			1	1		共通ヘッダ仕様の「受付番号」である。 業務処理の単位毎に付与される識別子を指定する。
7	団体間共通情報					1	1		送信元や送信先、情報連携の根拠等のマイナナンバー法により規定されるべきメッセージ付加情報を格納する領域である。
8	送信元団体	—	—	—	—	1	1		送信元団体名を指定する。 情報提供ネットワークシステムの仕様に従い値を設定する。

No	データ項目名	データ型	桁数	コード		出現回数		外字 使用	項目説明
				CD	コード名	最小	最大		
9	送信先団体	—	—	—	—	1	1		送信先団体名を指定する。 情報提供ネットワークシステムの仕様に従い値を設定する。
10	情報名	—	—	—	—	1	1		照会対象の情報名を指定する。 情報提供ネットワークシステムの仕様に従い値を設定する。
11	情報連携の根拠	—	—	—	—	1	1		情報連携の根拠を指定する。 情報提供ネットワークシステムの仕様に従い値を設定する。
12	照会依頼情報					1	N		対象個人単位の照会依頼情報である。
13	リンクコード	—	—	—	—	1	1		照会の対象者のリンクコードを指定する。 情報提供ネットワークシステムの仕様に従い値を設定する。
14	業務情報					1	1		照会依頼情報のうち、署名及び暗号化対象のデータである。
15	管理番号	X	256			1	1		案件番号を指定する。No6「受付番号」と桁数は同一とする。
16	送信先団体	—	—	—	—	1	1		送信先団体名を指定する。 No9と同じ値を設定する。
17	職員情報	職員情報				1	N		送信処理を行う職員情報を指定する。
18	対象者氏名	氏名情報				1	1		照会の対象者氏名を指定する。
19	情報内容	情報内容				1	1		照会対象の情報名、年度等の条件、情報連携の根拠を指定する。

(B) 応答メッセージ

応答メッセージのデータ仕様を以下に示す。

【表 2.4-5 データ仕様 (応答メッセージ)】

No	データ項目名	データ型	桁数	コード		出現回数		外字 使用	項目説明
				CD	コード名	最小	最大		
1	応答メッセージ					1	1		応答を行う為のメッセージである。
2	共通ヘッダ					1	1		PF 通信標準仕様における共通ヘッダである。

No	データ項目名		データ型	桁数	コード		出現回数		外字 使用	項目説明
					CD	コード名	最小	最大		
3		To	X	1024			0	1		共通ヘッダ仕様の「To」である。 照会依頼元では連携確認機能の ENDPOINT、照会依頼先では連携インターフェース機能の ENDPOINT を指定する。
4		MsgID	X	1024			1	1		共通ヘッダ仕様の「MsgID」であり、情報提供ネットワークシステムとの間でメッセージを一意に特定する為、団体間連携では必須とする。 メッセージ毎に固有に付与する値を指定する。
5		RelatesTo	X	1024			0	1		共通ヘッダ仕様の「RelatesTo」である。照会依頼メッセージの MsgID を設定する。 メッセージ間の関連性を示すために付与する値を設定する。
6		受付番号	X	256			1	1		共通ヘッダ仕様の「受付番号」である。 業務処理の単位毎に付与される識別子を指定する。
7		業務サービス結果情報	X	10			0	1		共通ヘッダ仕様の「業務サービス結果情報」である。 業務サービスの処理ステータスを示す値を指定する。
8		結果情報	X	1			0	1		共通ヘッダ仕様の「結果情報」である。 システム的なレスポンスの状態を示す値を指定する。
9		システムエラー報告	X	1024			0	1		共通ヘッダ仕様の「システムエラー報告」である。 システム的なレスポンスの状態が異常の場合、異常ステータスの詳細を示す値を指定する。
10		団体間共通情報					1	1		送信元や送信先、情報連携の根拠等のマイナンバー法により規定されるべきメッセージ付加情報を格納する領域である。
11		送信元団体	—	—	—	—	1	1		送信元団体名を指定する。 情報提供ネットワークシステムの仕様に従い値を設定する。
12		送信先団体	—	—	—	—	1	1		送信先団体名を指定する。 情報提供ネットワークシステムの仕様に従い値を設定する。

No	データ項目名	データ型	桁数	コード		出現回数		外字 使用	項目説明
				CD	コード名	最小	最大		
13	情報名	—	—	—	—	1	1		照会対象の情報名を指定する。 情報提供ネットワークシステムの仕様に従い値を設定する。
14	情報連携の根拠	—	—	—	—	1	1		情報連携の根拠を指定する。 情報提供ネットワークシステムの仕様に従い値を設定する。
15	応答情報					1	N		対象個人単位の応答情報である。
16	リンクコード	—	—	—	—	1	1		応答の対象者のリンクコードを指定する。該当者無しの場合は、空とする。 情報提供ネットワークシステムの仕様に従い値を設定する。
17	業務情報					1	1		応答情報のうち、署名及び暗号化対象のデータである。
18	管理番号	X	256			1	1		案件番号を指定する。No6「受付番号」と桁数は同一とする。
19	送信先団体	—	—	—	—	1	1		送信先団体名を指定する。 No12と同じ値を設定する。
20	職員情報	職員情報				0	N		送信処理を行う職員情報を指定する。
21	対象者氏名	氏名情報				1	1		応答の対象者氏名を指定する。
22	情報内容	情報内容				1	1		応答対象の情報名、年度等の条件、情報連携の根拠を指定する。
23	応答日時	日付時間情報				1	1		応答日時を指定する。
24	参照用DB登録日時	日付時間情報				1	1		照会依頼元の参照用DBへの情報登録日時を指定する。
25	処理状況	X	10			1	1		応答の対象者の処理状況（却下、保留、該当者無し等）を指定する。
26	処理状況内容	N	100			1	1		応答の対象者の処理状況の内容（却下、保留の理由等）を指定する。
27	(連携情報)					0	1		応答する証明書等の情報を指定する。

(C) 連絡メッセージ

連絡メッセージのデータ仕様を以下に示す。

【表 2.4-6 データ仕様 (連絡メッセージ)】

No	データ項目名	データ型	桁数	コード		出現回数		外字 使用	項目説明
				CD	コード名	最小	最大		
1	連絡メッセージ					1	1		連絡を行う為のメッセージである。
2	共通ヘッダ					1	1		PF 通信標準仕様における共通ヘッダである。
3	To	X	1024			0	1		共通ヘッダ仕様の「To」である。 連絡元では連携インターフェース機能の ENDPOINT、 連絡先では連携確認機能の ENDPOINT を指定する。
4	MsgID	X	1024			1	1		共通ヘッダ仕様の「MsgID」であり、 情報提供ネットワークシステムとの間で メッセージを一意に特定する為、 団体間連携では必須とする。 メッセージ毎に固有に付与する値を指定する。
5	受付番号	X	256			1	1		共通ヘッダ仕様の「受付番号」である。 業務処理の単位毎に付与される識別子を指定する。
6	団体間共通情報					1	1		送信元や送信先、情報連携の根拠等のマイナナンバー法により規定されるべきメッセージ付加情報を格納する領域である。
7	送信元団体	—	—	—	—	1	1		送信元団体名を指定する。 情報提供ネットワークシステムの仕様に従い値を設定する。
8	送信先団体	—	—	—	—	1	1		送信先団体名を指定する。 情報提供ネットワークシステムの仕様に従い値を設定する。
9	情報名	—	—	—	—	1	1		照会対象の情報名を指定する。 情報提供ネットワークシステムの仕様に従い値を設定する。
10	情報連携の根拠	—	—	—	—	1	1		情報連携の根拠を指定する。 情報提供ネットワークシステムの仕様に従い値を設定する。
11	連絡情報					1	N		対象個人単位の連絡情報である。

No	データ項目名		データ型	桁数	コード		出現回数		外字 使用	項目説明
					CD	コード名	最小	最大		
12		リンクコード	—	—	—	—	1	1		連絡の対象者のリンクコードを指定する。 情報提供ネットワークシステムの仕様に従い値を設定する。
13		業務情報					1	1		連絡情報のうち、署名及び暗号化対象のデータである。
14		管理番号	X	256			1	1		案件番号を指定する。 No5「受付番号」と桁数は同一とする。
15		送信先団体	—	—	—	—	1	1		送信先団体名を指定する。 No8と同じ値を設定する。
16		職員情報	職員情報				1	N		送信処理を行う職員情報を指定する。
17		対象者氏名	氏名情報				1	1		連絡の対象者氏名を指定する。
18		情報内容	情報内容				1	1		連絡対象の情報名、年度等の条件、情報連携の根拠を指定する。
19		連絡日時	日付時間 情報				1	1		連絡日時を指定する。
20		(連携情報)					1	1		連絡する住民情報を指定する。

(D) 受領通知メッセージ

受領通知メッセージのデータ仕様を以下に示す。

【表 2.4-7 データ仕様（受領通知メッセージ）】

No	データ項目名		データ型	桁数	コード		出現回数		外字 使用	項目説明
					CD	コード名	最小	最大		
1		受領通知メッセージ					1	1		受領通知を行う為のメッセージである。
2		共通ヘッダ					1	1		PF 通信標準仕様における共通ヘッダである。
3		To	X	1024			0	1		共通ヘッダ仕様の「To」である。 通知元では連携インターフェース機能の ENDPOINT、連絡先では 連携確認機能の ENDPOINT を指定する。
4		MsgID	X	1024			1	1		共通ヘッダ仕様の 「MsgID」であり、情報提供ネットワークシステムとの間でメッセージを一意に特定する為、団体間連携では必須とする。 メッセージ毎に固有に付与する値を指定する。

No	データ項目名	データ型	桁数	コード		出現回数		外字 使用	項目説明
				CD	コード名	最小	最大		
5	RelatesTo	X	1024			0	1		共通ヘッダ仕様の「RelatesTo」である。メッセージ間の関連性を示すために付与する値を設定する。
6	受付番号	X	256			1	1		共通ヘッダ仕様の「受付番号」である。業務処理の単位毎に付与される識別子を指定する。
7	業務サービス結果情報	X	10			0	1		共通ヘッダ仕様の「業務サービス結果情報」である。業務サービスの処理ステータスを示す値を指定する。
8	結果情報	X	1			0	1		共通ヘッダ仕様の「結果情報」である。システム的なレスポンスの状態を示す値を指定する。
9	システムエラー報告	X	1024			0	1		共通ヘッダ仕様の「システムエラー報告」である。システム的なレスポンスの状態が異常の場合、異常ステータスの詳細を示す値を指定する。
10	団体間共通情報					1	1		送信元や送信先、情報連携の根拠等のマイナンバー法により規定されるべきメッセージ付加情報を格納する領域である。
11	送信元団体	—	—	—	—	1	1		送信元団体名を指定する。情報提供ネットワークシステムの仕様に従い値を設定する。
12	送信先団体	—	—	—	—	1	1		送信先団体名を指定する。情報提供ネットワークシステムの仕様に従い値を設定する。
13	情報名	—	—	—	—	1	1		照会対象の情報名を指定する。情報提供ネットワークシステムの仕様に従い値を設定する。
14	情報連携の根拠	—	—	—	—	1	1		情報連携の根拠を指定する。情報提供ネットワークシステムの仕様に従い値を設定する。

No	データ項目名	データ型	桁数	コード		出現回数		外字 使用	項目説明
				CD	コード名	最小	最大		
15	受領通知情報					0	N		不備通知メッセージの受領通知は出現回数「0」とする。
16	リンクコード	—	—	—	—	1	1		受領通知の対象者のリンクコードを指定する。情報提供ネットワークシステムの仕様に従い値を設定する。
17	業務情報					1	1		受領通知情報のうち、署名及び暗号化対象のデータである。
18	管理番号	X	256			1	1		案件番号を指定する。No6「受付番号」と桁数は同一とする。
19	送信先団体	—	—	—	—	1	1		送信先団体名を指定する。No12と同じ値を設定する。
20	情報内容	情報内容				1	1		受領通知の対象の情報名、年度等の条件、情報連携の根拠を指定する。
21	処理状況	X	10			1	1		対象者の処理状況（却下、保留、該当者無し等）を指定する。
22	処理状況内容	N	100			1	1		対象者の処理状況の内容（却下、保留の理由等）を指定する。

(E) 不備通知メッセージ

不備通知メッセージのデータ仕様を以下に示す。

【表 2.4-8 データ仕様（不備通知メッセージ）】

No	データ項目名	データ型	桁数	コード		出現回数		外字 使用	項目説明
				CD	コード名	最小	最大		
1	不備通知メッセージ					1	1		自動応答されたメッセージに不備がある場合、他団体に不備通知を行う為のメッセージである。
2	共通ヘッダ					1	1		PF 通信標準仕様における共通ヘッダである。
3	To	X	1024			0	1		共通ヘッダ仕様の「To」である。 通知元では連携インターフェース機能の ENDPOINT、通知先では連携確認機能の ENDPOINT を指定する。
4	MsgID	X	1024			1	1		共通ヘッダ仕様の「MsgID」であり、情報提供ネットワークシステムとの間でメッセージを一意に特定する為、団体間連携では必須とする。 メッセージ毎に固有に付与する値を指定する。
5	RelatesTo	X	1024			0	1		共通ヘッダ仕様の「RelatesTo」である。応答メッセージの MsgID を設定する。 メッセージ間の関連性を示すために付与する値を設定する。
6	受付番号	X	256			1	1		共通ヘッダ仕様の「受付番号」である。 業務処理の単位毎に付与される識別子を指定する。
7	業務サービス結果情報	X	10			0	1		共通ヘッダ仕様の「業務サービス結果情報」である。 業務サービスの処理ステータスを示す値を指定する。
8	結果情報	X	1			0	1		共通ヘッダ仕様の「結果情報」である。 システム的なレスポンスの状態を示す値を指定する。
9	システムエラー報告	X	1024			0	1		共通ヘッダ仕様の「システムエラー報告」である。 システム的なレスポンスの状態が異常の場合、異常ステータスの詳細を示す値を指定する。

③ 項目セット辞書

連携インターフェース機能⇔中間インターフェース機能形式メッセージにおける項目セット辞書を以下に示す。

【表 2.4-9 項目セット辞書】

項番	項目セット名	項目名	CD	データ型	桁数	出現回数		外字 使用	説明
						最小	最大		
1	職員情報	職員氏名		氏名情報 セット		1	1		送信処理を行う職員の氏名である。
		所属名		N	30	1	1		送信処理を行う職員の所属名である。地域情報プラットフォーム標準仕様の項目セット辞書「所属情報」に倣い、30桁とする。
		連絡先電話番号		X	20	0	1		送信処理を行う職員の連絡先電話番号である。
		送信担当者職責		N	50	0	1		送信処理を行う職員の職責である。
		送信担当者業務名		N	50	0	1		送信処理を行う職員の担当する業務名である。
		操作端末番号		X		1	1		送信処理を行う職員の操作端末番号である。
2	情報内容	情報名		—	—	1	1		団体間連携を行う情報名である。情報提供ネットワークシステムの仕様に従いコード化有無、桁数等を規定する。
		年度		X	4	0	1		団体間連携を行う情報の対象年度である。地域情報プラットフォーム標準仕様の業務ユニットインタフェースに倣い4桁とする。
		情報連携の根拠		—	—	1	1		団体間連携を行う根拠である。情報提供ネットワークシステムの仕様に従いコード化有無、桁数等を規定する。
3	氏名情報	氏名		N	100	1	1		氏名情報である。地域情報プラットフォーム標準仕様の項目セット「氏名情報」に倣い、100桁とする。
4	日付情報	年		X	4	1	1		地域情報プラットフォーム標準仕様の項目セット辞書「日付情報」と同じ。
		月		X	2	1	1		
		日		X	2	1	1		
5	日付時間情報	日時		日付情報 セット		1	1		地域情報プラットフォーム標準仕様の項目セット辞書「日付時間情報」と同じ。
		時		X	2	1	1		
		分		X	2	1	1		
		秒		X	2	1	1		

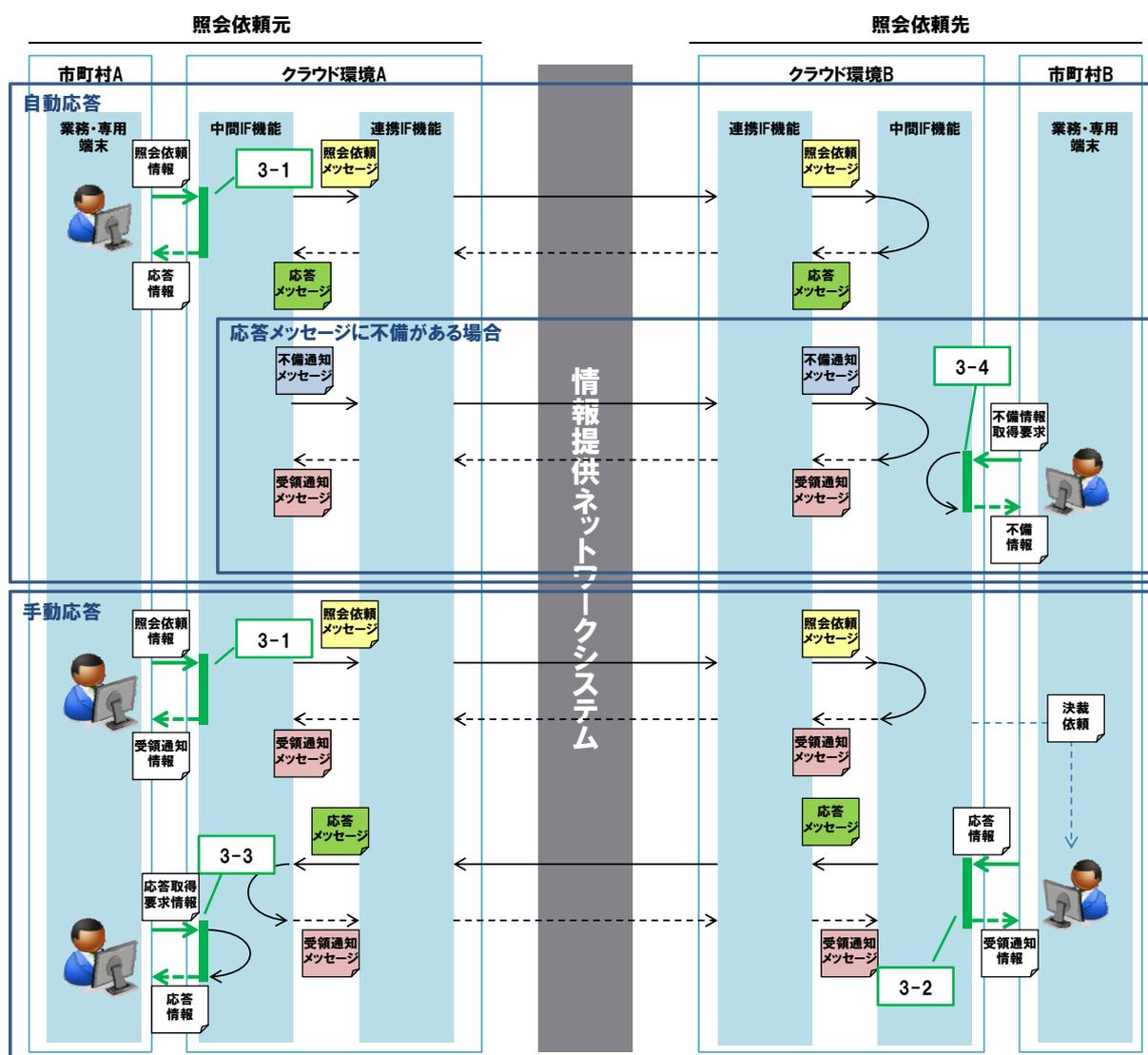
### (3) 地域情報 PF インタフェース

地域情報 PF インタフェースは、業務システム群における中間インターフェース機能と既存業務システムを接続する為のインタフェースとする。地域情報 PF インタフェースのインタフェース一覧、地域情報 PF 形式メッセージのデータ仕様を以下に示す。

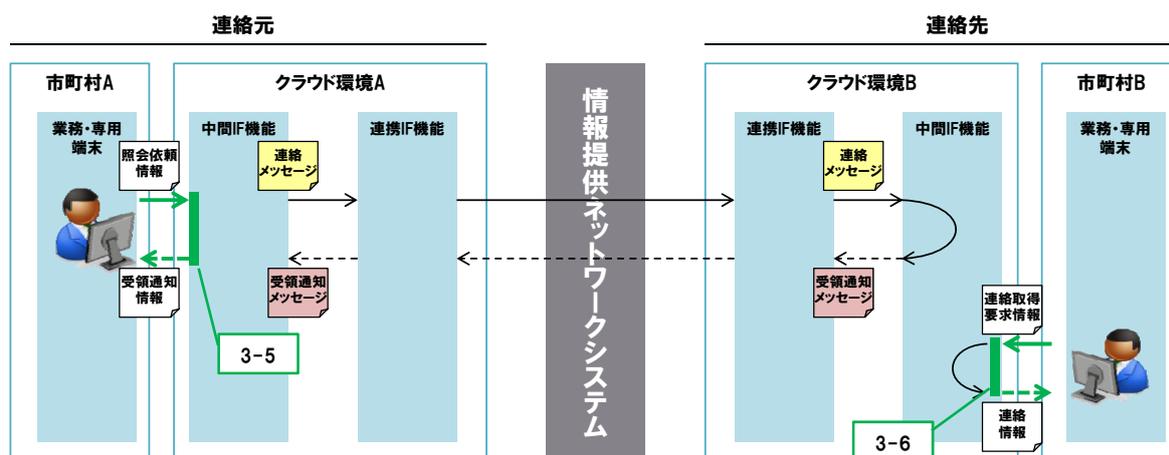
#### ① インタフェース一覧

地域情報 PF インタフェースの箇所及びインタフェース一覧は、以下のようになるものと想定される。

#### (A) インタフェース箇所



【図 2.4-7 照会依頼・応答におけるインタフェース箇所】



【図 2.4-8 連絡・受取におけるインタフェース箇所】

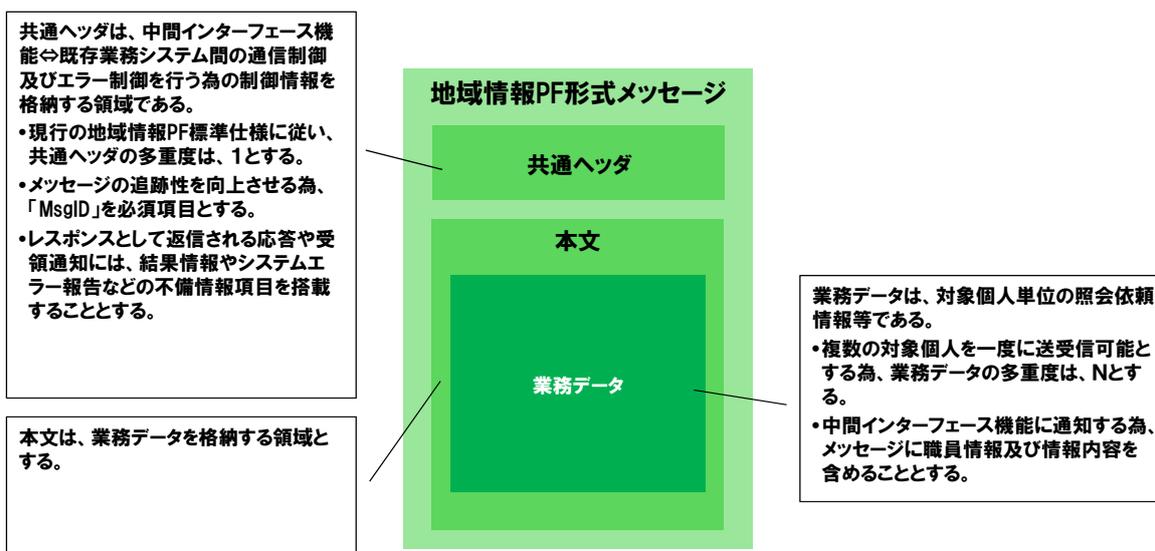
(B) インタフェース一覧

【表 2.4-10 地域情報 PF インタフェース一覧】

インタフェース番号	入出力		メッセージ定義
3-1	入力	照会依頼情報	照会依頼メッセージ
	出力	応答情報	応答メッセージ
	出力	受領通知情報	受領通知メッセージ
3-2	入力	決裁応答情報	決裁応答メッセージ
	出力	受領通知情報	受領通知メッセージ
3-3	入力	応答取得要求情報	応答取得要求メッセージ
	出力	応答情報	応答メッセージ
3-4	入力	不備取得要求情報	不備取得要求メッセージ
	出力	不備情報	不備通知メッセージ
3-5	入力	連絡情報	連絡メッセージ
	出力	受領通知情報	受領通知メッセージ
3-6	入力	連絡取得要求情報	連絡取得要求メッセージ
	出力	連絡情報	連絡メッセージ

## ② メッセージ定義

地域情報 PF 形式メッセージは、①照会依頼メッセージ、②応答メッセージ、③連絡メッセージ、④受領通知メッセージ、⑤不備通知メッセージ、⑥決裁応答メッセージ、⑦応答取得要求メッセージ、⑧連絡取得要求メッセージ、⑨不備取得要求メッセージから構成される。各構成メッセージに共通する考え方、及び、各メッセージのデータ仕様は、以下のようなもの想定される。



【図 2.4-9 地域情報 PF 形式メッセージの考え方】

(A) 照会依頼メッセージ

照会依頼メッセージのデータ仕様を以下に示す。

【表 2.4-11 データ仕様（照会依頼メッセージ）】

No	データ項目名	データ型	桁数	コード		出現回数		外字 使用	項目説明
				CD	コード名	最小	最大		
1	照会依頼メッセージ					1	1		照会依頼を行う為のメッセージである。
2	共通ヘッダ					1	1		PF 通信標準仕様における共通ヘッダである。
3	MsgID	X	1024			1	1		共通ヘッダ仕様の「MsgID」であり、情報提供ネットワークシステムとの間でメッセージを一意に識別する為、団体間連携では必須とする。メッセージ毎に固有に付与する値を指定する。
4	受付番号	X	256			1	1		共通ヘッダ仕様の「受付番号」である。業務処理の単位毎に付与される識別子を指定する。
5	照会依頼情報					1	N		対象個人単位の照会依頼情報である。
6	識別番号	X	15			1	1		照会の対象者の識別番号を指定する。地域情報プラットフォーム標準仕様の業務ユニットインタフェース仕様に従い、15桁とする。
7	業務情報					1	1		
8	管理番号	X	256			1	1		案件番号を指定する。No4「受付番号」と桁数は同一とする。
9	送信先団体	—	—	—	—	1	1		送信先団体名を指定する。情報提供ネットワークシステムの仕様に従い値を設定する。
10	職員情報	職員情報				1	1		送信処理を行う職員情報を指定する。
11	情報内容	情報内容				1	1		照会対象の情報名、年度等の条件、情報連携の根拠を指定する。

(B) 応答メッセージ

応答メッセージのデータ仕様を以下に示す。

【表 2.4-12 データ仕様 (応答メッセージ)】

No	データ項目名	データ型	桁数	コード		出現回数		外字 使用	項目説明
				CD	コード名	最小	最大		
1	応答メッセージ					1	1		応答を行うためのメッセージである。
2	共通ヘッダ					1	1		PF 通信標準仕様における共通ヘッダである。
3	MsgID	X	1024			1	1		共通ヘッダ仕様の「MsgID」であり、情報提供ネットワークシステムとの間でメッセージを一意に識別する為、団体間連携では必須とする。メッセージ毎に固有に付与する値を指定する。
4	受付番号	X	256			1	1		共通ヘッダ仕様の「受付番号」である。業務処理の単位毎に付与される識別子を指定する。
5	業務サービス結果情報	X	10			0	1		共通ヘッダ仕様の「業務サービス結果情報」である。業務サービスの処理ステータスを示す値を指定する。
6	結果情報	X	1			0	1		共通ヘッダ仕様の「結果情報」である。システム的なレスポンスの状態を示す値を指定する。
7	システムエラー報告	X	1024			0	1		共通ヘッダ仕様の「システムエラー報告」である。システム的なレスポンスの状態が異常の場合、異常ステータスの詳細を示す値を指定する。
8	応答情報					1	N		対象個人単位の応答情報である。
9	識別番号	X	15			1	1		応答の対象者の識別番号を指定する。地域情報プラットフォーム標準仕様の業務ユニットインタフェース仕様に従い、15 桁とする。
10	業務情報					1	1		
11	管理番号	X	256			1	1		案件番号を指定する。No4「受付番号」と桁数は同一とする。
12	送信先団体	—	—	—	—	1	1		送信先団体名を指定する。情報提供ネットワークシステムの仕様に従い値を設定する。
13	職員情報	職員情報				1	N		送信処理を行う職員情報を指定する。

No	データ項目名			データ型	桁数	コード		出現回数		外字 使用	項目説明
						CD	コード名	最小	最大		
14			情報内容	情報内容				1	1		応答対象の情報名、年度等の条件、情報連携の根拠を指定する。
15			応答日時	日付時間 情報				1	1		応答日時を指定する。
16			参照用 DB 登録日時	日付時間 情報				1	1		参照用 DB への情報登録日時を指定する。
17			処理状況	X	10			1	1		応答の対象者の処理状況(却下、保留、該当者無し等)を指定する。
18			処理状況内容	N	100			1	1		応答の対象者の処理状況の内容(却下、保留の理由等)を指定する。
19			(連携情報)					0	1		応答する証明書等の情報を指定する。

(C) 連絡メッセージ

連絡メッセージのデータ仕様を以下に示す。

【表 2.4-13 データ仕様 (連絡メッセージ)】

No	データ項目名			データ型	桁数	コード		出現回数		外字 使用	項目説明
						CD	コード名	最小	最大		
1			連絡メッセージ					1	1		連絡を行う為のメッセージである。
2			共通ヘッダ					1	1		PF 通信標準仕様における共通ヘッダである。
3			MsgID	X	1024			1	1		共通ヘッダ仕様の「MsgID」であり、情報提供ネットワークシステムとの間でメッセージを一意に識別する為、団体間連携では必須とする。メッセージ毎に固有に付与する値を指定する。
4			受付番号	X	256			1	1		共通ヘッダ仕様の「受付番号」である。業務処理の単位毎に付与される識別子を指定する。
5			連絡情報					1	N		対象個人単位の連絡情報である。
6			識別番号	X	15			1	1		連絡の対象者の識別番号を指定する。 地域情報プラットフォーム標準仕様の業務ユニットインタフェース仕様に従い、15 桁とする。
7			業務情報					1	1		

No	データ項目名			データ型	桁数	コード		出現回数		外字 使用	項目説明
						CD	コード名	最小	最大		
8			管理番号	X	256			1	1		案件番号を指定する。 No4「受付番号」と桁数は同一とする。
9			送信先団体	—	—	—	—	1	1		送信先団体名を指定する。 情報提供ネットワークシステムの仕様に従い値を設定する。
10			職員情報	職員情報				1	N		送信処理を行う職員情報を指定する。
11			情報内容	情報内容				1	1		連絡対象の情報名、年度等の条件、情報連携の根拠を指定する。
12			連絡日時	日付時間 情報				1	1		連絡日時を指定する。
13			(連携情報)					1	1		連絡する住民情報を指定する。

(D) 受領通知メッセージ

受領通知メッセージのデータ仕様を以下に示す。

【表 2.4-14 データ仕様 (受領通知メッセージ)】

No	データ項目名			データ型	桁数	コード		出現回数		外字 使用	項目説明
						CD	コード名	最小	最大		
1			受領通知メッセージ					1	1		受領通知を行う為のメッセージである。
2			共通ヘッダ					1	1		PF 通信標準仕様における共通ヘッダである。
3			MsgID	X	1024			1	1		共通ヘッダ仕様の「MsgID」であり、情報提供ネットワークシステムとの間でメッセージを一意に識別する為、団体間連携では必須とする。 メッセージ毎に固有に付与する値を指定する。
4			受付番号	X	256			1	1		共通ヘッダ仕様の「受付番号」である。 業務処理の単位毎に付与される識別子を指定する。
5			業務サービス結果情報	X	10			0	1		共通ヘッダ仕様の「業務サービス結果情報」である。 業務サービスの処理ステータスを示す値を指定する。

No	データ項目名		データ型	桁数	コード		出現回数		外字 使用	項目説明
					CD	コード名	最小	最大		
6		結果情報	X	1			0	1		共通ヘッダ仕様の「結果情報」である。 システム的なレスポンスの状態を示す値を指定する。
7		システムエラー報告	X	1024			0	1		共通ヘッダ仕様の「システムエラー報告」である。 システム的なレスポンスの状態が異常の場合、異常ステータスの詳細を示す値を指定する。
8		受領通知情報					0	N		不備通知メッセージの受領通知は出現回数「0」とする。
9		識別番号	X	15			1	1		受領通知の対象者の識別番号を指定する。 地域情報プラットフォーム標準仕様の業務ユニットインタフェース仕様に従い、15桁とする。
10		業務情報					1	1		
11		管理番号	X	256			1	1		案件番号を指定する。 No4「受付番号」と桁数は同一とする。
12		送信先団体	—	—	—	—	1	1		送信先団体名を指定する。 情報提供ネットワークシステムの仕様に従い値を設定する。
13		情報内容	情報内容				1	1		受領通知の対象の情報名、年度等の条件、情報連携の根拠を指定する。
14		処理状況	X	10			1	1		対象者の処理状況（却下、保留、該当者無し等）を指定する。
15		処理状況内容	N	100			1	1		対象者の処理状況の内容（却下、保留の理由等）を指定する。

(E) 不備通知メッセージ

不備通知メッセージのデータ仕様を以下に示す。

【表 2.4-15 データ仕様（不備通知メッセージ）】

No	データ項目名	データ型	桁数	コード		出現回数		外字 使用	項目説明
				CD	コード名	最小	最大		
1	不備通知メッセージ					1	1		他団体から受信した不備通知メッセージである。
2	共通ヘッダ					1	1		PF 通信標準仕様における共通ヘッダである。
3	MsgID	X	1024			1	1		共通ヘッダ仕様の「MsgID」であり、情報提供ネットワークシステムとの間でメッセージを一意に識別する為、団体間連携では必須とする。メッセージ毎に固有に付与する値を指定する。
4	受付番号	X	256			1	1		共通ヘッダ仕様の「受付番号」である。業務処理の単位毎に付与される識別子を指定する。
5	業務サービス結果情報	X	10			0	1		共通ヘッダ仕様の「業務サービス結果情報」である。業務サービスの処理ステータスを示す値を指定する。
6	結果情報	X	1			0	1		共通ヘッダ仕様の「結果情報」である。システム的なレスポンスの状態を示す値を指定する。
7	システムエラー報告	X	1024			0	1		共通ヘッダ仕様の「システムエラー報告」である。システム的なレスポンスの状態が異常の場合、異常ステータスの詳細を示す値を指定する。

(F) 決裁応答メッセージ

決裁応答メッセージのデータ仕様を以下に示す。

【表 2.4-16 データ仕様 (決裁応答メッセージ)】

No	データ項目名	データ型	桁数	コード		出現回数		外字 使用	項目説明
				CD	コード名	最小	最大		
1	決裁応答メッセージ					1	1		決裁応答を行う為のメッセージである。
2	共通ヘッダ					1	1		PF 通信標準仕様における共通ヘッダである。
4	受付番号	X	256			1	1		共通ヘッダ仕様の「受付番号」である。 業務処理の単位毎に付与される識別子を指定する。
5	決裁応答情報					1	N		対象個人単位の決裁応答情報である。
6	識別番号	X	15			1	1		決裁応答の対象者の識別番号を指定する。 地域情報プラットフォーム標準仕様の業務ユニットインタフェース仕様に従い、15桁とする。
7	業務情報					1	1		
8	管理番号	X	256			1	1		案件番号を指定する。 No4「受付番号」と同一の桁数とする。
9	職員情報	職員情報				1	1		送信処理を行う職員情報を指定する。
10	内部決裁結果	X	10			1	1		決裁結果を指定する。

(G) 応答取得要求メッセージ

応答取得要求メッセージのデータ仕様を以下に示す。

【表 2.4-17 データ仕様（応答取得要求メッセージ）】

No	データ項目名	データ型	桁数	コード		出現回数		外字 使用	項目説明
				CD	コード名	最小	最大		
1	応答取得要求メッセージ					1	1		自団体が保存する応答メッセージを取得する為のメッセージである。
2	共通ヘッダ					1	1		PF 通信標準仕様における共通ヘッダである。
3	受付番号	X	256			1	1		共通ヘッダ仕様の「受付番号」である。 業務処理の単位毎に付与される識別子を指定する。
4	応答取得要求情報					0	N		特定の案件における応答情報を取得する場合に指定する。
5	管理番号	X	256			1	1		取得したい応答情報の案件番号を指定する。

(H) 連絡取得要求メッセージ

連絡取得要求メッセージのデータ仕様を以下に示す。

【表 2.4-18 データ仕様（連絡取得要求メッセージ）】

No	データ項目名	データ型	桁数	コード		出現回数		外字 使用	項目説明
				CD	コード名	最小	最大		
1	連絡取得要求メッセージ					1	1		自団体が保存する連絡メッセージを取得する為のメッセージである。
2	共通ヘッダ					1	1		PF 通信標準仕様における共通ヘッダである。
3	受付番号	X	256			1	1		共通ヘッダ仕様の「受付番号」である。 業務処理の単位毎に付与される識別子を指定する。
4	連絡取得要求情報					0	N		特定の案件における連絡情報を取得する場合に指定する。
5	管理番号	X	256			1	1		取得したい連絡情報の案件番号を指定する。

(I) 不備取得要求メッセージ

不備取得要求メッセージのデータ仕様を以下に示す。

【表 2.4-19 データ仕様（不備取得要求メッセージ）】

No	データ項目名	データ型	桁数	コード		出現回数		外字 使用	項目説明
				CD	コード名	最小	最大		
1	不備取得要求メッセージ					1	1		自団体が保存する不備通知メッセージを取得する為のメッセージである。
2	共通ヘッダ					1	1		PF 通信標準仕様における共通ヘッダである。
3	受付番号	X	256			1	1		共通ヘッダ仕様の「受付番号」である。 業務処理の単位毎に付与される識別子を指定する。
4	不備取得要求情報					0	N		特定の案件における不備情報を取得する場合に指定する。
5	管理番号	X	256			1	1		取得したい不備情報の案件番号を指定する。

③項目セット辞書

地域情報 PF 形式メッセージにおける項目セット辞書を以下に示す。

【表 2.4-20 項目セット辞書】

項番	項目セット名	項目名	CD	データ型	桁数	出現回数		外字 使用	説明
						最小	最大		
1	職員情報	職員氏名		氏名情報セ ット		1	1		送信処理を行う職員の氏名で ある。
		所属名		N	30	1	1		送信処理を行う職員の所属名 である。地域情報プラットフォーム 標準仕様の項目セット辞書「所属情報」 に倣い、30 桁とする。
		連絡先電話番 号		X	20	0	1		送信処理を行う職員の連絡先 電話番号である。
		送信担当者職 責		N	50	0	1		送信処理を行う職員の職責で ある。
		送信担当者業 務名		N	50	0	1		送信処理を行う職員の担当す る業務名である。
		操作端末番号		X		1	1		送信処理を行う職員の操作端 末番号である。
2	情報内容	情報名		—	—	1	1		団体間連携を行う情報名であ る。 情報提供ネットワークシステム の仕様に従いコード化有無、 桁数等を規定する。
		年度		X	4	0	1		団体間連携を行う情報の対象 年度である。地域情報プラット フォーム標準仕様の業務ユニ ットインタフェースに倣い4 桁とする。
		情報連携の根 拠		—	—	1	1		団体間連携を行う根拠である。 情報提供ネットワークシステム の仕様に従いコード化有無、 桁数等を規定する。
3	氏名情報	氏名		N	100	1	1		氏名情報である。 地域情報プラットフォーム標 準仕様の項目セット「氏名情 報」に倣い、100 桁とする。
4	日付情報	年		X	4	1	1		地域情報プラットフォーム標 準仕様の項目セット辞書「日付 情報」と同じ。
		月		X	2	1	1		
		日		X	2	1	1		
5	日付時間情報	日時		日付情報セ ット		1	1		地域情報プラットフォーム標 準仕様の項目セット辞書「日付 時間情報」と同じ。
		時		X	2	1	1		
		分		X	2	1	1		
		秒		X	2	1	1		

#### (4) 個別連携業務接続インタフェース

個別連携業務接続インタフェースは、個別連携業務接続（データ送受信）機能と既存業務システム（地域情報 PF 未準拠・対象外システム）を接続する為のインタフェースとする。尚、本インタフェースは、オプションとする。

既存業務システム（地域情報 PF 未準拠・対象外システム）は、それぞれの自治体が独自に採用する通信仕様に従い連携を行うものと考えられる。その為、個別連携業務接続インタフェースの仕様は、それぞれの自治体が自ら検討及び実装を行うものとし、インタフェース一覧及びメッセージ定義を規定しないこととする。

## 3. 個別機能仕様

### 3.1 情報提供ネットワークシステム接続機能

#### 3.1.1 機能概要

情報提供ネットワークシステム接続機能は、情報提供ネットワークシステムの仕様に従い、団体間連携を行うための通信機能とする。

団体間連携は、自治体が外部との連携を行う向きにより、①外部からの受信時（外部⇒自団体）、②外部への送信時（自団体⇒外部）に大別される。情報提供ネットワークシステム接続機能は、外部との連携を行う向きにより、以下の処理を実施するよう考えた。

##### ① 外部からの受信時（外部⇒自団体）

情報提供ネットワークシステム接続機能は、メッセージの送信元が正当な送信元であることを確認し、団体間連携機能を実行する。つぎに、メッセージ形式を、自団体内を流通する地域情報プラットフォーム標準仕様をベースとした形式（連携インターフェース機能⇔中間インターフェース機能形式）に変換し、再び団体間連携機能を実行する。さらに、地域情報プラットフォーム標準仕様に従ってプロトコル変換し、メッセージ送信先が PF 通信機能であることを確認後、PF 通信機能にメッセージを送信する。

##### ② 外部への送信時（自団体⇒外部）

情報提供ネットワークシステム接続機能は、受信したメッセージが PF 通信機能から送信されたものであることを確認し、情報提供ネットワークシステムの仕様に従ってプロトコル変換し、団体間連携機能を実行する。つぎに、メッセージ形式を情報提供ネットワークシステム形式に変換し、再び団体間連携機能を実行する。さらに、メッセージ送信先が正当な送信先であることを確認後、外部にメッセージを送信する。

#### 3.1.2 前提条件

- ・ 情報提供ネットワークシステムのデータ送受信方式としては、現時点ではアクセストークン方式とゲートウェイ方式、またはその複合型が検討されているが、情報提供ネットワークシステム接続機能はそれらに対応することを想定する。
- ・ 情報提供ネットワークシステムとの通信方式は、情報提供ネットワークシステムで定めるプロトコル（通信、セキュリティ、信頼性等）に則ることを想定する。

#### 3.1.3 処理要件

##### (1) 地域情報プラットフォーム標準仕様の活用

地域情報プラットフォーム標準仕様では、通信プロトコル、セキュリティ、メッセージ形式、メッセージ変換方法、エラー制御方法等の連携に必要な技術仕様が規定されている。また、これらはオープンな技術仕様である。情報提供ネットワークシステム接続機能は、情報提供ネットワークシステムの仕様に基づくものであるが、当該仕様を参考とすることが有効と考えられる。

### ① PF 通信機能

地域情報プラットフォーム標準仕様では、PF 通信機能として以下の技術が採用されている。

- ・インターネットプロトコル (IPv4)
- ・通信セキュリティ (SSL 3.0 or TLS 1.0)
- ・転送プロトコル (HTTP 1.1)
- ・基本メッセージ (SOAP 1.1 and Basic Profile 1.0)
- ・高信頼性通信機能 (オプション) (WS-Reliability 1.1, WS-ReliableMessaging 1.1)
- ・添付付メッセージング (オプション) (メッセージ本体格納型 and メッセージへの添付 (SwA) 型)
- ・メッセージ交換パターン

(プラットフォーム通信標準仕様 V2.2 2.プラットフォーム通信仕様を引用)

### ② PF サイト認証仕様

地域情報プラットフォーム標準仕様では、PF サイト認証仕様について、「PF サイト認証仕様には、サイト間通信において、サービスのリクエスト側がサービス側の通信先マシン (サイト) を認証するサーバ認証と、サービス側がアクセスしてくるリクエスト側の PF 通信の通信元マシン (サイト) を認証するクライアント認証とがある」としており、以下の技術を採用している。

- ・SSL サーバ認証
- ・SSL クライアント認証
- ・HTTP Basic 認証

(プラットフォーム通信標準仕様 V2.2 5.3.1 PF サイト認証仕様を引用)

## (2) プロトコル変換

情報提供ネットワークシステム接続機能と情報提供ネットワークシステムは、情報提供ネットワークシステムの仕様とに則った通信仕様により連携するものと想定される。一方で、情報提供ネットワークシステム接続機能と PF 通信機能は、地域情報プラットフォーム標準仕様とに則った通信仕様により連携するものと考えられる。2つの通信仕様の差異を吸収するため、情報提供ネットワークシステム接続機能は、情報提供ネットワークシステムの通信仕様と PF 通信機能の通信仕様間のプロトコル変換を行う。

## (3) メッセージ形式変換

情報提供ネットワークシステム接続機能は、自団体内を流通する地域情報プラットフォーム標準仕様をベースとしたメッセージ (連携インターフェース機能⇔中間インターフェース機能形式メッセージ) と情報提供ネットワークシステム形式メッセージの形式が異なる場合、メッセージ形式を相互に変換する必要があると考えられる。このとき、変換前のメッセージの制御データ部および業務データ部から項目を抽出し、必要に応じて組み替えて、変換後のメッセージの制御データ部および業務データ部に設定する。

### 3.1.4 詳細機能一覧

情報提供ネットワークシステム接続機能の詳細機能は以下のようなもの想定される。

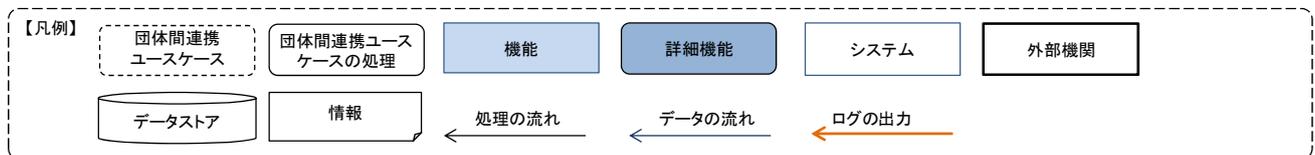
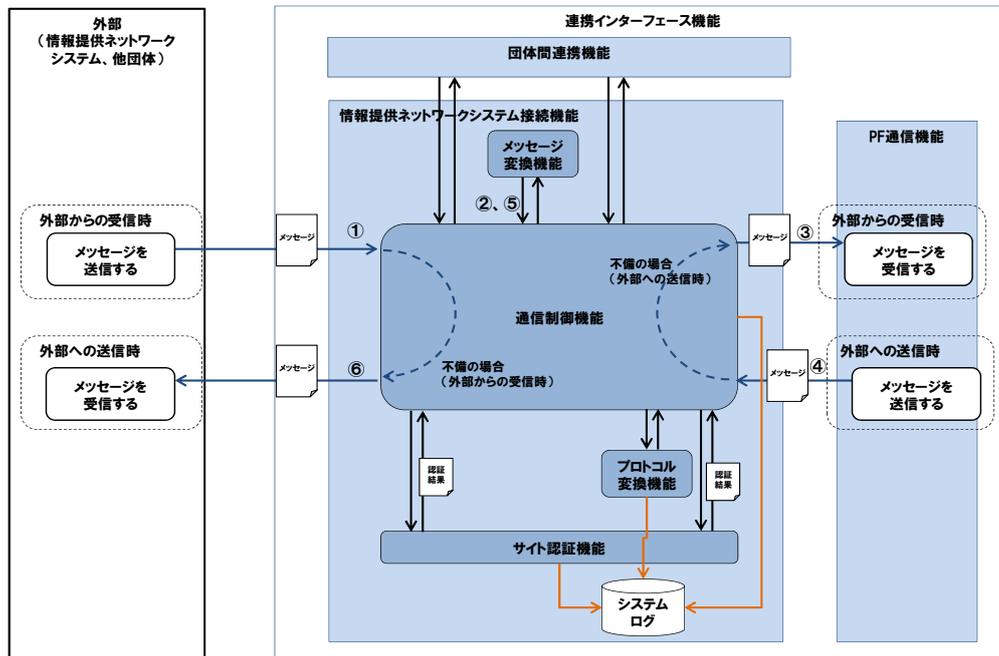
【表 3.1-1 情報提供ネットワークシステム接続機能の内訳】

項番	機能の内訳	説明
1	通信制御機能	<p>地域情報プラットフォーム標準仕様における PF 通信機能に相当する通信機能であり、情報提供ネットワークシステム、PF 通信機能、もしくは他団体との通信と、団体間連携機能の実行に関する機能とする。</p> <p>【①外部からの受信時（外部⇒自団体）】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>外部から情報提供ネットワークシステム形式メッセージを受信する。</li> <li>サイト認証機能を実行し、正当な接続元であることを確認する。</li> <li>情報提供ネットワークシステム形式メッセージに対し、団体間連携機能（1回目）を実行する。</li> <li>メッセージ形式変換機能を実行し、連携インターフェース機能⇔中間インターフェース機能形式に変換する。</li> <li>連携インターフェース機能⇔中間インターフェース機能形式メッセージに対し、団体間連携機能（2回目）を実行する。</li> <li>プロトコル変換機能を実行し、情報提供ネットワークシステムのプロトコルから地域情報プラットフォーム標準仕様のプロトコルへ変換する。</li> <li>サイト認証機能を実行し、接続先が PF 通信機能であることを確認する。</li> <li>メッセージを PF 通信機能に送信する。</li> </ul> <p>【②外部への送信時（自団体⇒外部）】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>PF 通信機能から連携インターフェース機能⇔中間インターフェース機能形式メッセージを受信する。</li> <li>サイト認証機能を実行し、接続元が PF 通信機能であることを確認する。</li> <li>プロトコル変換機能を実行し、地域情報プラットフォーム標準仕様のプロトコルから、情報提供ネットワークシステムのプロトコルへ変換する。</li> <li>連携インターフェース機能⇔中間インターフェース機能形式メッセージに対し、団体間連携機能（1回目）を実行する。</li> <li>メッセージ変換機能を実行し、情報提供ネットワークシステム形式メッセージに変換する。</li> <li>情報提供ネットワークシステム形式メッセージに対し、団体間連携機能（2回目）を実行する。</li> <li>サイト認証機能を実行し、正当な接続先であることを確認する。</li> <li>メッセージを外部に送信する。</li> </ul>

項番	機能の内訳	説明
2	サイト認証機能	<p>地域情報プラットフォーム標準仕様における PF サイト認証仕様に相当する機能であり、通信相手の認証を行う機能とする。</p> <p>【①外部からの受信時（外部⇒自団体）】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ メッセージの送信元が正当な送信元であることを確認する。</li> <li>・ メッセージの送信先が PF 通信機能であることを確認する。</li> </ul> <p>【②外部への送信時（自団体⇒外部）】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ メッセージの送信元が PF 通信機能であることを確認する。</li> <li>・ メッセージの送信先が正当な送信先であることを確認する。</li> </ul>
3	プロトコル変換機能	<p>情報提供ネットワークシステムの通信プロトコルと地域情報プラットフォーム標準仕様の通信プロトコルを相互に変換する機能とする。</p> <p>【①外部からの受信時（外部⇒自団体）】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 情報提供ネットワークシステムのプロトコルから地域情報プラットフォーム標準仕様のプロトコルへと変換する。</li> </ul> <p>【②外部への送信時（自団体⇒外部）】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 地域情報プラットフォーム標準仕様のプロトコルから、情報提供ネットワークシステムのプロトコルへと変換する。</li> </ul>
4	メッセージ形式変換機能	<p>情報提供ネットワークシステムのメッセージ形式と地域情報プラットフォーム標準仕様のメッセージ形式を相互に変換する機能とする。</p> <p>【①外部からの受信時（外部⇒自団体）】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 情報提供ネットワークシステムのメッセージ形式から自団体内を流通する地域情報プラットフォーム標準仕様をベースとしたメッセージ形式（連携インターフェース機能⇔中間インターフェース機能形式メッセージ）へと変換する。</li> </ul> <p>【②外部への送信時（自団体⇒外部）】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 自団体内を流通する地域情報プラットフォーム標準仕様をベースとしたメッセージ形式（連携インターフェース機能⇔中間インターフェース機能形式メッセージ）から、情報提供ネットワークシステムのメッセージ形式へと変換する。</li> </ul>

### 3.1.5 処理フロー

情報提供ネットワークシステム接続機能の処理フローは、以下の流れになるものと想定される。



【図 2.1-1 処理フロー】

<処理説明>

#### ■外部からの受信時

- ① メッセージを受信する。
  - ・通信制御機能は、外部から情報提供ネットワークシステム形式メッセージを受信する。
  - ・通信制御機能は、サイト認証機能を実行し、受信したメッセージの送信元が正当な送信元であることを確認する。
  - ・通信制御機能は、情報提供ネットワークシステム形式メッセージに対し、団体間連携機能（1回目）を実行する。
  - ・送信元の正当性を確認できない場合、及び、団体間連携機能からエラーが返却された場合、通信制御機能は、送信元に不備情報を含むメッセージを返信する。
- ② メッセージ形式を変換する。
  - ・通信制御機能は、情報提供ネットワークシステム形式メッセージに対してメッセージ形式変換機能を実行し、メッセージ形式を情報提供ネットワークシステム形式から連携インターフェース機能⇄

中間インターフェース機能形式に変換する。

- メッセージ形式変換に失敗した場合、通信制御機能は、送信元に不備情報を含むメッセージを返信する。

③ メッセージを送信する。

- 通信制御機能は、連携インターフェース機能⇔中間インターフェース機能形式メッセージに対し、団体間連携機能（2回目）を実行する。
- 通信制御機能は、プロトコル変換機能を実行し、連携インターフェース機能⇔中間インターフェース機能形式メッセージを情報提供ネットワークシステムのプロトコルから地域情報プラットフォーム標準仕様のプロトコルに変換する。
- 通信制御機能は、サイト認証機能を実行し、メッセージの送信先が **PF** 通信機能であることを確認する。メッセージの送信先が **PF** 通信機能であることが確認できない場合、エラーを返す。
- 通信制御機能は、メッセージを **PF** 通信機能へ送信する。
- 団体間連携機能からエラーが返却された場合、及び、送信先が **PF** 通信機能であることが確認できない場合、通信制御機能は、送信元に不備情報を含むメッセージを返信する。

■外部への送信時

④ メッセージを受信する。

- ・通信制御機能は、PF 通信機能から連携インターフェース機能⇔中間インターフェース機能形式メッセージを受信する。
- ・通信制御機能は、サイト認証機能を実行し、受信したメッセージの送信元が PF 通信機能であることを確認する。
- ・通信制御機能は、プロトコル変換機能を実行し、メッセージを地域情報プラットフォーム標準仕様のプロトコルから情報提供ネットワークシステムのプロトコルに変換する。
- ・通信制御機能は、連携インターフェース機能⇔中間インターフェース機能形式メッセージに対し、団体間連携機能（1回目）を実行する。
- ・送信元が PF 通信機能であることが確認できない場合、及び、団体間連携機能からエラーが返却された場合、通信制御機能は、PF 通信機能に不備情報を含むメッセージを返信する。

⑤ メッセージ形式を変換する。

- ・通信制御機能は、メッセージ形式変換機能を実行し、メッセージ形式を連携インターフェース機能⇔中間インターフェース機能形式から情報提供ネットワークシステム形式に変換する。
- ・メッセージ形式変換に失敗した場合、通信制御機能は、PF 通信機能に不備情報を含むメッセージを返信する。

⑥ メッセージを送信する。

- ・通信制御機能は、情報提供ネットワークシステム形式メッセージに対し、団体間連携機能（2回目）を実行する。
- ・通信制御機能は、サイト認証機能を実行し、メッセージの送信先が正当な送信先であることを確認する。
- ・通信制御機能は、メッセージを外部へと送信する。
- ・団体間連携機能からエラーが返却された場合、送信先の正当性が確認できない場合、通信制御機能は、PF 通信機能に不備情報を含むメッセージを返信する。

### 3.1.6 外部インターフェース一覧

情報提供ネットワークシステム接続機能の外部インターフェースは以下のようなもの想定される。

【表 3.1-2 入出力項目の内訳】

項番	詳細機能	入出力情報		説明
1	通信制御機能 (外部からの受信時)	入力	メッセージ	外部から受信するメッセージ
2		出力	メッセージ	PF 通信機能に送信するメッセージ
3	通信制御機能 (外部への送信時)	入力	メッセージ	PF 通信機能から受信するメッセージ
4		出力	メッセージ	外部へ送信するメッセージ

### 3.1.7 課題

#### (1) プロトコル変換の仕様検討

団体内部への送信が地域情報プラットフォーム標準仕様をベースとする場合、情報提供ネットワークシステム接続機能では、情報提供ネットワークシステムの仕様に則った通信仕様から、地域情報プラットフォーム標準仕様に則った通信仕様へと変換することが必要と考えるが、現時点では情報提供ネットワークシステムの仕様が確定していないため、今後の検討とする。

#### (2) 情報提供ネットワークシステムのデータ送受信方式との整合

情報提供ネットワークシステムのデータ送受信方式としては、アクセストークン方式とゲートウェイ方式のいずれかの方式が採用されるか、もしくは、複合型となることが想定される。情報提供ネットワークシステム接続機能はそれらへの対応を想定しているが、アクセストークン方式とゲートウェイ方式とでは、情報提供ネットワークシステム接続機能の通信制御内容が変わると考えられるため、情報提供ネットワークシステム側の方式と整合を取る必要がある。

#### (3) 情報提供ネットワークシステムの連携方式との整合

情報提供ネットワークシステムと連携インターフェース機能とで、連携方式の整合を取る必要がある。例えば連携インターフェース機能側で同期処理を前提とした場合に、情報提供ネットワークシステムが非同期処理を前提とすると期待通りの連携が実現できない。

そのため情報提供ネットワークシステムと連携インターフェースの連携方式の整合を取るにあたって、連携インターフェース機能側としては情報提供ネットワークシステムの動向を踏まえた連携方式を検討すると共に、情報提供ネットワークシステム側としては行政事務運用の効率性や構築コスト等を考慮した連携方式を検討することが望ましい。

#### (4) リモートメンテナンスの必要性

連携データの送受信時のチェックポリシー等、団体間連携機能が管理する情報は、変更等が発生した場合、それに合わせて適宜修正する必要がある。各自治体が個別に修正管理することも可能であるが、効率性やリスク低減のために、全自治体共通の情報やモジュールについては、遠隔で一括変更・管理できるような仕組みを構築することが望ましい。

#### (5) 稼働状況の監視

情報提供ネットワークシステムから各自治体に設置された連携インターフェース機能の死活状態の確認ができることで、障害等が発生した際に、迅速に切り分けを行うことができると考えられる。そのため、テストパケットに対する正常応答を返せる仕組みを情報提供ネットワークシステム接続機能に備えることが望ましい。

#### (6) アクセス記録の提供

団体間連携機能内で保持するアクセス記録は、定期的に情報提供ネットワークシステムに提供する必要があると考えられる。ログ管理機能（連携インターフェース）がログを情報提供ネットワークシステム接続機能に送信し、情報提供ネットワークシステム接続機能はそれらを情報提供ネットワークシステムに提供する仕組みを備えることが望ましい。

#### (7) 高信頼性通信の必要性

団体間連携は、団体を跨り、住民情報を連携することから、通信処理に信頼性が求められると考える。地域情報プラットフォーム標準仕様では、通信処理の信頼性を向上する機能として、高信頼性通信機能を規定している。

団体間連携の通信仕様は情報提供ネットワークシステムの通信仕様によって規定されるため、情報提供ネットワークシステムの通信仕様についても以下の機能を考慮し検討することが望ましいと考える。

- ・ 送達保証：送信側高信頼性通信処理系が受信側高信頼性通信処理系から受領確認メッセージを受け取るまでメッセージを再送することにより、メッセージの送達を保証する。受信側がメッセージを受け取っても送信側が受領確認メッセージを受け取れない場合に受信側が同じメッセージを複数回受け取る可能性が残る。これは、最低 1 回はメッセージが受領されることを保証するため **At Least Once** とも表現される。
- ・ 重複排除：受信側高信頼性通信処理系が、同一メッセージを複数受け取った場合に受信側アプリケーションに一度だけメッセージを渡すことによって、メッセージの重複が起らないことを保証する。これは、最高 1 回しかメッセージが受領されないことを保証するため **At Most Once** とも表現される。
- ・ 送達保証+重複排除：この 2 つを組み合わせることによって、送信側アプリケーションが送ったメッセージが確実に重複なしに受信側アプリケーションに達することを保証する。これは、正確に 1 回だけメッセージが受領されることを保証するため **Exactly Once** とも表現される。

- ・ 順序保証：送信側から受信側に複数メッセージが送られるときに、送信側アプリケーションが送った順序で受信側アプリケーションがメッセージを受け取ることを保証する。これは **In Order** とも表現される。なお、順序保証は機能的に送達保証と重複排除を含んでいる。

(地域情報プラットフォームガイドライン V2.4 3.1.3 高信頼性通信機能を引用)

## (8) 受付番号によるマッチング防止の必要性

地域情報プラットフォーム標準仕様の考え方に基づき、連携元の団体が受付番号を採番し、連携元／先でやりとりすることとした場合、同一の受付番号が連携元／先でログとして取得されることとなる。これにより、個人を特定可能な共通のキー情報が連携元／先に存在してしまうため、今後、受付番号の採番方法の検討が必要である。

## 3.2 PF通信機能

### 3.2.1 機能概要

PF 通信機能は、地域情報プラットフォーム標準仕様が規定する通信機能とする。

PF 通信機能は、情報提供ネットワークシステム接続機能からメッセージを受信した際に、当該メッセージが情報提供ネットワークシステム接続機能から送信されたメッセージであることを確認し、地域情報 PF サービス基盤に送信する。また、PF 通信機能は、地域情報 PF サービス基盤からメッセージを受信した際に、当該メッセージを情報提供ネットワークシステム接続機能に送信する。

### 3.2.2 前提条件

- ・ PF 通信機能は、プロトコル変換を行わないものとし、各種変換は情報提供ネットワークシステム接続機能で行うものとする。よって PF 通信機能が授受するメッセージは、地域情報プラットフォーム標準仕様が定める通信プロトコルに則るものと想定し、PF 通信機能と情報提供ネットワークシステム接続機能間も地域情報プラットフォーム標準仕様の通信プロトコルを採用する。

### 3.2.3 処理要件

#### (1) 地域情報プラットフォーム標準仕様の活用

地域情報プラットフォーム標準仕様では、PF 通信機能、PF サイト認証仕様として、本機能に該当する仕様が規定されている。

##### ① PF 通信機能

地域情報プラットフォーム標準仕様では、PF 通信機能として以下の技術が規定されている。そのため、PF 通信機能と自治体業務システム間の通信は、以下の技術を採用する。

- ・ インターネットプロトコル (IPv4)
- ・ 通信セキュリティ (SSL 3.0 or TLS 1.0)
- ・ 転送プロトコル (HTTP 1.1)
- ・ 基本メッセージ (SOAP 1.1 and Basic Profile 1.0)
- ・ 高信頼性通信機能 (オプション) (WS-Reliability 1.1, WS-ReliableMessaging 1.1)
- ・ 添付付メッセージング (オプション) (メッセージ本体格納型 and メッセージへの添付 (SwA) 型)
- ・ メッセージ交換パターン

(プラットフォーム通信標準仕様 V2.2 2. プラットフォーム通信仕様を引用)

##### ② PF サイト認証仕様

地域情報プラットフォーム標準仕様では、PF サイト認証仕様について、「PF サイト認証仕様には、サイト間通信において、サービスのリクエスト側がサービス側の通信先マシン (サイト) を認証するサーバ認証と、サービス側がアクセスしてくるリクエスト側の PF 通信の通信元マシン (サイト) を認証

するクライアント認証とがある」としており、以下の技術を参考とする。

- ・ SSL サーバ認証
- ・ SSL クライアント認証
- ・ HTTP Basic 認証

(プラットフォーム通信標準仕様 V2.2 5.3.1 PF サイト認証仕様を引用)

### 3.2.4 詳細機能一覧

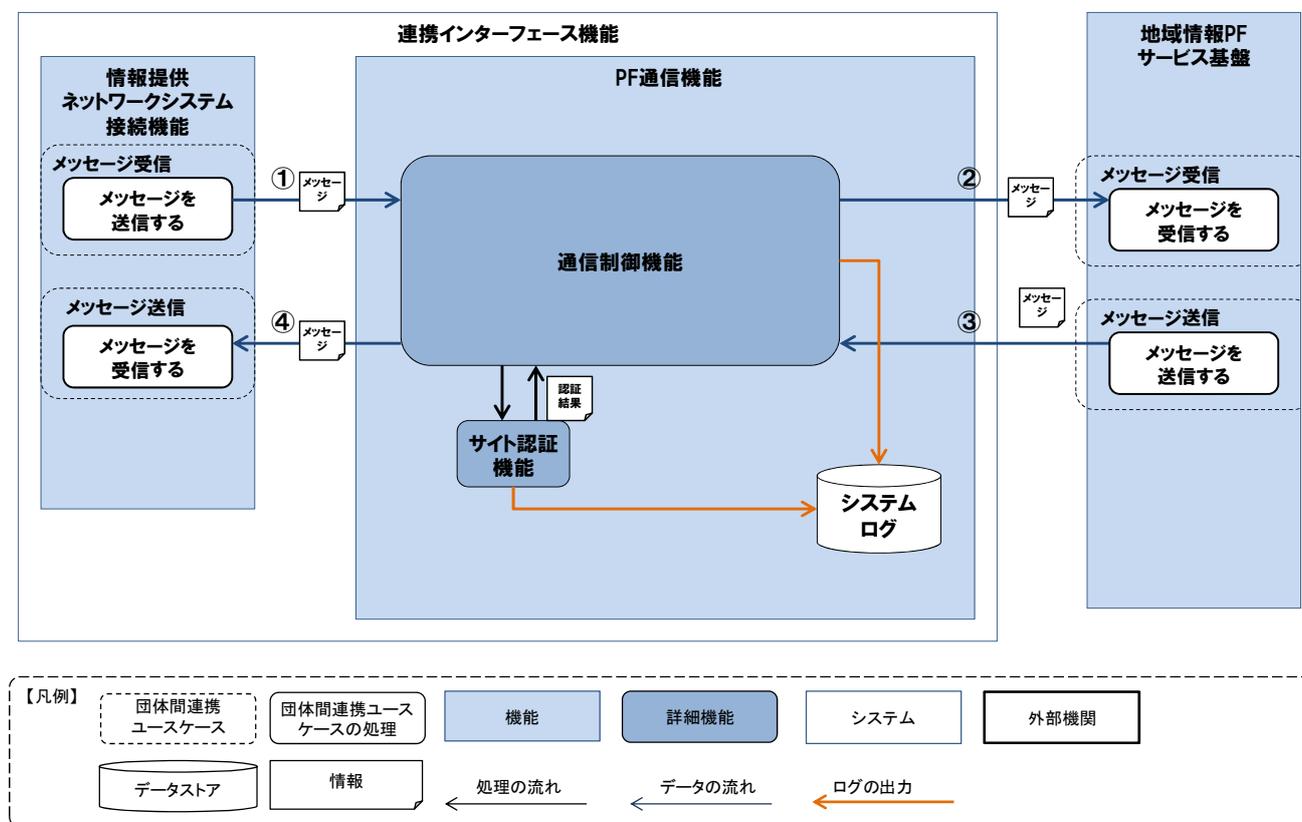
PF 通信機能の詳細機能は以下のようなもの想定される。

**【表 3.2-1 PF 通信機能の内訳】**

項番	機能の内訳	説明
1	通信制御機能	<p>地域情報プラットフォーム標準仕様における PF 通信機能に相当する通信機能であり、情報提供ネットワークシステム接続機能及び地域情報 PF サービス基盤との通信に関する機能とする。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 情報提供ネットワークシステム接続機能とメッセージの送受信を行う。</li> <li>・ 情報提供ネットワークシステム接続機能とメッセージの送受信を行う際、サイト認証機能により接続先が正当であることを確認する。</li> <li>・ 地域情報 PF サービス基盤とメッセージの送受信を行う。</li> </ul>
2	サイト認証機能	<p>地域情報プラットフォーム標準仕様における PF サイト認証仕様に相当する機能であり、接続元／先の認証を行う機能とする。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ メッセージ受信の際に接続元が正当であることを確認する。</li> <li>・ メッセージ送信の際に接続先が正当であることを確認する。</li> </ul>

### 3.2.5 処理フロー

PF 通信機能の処理フローは、以下の流れになるものと想定される。



【図 3.2-1 処理フロー】

< 処理説明 >

■ メッセージ受信時

- ① メッセージを受信する。
  - 通信制御機能は、情報提供ネットワークシステム接続機能からメッセージを受信する。
  - 通信制御機能は、サイト認証機能を実行し、受信したメッセージの送信元が情報提供ネットワークシステム接続機能であることを確認する。
  - メッセージの送信元が情報提供ネットワークシステム接続機能であることが確認できない場合エラーを返す。
- ② メッセージを地域情報 PF サービス基盤へ送信する。
  - 通信制御機能は、受信したメッセージを地域情報 PF サービス基盤へ送信する。

■ メッセージ送信時

- ③ メッセージを地域情報 PF サービス基盤から受信する。
  - 通信制御機能は、地域情報 PF サービス基盤からメッセージを受信する。

- ④ メッセージを情報提供ネットワークシステム接続機能へ送信する。
- 通信制御機能は、サイト認証機能を実行し、送信先が情報提供ネットワークシステム接続機能であることを認証する。
  - 通信制御機能は、メッセージを情報提供ネットワークシステム接続機能へ送信する。
  - メッセージの送信先が情報提供ネットワークシステム接続機能であることが確認できない場合、エラーを返す。

### 3.2.6 外部インターフェース一覧

PF 通信機能の外部インターフェースは以下のようなもの想定される。

【表 3.2-2 入出力項目の内訳】

項番	詳細機能	入出力情報		説明
1	通信制御機能 (メッセージ受信時)	入力	メッセージ	情報提供ネットワークシステム接続機能から受信するメッセージ
2		出力	メッセージ	地域情報 PF サービス基盤に送信するメッセージ
3	通信制御機能 (メッセージ送信時)	入力	メッセージ	地域情報 PF サービス基盤から受信するメッセージ
4		出力	メッセージ	情報提供ネットワークシステム接続機能へ送信するメッセージ

### 3.2.7 課題

なし

## 3.3 暗号・署名機能

### 3.3.1 機能概要

暗号・署名機能は、団体間連携に際して流通する情報の秘匿性、真正性を確保するため、連携データに対して暗号化（もしくは復号）、署名付与（もしくは署名検証）を行う機能とする。

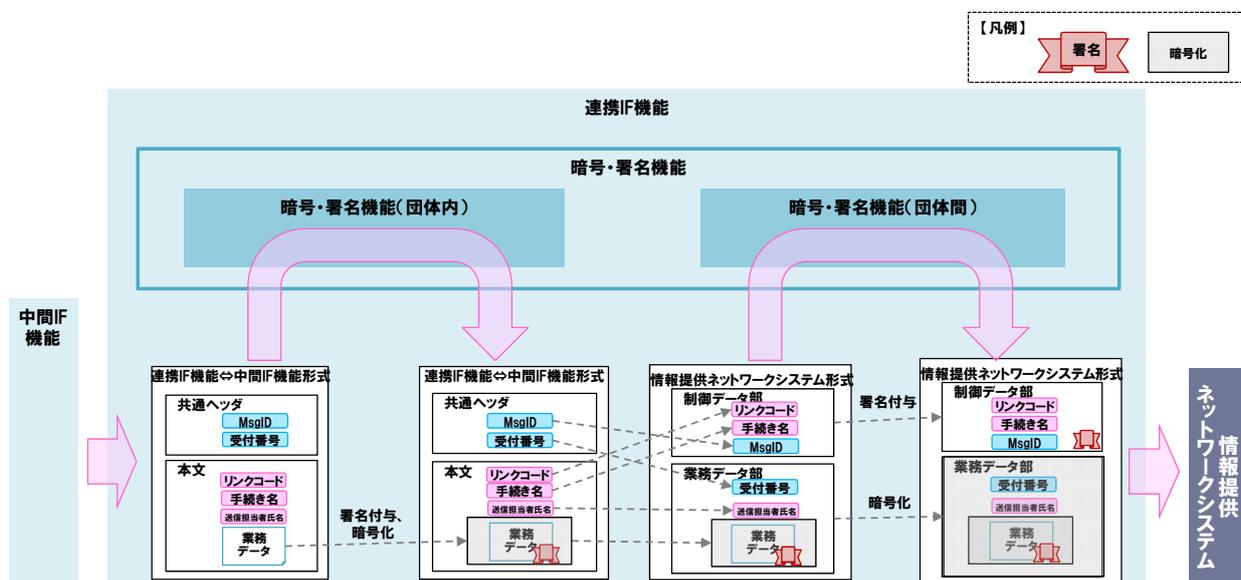
本機能は、情報提供ネットワークシステムの仕様よりも業務システム側の仕様に依存して機能仕様が決まる部分と、情報提供ネットワークシステムの仕様に依存して機能仕様が決まる部分に大別されると想定する。本書では前者を「暗号・署名機能（団体内）」、後者を「暗号・署名機能（団体間）」とする。

#### ■ 暗号・署名機能(団体内)

暗号・署名機能（団体内）は、自団体が照会要求を行う場合や、他団体からの照会要求を処理する場合に、業務データの秘匿性確保、業務データの真正性保証を行うための暗号・復号、電子署名の付与・検証を行う機能とする。

#### ■ 暗号・署名機能(団体間)

暗号・署名機能（団体間）は、自団体が照会要求を行う場合や、他団体からの照会要求を処理する場合に、情報提供ネットワークシステムを含む第三者への秘匿性確保、情報提供ネットワークシステムに対する接続元団体の正当性保証を行うための暗号・復号、電子署名の付与・検証を行う機能とする。



【図 3.3-1 暗号と署名の機能の処理概要のイメージ】

### 3.3.2 前提条件

#### ■ 暗号・署名機能(団体内)

暗号・署名機能（団体内）の機能仕様の前提条件を次に示す。

- ・ 電子署名の付与に際して、自治体内部での承認（決裁、送信許可）が完了していることを前提とする。
- ・ 暗号・署名機能（団体内）にて処理する連携データのメッセージ形式の種類は、連携インターフェース機能⇔中間インターフェース機能形式メッセージを想定する。
- ・ 電子署名は LGPKI の組織認証局から発行された職責証明書および証明書利用者秘密鍵を活用することと仮定する。
- ・ 暗号、復号に係わる共通鍵（もしくは公開鍵、秘密鍵）は、事前に自治体に配布されていることを前提とする。
- ・ 情報提供ネットワークシステムは、連携データの中身を参照しないものと想定する。
- ・ 暗号化、復号を行うための鍵、証明書の発行主体については、社会保障・税に関わる番号制度などの全体に関わる事項として別途検討される課題とする。

#### ■ 暗号・署名機能(団体間)

暗号・署名機能（団体間）の機能仕様の前提条件を次に示す。

- ・ 電子署名の付与に際して、「認証・認可機能（団体間）」における認可が完了していることを前提とする
- ・ 暗号・署名機能（団体間）にて処理する連携データのメッセージ形式の種類は、情報提供ネットワークシステム形式メッセージと想定する。
- ・ 署名のための証明書、秘密鍵の扱い、署名権限の管理、署名対象、署名・署名検証方式、その他の要件については、情報提供ネットワークシステムの仕様に依存するものと想定する。
- ・ 暗号化の具体的なロジック、鍵の管理、運用などは情報提供ネットワークシステムの仕様に依存するものと想定する。
- ・ 暗号化／復号、署名付与を行うための鍵、証明書の発行主体については、社会保障・税に関わる番号制度などの全体に関わる事項として別途検討される課題とする。

### 3.3.3 処理要件

#### ■ 暗号・署名機能(団体内)

暗号・署名機能（団体内）における処理要件を次に示す。

#### (1) 地域情報プラットフォーム標準仕様書の活用

地域情報プラットフォーム標準仕様書では、PF 秘匿性確保仕様、PF 自治体組織電子署名・検証仕様として、暗号・署名機能（団体内）に該当する仕様が規定されており、参考とすることが有効と考えられる。

##### ① PF 秘匿性確保仕様

地域情報プラットフォーム標準仕様書では、PF 秘匿性確保仕様（End-to-End の秘匿性確保仕様）について、「自治体間において Web サービスが中継機関を介して連携される場合、本来であれば自治体でのみ参照すべき情報が中継機関にて参照される可能性がある。End-to-End の秘匿性確保を行うことで、自治体間で連携する情報を中継機関に対して秘匿することが可能となる。」としており、以下の技術を採用している。

- ・ 書類が XML の場合、XML Encryption[参考 1]を使用する。
- ・ 書類がファイルの場合、PKCS#7[参考 2]、または、XML Encryption[参考 1]を使用する。

（「プラットフォーム通信技術仕様 V2.2」 — 「5.3.2 PF 秘匿性確保仕様」を引用）

##### ② PF 自治体組織電子署名・検証仕様

地域情報プラットフォーム標準仕様書では、PF 自治体組織電子署名・検証仕様について、「通信路の仕様ではないが、自治体が発行する照会書類や公文書を、異なるサイト間で交換する際に使用し、情報の改ざん検知や署名者の検証を可能にする仕様」として、以下の技術を採用している。

- ・ 自治体間の組織認証基盤である「LGPKI」仕様[参考 3]を使用する。
- ・ 書類が XML の場合、XML Signature[参考 4]を使用する。
- ・ 書類がファイルの場合、PKCS#7[参考 2]、または、XML Signature[参考 4]で署名する。

（PKCS#7 の電子署名の場合は、ファイルと署名データを添付ファイルとして送信する。）

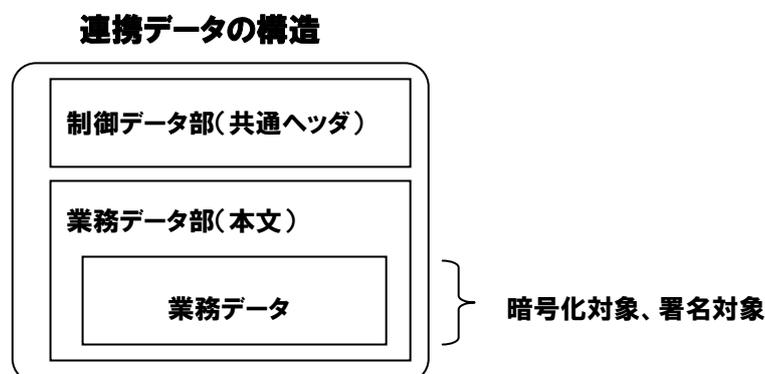
（「プラットフォーム通信技術仕様 V2.2」 — 「5.3.4 PF 自治体組織電子署名・検証仕様」を引用）

#### (2) 暗号化対象

暗号・署名機能（団体内）は連携データ（連携インターフェース機能⇄中間インターフェース機能形式メッセージ）のうち、業務データを暗号化対象と想定する。

### (3) 署名対象

暗号・署名機能（団体内）は連携データ（連携インターフェース機能⇔中間インターフェース機能形式メッセージ）のうち、業務データを署名対象と想定する。



【図 3.3-2 連携データの構造と暗号化対象、署名対象】

### (4) 暗号と署名の順番

電子署名は、情報の改ざん、なりすまし、否認を防止する目的で利用されるものである。所得情報等の情報連携に係わる住民情報は、所管する自治体にて厳格に管理されているが、他団体への情報提供時、電子署名はこのような住民情報の信憑性を保証するための公印に相当するものと考えられる。また、他団体への情報照会時、電子署名は照会文書の真正性を保証するための公印に相当するものと考えられる。

暗号化は、情報の一部または全部の情報の盗聴を防止する目的で利用されるものである。所得証明書等を住民、企業、他自治体等の他の組織への配布に際して、公印押印済みの証明書を封筒に入れて流通させることに相当するものと考えられる。

情報の信憑性の保証した後、当該情報の秘匿性を確保し安全に流通させることから、暗号化と署名の順番は、現状の手続きを鑑み、

- ・ 連携データ送信時は、署名付与→暗号化の順に実施する
- ・ 連携データ受信時は、復号→署名検証の順に実施することと考えた。

### (5) 暗号化方式

地域情報プラットフォーム標準仕様書では PF 秘匿性確保仕様として End-to-End での暗号化について規定されている。しかし、共通鍵暗号、公開鍵暗号などの具体的な暗号化方式については限定されておらず、本仕様で検討する必要がある。

採用する暗号化方式としては共通鍵暗号方式、公開鍵暗号方式、ハイブリッド暗号方式が考えられる。共通鍵暗号方式では、処理が高速であるというメリットがある半面、連携先となる組織・団体ごとに共通鍵を管理する必要があり、鍵の管理が煩雑となる、共通鍵を連携先に安全に配布することが難しいといったデメリットがある。また、公開鍵暗号方式では、鍵の管理・配布が容易であるというメリットがある半面、その処理演算の複雑さから処理に時間がかかるというデメリットがある。

そのため、暗号化方式は、共通鍵方式の処理が高速であるというメリットと、公開鍵暗号方式の鍵の管理・配布が容易であるというメリットを享受できるよう、公開鍵暗号方式により共通鍵を暗号化する方式（ハイブリッド暗号方式）を採用することを想定した。

#### (6) 電子署名における XML 正規化アルゴリズム

XML 文書では、同一内容の XML 文書であっても XML 構文に空白文字や改行などが挿入されると表現が異なってしまい、結果、得られる署名値の違いから、文書が改ざんされたものと誤認される可能性がある。このような問題を防ぐべく、論理的に同一である XML 文書から同一の署名値が生成できることを保証するために、XML 文書をあらかじめ定められたルールに従って整形する、「正規化」を行う必要がある。地域情報プラットフォーム標準仕様書には XML 正規化アルゴリズムに関する技術仕様に規定がないため、技術仕様の選定が必要となる。このような技術仕様として、技術標準化推進団体である W3C が策定した canonical XML (RFC3076) [参考 5]が最も広く認知された標準技術であるため、これを採用することを想定した。

#### (7) 復号を行うための鍵、電子証明書の管理

復号に必要な自組織の秘密鍵と対となる自組織の公開鍵、及び公開鍵の真正性と完全性を保証するための電子証明書を暗号・署名機能（団体内）にて管理する必要があると考えられる。また暗号・署名機能（団体内）は、電子証明書の失効、更新のタイミング等において、管理する鍵、電子証明書の登録、変更、削除を可能にする必要があると考えられる。

#### (8) 署名を行うための鍵、電子証明書の管理

連携データへの署名付与は暗号・署名機能（団体内）において自動で行うことと整理している。このため、署名付与に必要な自組織の秘密鍵と電子証明書を IC カード等の秘密鍵格納媒体ではなく、暗号・署名機能（団体内）にて管理する必要があると考えられる。また暗号・署名機能（団体内）は、電子証明書の失効、更新のタイミング等において、管理する鍵、電子証明書の登録、変更、削除を可能にする必要があると考えられる。

## ■ 暗号・署名機能(団体間)

暗号・署名機能（団体間）における処理要件を次に示す。

### (1) 地域情報プラットフォーム標準仕様書の活用

暗号・署名機能（団体間）における暗号化、署名付与・署名検証の技術仕様は情報提供ネットワークシステムの実装に依存するものと想定される。しかし、地域情報プラットフォーム標準仕様書では、暗号化、署名付与・署名検証の技術仕様として、PF 秘匿性確保仕様、PF 自治体組織電子署名・検証仕様が規定されている。暗号・署名機能（団体間）の技術仕様検討の効率性を考慮すると、地域情報プラットフォーム標準仕様書における当該仕様を参考にすることが有効と考えられる。

#### ① PF 秘匿性確保仕様

地域情報プラットフォーム標準仕様書では、PF 秘匿性確保仕様（End-to-End の秘匿性確保仕様）について、「自治体間において Web サービスが中継機関を介して連携される場合、本来であれば自治体でのみ参照すべき情報が中継機関にて参照される可能性がある。End-to-End の秘匿性確保を行うことで、自治体間で連携する情報を中継機関に対して秘匿することが可能となる。」としており、以下の技術を採用している。

- ・ 書類が XML の場合、XML Encryption[参考 1]を使用する。
- ・ 書類がファイルの場合、PKCS#7[参考 2]、または、XML Encryption[参考 1]を使用する。

（「プラットフォーム通信技術仕様 V2.2」 — 「5.3.2 PF 秘匿性確保仕様」を引用）

#### ② PF 自治体組織電子署名・検証仕様

地域情報プラットフォーム標準仕様書では、PF 自治体組織電子署名・検証仕様について、「通信路の仕様ではないが、自治体が発行する照会書類や公文書を、異なるサイト間で交換する際に使用し、情報の改ざん検知や署名者の検証を可能にする仕様」として、以下の技術を採用している。

- ・ 自治体間の組織認証基盤である「LGPKI」仕様[参考 3]を使用する。
- ・ 書類が XML の場合、XML Signature[参考 4]を使用する。
- ・ 書類がファイルの場合、PKCS#7[参考 2]、または、XML Signature[参考 4]で署名する。

（PKCS#7 の電子署名の場合は、ファイルと署名データを添付ファイルとして送信する。）

（「プラットフォーム通信技術仕様 V2.2」 — 「5.3.4 PF 自治体組織電子署名・検証仕様」を引用）

## (2) 暗号化対象

暗号・署名機能（団体間）で取り扱う連携データ（情報提供ネットワークシステム形式メッセージ）は、通信制御等に使用する情報項目から構成される「制御データ部」と、業務的な情報内容を含む「業務データ部」に大別されるものと想定する。

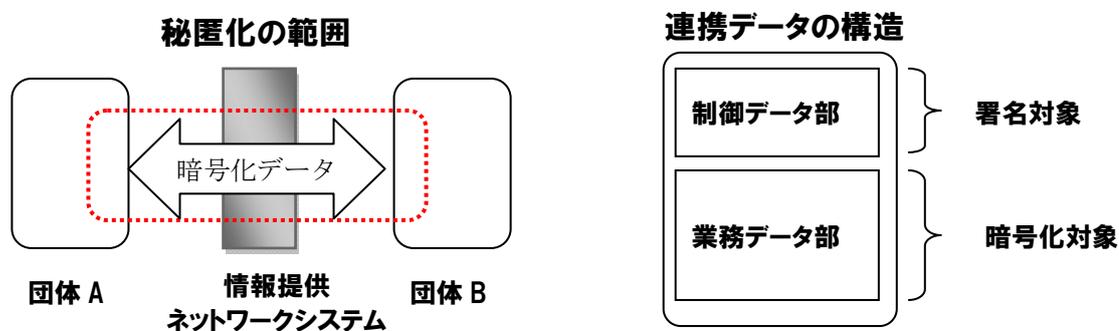
業務データ部は、住民情報や職員情報等の機密性の高い情報が格納される領域となることから、送信元団体と送信先団体間において **End to End** で暗号化することにより、情報提供ネットワークシステムを含む第三者に対し、秘匿性を確保する必要がある。

制御データ部は、情報提供ネットワークシステムにおける連携可否の判断や経路制御、その他の管理情報等が格納されると想定されることから、外部の情報経路や情報提供ネットワークシステムに対して参照可能とする必要がある。

以上から、連携データにおける「業務データ部」のみを暗号化対象とするものと考えた。

## (3) 署名対象

連携データ（情報提供ネットワークシステム形式メッセージ）の制御データ部は、情報提供ネットワークシステムの連携制御に利用する情報が格納されると想定されることから、真正性を保証する目的で、団体組織としての署名を付与する必要があるものと想定される。よって、署名対象部分は制御データ部分を基本とする。ただし、業務データ部分を含め全体を署名しても実害はないため、具体的な署名範囲は情報提供ネットワークシステムの仕様に合わせて設定されるものと想定される。



【図 3.3-3 秘匿化の範囲／連携データの構造と暗号化対象、署名対象】

## (4) 暗号化方式

採用する暗号化方式としては共通鍵暗号方式、公開鍵暗号方式、ハイブリッド暗号方式等、いくつかの方式が考えられるが、どのような暗号化方式を採用するかは情報提供ネットワークシステムの仕様に依存するものと想定される。

#### (5) 暗号化／復号を行うための鍵、電子証明書の管理

暗号化／復号に必要な鍵を暗号・署名機能（団体間）にて管理する必要があると考えられる。管理する鍵の種類として共通鍵、公開鍵が考えられるが、どのような種類の鍵を管理するかは、採用する暗号化方式に依存する。また、暗号化に公開鍵を使用する場合は、公開鍵の真正性と完全性を保証するため、電子証明書も合わせて管理する必要があると考えられる。

また暗号・署名機能（団体間）は、電子証明書の失効、更新のタイミング等において、管理する鍵、電子証明書の登録、変更、削除を可能にする必要があると考えられる。

### 3.3.4 詳細機能一覧

#### ■ 暗号・署名機能(団体内)

暗号・署名機能（団体内）の詳細機能は以下のようになるものと想定される。

【表 3.3-1 暗号・署名機能（団体内）の内訳】

項番	機能の内訳	説明
1	署名機能	<p>送信する連携データに電子署名を付与する機能とする。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>連携データ(平文)から署名対象を取得し、署名対象を正規化する。(「3.3.3(6)電子署名におけるXML正規化アルゴリズム」参照)</li> <li>正規化された署名対象からハッシュ値を生成し、鍵管理機能に渡す。その後、電子証明書や、当該ハッシュ値を基に生成された署名値等を鍵管理機能より取得し、署名を構成する。</li> <li>連携データ(平文)に署名を付与し、連携データ(署名文書)を構成する。</li> </ul>
2	署名検証機能	<p>受信した連携データに付与された電子署名、電子証明書を検証する機能とする。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>連携データ(署名文書)から署名対象、署名値、電子証明書を取得する。</li> <li>署名対象のハッシュ値を生成し、署名値の復号を比較検証する。</li> <li>電子証明書の有効期限、失効情報を確認する。</li> </ul>
3	暗号化機能	<p>送信する連携データを暗号化する機能とする。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>連携データ(平文)から暗号化要素を取得する。</li> <li>暗号化対象に対し、暗号演算を行い、暗号化文書を取得する。</li> <li>連携データ(暗号化文書)を構成する。</li> </ul>
4	復号機能	<p>受信した連携データを復号する機能とする。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>連携データ(暗号化文書)から、復号要素を取得する。</li> <li>復号要素に対し、暗号演算を行い、連携データ(平文)を取得する。</li> </ul>
5	鍵管理機能	<p>署名用の秘密鍵、及び電子証明書、復号用の秘密鍵と対になる公開鍵、及び電子証明書を管理する機能とする。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>職責署名の秘密鍵および電子証明書を、登録、保管、更新、廃棄する。</li> <li>復号用の秘密鍵と対になる公開鍵、及び電子証明書を、登録、保管、更新、廃棄する。</li> </ul>

## ■暗号・署名機能(団体間)

暗号・署名機能（団体間）の詳細機能は以下のようなものと想定される。

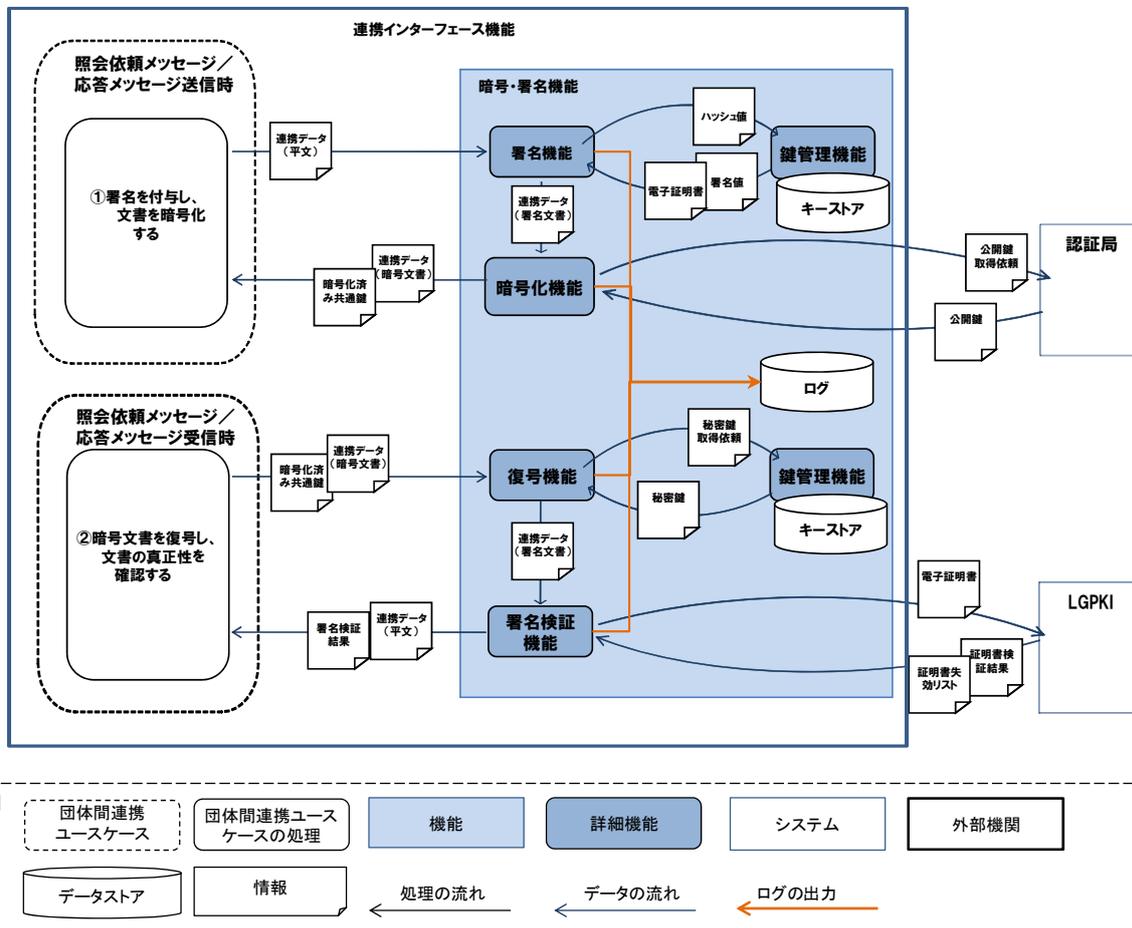
【表 3.3-2 暗号・署名機能（団体間）の内訳】

項番	機能の内訳	説明
1	署名機能	送信する連携データに電子署名を付与する機能とする。 <ul style="list-style-type: none"> <li>連携可否の判断などに用いられる制御情報の真正性確保を目的としており、署名対象は業務データ部ではなく制御データ部を基本とする。</li> </ul>
2	署名検証機能	受信した連携データに付与された電子署名、電子証明書を検証する機能とする。 <ul style="list-style-type: none"> <li>署名検証結果をどの機関が保有するどの機能に返却するのかといった業務データ連携の処理フロー、署名検証と連携認可の関係、署名対象などは、情報提供ネットワークシステムの規程および連携ポリシーに依存する。</li> </ul>
3	暗号化機能	送信する連携データを暗号化する機能とする。 <ul style="list-style-type: none"> <li>暗号化対象は業務データ部となる。</li> <li>暗号化されたデータ部分に対する、情報提供ネットワークシステムなど外部機関からの参照は不能となる。</li> </ul>
4	復号機能	受信した連携データを復号する機能とする。
5	鍵管理機能	暗号用の鍵、復号用の鍵（公開鍵暗号方式を採用する場合は復号用の秘密鍵と対になる公開鍵の電子証明書）を管理する機能とする。 <ul style="list-style-type: none"> <li>暗号用の鍵を、登録、保管、更新、廃棄する。</li> <li>復号用の鍵を、登録、保管、更新、廃棄する。                      （公開鍵暗号方式を採用する場合は復号用の秘密鍵と対になる公開鍵の電子証明書を、登録、保管、更新、廃棄する）</li> </ul>

### 3.3.5 処理フロー

暗号・署名機能の処理フローは、以下の流れになるものと想定される。

#### ■ 暗号・署名機能(団体内)



【図 3.3-4 処理フロー】

<処理説明>

#### ■ 照会依頼メッセージ送信時／応答メッセージ送信時

##### ① 署名を付与し、暗号化する。

- 署名機能は、受信した連携データ（平文）に LGPKI の証明書利用者秘密鍵により署名を付与する。
- 署名付与にあたっては、鍵管理機能へ連携データのハッシュ値を送信し、鍵管理機能にて署名値を生成、その後、電子証明書、署名値等を取得する。
- 署名機能は、連携データ（署名文書）を暗号化機能に渡す。
- 暗号化機能は、共通鍵（セッション鍵）を生成する。
- 暗号化機能は、受信した連携データ（署名文書）を共通鍵にて暗号化し、連携データ（暗号文書）を生成する。
- 暗号化機能は、連携先団体の公開鍵にて共通鍵を暗号化し、暗号化済み共通鍵、連携データ（暗号文書）を応答する。

■照会依頼メッセージ受信時／応答メッセージ受信時

② 暗号文書を復号し、文書の真正性を確認する。

- ・復号機能は、受信した暗号化済み共通鍵を自団体の秘密鍵にて復号し、共通鍵を取得する。
- ・復号機能は、受信した連携データ（暗号文書）を共通鍵にて復号し、連携データ（署名文書）を取得する。
- ・復号機能は、連携データ（署名文書）を署名検証機能に渡す。
- ・署名検証機能は、受信した連携データ（署名文書）の電子署名を、添付された電子証明書にて検証し、LGPKIに電子証明書の検証を依頼する。
- ・署名検証機能は、電子署名の検証、電子証明書の検証の結果、正常であった場合には署名検証結果と連携データ（平文）を応答する。
- ・署名検証機能は、電子署名の検証、電子証明書の検証の結果、異常であった場合には、署名検証結果、または証明書検証結果を応答する。

■ 暗号・署名機能(団体間)

暗号・署名機能（団体間）の機能仕様は、情報提供ネットワークシステムの仕様に依存するものと想定されるが、情報提供ネットワークシステムの仕様が決まっていない現時点では機能仕様が決まらず、処理フローを検討することが困難である。よって暗号・署名機能（団体間）の処理フローは検討しないこととした。

### 3.3.6 外部インターフェース一覧

#### ■ 暗号・署名機能(団体内)

暗号・署名機能（団体内）の外部インターフェースは以下のようなものと想定される。

【表 3.3-3 入出力項目の内訳】

項番	詳細機能	入出力情報		説明
1	署名機能／ 暗号化機能	入力	連携データ（平文）	職責署名を付与し、暗号化する元となる連携データ
2		出力	連携データ （暗号文書）	暗号化された連携データ
3			暗号化済み共通鍵	暗号化された共通鍵
4	復号機能／ 署名検証機能	入力	連携データ （暗号文書）	暗号化された連携データ
5			暗号化済み共通鍵	暗号化された共通鍵
6		出力	連携データ（平文）	復号し、署名検証された連携データ
7			署名検証結果	署名・証明書検証結果

#### ■ 暗号・署名機能(団体間)

暗号・署名機能（団体間）の機能仕様は、情報提供ネットワークシステムの仕様に依存するものと想定されるが、情報提供ネットワークシステムの仕様が決まっていない現時点では機能仕様が決まらず、外部インターフェースを検討することが困難である。よって暗号・署名機能（団体間）の外部インターフェースは検討しないこととした。

### 3.3.7 課題

#### ■ 暗号・署名機能(団体内)

##### (1) LGWAN への接続

電子署名の検証に際しては、連携データ自体の署名検証とあわせて電子証明書の検証も必要となる。暗号・署名機能（団体内）に LGPKI の電子証明書を活用する場合、LGPKI の職責証明書検証に際しては LGWAN 上の LGPKI の証明書検証サーバを活用することが有効であると考えられる。ただし、この場合は LGWAN に接続されている必要がある。

##### (2) LGPKI の規程類の変更の検討

現状、LGPKI の電子署名に用いる秘密鍵は悪用や盗用を防ぐため、耐タンパ性を備えた秘密鍵格納媒体（IC カード）に格納し、署名を付与する個人が厳重に管理し、また、秘密鍵格納媒体の中で署名値を生成するといった対策を行っている。「鍵管理機能（署名用）」において秘密鍵を管理し、機能の中で署名値を生成するということは、いつでも誰でも使用できるように公印を机の上に置いているのと同じであり、悪意を持った第三者に悪用、盗用される可能性がある。よって、「鍵管理機能（署名用）」において管理する秘密鍵は厳重に管理し、データ連携において使用する際も、使用できる職員、使用する用途を厳重に制

限する必要があるものと考えた。

「鍵管理機能（署名用）」において秘密鍵を厳重に管理するためには、耐タンパ装置（HSM）等にて管理することが考えられるが、現状の LGPKI の規程では、「証明書利用者が生成する鍵ペアの秘密鍵は、FIPS140-1 レベル 2 以上の認定を受けた暗号モジュール又は LGWAN 運営協議会が認めた鍵格納媒体により保護する（「LGPKI 組織認証局 CP/CPS 第 1.9 版」—「6.2 秘密鍵保護」を引用）」ことになっている。耐タンパ装置（HSM）等による管理を行うためには LGPKI の規程類の変更を含めた検討が必要と考えられる。

また現状の LGPKI の規程では、証明書利用者が PIN を用いて秘密鍵を活性化し、その後、非活性化することになっている。（「LGPKI 組織認証局 CP/CPS 第 1.9 版」—「6.2.7 秘密鍵活性化の方法」「6.2.8 秘密鍵非活性化の方法」参照）。これに対してシステムが自動で署名付与を行う運用では、秘密鍵を常に活性化しておくことになると考えられる。よって、秘密鍵の活性化、非活性化方法についても、LGPKI の規程類の変更を含めた検討が必要と思われる。

### (3) 各自治体における鍵管理規程の見直し

自治体によっては、秘密鍵格納媒体（IC カード）にて鍵を管理し、署名を付与する個人が秘密鍵格納媒体（IC カード）を管理する運用を前提とした自治体独自の鍵管理規程を規定している。電子署名に用いる秘密鍵を秘密鍵格納媒体（IC カード）以外にて管理する場合は、各自治体において、鍵管理規程の変更の必要性について検討する必要がある。

### (4) 暗号用途の公開鍵基盤の整備

公開鍵を用いた暗号化を行う場合は、連携元、連携先がともに信頼する認証局から、公開鍵証明書の発行や CA 証明書の発行が行われる必要がある。現状、このような暗号用途のもので、団体間のデータ連携に活用できる公開鍵基盤は存在しないことから、整備が必要と考えられる。

## ■ 暗号・署名機能(団体間)

### (1) 制御データの考え方

連携データにおける制御データ部は、連携可否の判断など重要な判断材料となる場合が想定され、その真正性が重要となる。その際、十分な真正性を確保する手段として署名機能を定義したが、制御データが業務データと一体として送受信される必要があるかといった具体的な定義は情報提供ネットワークシステムの仕様に大きく依存するものと想定される。

たとえば、アクセストークン方式の実装においては、制御データはトークンの形で別添される可能性がある。この場合、連携データは業務データと制御データが一体となった形式とは異なるイメージのものとして想定される。また、署名機能の署名対象はトークン部分となり連携データ本体ではない可能性も考えられる。

## (2) 業務データの真正性

暗号・署名機能（団体間）で暗号化される業務データ部の真正性について、暗号・署名機能（団体間）で暗号化以後、受信対象の他団体が復号するまで何ら確認する術がなくなるものと考えられる。

業務データが真正に作成されたことは暗号・署名機能（団体間）に連携データを送信する以前に確保されている必要があるが、真正性の保証レベルや具体的な決裁の流れ、権限については業務個別の要件となるものと考えられる。暗号・署名機能（団体間）は汎用的な機能を想定しているため、これら個別事情に依存しない形態、すなわち、具体的な真正性の確認なしに暗号化、署名を実行することを前提としている。

また、データ受領側の団体が暗号・署名機能（団体間）で復号後のデータについて真正性をどの様に確認するかも暗号・署名機能（団体間）の範疇外と考えられる。ここでは、業務要件、業務ルールにのっとり必要な真正性確認手順が取られるものと想定される。

## (3) 署名付与の自動化の可能性

連携データへの署名付与に当たり、職員の手動によって署名する方式を採用すると、本機能は物理的に団体側の業務システムから見てファイアウォールの外側に設置されると想定されるため、操作端末の配置が限定的になる、あるいは、業務端末と同様の配置とするにはファイアウォールを超えて操作可能とする設定が必要になるなど、実装上の課題が生じる恐れがある。よって、電子署名を自動的に付与する方式を検討する必要があると考えられる。

その場合、署名付与に必要な秘密鍵、電子証明書の格納先としては IC カード等の鍵格納媒体あるいは暗号・署名機能（団体間）が考えられるが、署名付与を手動で行わない場合は、暗号・署名機能（団体間）に署名用の秘密鍵、電子証明書を管理するための詳細機能を実装する必要があると考えられる。また当該の詳細機能は、電子証明書の失効、更新のタイミング等において、管理する鍵、電子証明書の登録、変更、削除を可能にする仕様を備えることが望ましい。

[参考 1] XML Encryption Syntax and Processing (W3C)

<http://www.w3.org/TR/2002/REC-xmlenc-core-20021210/>

[参考 2] PKCS #7: Cryptographic Message Syntax Version 1.5 (IETF)

<http://www.ietf.org/rfc/rfc2315.txt>

[参考 3] LGPKI 技術仕様書 1.2 版 (総合行政ネットワーク運営協議会)

[http://www.lgpkj.jp/unei/C-6-4-5\\_LG\\_tech\\_LGPKI\\_spec20081022.pdf](http://www.lgpkj.jp/unei/C-6-4-5_LG_tech_LGPKI_spec20081022.pdf)

[参考 4] XML Signature Syntax and Processing (W3C)

<http://www.w3.org/TR/2008/REC-xmlsig-core-20080610/>

[参考 5] Canonical XML Version 1.0 (IETF)

<http://www.ietf.org/rfc/rfc3076.txt>

## 3.4 認証・認可機能

認証・認可機能は、団体間連携に際して流通する連携データに対して発信、受信を許可するために必要なアクセス制御、メッセージ形式のチェックを実行する機能とする。

本機能は、情報提供ネットワークシステムの仕様よりも庁内側の仕様に依存して機能仕様が決まる部分と、情報提供ネットワークシステムの仕様に依存して機能仕様が決まる部分に大別されると想定する。本書では前者を「認証・認可機能（団体内）」、後者を「認証・認可機能（団体間）」とする。

### 3.4.1 機能概要

#### ■ 認証・認可機能(団体内)

認証・認可機能（団体内）は、自団体が照会要求を行う場合や、他団体からの照会要求を処理する場合に、連携データについて自治体が実施すべき認証・認可を行う機能とする。

自団体から情報を送信する際、及び他団体から情報を受信する際（照会依頼メッセージ送受信時／応答メッセージ送受信時）には、メッセージ内の「団体間共通情報」と「業務情報」が整合していることを確認するものとする。

#### ■ 認証・認可機能(団体間)

認証・認可機能（団体間）は、自団体が照会要求を行う場合や、他団体からの照会要求を処理する場合に、連携データについて、連携相手の確認、連携の根拠法令に見合った職責の確認、マイナンバー法等に規定された範囲等の検証を行う機能と想定する。

自団体から情報を送信する際、及び他団体から情報を受信する際（照会依頼メッセージ送受信時／応答メッセージ送受信時）には、情報の発信元やアクセス許可権発行者、アクセス権限の認証、及びそれに基づく連携行為の認可を行うものとする。

### 3.4.2 前提条件

#### ■ 認証・認可機能(団体内)

認証・認可機能（団体内）の機能仕様の前提条件を次に示す。

- ・ 認証・認可機能（団体内）にて処理する連携データのメッセージ形式の種類は、連携インターフェース機能⇔中間インターフェース形式メッセージと想定する。
- ・ 認証・認可機能（団体内）における認証のチェックポリシーは団体間において標準化されているものと想定する。

#### ■ 認証・認可機能(団体間)

認証・認可機能（団体間）の機能仕様の前提条件を次に示す。

- ・ 認証・認可機能（団体間）にて処理する連携データのメッセージ形式の種類は、情報提供ネットワークシステム形式メッセージを想定する。
- ・ 送信時の認証・認可に際しては、認証・認可機能（団体内）における形式チェックが完了していることと想定する。
- ・ 送信時／受信時の認証・認可は社会保障・税に関わる番号制度などの制度上の規程に従い実施されることと想定する。
- ・ 特に受信時の認証・認可は情報提供ネットワークシステムから得られる情報に基づき実施されることから、情報提供ネットワークシステムが定める方式に従い適切に実施されることと想定する。
- ・ 送信時における、送信元、送信先、根拠法令等の識別、連携データが正しい手順に従って作成されたものであることの確認、及び送信可否の判断は認証・認可機能（団体間）において自動で行うことを想定する。
- ・ 認証・認可機能（団体間）における認証のチェックポリシーは団体間において標準化されているものと想定する。

### 3.4.3 処理要件

#### ■ 認証・認可機能(団体内)

##### (1) 送信時／受信時における認証の検証対象

認証・認可機能（団体内）では、メッセージ内の「団体間共通情報」の内容から見て、メッセージ形式が適切であることをチェックするものとした。認証・認可機能（団体内）では、「業務情報」の内容に関するチェックは行わないものとした。

##### (2) チェックポリシー(送信／受信)の管理

メッセージ内の「団体間共通情報」と「業務情報」の整合を確認するためには、「団体間共通情報」の記載内容に対して、「業務情報」にどのような記載項目が記載されていれば整合していると判断するかについて、ルールを定義し、整合確認時には当該ルールに従う必要があると考えられる。認証・認可機能（団体内）では、このようなルールの集合をチェックポリシーとして管理する。チェックポリシーは、認証・認可機能（団体内）のプログラムの中に処理分岐条件として組み込むことも可能であるが、ルール変更に対応してより柔軟に変更できるようにするため、プログラムの外部に定義するものとした。

#### ■ 認証・認可機能(団体間)

##### (1) 送信時における認証の検証対象

送信に際しては、連携データが自治体内で正しい手順および権限の下に作成されたものであることの確認と、送信元、送信先、業務内容の対応関係から連携自体が制度上妥当かどうかを判断することとなると考えられる。どのような条件であれば、連携データが自治体内で正しい手順、権限の下に作成されたものであると判断でき、自治体外へ連携データを送信しても良いものとするかについては、番号制度等、諸制度によって決定され、それをどの様に確認、送信するかについては情報提供ネットワークシステムの機能要件として定義されるものと想定する。

また、連携データが自治体内で正しい手順、権限の下に作成されたものであることを確認するためには、適切な権限者により連携データの送信許可がなされたこと、即ち、連携データ送信に関する決裁結果を確認する必要があると考えられる。これらの、自治体内における連携データ送信の決裁結果をどの様な方式で認証・認可機能（団体間）に引き継ぐかについては、具体的な確認方法が情報提供ネットワークシステムの機能要件として規定されることで確定すると考えられる。

##### (2) 受信時における認証の検証対象

受信に際しては、連携データが送信元において正しい手順、権限の下に作成されたものであることの確認と、送信元、送信先、業務内容の対応関係から連携自体が制度上妥当かどうかを判断することとなると考えられる。このとき、何を認証の際の検証対象とするかについては、情報提供ネットワークシステムが定める方式によって規定されると考えられる。

連携方式がゲートウェイ方式である場合、連携データそのものが検証対象となると想定される。その際、情報提供ネットワークシステムの機能とどの様に分担して連携データの検証を行うのかについては、情報

提供ネットワークシステムの仕様として規定されると考えられる。これは、情報提供ネットワークシステムの仕様により、情報提供ネットワークシステム側での認証結果が連携データに付加されるなどの可能性が考えられるためである。

一方、連携方式がアクセストークン方式である場合、連携データおよびトークンが検証対象となると想定される。その際、連携データが送信元において正しい手順、権限の下に作成されたものであることの確認はトークンを確認することで行うものと考えられるが、具体的な手順については情報提供ネットワークシステムの仕様として規定されるものと想定される。

### (3) チェックポリシー(送信)の管理

連携データの送信時において、連携データが番号制度等、制度に即した連携であることを確認するためのチェック条件の管理方法は情報提供ネットワークシステムが定める仕様に従うと考えられる。

この、連携データが番号制度等、制度に即した連携であることを確認するためのチェック条件を認証・認可機能(団体間)にて管理する必要があると考えられる。また認証・認可機能(団体間)は、連携情報の種類の変更、連携の前提となる根拠法令、条件の変更等において、当該のチェック条件の定義の登録、変更、削除を可能にする必要があると考えられる。

また、自動的なポリシーの配信など、団体共通的にチェックポリシー変更に適切に対応できるような方式について、検討が必要となるものと想定される。

### (4) チェックポリシー(受信)の管理

連携データの受信時において、連携データが番号制度等、制度に即した連携であることを確認するためのチェック条件の管理方法は情報提供ネットワークシステムが定める方式によって規定されるものと考えられる。

連携方式がゲートウェイ方式である場合、連携データそのものを検証対象とすることで、連携自体が制度上妥当かどうかの判断を行うものと考えられる。この場合、「認証の判断基準」は、認証・認可機能(団体間)のプログラムの中に処理分岐条件として組み込むことも可能であるが、ルール変更に対応してより柔軟に変更できるようにするため、詳細機能「チェックポリシー(受信)管理機能」を別途実装し、プログラムの外部に定義したほうが良いと考えられる。

連携方式がアクセストークン方式である場合、トークンに記載された認可結果(認可 OK/認可 NG)を検証対象とすることで連携自体が制度上妥当かどうかの判断を行うものと考えられる。この場合、「認証の判断基準」は不変であるため、認証・認可機能(団体間)のプログラムの中に処理分岐条件として組み込んだほうが良いと考えられる。

### 3.4.4 詳細機能一覧

#### ■ 認証・認可機能(団体内)

認証・認可機能（団体内）の詳細機能は以下のようなものと想定される。

【表 3.4-1 認証・認可機能（団体内）の内訳】

項番	機能の内訳	説明
1	認証機能（送信）	照会依頼メッセージ送信時、及び応答メッセージ送信時、メッセージ内の「団体間共通情報」と「業務情報」が整合していることを確認する機能とする。 ・ 照会依頼メッセージ送信時、及び応答メッセージ送信時、「団体間共通情報」の記載内容から、適切な形式にて「業務情報」が記述されていることを確認する。
2	認証機能（受信）	照会依頼メッセージ受信時、及び応答メッセージ受信時、メッセージ内の「団体間共通情報」と「業務情報」が整合していることを確認する機能とする。 ・ 照会依頼メッセージ受信時、及び応答メッセージ受信時、「団体間共通情報」の記載内容から、適切な形式にて「業務情報」が記述されていることを確認する。
3	チェックポリシー管理機能（送信）	照会依頼メッセージ送信時、及び応答メッセージ送信時、メッセージ内の「団体間共通情報」と「業務情報」が整合していることを確認するためのチェックポリシーを管理する機能とする。 ・ 情報連携内容ごとの適切なメッセージ形式についての定義を登録、保管、更新、廃棄する。
4	チェックポリシー管理機能（受信）	照会依頼メッセージ受信時、及び応答メッセージ受信時、メッセージ内の「団体間共通情報」と「業務情報」が整合していることを確認するためのチェックポリシーを管理する機能とする。 ・ 情報連携内容ごとの適切なメッセージ形式についての定義を登録、保管、更新、廃棄する。

## ■ 認証・認可機能(団体間)

認証・認可機能（団体間）の詳細機能は以下のようなもの想定される。

【表 3.4-2 認証・認可機能（団体間）の内訳】

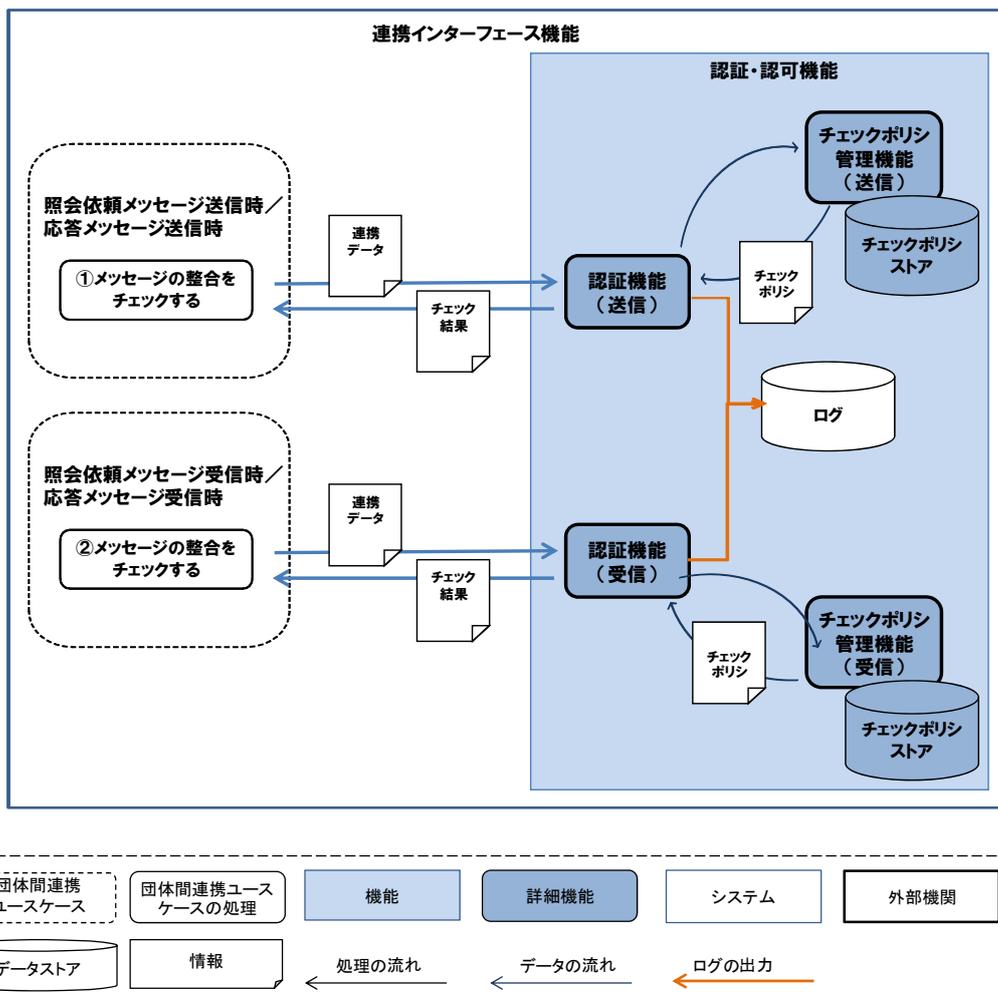
項番	機能の内訳	説明
1	認証機能（送信）	送信する連携データを認証する機能とする。 <ul style="list-style-type: none"> <li>正しい手順、権限の下に作成されたデータであることを確認する。</li> <li>送信元、送信先、根拠法令等を識別する。</li> </ul>
2	認証機能（受信）	受信した連携データを認証する機能とする。 <ul style="list-style-type: none"> <li>送信元の正当性を確認する。</li> <li>正しい手順、権限の下に作成されたデータであることを確認する。</li> <li>送信元、送信先、根拠法令等を識別する。</li> </ul>
3	認可機能（送信）	連携データの送信を認可する機能とする。 <ul style="list-style-type: none"> <li>送信元、送信先、根拠法令等の形式チェックにより送信可否を判断する。</li> </ul>
4	認可機能（受信）	連携データの受信を認可する機能とする。 <ul style="list-style-type: none"> <li>送信元、送信先、根拠法令等の形式チェックにより受信可否を判断する。</li> </ul>
5	チェックポリシー（送信）管理機能	連携データ送信時において連携データに記載された送信先、根拠法令に照らし合わせて連携データに問題がないこと等を確認するためのチェックポリシーを管理する機能とする。 <ul style="list-style-type: none"> <li>適切な送信先、根拠法令等についての定義を登録、保管、更新、廃棄する。</li> </ul>

### 3.4.5 処理フロー

認証・認可機能の処理フローは、以下の流れになるものと想定される。

#### ■ 認証・認可機能(団体内)

認証・認可機能（団体内）の処理フローを次に示す。



【図 3.4-1 処理フロー】

<処理説明>

#### ■ 照会依頼メッセージ送信時 / 応答メッセージ送信時

##### ① メッセージの整合をチェックする

- ・ チェックポリシーを参照し、受信した連携データの「団体間共通情報」と「業務情報」が、チェックポリシーに定義されたルールに従って対応しているか確認することで、「団体間共通情報」と「業務情報」の整合をチェックする。
- ・ メッセージの整合チェックの結果を応答する。

■照会依頼メッセージ受信時／応答メッセージ受信時

② メッセージの整合をチェックする

- ・チェックポリシーを参照し、受信した連携データの「団体間共通情報」と「業務情報」が、チェックポリシーに定義されたルールに従って対応しているか確認することで、「団体間共通情報」と「業務情報」の整合をチェックする。
- ・メッセージの整合チェックの結果を応答する。

■ **認証・認可機能(団体間)**

認証・認可機能（団体間）の機能仕様は、情報提供ネットワークシステムの仕様に依存するものと想定されるが、情報提供ネットワークシステムの仕様が決まっていない現時点では機能仕様が決まらず、処理フローを検討することが困難である。よって認証・認可機能（団体間）の処理フローは検討しないこととした。

### 3.4.6 外部インターフェース一覧

#### ■ 認証・認可機能(団体内)

認証・認可機能（団体内）の外部インターフェースは以下のようなもの想定される。

【表 3.4-3 入出力項目の内訳】

項番	詳細機能	入出力情報		説明
1	認証機能（送信）	入力	連携データ	メッセージ整合チェックの対象となる連携データ
2		出力	チェック結果	「団体間共通情報」と「業務情報」の整合のチェック結果
3	認証機能（受信）	入力	連携データ	メッセージ整合チェックの対象となる連携データ
4		出力	チェック結果	「団体間共通情報」と「業務情報」の整合のチェック結果

#### ■ 認証・認可機能(団体間)

認証・認可機能（団体間）の機能仕様は、情報提供ネットワークシステムの仕様に依存するものと想定されるが、情報提供ネットワークシステムの仕様が決まっていない現時点では機能仕様が決まらず、外部インターフェースを検討することが困難である。よって認証・認可機能（団体間）の外部インターフェースは検討しないこととした。

### 3.4.7 課題

#### ■ 認証・認可機能(団体内)

##### (1) 標準チェックポリシーの検討方法

団体間における標準チェックポリシーについて、チェックポリシーの具体的な内容について検討する必要がある。また、当該チェックポリシーは連携情報の種類の変更、条件の変更等が発生した際、それに合わせて適宜修正する必要があると考えられる。このことから、継続的に標準チェックポリシーの内容を検討、管理する方法について検討する必要があるものと想定される。また、自動的なポリシーの配信など、団体共通的にチェックポリシー変更適切に対応できるような方式について、検討が必要と思われる。

#### ■ 認証・認可機能(団体間)

##### (1) 認可結果の送信／受信

連携データの送信に際して、照会依頼の実施あるいは応答の実施、連絡の実施に適切な認可が行われていることを送信先に伝える必要があると考えられる。これにより送信先は、連携自体が番号制度等、諸制度に合致して適切に処理されたものであることを確認し、アクセス許可を判断すると考えられる。

このような送信元における連携データの認可結果をどのような方式で連携するかについては、情報提供ネットワークシステムの要件として検討が必要と思われる。

## 3.5 ログ管理機能（連携インターフェース）

### 3.5.1 機能概要

ログ管理機能（連携インターフェース）は、暗号・署名機能、認証・認可機能に関するログ（以下、連携 IF ログ）を出力・管理する機能とする。

ログ管理機能（連携インターフェース）は、連携 IF ログからアクセス記録／監査ログとして必要な情報を抽出、提供するものとする。

### 3.5.2 前提条件

- ・ アクセス記録の取得項目、運用等は社会保障・税に関わる番号制度及び国民 ID 制度などの制度上の規定に従い実施されるものと想定する。
- ・ 情報提供ネットワークシステム接続機能、暗号・署名機能、認証・認可機能が出力するログは、制度上の規定に従い適切に出力・運用されるものと想定する。

### 3.5.3 処理要件

#### (1) 地域情報プラットフォーム標準仕様の活用

アクセス記録／監査ログの運用は制度上の規定に従い運用されることが想定されるが、地域情報プラットフォーム標準仕様では、PF 監査証跡仕様として、ログ管理機能（連携インターフェース）に相当する仕様が規定されており、参考とすることが有効と考えられる。

#### ① PF 監査証跡仕様

地域情報プラットフォーム標準仕様では、PF 監査証跡仕様について、「PF 監査証跡仕様は、個々に点在するセキュリティの監査証跡情報や複数サイト間に跨るセキュリティ監査証跡情報を統一的に管理し、監査する際の基本的な仕様（考え方）について規定したものである。」としており、以下のアプリケーションの考え方が示されている。

- ・ 業務ユニット：監査対象の監査ログを生成するアプリケーション。
- ・ 監査証跡提供サービス：監査証跡取得機能を実現するサービス。サイト間で公開する公開用監査情報を自治体内のログから取得蓄積管理し、PF 通信機能での取得依頼に基づき、情報を提供するサービス。
- ・ 監査情報活用アプリケーション：監査ログの収集サービスにより収集された監査ログを、監査を目的に閲覧や分析するためのアプリケーション。

（プラットフォーム通信標準仕様 V2.2 5.3.7. PF 監査証跡仕様を引用）

## (2) アクセス記録／監査ログの考え方

中間とりまとめでは、アクセス記録の種類として、個人がマイ・ポータル等を通じて事後的に閲覧するアクセス記録と、第三者機関が不正アクセス・情報漏洩等を検知するために閲覧・分析を行うアクセス記録があるものとされている。ここでは便宜上、前者をアクセス記録、後者を監査ログと呼称するものとする。

連携インターフェース機能の各機能は、アクセス記録と監査ログを纏めて一つの連携 IF ログとして出力するものと想定する。ログ管理機能（連携インターフェース）は各機能より出力された連携 IF ログから、用途に応じてアクセス記録、監査ログを抽出、提供、管理する必要があると考えられる。

**【表 3.5-1 アクセス記録／監査ログの考え方】**

分類	考え方
アクセス記録	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 個人がマイ・ポータル等を通じて事後的に閲覧するログ。</li> <li>・ 各機能のログから日次バッチ等でアクセス記録を抽出し、情報提供ネットワークシステムに提供する。</li> </ul>
監査ログ	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 第三者機関が不正アクセス・情報漏洩等を検知するために閲覧・分析を行うログ。</li> <li>・ 監査の際には監査対象となるログを検索し、媒体等へ出力し第三者機関に提供する。</li> </ul>

## (3) アクセス記録の情報提供ネットワークシステムへの提供

中間とりまとめでは、アクセス記録の保管場所として情報提供ネットワークシステムを候補として挙げられている。アクセス記録を情報提供ネットワークシステムで保管する場合、各自治体で発生したアクセス記録を、情報提供ネットワークシステムへ提供するものと想定する。

## (4) 連携 IF ログの検索・参照

自治体で保管される膨大な連携 IF ログの中から、監査に必要な十分な監査ログを特定するため、ログ管理機能（連携インターフェース）では連携 IF ログの検索・参照が可能な必要があると考えられる。

## (5) 連携 IF ログの媒体出力

連携 IF ログの保管期間は社会保障・税に関わる番号制度等にて規定されるものと考えられるが、保管期間が数年に及ぶことも想定される。長期の保管が必要な場合、費用面等で過度な負担が生じることを防ぐため、一定期間が過ぎたものは媒体等にて保管することも必要となると考えられる。

そのため、ログ管理機能（連携インターフェース）は連携 IF ログを媒体等に出力する必要があると考えられる。

### 3.5.4 詳細機能一覧

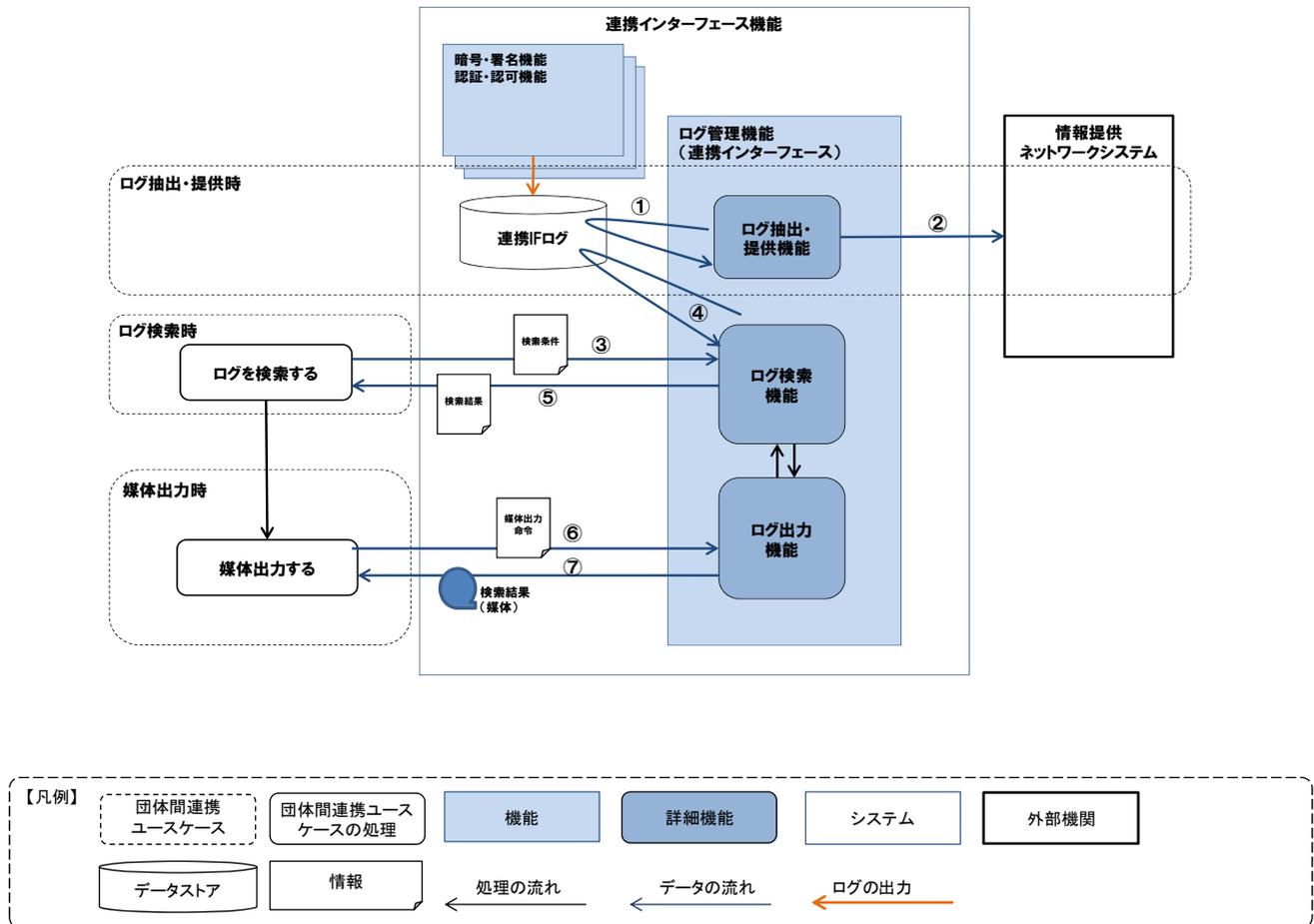
ログ管理機能（連携インターフェース）の詳細機能は以下のようなもの想定される。

**【表 3.5-2 ログ管理機能（連携インターフェース）の内訳】**

項番	機能の内訳	説明
1	ログ抽出・提供機能	情報連携に係る処理が出力した連携 IF ログから、アクセス記録を抽出し提供する機能とする。 <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 日次バッチ等で暗号・署名機能、認証・認可機能のログからアクセス記録項目を抽出する。</li> <li>・ 抽出したアクセス記録を情報提供ネットワークシステムに提供する。</li> </ul>
2	ログ検索機能	管理コンソールから、連携インターフェース機能上の連携 IF ログを検索し、参照する機能とする。 <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 検索条件に基づき、連携 IF ログを検索する。</li> <li>・ 検索結果の連携 IF ログを表示する。</li> </ul>
3	ログ出力機能	連携 IF ログを媒体等へ出力する機能とする。 <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 取得した連携 IF ログを媒体へ出力する。</li> </ul>

### 3.5.5 処理フロー

ログ管理機能（連携インターフェース）の処理フローは、以下の流れになるものと想定される。



【図 3.5-1 処理フロー】

<処理説明>

■ ログ抽出・提供時

① 連携 IF ログからアクセス記録を抽出する。

- ・ログ管理機能（連携インターフェース）は日次バッチ等で連携 IF ログからアクセス記録項目を抽出する。

② アクセス記録を提供する。

- ・抽出したアクセス記録項目を、情報提供ネットワークシステムが定める形式で情報提供ネットワークシステムへ提供する。

■ ログ検索時

- ③ 検索条件を入力する。
  - ・ 職員が管理コンソールから連携 IF ログの検索条件を入力する。
  
- ④ ログを検索する。
  - ・ ログ管理機能（連携インターフェース）は、検索条件を基に連携 IF ログを検索する。
  - ・ 検索条件に合致するログがない場合はエラーを返す。
  
- ⑤ 検索結果を表示する。
  - ・ ログ管理機能（連携インターフェース）は、検索結果を表示する。

■ 媒体出力時

- ⑥ 検索結果の媒体出力操作をする。
  - ・ 職員が管理コンソールから検索結果の媒体出力操作をする。
  
- ⑦ ログを媒体出力する。
  - ・ ログ管理機能（連携インターフェース）は、検索結果を媒体出力する。

### 3.5.6 外部インターフェース一覧

ログ管理機能（連携インターフェース）の外部インターフェースは以下のようなもの想定される。

**【表 3.5-3 入出力項目の内訳】**

項番	詳細機能	入出力情報		説明
1	ログ抽出・提供	入力	抽出条件	連携 IF ログの抽出条件
2	機能	出力	アクセス記録	アクセス記録
3	ログ検索機能	入力	検索条件	連携 IF ログの検索条件
4		出力	検索結果	検索結果
5	ログ出力機能	入力	媒体出力命令	媒体出力命令
6		出力	検索結果（媒体出力）	検索結果（媒体出力）

### 3.5.7 課題

#### (1) アクセス記録の取得項目について

社会保障・税番号大綱ではアクセス記録について「情報保有機関による、情報提供ネットワークシステムを通じた「番号」に係る個人情報のやり取り（アクセス記録）について、その日時、主体、情報の種類、根拠等を、個人自ら確認できる仕組みを設けることとする。」とされており、これらの項目がアクセス記録として取得すべき項目となると考えられる。

具体的にアクセス記録としてどのような項目を取得すべきかについては、社会保障・税に関わる番号制度及び国民 ID 制度などの制度上の規定に従うことが必要となると考えられる。

#### (2) アクセス記録の提供方法について

アクセス記録の提供に当たり、フォーマット、タイミング、トリガなど提供の方式について、情報提供ネットワークシステムの仕様と整合を取る必要がある。現時点では情報提供ネットワークシステムの仕様確定してないため、これらについて今後検討する必要がある。

なお、アクセス記録は長期的に高信頼性を確保し保管することが求められると考えられる。均一な管理の実現や管理の容易さといった観点から、アクセス記録は、自治体が個別に管理するよりも、情報提供ネットワークシステム側で提供後のアクセス記録について管理の方が効率的であると考えられるため、自治体が頻繁にアクセス記録を情報提供ネットワークシステムに送信する運用が望ましい。

#### (3) 連携 IF ログの信頼性の確保について

連携 IF ログは不正アクセス・情報漏洩の監査等の目的にも用いられることが想定され、信頼性を確保することが求められると思われる。連携 IF ログを保管するサーバでは RAID 等の技術によりハードウェア面での信頼性を確保することも必要と考えられる。

#### **(4) 不正アクセスの自動検知の必要性**

自治体は、番号制度導入に伴い不特定多数の団体と連携することとなり、悪意ある団体から不正アクセスを受けるリスクが高まることが懸念される。そのため、各自治体には、不正アクセスを検知するための運用が必要であると想定される。しかし、職員がそれらの不正をログから判断する運用は、自治体への負担が大きく、また、不正を検知するまでのタイムラグが発生するため、システムが不正を自動検知し、アラートを上げるような仕組みを検討する必要がある。

## 3.6 連携確認機能

### 3.6.1 機能概要

連携確認機能は、団体間連携における、他団体に送信するメッセージの作成、他団体から受信したメッセージの一時保管、メッセージ送受信制御、職員認証及び職員権限管理を行う機能とする。また、連携確認機能は、専用端末から行う手動応答や参照用 DB への住民情報の登録における操作画面の提供を行うものとする。

自治体は、番号法等の規定に従い団体間連携を行うが、自治体毎に事務処理規程や権限規程等は異なるものと考えられる。また、自治体の中でも業務毎に業務頻度やシステム形態が異なる為、団体間連携の運用形態は多岐に渡るものと想定される。よって、連携確認機能は、自治体及び業務の特性、システム形態に応じた多様な運用形態に対応することを想定する。

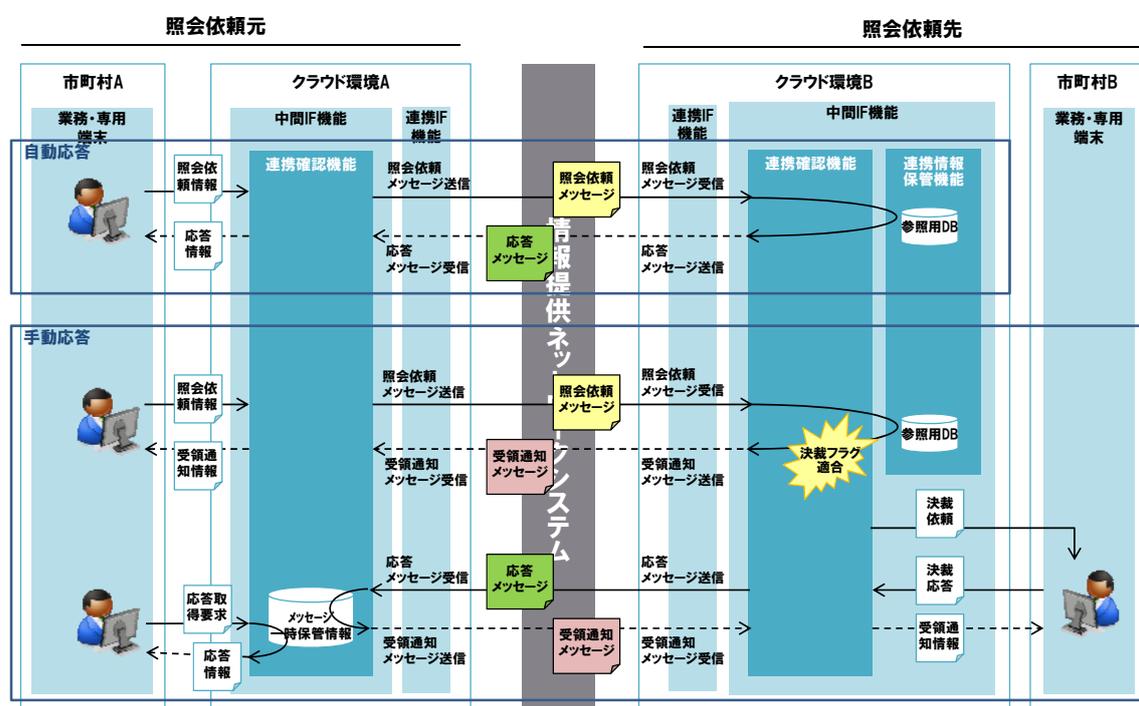
ここでの団体間連携は、(1)照会依頼・応答と、(2)連絡・受取に分類されるものと想定されるため、これらの分類に従い団体間連携概要について説明することとする。

## (1) 照会依頼・応答の概要

照会依頼・応答は、照会依頼元が照会依頼先に照会依頼メッセージを送信し、照会依頼先が照会依頼元に応答メッセージを送信することとする。応答メッセージの送信方法は、自動で応答する方法と、必要に応じて決裁等の確認を行いながら手動で応答する方法の両方に対応するものと整理した。

自動応答の場合、照会依頼先は照会依頼メッセージと同じセッションで照会依頼元に応答メッセージを返信することとする。

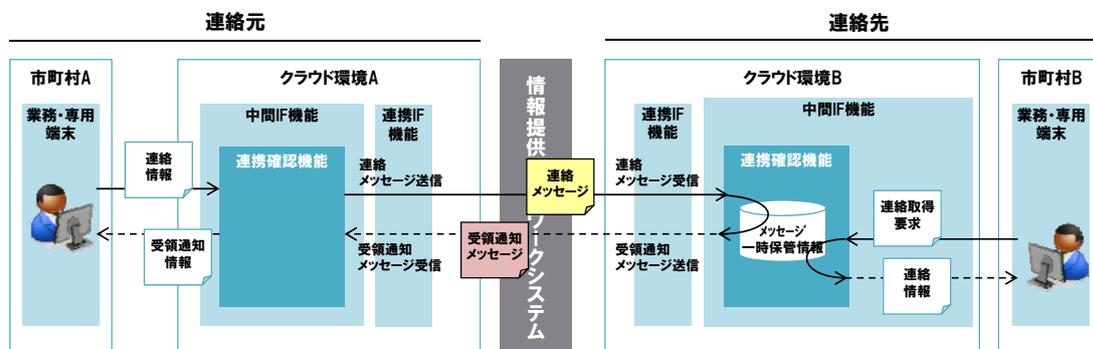
手動応答の場合、照会依頼先は、照会依頼メッセージと同じセッションで照会依頼元に受領通知メッセージを返信することとする。照会依頼先は、照会依頼メッセージと別のセッションで照会依頼元に応答メッセージを送信し、照会依頼元は照会依頼先に受領通知メッセージを返信するものと整理した。



【図 3.6-1 照会依頼・応答の連携概要】

## (2) 連絡・受取の概要

連絡・受取は、連絡元が連絡先に連絡メッセージを送信し、連絡先が連絡元に受領通知メッセージを返信することとする。



【図 3.6-2 連絡・受取の連携概要】

### 3.6.2 前提条件

- ・ 照会依頼／連絡メッセージ作成に事前の決裁が必要な場合、既存業務システム等により既に決裁が完了していることとする。
- ・ 本機能および個人情報関連機能进行操作する場合、本機能が提供する職員認証機能、職員権限管理機能ならびに本機能が提供する操作画面を通じて行うものと想定する。

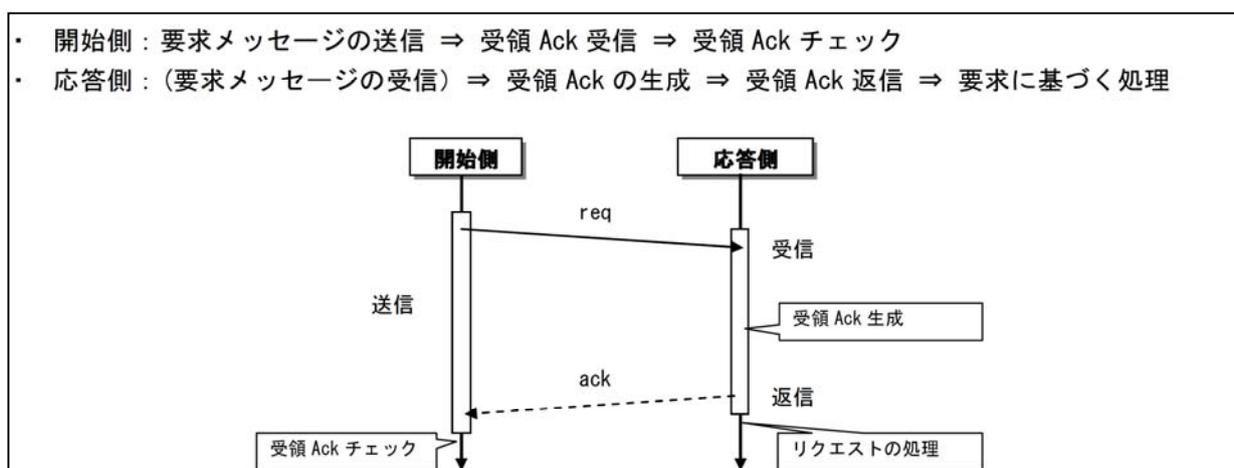
### 3.6.3 処理要件

#### (1) 地域情報プラットフォーム標準仕様の活用

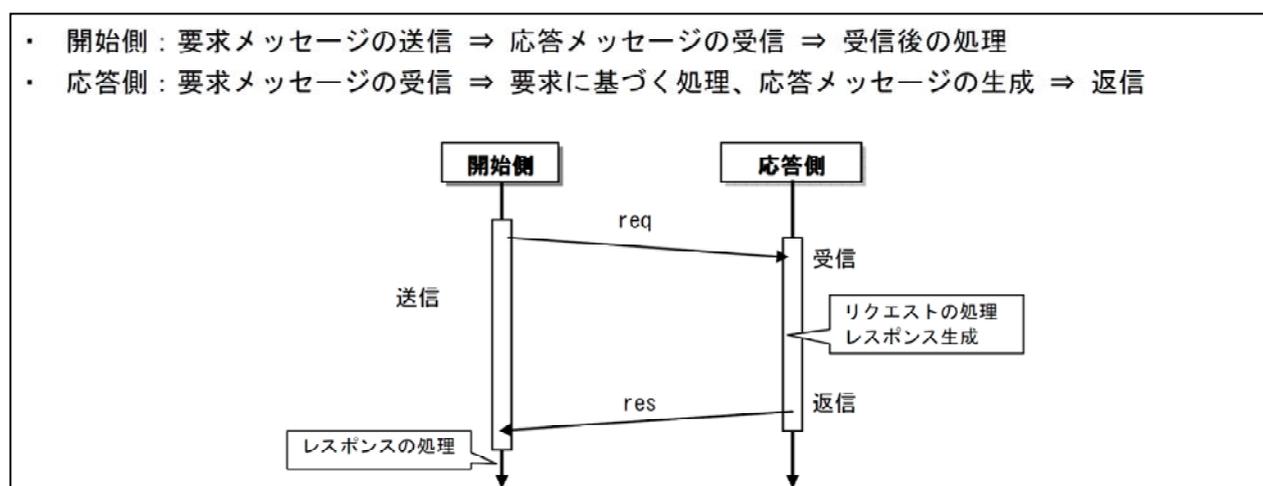
地域情報プラットフォーム標準仕様では、メッセージ群の交換の類型として、メッセージ交換パターン（以下、MEP）が定義されている。MEP では、メッセージの到達確認や、処理完了を示すレスポンスの送受信の組み合わせとして、①「リクエスト型受領 Ack あり」、②「リクエスト・レスポンス型同期型レスポンス」、③「リクエスト・レスポンス型同期型受領 Ack+非同期型レスポンス」が規定されている。

団体間連携においても、同様に到達確認、処理完了を示すレスポンス送受信を要するため、地域情報プラットフォーム標準仕様で規定された MEP を活用するものと想定する。

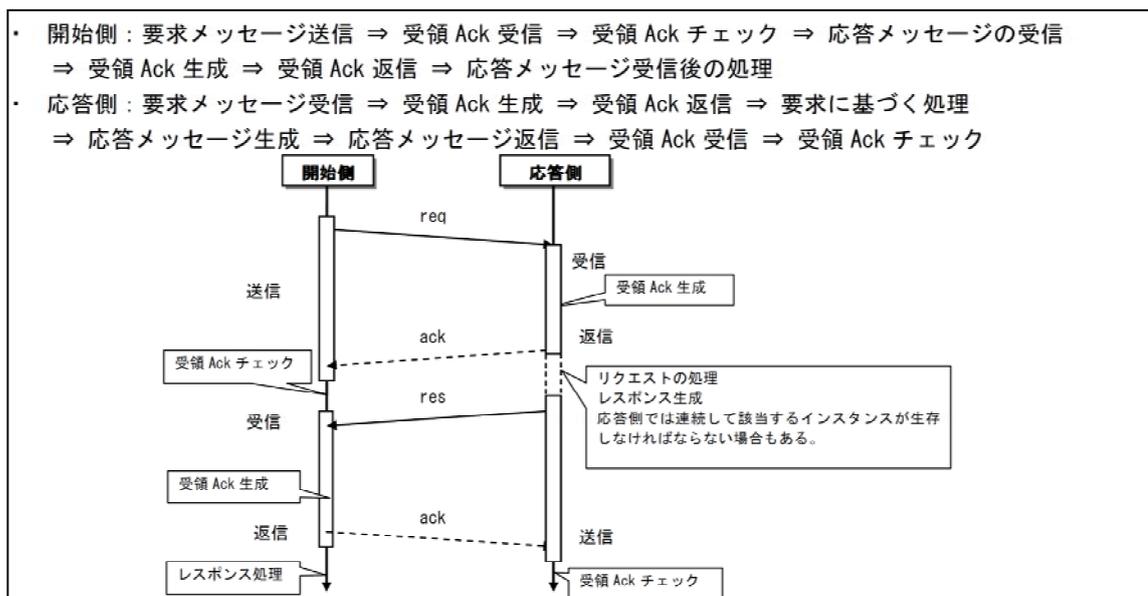
団体間連携の各メッセージに MEP を適用した場合の対応関係を表「団体間連携の各メッセージへの MEP 適用」に示す。



【図 3.6-3 MEP①「リクエスト型受領 Ack あり」  
の概要（プラットフォーム通信標準仕様 V2.2 6.2.2）】



【図 3.6-4 MEP②「リクエスト・レスポンス型同期型レスポンス」  
の概要（プラットフォーム通信標準仕様 V2.2 6.2.3）】



【図 3.6-5 MEP③「リクエスト・レスポンス型同期型受領 Ack+非同期型レスポンス」の概要 (プラットフォーム通信標準仕様 V2.2 6.2.4)】

【表 3.6-1 団体間連携の各メッセージへの MEP 適用】

団体間連携の分類	メッセージ名	MEP①		MEP②		MEP③			
		① 要求メッセージ	② 受領 Ack	① 要求メッセージ	② 応答メッセージ	① 要求メッセージ	② 受領 Ack	③ 応答メッセージ	④ 受領 Ack
照会依頼・応答 (自動応答)	照会依頼メッセージ								
	応答メッセージ								
照会依頼・応答 (手動応答)	照会依頼メッセージ								
	受領通知メッセージ								
	応答メッセージ								
	受領通知メッセージ								
連絡・受取	連絡メッセージ								
	受領通知メッセージ								
	不備メッセージ								
	受領通知メッセージ								

## (2) メッセージ作成及び一時保管

### ① メッセージ作成方法

メッセージ作成方法は以下のようなものとする。

#### (A) 照会依頼メッセージ

照会依頼メッセージは、職員が業務端末もしくは専用端末を用いて作成した照会依頼情報に基づき、連携確認機能により作成される。

##### (a) 業務端末の場合

- 既存業務システムが地域情報 PF 準拠システムの場合 (①)

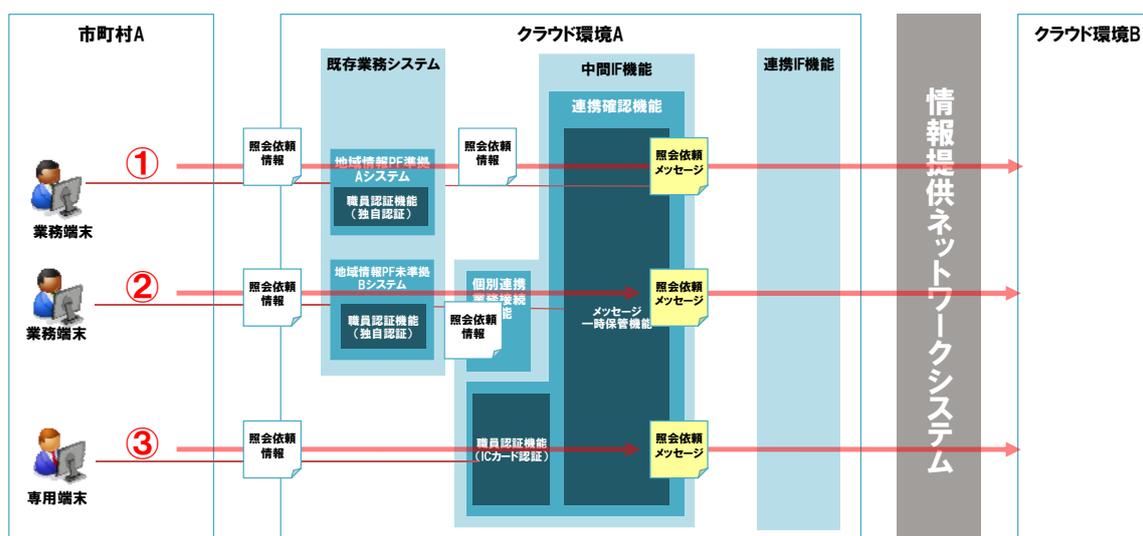
地域情報 PF 準拠システムは、職員が業務端末に入力する照会依頼情報を連携確認機能に送信し、連携確認機能が照会依頼メッセージを作成する。

- 既存業務システムが地域情報 PF 未準拠・対象外システムの場合 (②)

地域情報 PF 未準拠・対象外システムは、職員が業務端末に入力する照会依頼情報を個別連携業務接続（データ送受信）機能に送信する。個別連携業務接続（データ送受信）機能は、受信した照会依頼情報を連携確認機能に送信し、連携確認機能が照会依頼メッセージを作成する。

##### (b) 専用端末の場合 (③)

連携確認機能は、職員が専用端末に入力する照会依頼情報を基に照会依頼メッセージを作成する。



【図 3.6-6 照会依頼メッセージ作成方式】

(B) 応答メッセージ

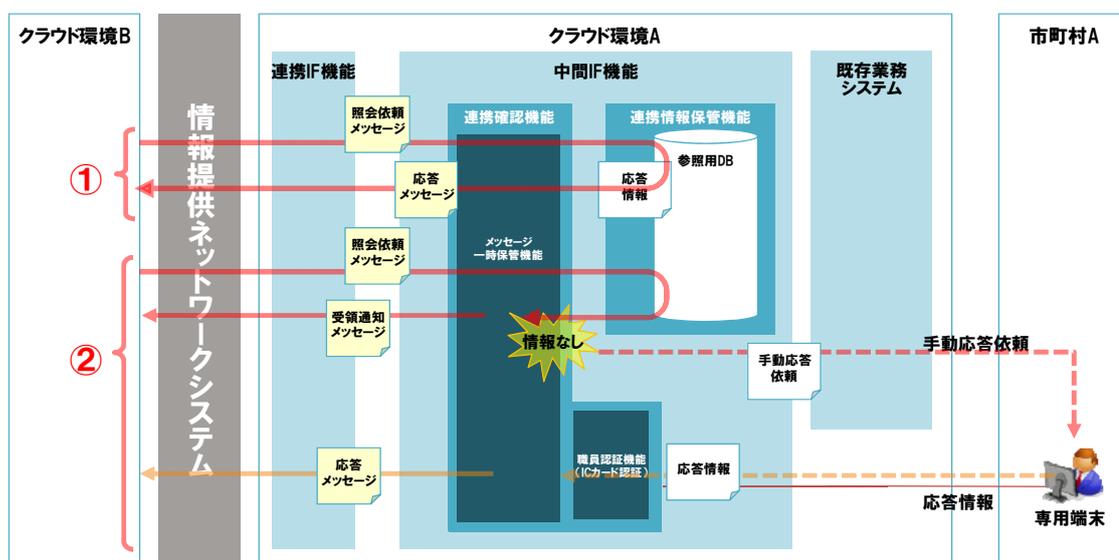
応答メッセージは、参照用 DB に格納された対象者の情報を用いて連携確認機能により作成される。参照用 DB に対象者の情報が存在しない場合は、職員が専用端末を用いて作成した応答情報に基づき、連携確認機能により作成される。

(a) 参照用 DB に対象者の情報が存在する場合 (①)

連携確認機能は、他団体から受信した照会依頼メッセージを基に参照用 DB から応答情報を取得し、応答メッセージを作成する。

(b) 参照用 DB に対象者の情報が存在しない場合 (②)

連携確認機能は、参照用 DB に対象者の情報が存在しない場合、職員が専用端末に入力する応答情報を基に応答メッセージを作成する。



【図 3.6-7 応答メッセージ作成方式】

(C) 連絡メッセージ

連絡メッセージは、職員が操作端末を用いて作成した連絡情報に基づき、連携確認機能により作成される。

(a) 業務端末の場合

● 既存業務システムが地域情報 PF 準拠システムの場合 (①)

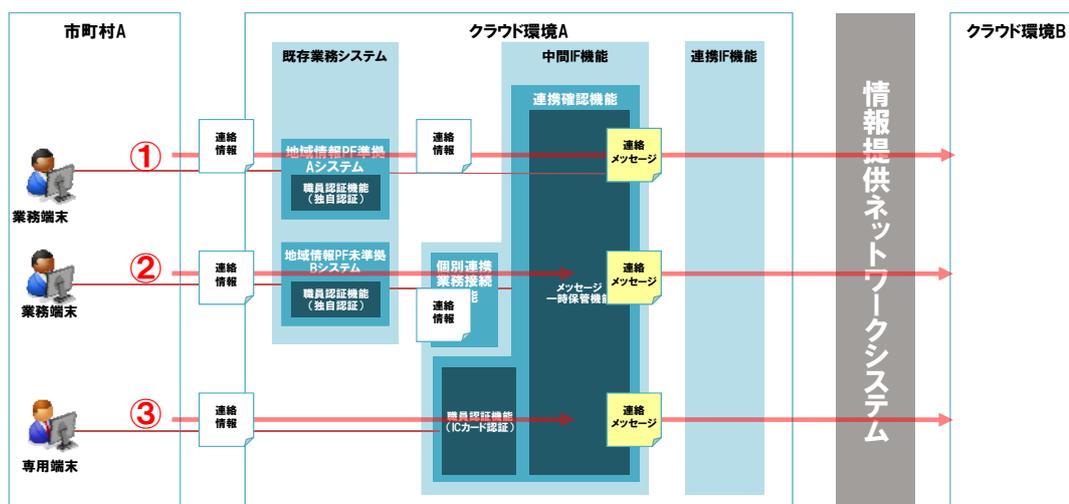
地域情報 PF 準拠システムは、職員が業務端末に入力する連絡情報を連携確認機能に送信し、連携確認機能が連絡メッセージを作成する。

● 既存業務システムが地域情報 PF 未準拠・対象外システムの場合 (②)

地域情報 PF 未準拠・対象外システムは、職員が業務端末に入力する連絡情報を個別連携業務接続（データ送受信）機能に送信する。個別連携業務接続（データ送受信）機能は、受信した連絡情報を連携確認機能に送信し、連携確認機能が連絡メッセージを作成する。

(b) 専用端末の場合 (③)

連携確認機能は、職員が専用端末に入力する連絡情報を基に連絡メッセージを作成する。



【図 3.6-8 連絡メッセージ作成方式】

#### (D) 受領通知メッセージ

受領通知メッセージは、以下のケースにおいて連携確認機能が作成する。

- ・照会依頼先において応答に単件即時決裁が必要な場合
- ・照会依頼先において応答対象者の情報が参照用 DB に格納されていない場合
- ・照会依頼元において手動応答による応答メッセージを受信した場合
- ・連絡先において連絡メッセージを受信した場合
- ・照会依頼先において、照会依頼の自動応答に対する不備メッセージを受信した場合

#### (E) 不備通知メッセージ

不備通知メッセージは、以下のケースにおいて連携確認機能が作成する。

- ・照会依頼元において、自動応答で受信した応答メッセージに不備があった場合

上記以外でメッセージに不備があった場合、応答メッセージもしくは受領通知メッセージに不備情報を載せるものとする。

## ② 内部決裁の考え方

現状の地方自治体の業務処理では、公文書の発送に内部決裁を必要としている。内部決裁の取得方法は、決裁権者による承認後に公文書作成・送付する場合（①単件即時決裁）、公文書作成・送付後に事後的に決裁権者により承認する場合（②一括事後決裁）、特定の業務、ユースケースおよび対象者についてのみ単件即時決裁とする場合（③単件即時決裁と一括事後決裁の 用）、の3つの要件が存在することを想定する。

この要件に対応するため、連携確認機能は、内部決裁の方法を単件即時決裁、一括事後決裁、および単件即時決裁と一括事後決裁の 用、を参照用 DB の決裁フラグ等により切り替えられるものとした。

### (A) 単件即時決裁

単件即時決裁が必要な場合は、参照用 DB の決裁フラグ設定を有効にすることで制御を行う。この決裁フラグは、業務／ユースケース／対象者単位で設定可能とすることとする。決裁フラグに適合し、単件即時決裁を要する際の処理を以下に示す。

#### (a) 業務端末の場合

##### ● 電子決裁を用いた決裁応答（①）

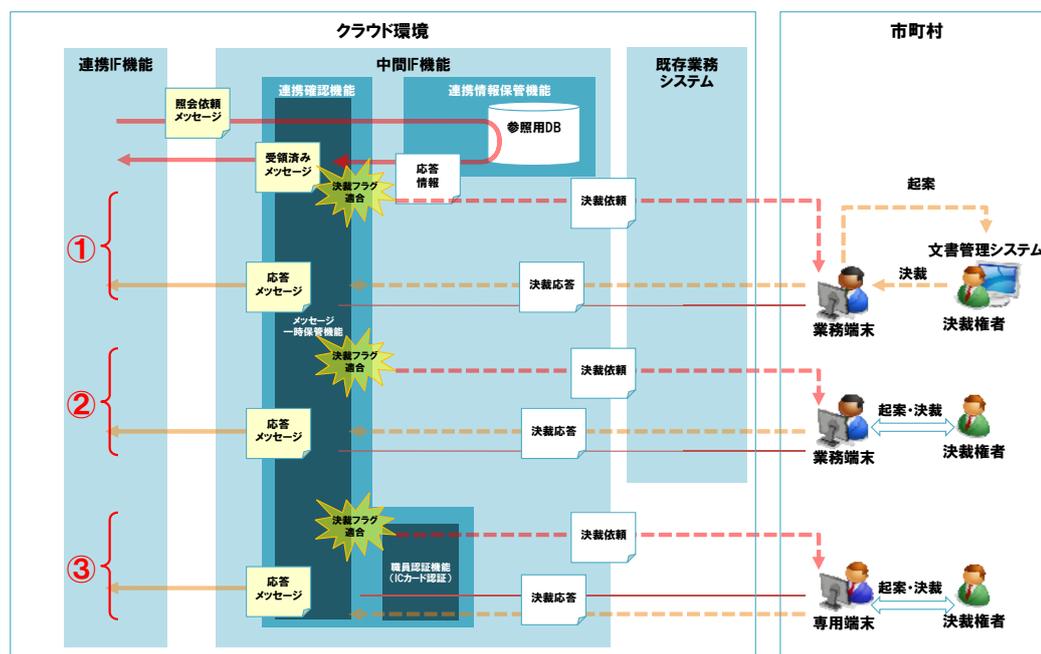
業務担当者は、既存業務システムから、文書管理システムに決裁依頼を行う。決裁権者は、文書管理システムから決裁を行う。業務担当者は、決裁結果を受けて既存業務システムから応答処理を行い、連携確認機能が照会依頼元に応答メッセージを送信する。

##### ● 書面（紙）を用いた決裁応答（②）

業務担当者は、既存業務システムへの通知を受け、書面（紙）による起案を行う。決裁権者は決裁を行う。業務担当者は、決裁結果を受けて既存業務システムから応答処理を行い、連携確認機能が照会依頼元に応答メッセージを送信する。

#### (b) 専用端末の場合（③）

業務担当者は、専用端末で決裁依頼を確認し、書面（紙）による起案を行う。決裁権者は決裁を行う。業務担当者は、決裁結果を受けて専用端末から決裁応答を行い、連携確認機能が照会依頼元に応答メッセージを送信する。



【図 3.6-9 決裁フラグによる単件即時決裁の運用イメージ】

## (B) 一括事後決裁

一括事後決裁が必要な場合は、参照用 DB の決裁フラグ設定を無効にすることで制御を行う。この決裁フラグは、業務/ユースケース/対象者単位で設定可能とすることとする。決裁フラグに適合しない、一括事後決裁の場合の処理を以下に示す。

### (a) 業務端末の場合

#### ● 電子決裁を用いた決裁応答 ①

業務担当者は、既存業務システムから、連携確認機能のメッセージ一時保管情報に保管された照会依頼メッセージの取得要求を行う。連携確認機能は、要求に応じて保管したメッセージ既存業務システムに提供する。業務担当者は、既存業務システムから、文書管理システムに決裁依頼を行う。決裁権者は、文書管理システムから決裁を行う。

また、業務担当者は、必要に応じて業務端末から既存業務システムを操作し、連携確認機能のメッセージ一時保管情報に保管された応答メッセージを取得可能とする。

● 書面（紙）を用いた決裁応答（②）

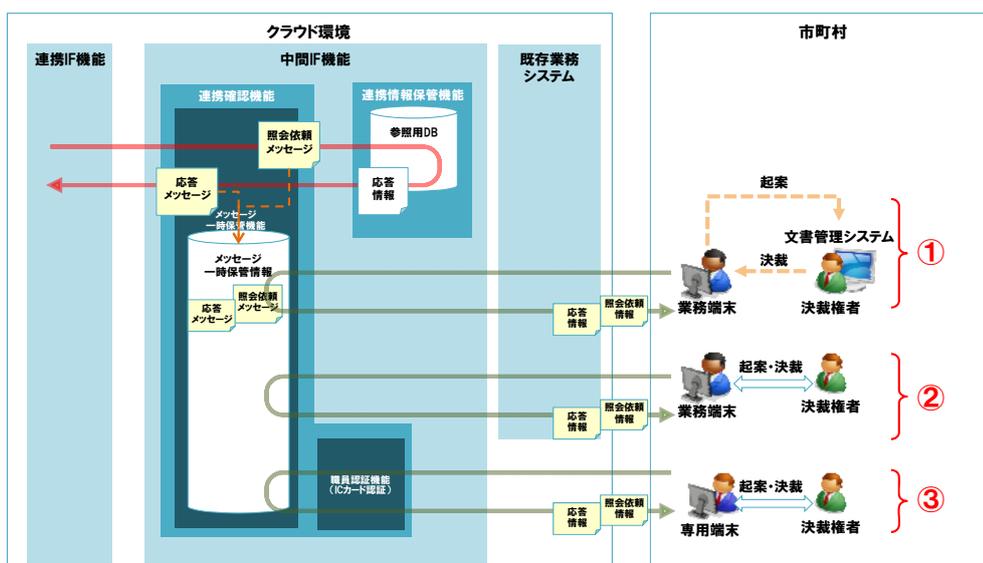
業務担当者は、既存業務システムから、連携確認機能のメッセージ一時保管情報に保管された照会依頼メッセージの取得要求を行う。連携確認機能は、要求に応じて保管したメッセージを既存業務システムに提供する。業務担当者は、照会依頼メッセージを紙媒体へ出力し、書面（紙）による起案を行う。決裁権者は決裁を行う。

また、業務担当者は、必要に応じて既存業務システムを操作し、連携確認機能のメッセージ一時保管情報に保管された応答メッセージを取得可能とする。

(b) 専用端末の場合（③）

業務担当者は、専用端末を用いて、連携確認機能からメッセージ一時保管情報に保管された照会依頼メッセージを取得後、紙媒体へ出力し、書面（紙）による起案を行う。決裁権者は決裁を行う。

また、業務担当者は、必要に応じて専用端末から連携確認機能のメッセージ一時保管情報に保管された応答メッセージを取得可能とする。



【図 3.6-10 一括事後決裁の運用イメージ】

③ メッセージ一時保管及び既存システムとの連携

連携確認機能は、他団体から受信した応答／連絡メッセージを一時保管するものと考えられる。一時保管するメッセージの取得方法は、既存業務システムが連携確認機能に要求し応答／連絡メッセージを取得する PULL 型と想定する。

### (3) メッセージ送受信制御

#### ① 連携単位の制御

住民からの1件の申請・届出に対し、複数対象者の情報、複数宛先への照会依頼を行う業務/ユースケースが存在するものと考えられる。一方、定期的に大規模な情報を照会する場合等、単件ではなく複数件をまとめて照会依頼する業務/ユースケースも想定される。なお、ここでの単件とは、申請・届出等の案件単位の照会依頼/応答/連絡であり、複数件とは、複数案件分をまとめた照会依頼/応答/連絡である。

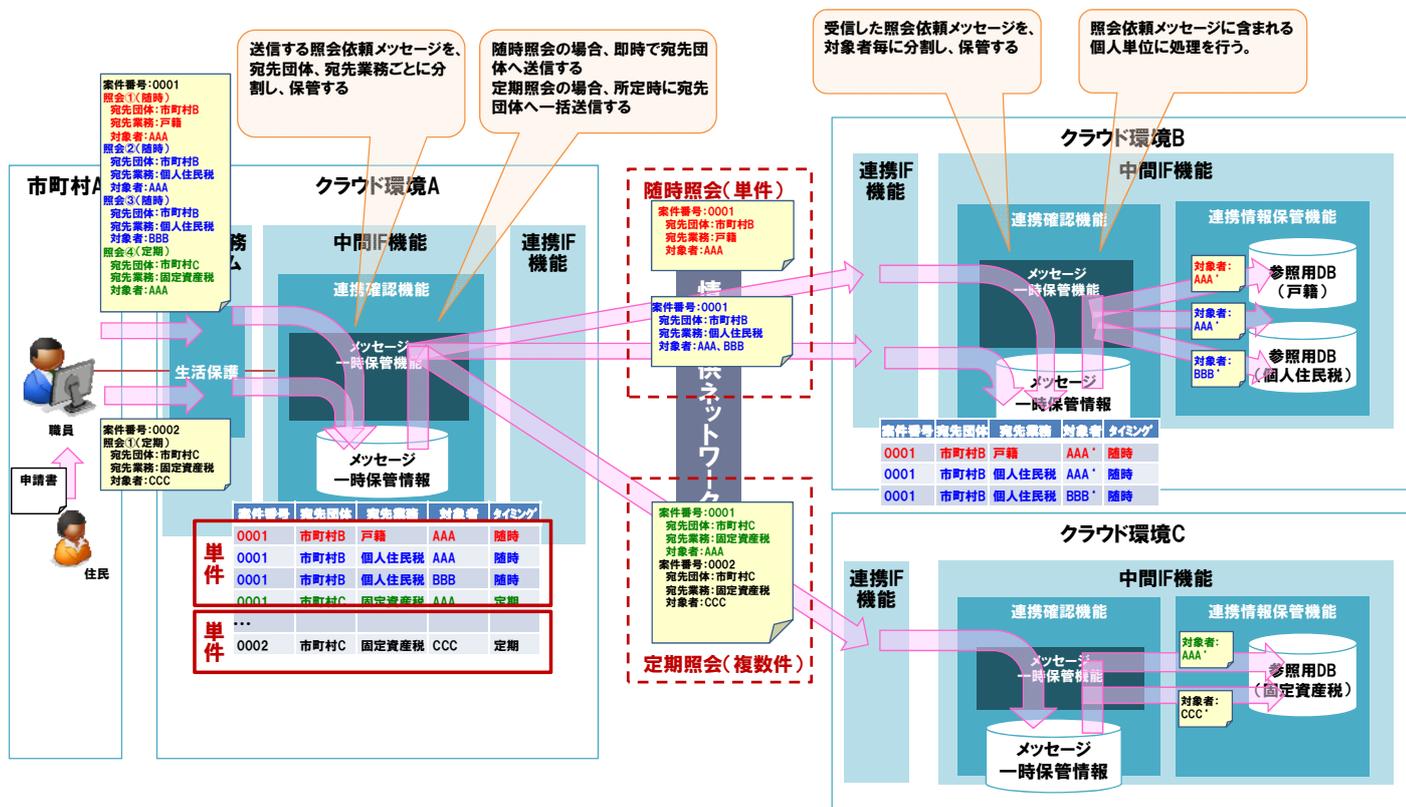
また、即時性を必要とする業務/ユースケースでは、随時処理で単件の照会依頼を行う必要があるものと考えられる。一方、即時性を必要としない業務/ユースケースでは、定期処理の複数件の照会依頼を行うことも可能であると想定される。

以上を踏まえ、連携確認機能は、業務、ユースケースに応じた連携処理方式(随時処理/定期処理)を事前に設定可能とすることを想定する。

#### (A) 照会依頼の具体的な処理

職員が複数宛先、複数対象者分の照会依頼情報をまとめて作成する場合、連携確認機能は、照会依頼情報を分割し、宛先毎に照会依頼メッセージを作成する。また、連携確認機能は、各宛先から受信する応答メッセージを統合し、職員に応答情報をまとめて提供する。

但し、業務によっては定期照会が望ましい場合もあり、宛先によっては手動応答がされる為、照会依頼元は必ずしもすべての応答メッセージを即時的に収集できるとは限らない。その為、連携確認機能は各宛先からの応答メッセージの受け取り状況を把握し、案件の処理状況を管理する必要がある。

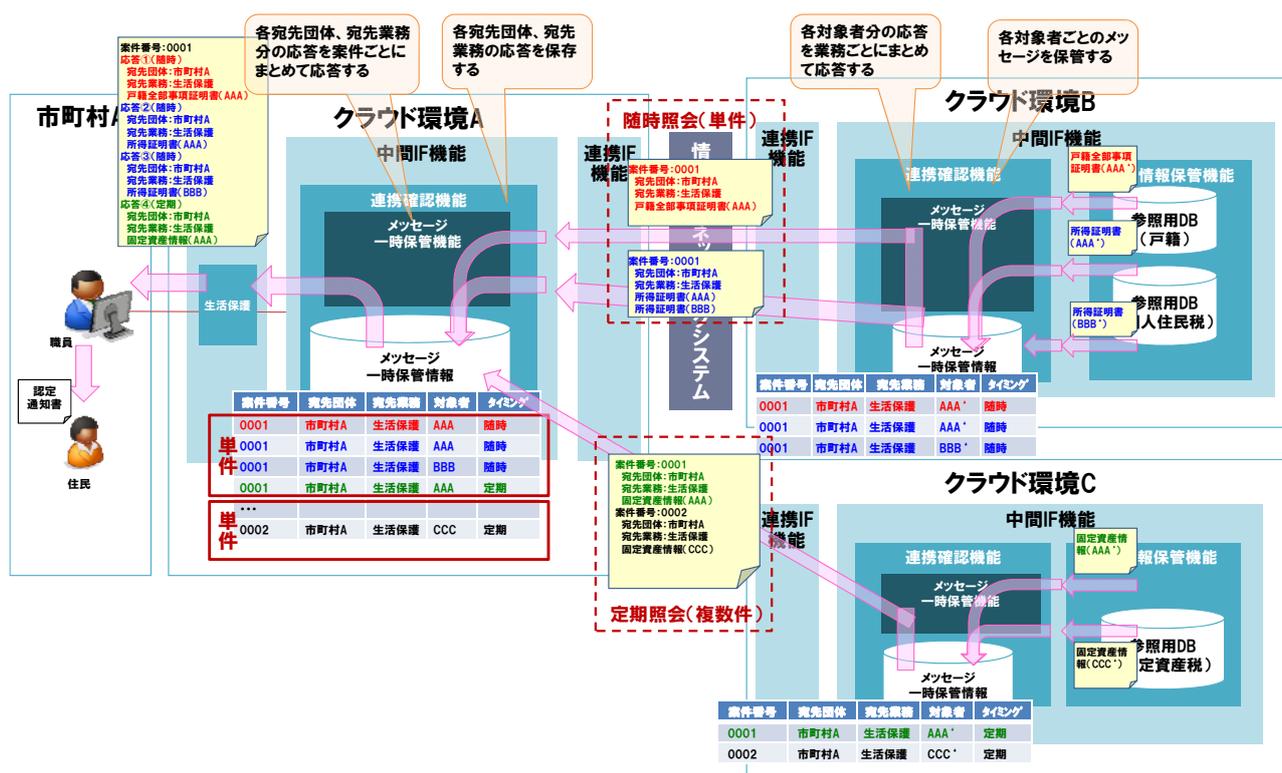


【図 3.6-11 照会依頼の具体的な処理】

(B) 応答の具体的な処理

連携確認機能は、他団体から受信した照会依頼メッセージに含まれる対象者毎に参照用 DB を検索し 応答情報を取得する。また、連携確認機能は、照会依頼メッセージに含まれる全ての対象者の応答情報をまとめて1つの応答メッセージを作成する。

但し、対象者の状況によっては、応答に事前決裁を必要とする場合がある為、照会依頼先は必ずしもすべての応答メッセージを即時的に送信できるとは限らない。その為、連携確認機能は、照会依頼メッセージに含まれる対象者に関する応答メッセージ送信状況を管理する必要がある。



【図 3.6-12 応答の具体的な処理】

## ② 不備の検知及び通知

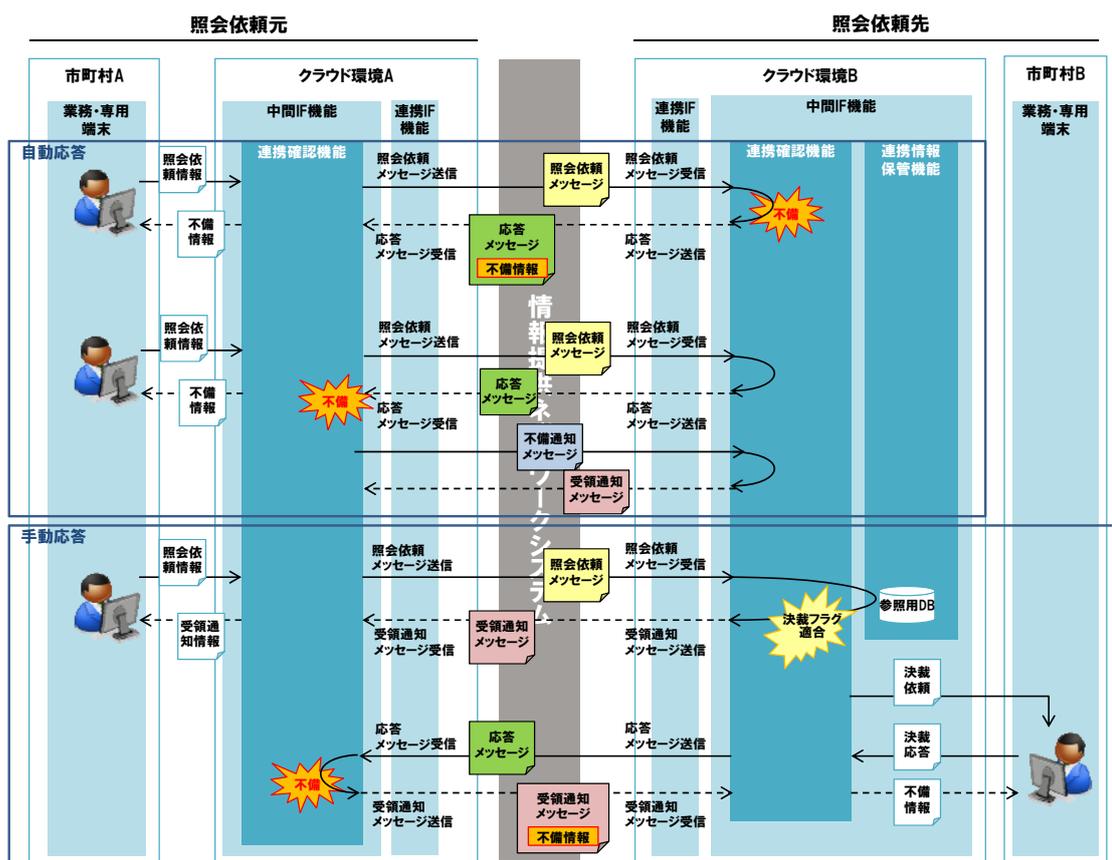
連携確認機能は、他団体とのメッセージ送受信において発生した不備を検知する必要があると考えられるため、メッセージ送信時に検知した不備は、自団体の職員に通知することを想定する。メッセージ受信時に検知した不備は、メッセージを送信元団体に通知することを想定し、送信元団体は、不備情報の内容に応じて自動処理での再実行を行うか、手動処理での再実行を行うかを判断するものとする。

### (A) 照会・応答時の不備の検知及び通知

受信した照会依頼メッセージに不備（証明書失効や番号制度等が規定する情報連携の範囲外等）がある場合、照会依頼先は、照会依頼メッセージへの返信として照会依頼元に不備情報を含む応答メッセージを返信する。

自動応答として受信した応答メッセージに不備がある場合、照会依頼元は、不備通知メッセージを照会依頼先に送信する。

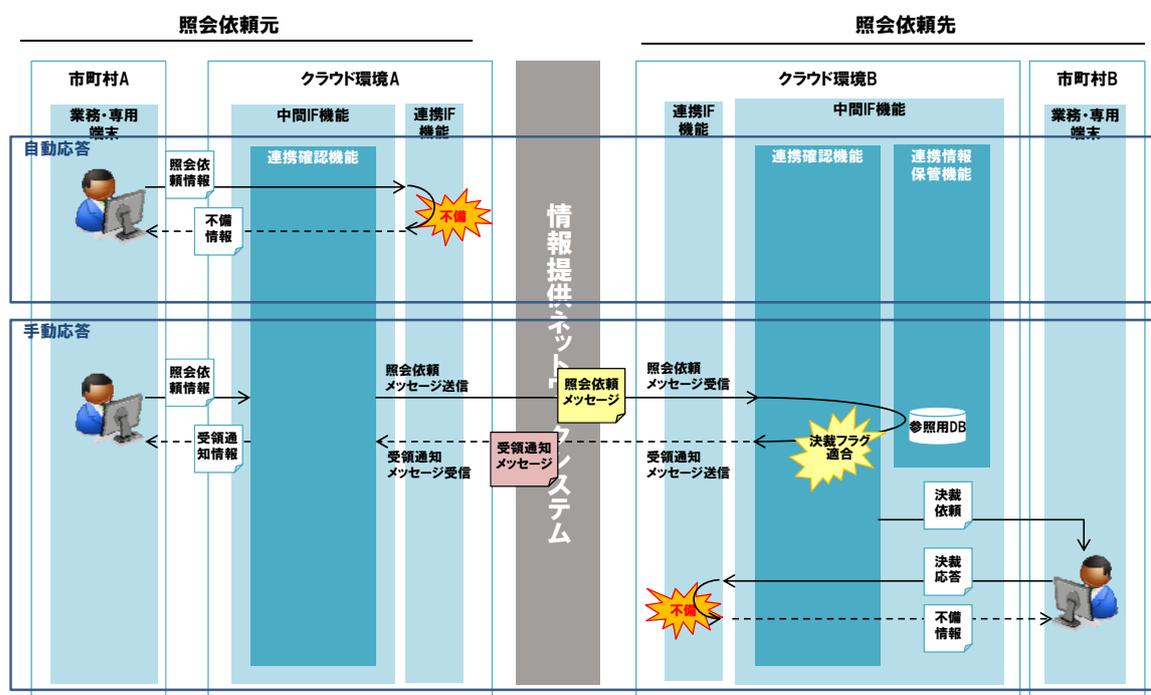
手動応答として受信した応答メッセージに不備がある場合、照会依頼元は、応答メッセージへの返信として照会依頼先に不備情報を含む受領通知メッセージを返信する。



【図 3.6-13 受信内容の不備検知時における連携概要（照会依頼・応答）】

また、送信する照会依頼メッセージに不備がある場合、照会依頼元は、自団体の既存業務システムに不備情報を返信する。

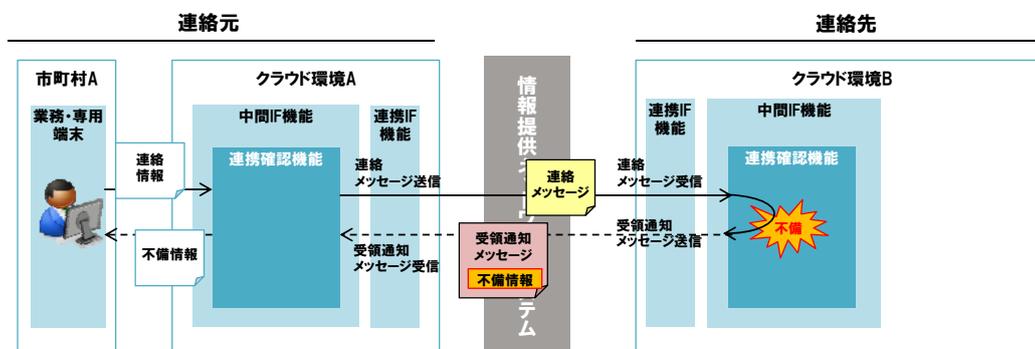
手動応答により送信する応答メッセージに不備がある場合、照会依頼先は、自団体の既存業務システムに不備情報を返信する。



【図 3.6-14 送信内容の不備検知時における連携概要（照会依頼・応答）】

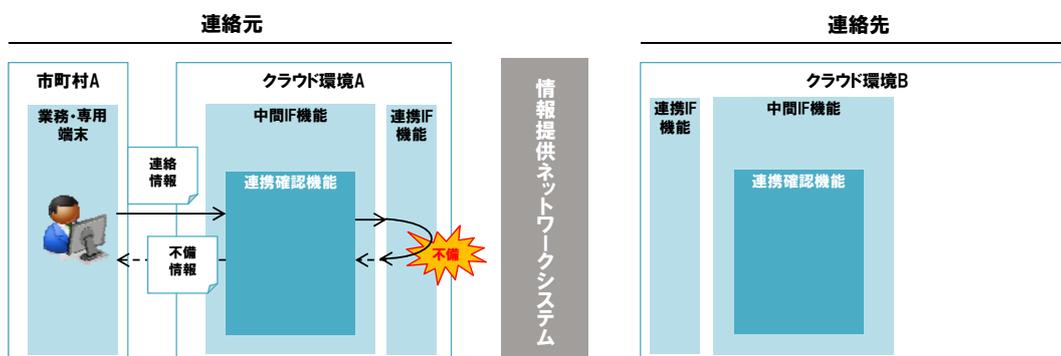
(B) 連絡・受取時の不備の検知及び通知

受信した連絡メッセージに不備がある場合、連絡先は、連絡メッセージへの返信として、連絡元に不備情報を含む受領通知メッセージを返信する。



【図 3.6-15 受信内容の不備検知時における連携概要（連絡・受取）】

また、送信する連絡メッセージに不備がある場合、連絡元は、自団体の既存業務システムに不備情報を返信する。



【図 3.6-16 送信内容の不備検知時における連携概要（連絡・受取）】

#### (4) 職員認証及び職員権限管理

##### ① 自治体職員の認証

自治体職員は、連携確認機能が提供する画面から各種連携操作を行うものと想定される。このとき職員は、厳密に認証された上で操作可能とする必要があると考えられる。自治体職員の認証方法は、専用端末を利用する場合、業務端末を利用する場合の2方式に大別されると想定する。

##### (A) 操作端末が専用端末の場合

専用端末を利用する場合、職員は連携確認機能が提供する職員認証機能により認証する。認証の方式は、住基ネットと同程度以上のセキュリティレベルを確保する目的から、ICカードおよびPIN等による多要素認証による方式と想定する。

##### (B) 操作端末が業務端末の場合

業務端末を利用する場合、職員が既存業務システムにより認証することを可能とする。連携確認機能では、既存業務システムの認証結果を引き継ぐ（認証連携）ことにより、職員を認証する。認証連携の方式は、エージェント方式、リバースプロキシ方式等の方式が考えられるが、自治体のシングルサインオンシステムの整備状況に合わせて、適切な方式を採用する。

尚、認証連携を可能とする既存業務システムは、専用端末と同等のセキュリティが確保されていることとする。

##### ② 自治体職員の権限管理

団体間連携における情報の取り扱いは、業務所管課毎での運用が基本となると想定される。所管外業務における情報の閲覧や照会依頼などは制限する必要があるため、操作権限はユースケースや所管する業務単位で設定可能とするものと想定される。

また、操作職員の職務は、通常業務を行う「業務担当者」と、業務担当者を管理・監する「業務管理者」に分類し、さらに、連携確認機能における権限等の個別設定を行う「システム管理者」の権限を設けるものと整理する。

【表 3.6-2 職務権限】

職務権限	対象
業務担当者	通常業務を行う自治体職員
業務管理者	業務所管課の課長等
システム管理者	情報システム部 の職員

- ・ ユースケース・・・番号制度等にて定めるユースケース単位に設定可能とする
- ・ 所管業務・・・住民基本、個人住民税、国民保等の業務ごとに設定可能とする

### ③ログの管理

連携情報保管機能では、参照用 DB の更新にあたって専用端末を利用して個別メンテナンスするケースを想定している。参照用 DB の登録、更新、削除等の操作は、悪意ある操作職員の不正操作により特定個人への権利利益が害される恐れがあることから、更新内容及び操作について記録する必要があると考えられる。

そのため、参照用 DB の登録、更新、削除のログは、連携情報保管機能で記録するものと想定される。

専用端末の操作ログは、操作職員、操作内容を証跡として連携確認機能で記録し、監査に活用するものと想定される。また、業務端末の操作のログは、既存システムが操作職員、操作内容を証跡として記録するものと想定される。

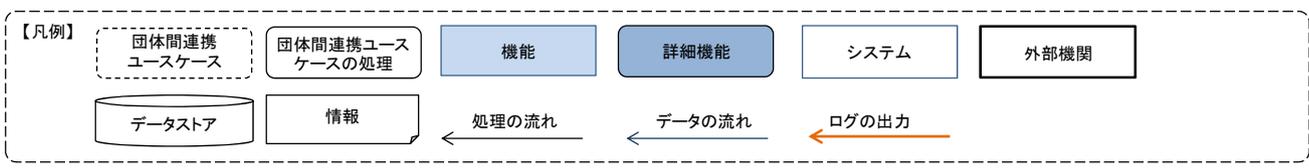
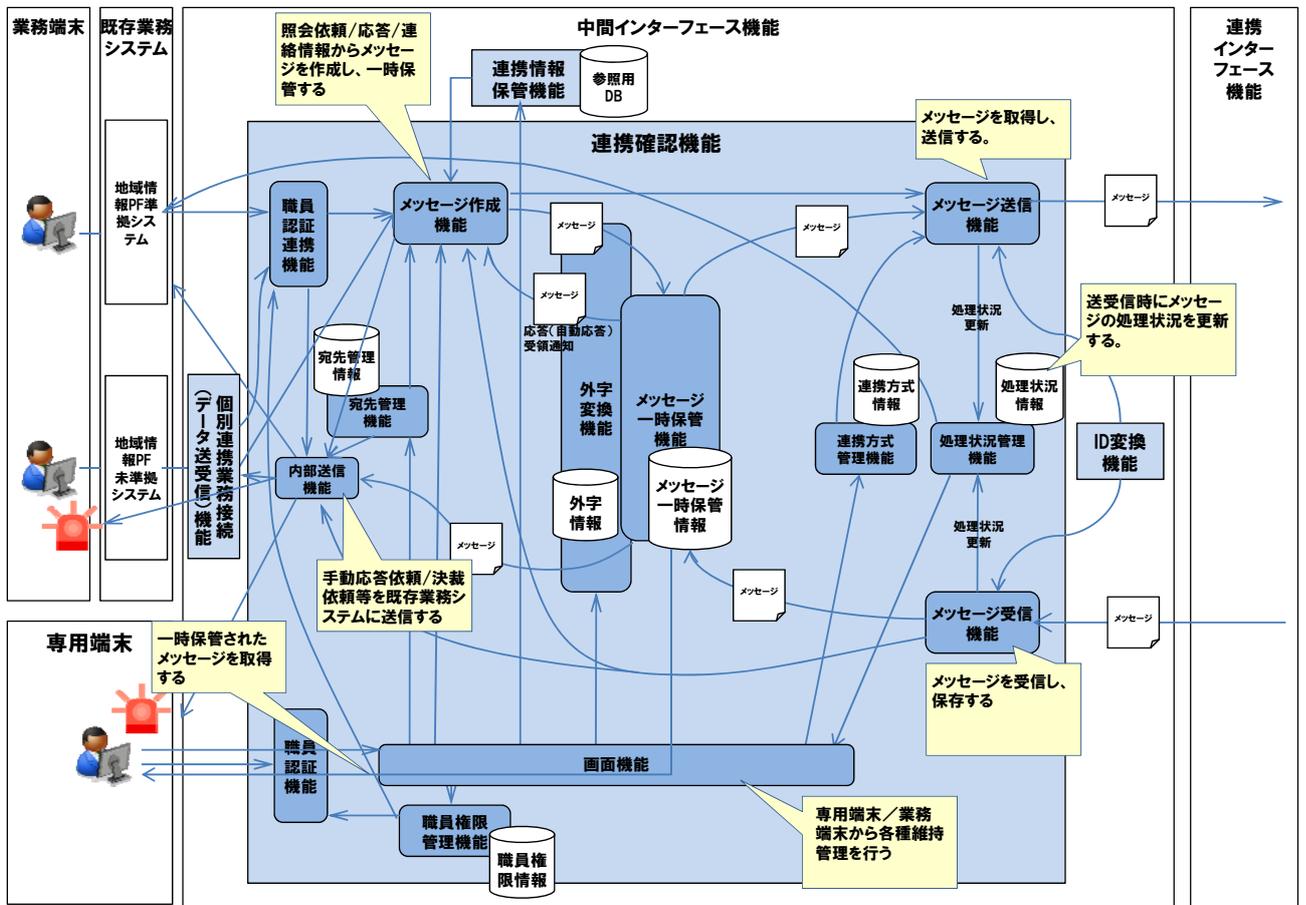
### 3.6.4 詳細機能一覧

連携確認機能は、メッセージの送受信に係る機能と、各種管理機能及び操作画面を提供することを想定する。

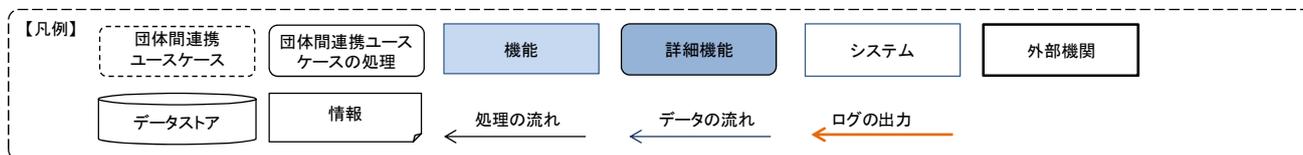
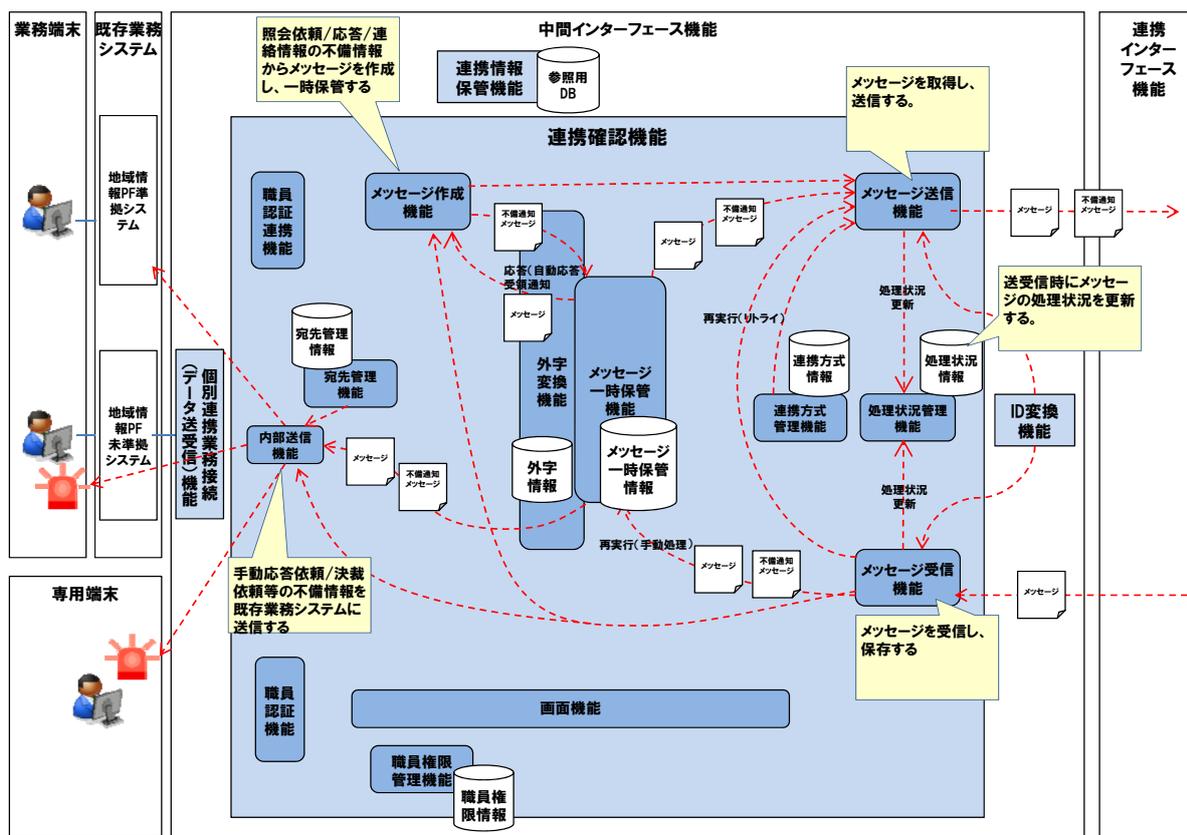
メッセージの送受信は、メッセージ作成機能、メッセージ送信機能、メッセージ受信機能、メッセージ一時保管機能により機能するものとする。

各種管理機能は、処理状況管理機能、連携方式管理機能、宛先管理機能、職員認証機能、職員認証連携機能により機能し、画面機能が操作画面を提供するものとする。

各機能の関連は、以下のようなものとする。



【図 3.6-17 機能関連図 (正常系)】



【図 3.6-18 機能関連図 (異常系)】

【表 3.6-3 連携確認機能の内訳】

項番	機能の内訳	説明
1	メッセージ作成機能	<p>照会依頼／連絡／応答／受領通知／不備通知メッセージを作成する機能とする。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 照会依頼／連絡／応答情報を基に、照会依頼／連絡／応答メッセージを作成する。</li> <li>・ 決裁フラグを確認し、自動応答か手動応答かの判断を行う。</li> <li>・ 手動応答及び連絡を受信した場合、受領通知メッセージを作成する。</li> <li>・ 手動応答の場合、内部送信機能に決裁依頼／手動応答依頼を送信する。</li> <li>・ メッセージを一時保管する。</li> <li>・ 宛先管理機能を実行し、宛先情報を取得する。</li> <li>・ メッセージ保管機能から不備のメッセージを取得し、応答メッセージ(不備情報)、受領通知メッセージ(不備情報)、もしくは不備通知メッセージを作成する。</li> </ul>
2	メッセージ送信機能	<p>照会依頼／連絡／応答／受領通知／不備通知メッセージを他団体へ送信する機能とする。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ メッセージ一時保管機能から送信するメッセージを取得する。</li> <li>・ 連携方式管理機能を実行し、連携方式(随時処理／定期処理)の判断を行う。</li> <li>・ ID変換機能を実行し、識別番号をリンクコードに変換する。</li> <li>・ メッセージを送信の上、処理状況管理機能を実行し、処理状況を更新する。</li> <li>・ 定期送信の場合、所定の時にメッセージを送信する。</li> <li>・ 受信内容に不備がある場合、応答メッセージ(不備情報)、受領通知メッセージ(不備情報)、もしくは不備通知メッセージを送信元団体に返却する。</li> </ul>
3	メッセージ受信機能	<p>他団体による照会依頼／連絡／応答／受領通知／不備通知メッセージを受信する機能とする。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ メッセージを受信した際に、処理状況管理機能を実行し、処理状況の更新を行う。</li> <li>・ ID変換機能を実行し、リンクコードを識別番号に変換する。</li> <li>・ メッセージ一時保管機能を実行し、メッセージを一時保管する。</li> <li>・ 内部送信機能を実行し、決裁依頼／手動応答依頼、メッセージを業務システムへ送信する。</li> <li>・ 不備情報を基に自動リトライか手動処理かを判断する。自動リトライの場合はメッセージ送信機能を実行し、手動処理の場合は内部送信機能を実行する。</li> </ul>

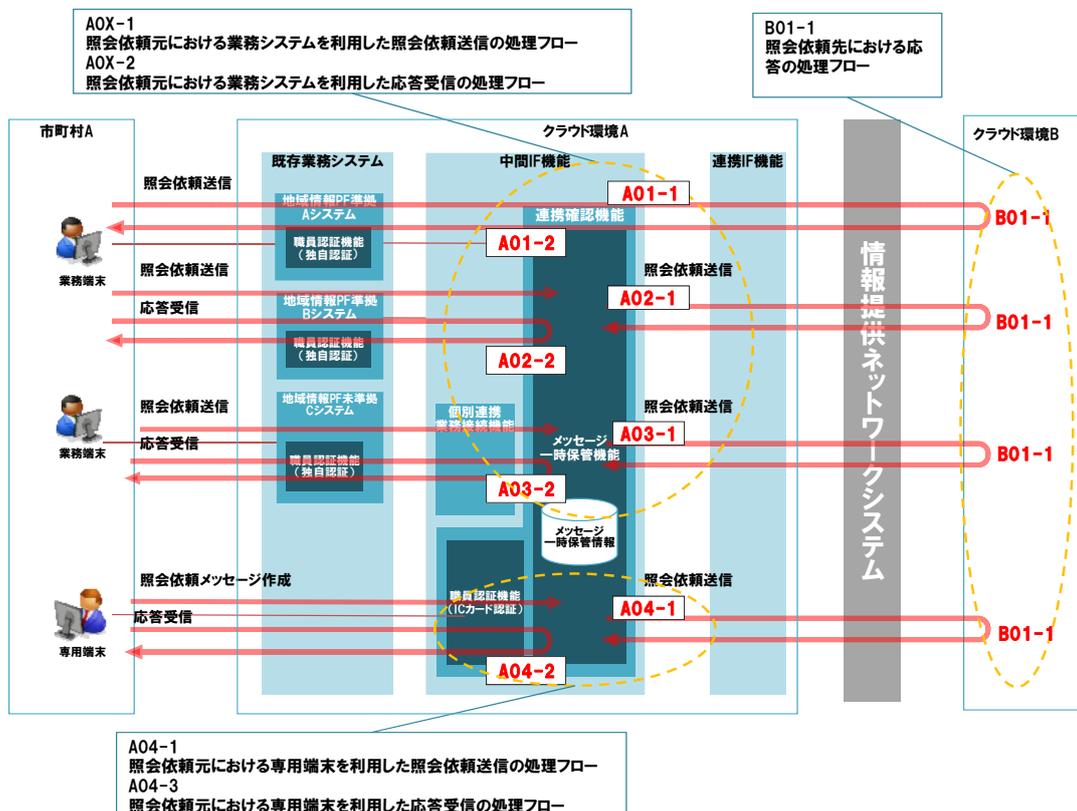
項番	機能の内訳	説明
4	メッセージ一時保管機能	照会依頼／連絡／応答／受領通知／不備通知メッセージを一時保管、提供する機能とする。 <ul style="list-style-type: none"> <li>受信の際、メッセージ受信機能から受信した各種メッセージを、個人単位のメッセージに分類し、一時保管する。</li> <li>受信の際、一時保管されている各種メッセージを、内部送信機能または画面機能に個人単位で提供する。</li> <li>送信の際、メッセージ作成機能から受信した各種メッセージを、個人単位のメッセージに分類し、一時保管する。</li> <li>送信の際、一時保管されている各種メッセージを個人単位または案件単位等でメッセージ送信機能へ提供する。</li> </ul>
5	処理状況管理機能	案件の処理状況を管理する機能とする。 <ul style="list-style-type: none"> <li>案件の処理状況として、照会依頼メッセージと応答メッセージを紐付けた上で、案件単位、宛先単位、業務単位、個人単位で、処理状況を管理する。</li> <li>指定された処理状況を抽出し、業務端末/専用端末に提供する。</li> </ul>
6	連携方式管理機能	業務／ユースケースごとに連携方式を管理する機能とする。 <ul style="list-style-type: none"> <li>業務／ユースケースごとに、連携方式（随時処理／定期処理）を管理し、画面により登録・更新を行う。</li> <li>指定された業務／ユースケースについて、連携方式を抽出し、メッセージ送信機能へ提供する。</li> </ul>
7	宛先管理機能	送信先団体／既存業務システムの宛先情報を管理する機能とする。 <ul style="list-style-type: none"> <li>送信先団体の宛先情報を登録する。</li> <li>団体名から宛先情報を取得し、メッセージ作成機能へ提供する。</li> <li>手動応答が必要な場合の手動応答依頼／決裁依頼通知先を登録する。</li> <li>業務名から宛先情報を取得し、内部送信機能へ提供する。</li> </ul>
8	職員認証連携機能	業務端末を利用する場合に既存の職員認証システムと連携する機能とする。 <ul style="list-style-type: none"> <li>既存の職員認証（独自認証）と連携し、業務端末を操作する職員を認証し、職員権限を識別する。</li> <li>職員権限管理機能を実行し、職員権限情報を取得する。</li> </ul>
9	職員認証機能	専用端末での認証（ICカード認証）を行う機能とする。 <ul style="list-style-type: none"> <li>専用端末での認証（ICカード認証）を行い、職員権限を識別する。</li> <li>職員権限管理機能を実行し、職員権限情報を取得する。</li> </ul>
10	職員権限管理機能	職員の権限を管理する機能とする。 <ul style="list-style-type: none"> <li>職務単位で利用可能な業務を専用端末より設定する。</li> </ul>

項番	機能の内訳	説明
11	画面機能	専用端末から行う各種操作画面とする。 <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 他団体のメッセージを専用端末に表示する。</li> <li>・ 連携情報保管機能を実行し、参照用 DB の登録、変更、削除を行う。</li> <li>・ 職員権限管理機能を実行し、職員権限を登録、更新する。</li> <li>・ 宛先管理機能を実行し、宛先情報を登録、更新する。</li> <li>・ 連携方式管理機能を実行し、連携方式情報を登録、更新する。</li> </ul>
12	内部送信機能	照会依頼／連絡／応答／受領通知／不備通知メッセージ及び決裁依頼／手動応答依頼を自治体内へ送信する機能とする。 <ul style="list-style-type: none"> <li>・ メッセージ一時保管機能から送信するメッセージを取得する。</li> <li>・ 宛先管理機能を実行し、宛先情報を取得する。</li> <li>・ 既存業務システムへメッセージを送信する。</li> <li>・ パトライト等へ決裁依頼／手動応答依頼の通知を行う。</li> </ul>

### 3.6.5 処理フロー

連携確認機能の処理フローは、以下の流れになるものと想定される。

#### (1) 照会

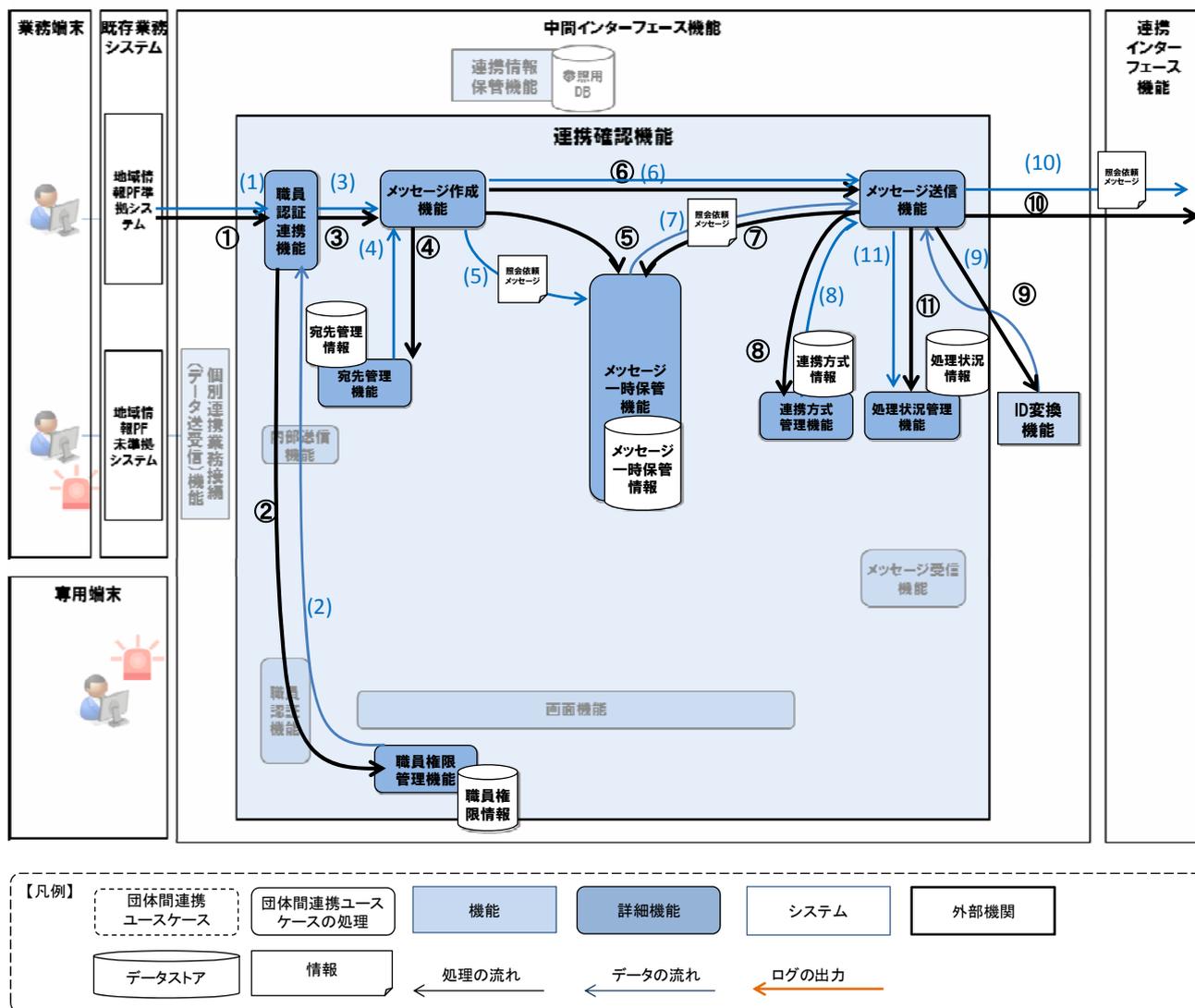


【図 3.6-19 処理フローの記載箇所（照会）】

【表 3.6-4 処理フローの内訳（照会）】

項番	分類	ID		説明
1	照会依頼	A01	A01-1	照会依頼元において業務システムを利用して照会依頼メッセージを送信する場合
2			A01-2	照会依頼元において業務システムを利用して応答メッセージを受信し、自動で取り込む場合
3		A02	A02-1	照会依頼元において業務システムを利用して照会依頼メッセージを送信する場合
4			A02-2	照会依頼元において業務システムを利用して応答メッセージを受信し、手動で取り込む場合
5		A03	A03-1	照会依頼元において業務システム（地域情報プラットフォーム未準拠）を利用して照会依頼メッセージを送信する場合
6			A03-2	照会依頼元において業務システム（地域情報プラットフォーム未準拠）を利用して応答メッセージを受信し、手動で取り込む場合
7		A04	A04-1	照会依頼元において専用端末を利用して照会依頼メッセージを送信する場合
8			A04-2	照会依頼元において専用端末を利用して応答メッセージを受信し、手動で取り込む場合
9		B01	B01-1	照会依頼先において自動応答する場合

A01-1 照会依頼元において業務システムを利用して照会依頼メッセージを送信する場合

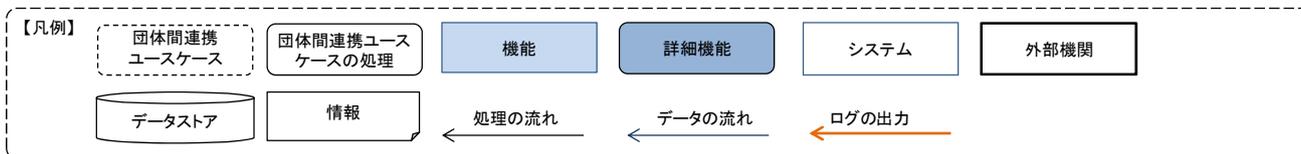
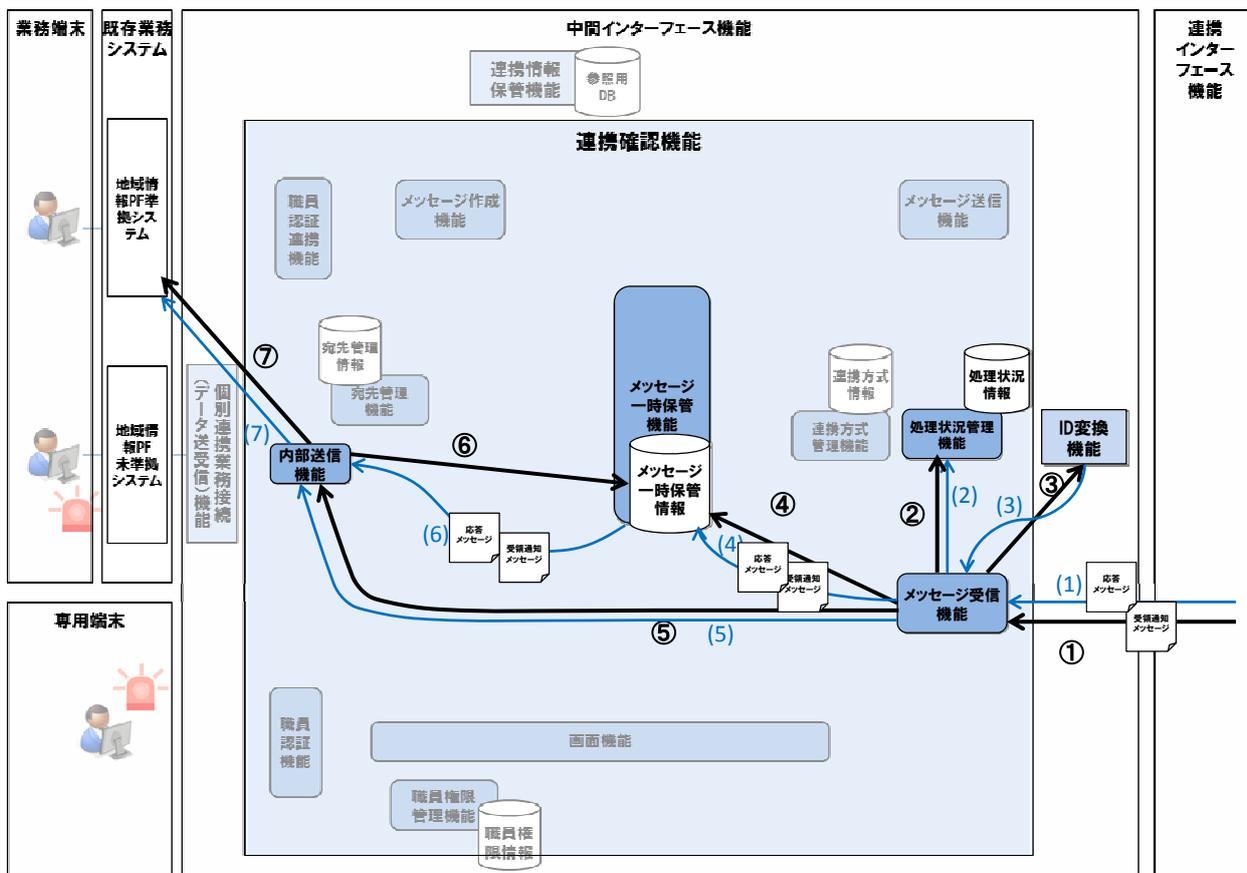


【図 3.6-20 処理フロー (A01-1)】

<処理説明>

- ① 業務システムは、職員認証連携機能を実行し、既存の職員認証システム（独自認証）と連携し権限情報を引き継ぐ。
- ② 職員認証連携機能は、職員権限管理機能を実行し、利用可能な職員権限を保持しているかチェックする。
- ③ 職員認証連携機能は、メッセージ作成機能を実行する。
- ④ メッセージ作成機能は、宛先管理機能を実行し、宛先情報を取得する。
- ⑤ メッセージ作成機能は、メッセージ一時保管機能を実行し、作成した照会依頼メッセージを、対象個人単位のメッセージに分けて保管する。
- ⑥ メッセージ作成機能は、メッセージ送信機能を実行する。
- ⑦ メッセージ送信機能は、メッセージ一時保管機能を実行し、メッセージ一時保管情報より照会依頼メッセージを取得する。
- ⑧ メッセージ送信機能は、連携方式管理機能を実行し、業務/ユースケースに応じた連携方式を取得する。
- ⑨ メッセージ送信機能は、ID変換機能を実行し、識別番号からリンクコードを取得する。  
メッセージ送信機能は、連携インターフェース機能に照会依頼メッセージを送信する。  
メッセージ送信機能は、処理状況管理機能を実行し、処理状況を更新する。

A01-2 照会依頼元において業務システムを利用して応答メッセージを受信し、自動で取り込む場合

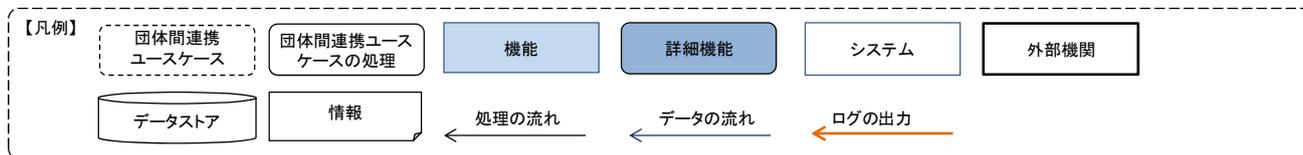
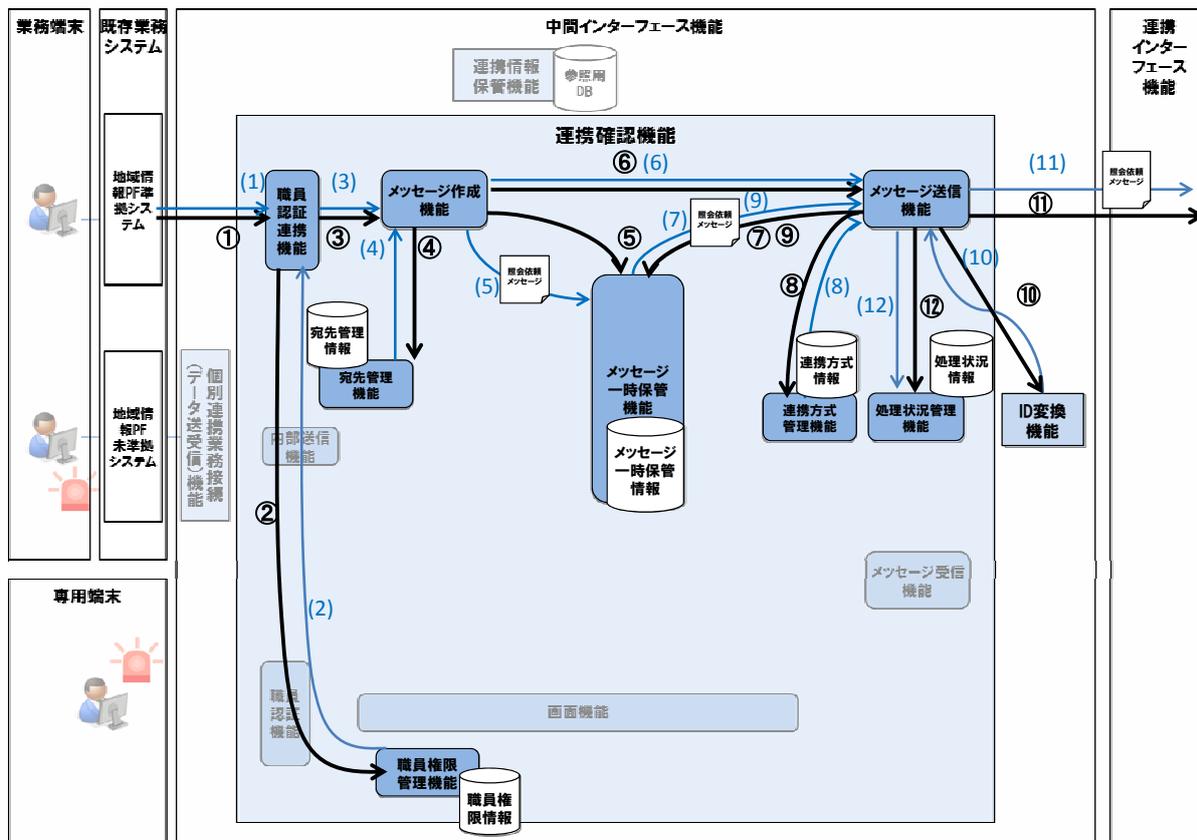


【図 3.6-21 処理フロー (A01-2)】

<処理説明>

- ① メッセージ受信機能は、連携インターフェース機能より応答メッセージ／受領通知メッセージを受信する。
- ② メッセージ受信機能は、処理状況管理機能を実行し、処理状況の更新を行う。
- ③ メッセージ受信機能は、ID 変換機能を実行し、リンクコードから識別番号を取得する。
- ④ メッセージ受信機能は、メッセージ一時保管機能を実行し、メッセージを対象個人単位のメッセージに分けて保管する。
- ⑤ メッセージ受信機能は、内部送信機能を実行する。
- ⑥ 内部送信機能は、メッセージ一時保管機能を実行し、応答メッセージ／受領通知メッセージを個人単位または案件単位で取得する。
- ⑦ 内部送信機能は、業務システムに応答情報／受領情報を送信する。

A02-1 照会依頼元において業務システムを利用して照会依頼メッセージを送信する場合

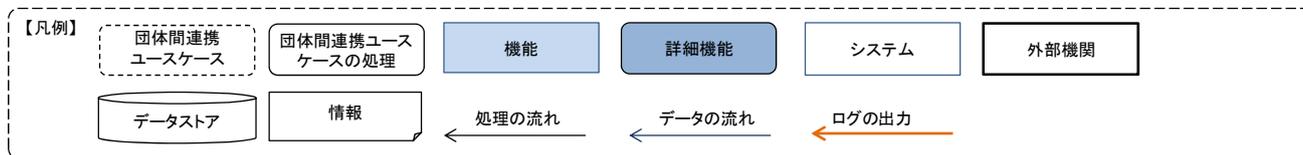
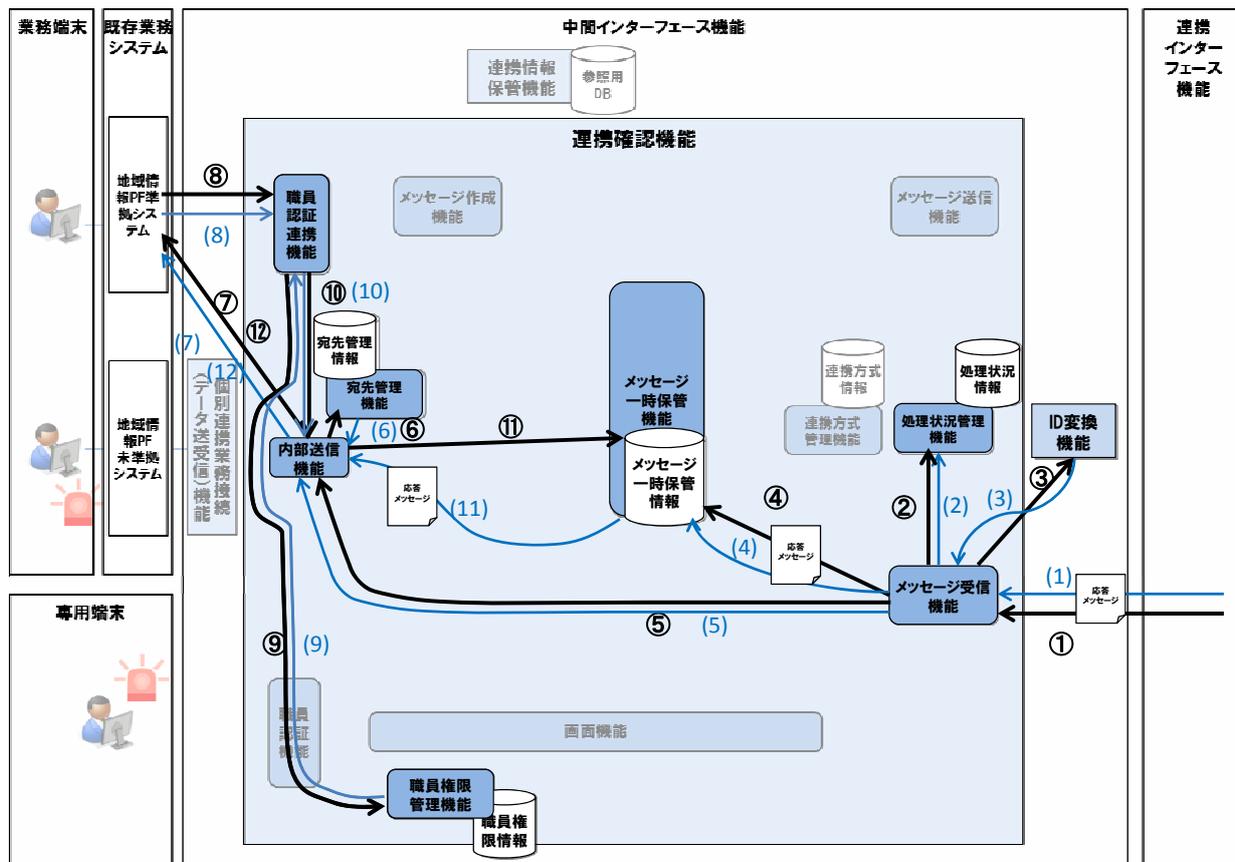


【図 3.6-22 処理フロー (A02-1)】

<処理説明>

- ① 業務システムは、職員認証連携機能を実行し、既存の職員認証システム（独自認証）と連携し権限情報を引き継ぐ。
- ② 職員認証連携機能は、職員権限管理機能を実行し、利用可能な職員権限を保持しているかチェックする。
- ③ 職員認証連携機能は、メッセージ作成機能を実行する。
- ④ メッセージ作成機能は、宛先管理機能を実行し、宛先情報を取得する。
- ⑤ メッセージ作成機能は、メッセージ一時保管機能を実行し、作成した照会依頼メッセージを、対象個人単位のメッセージに分けて保管する。
- ⑥ メッセージ作成機能は、メッセージ送信機能を実行する。
- ⑦ メッセージ送信機能は、メッセージ一時保管機能を実行し、メッセージ一時保管情報より送信する照会依頼メッセージを取得する。
- ⑧ メッセージ送信機能は、連携方式管理機能を実行し、業務/ユースケースに応じた連携方式を取得する。
- ⑨ メッセージ送信機能は、指定の時にメッセージ一時保管機能を実行し、メッセージ一時保管機能より送信する照会依頼メッセージを取得する。
  - メッセージ送信機能は、ID変換機能を実行し、識別番号からリンクコードを取得する。
  - メッセージ送信機能は、照会依頼メッセージを連携インターフェース機能に送信する。
  - メッセージ送信機能は、処理状況管理機能を実行し、処理状況を更新する。

A02-2 照会依頼元において業務システムを利用して応答メッセージを受信し、手動で取り込む場合



【図 3.6-23 処理フロー (A02-2)】

<処理説明>

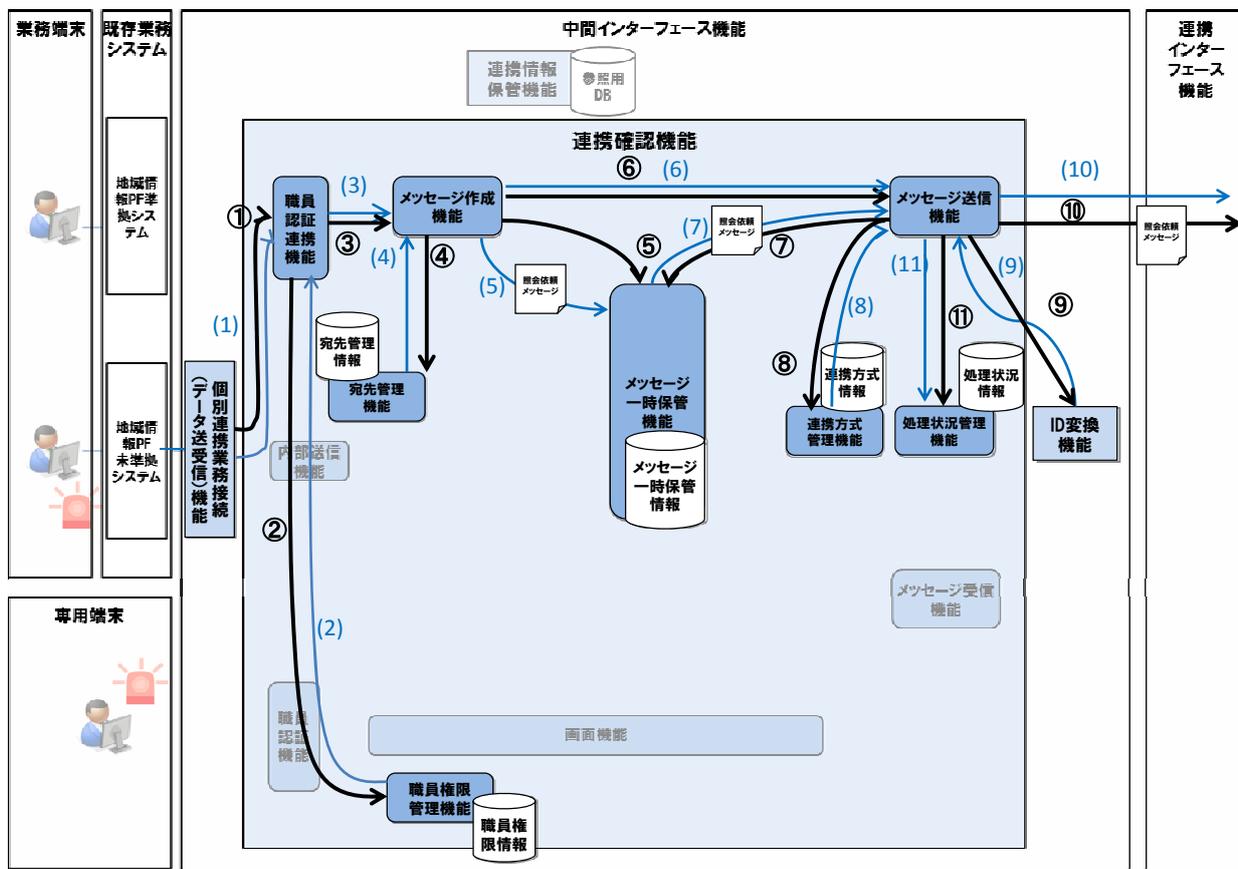
- ① メッセージ受信機能は、連携インターフェース機能より応答メッセージを受信する。
- ② メッセージ受信機能は、処理状況管理機能を実行し、処理状況の更新を行う。
- ③ メッセージ受信機能は、ID 変換機能を実行し、リンクコードから識別番号を取得する。
- ④ メッセージ受信機能は、メッセージ一時保管機能を実行し、応答メッセージを対象個人単位のメッセージに分けて保管する。
- ⑤ メッセージ受信機能は、内部送信機能を実行する。
- ⑥ 内部送信機能は、宛先管理機能を実行し、宛先情報を取得する。
- ⑦ 内部送信機能は、業務システムにメッセージ受信を通知する。
- ⑧ 業務システムは、職員認証連携機能を実行し、既存の職員認証システム（独自認証）と連携し権限情報を引き継ぐ。
- ⑨ 職員認証連携機能は、職員権限管理機能を実行し、利用可能な職員権限を保持しているかチェックする。

職員認証連携機能は、内部送信機能を実行する。

内部送信機能は、メッセージ一時保管機能を実行し、応答メッセージを個人単位または案件単位で取得する。

内部送信機能は、業務システムに応答情報を送信する。

A03-1 照会依頼元において業務システム（地域情報プラットフォーム未準拠）を利用して照会依頼メッセージを送信する場合

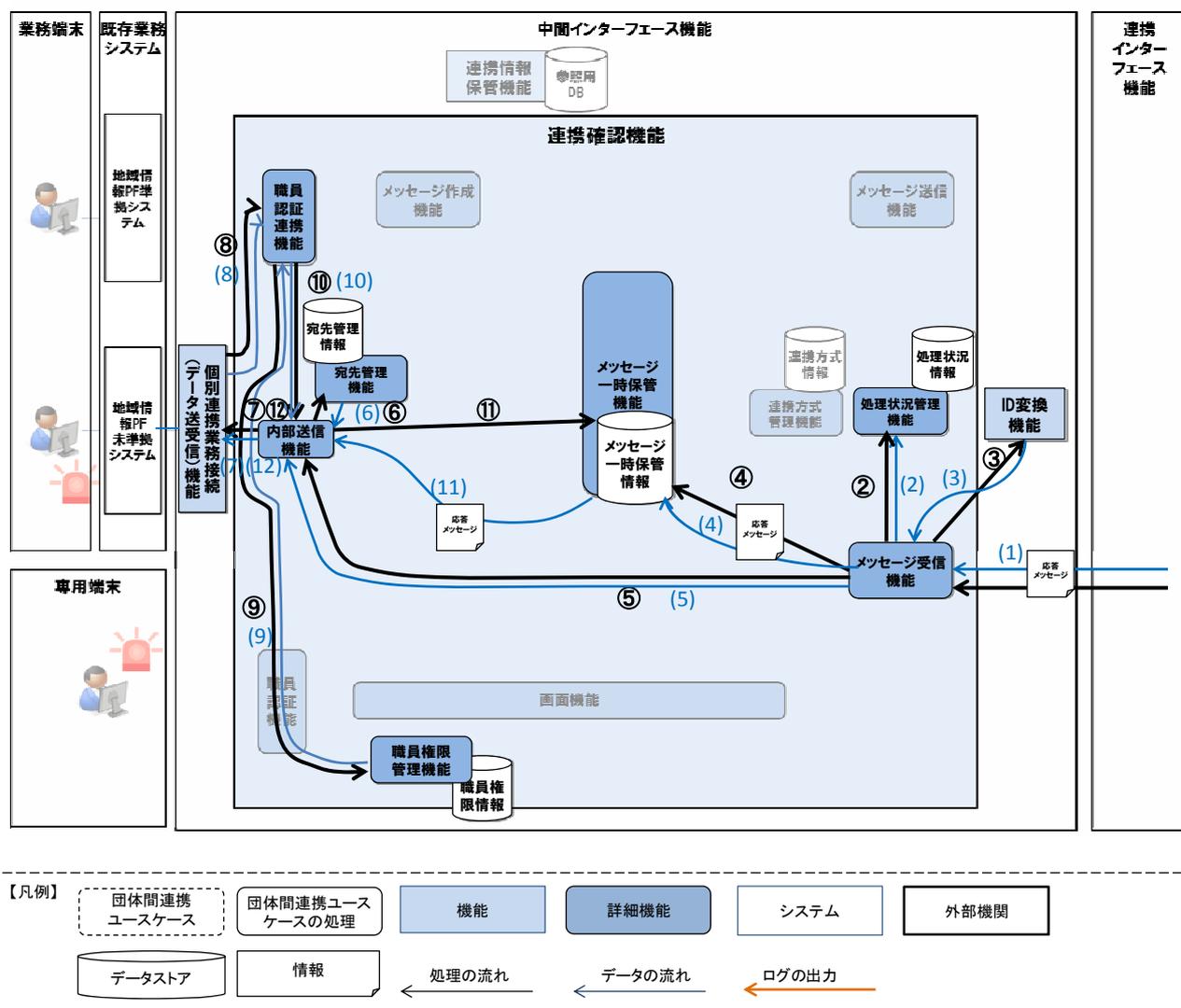


【図 3.6-24 処理フロー (A03-1 )】

<処理説明>

- ① 個別連携業務接続機能は、職員認証連携機能を実行し、既存の職員認証システム（独自認証）と連携し権限情報を引き継ぐ。
- ② 職員認証連携機能は、職員権限管理機能を実行し、利用可能な職員権限を保持しているかチェックする。
- ③ 職員認証連携機能は、メッセージ作成機能を実行する。
- ④ メッセージ作成機能は、宛先管理機能を実行し、宛先情報を取得する。
- ⑤ メッセージ作成機能は、メッセージ一時保管機能を実行し、作成した照会依頼メッセージを、対象個人単位のメッセージに分けて保管する。
- ⑥ メッセージ作成機能は、メッセージ送信機能を実行する。
- ⑦ メッセージ送信機能は、メッセージ一時保管機能を実行し、メッセージ一時保管情報より送信する照会依頼メッセージを取得する。
- ⑧ メッセージ送信機能は、連携方式管理機能を実行し、業務/ユースケースに応じた連携方式を取得する。
- ⑨ メッセージ送信機能は、ID変換機能を実行し、識別番号からリンクコードを取得する。  
メッセージ送信機能は、連携インターフェース機能に照会依頼メッセージを送信する。  
メッセージ送信機能は、処理状況管理機能を実行し、処理状況を更新する。

A03-2 照会依頼元において業務システム（地域情報プラットフォーム未準拠）を利用して応答メッセージを受信し、手動で取り込む場合



【図 3.6-25 処理フロー(A03-2)】

<処理説明>

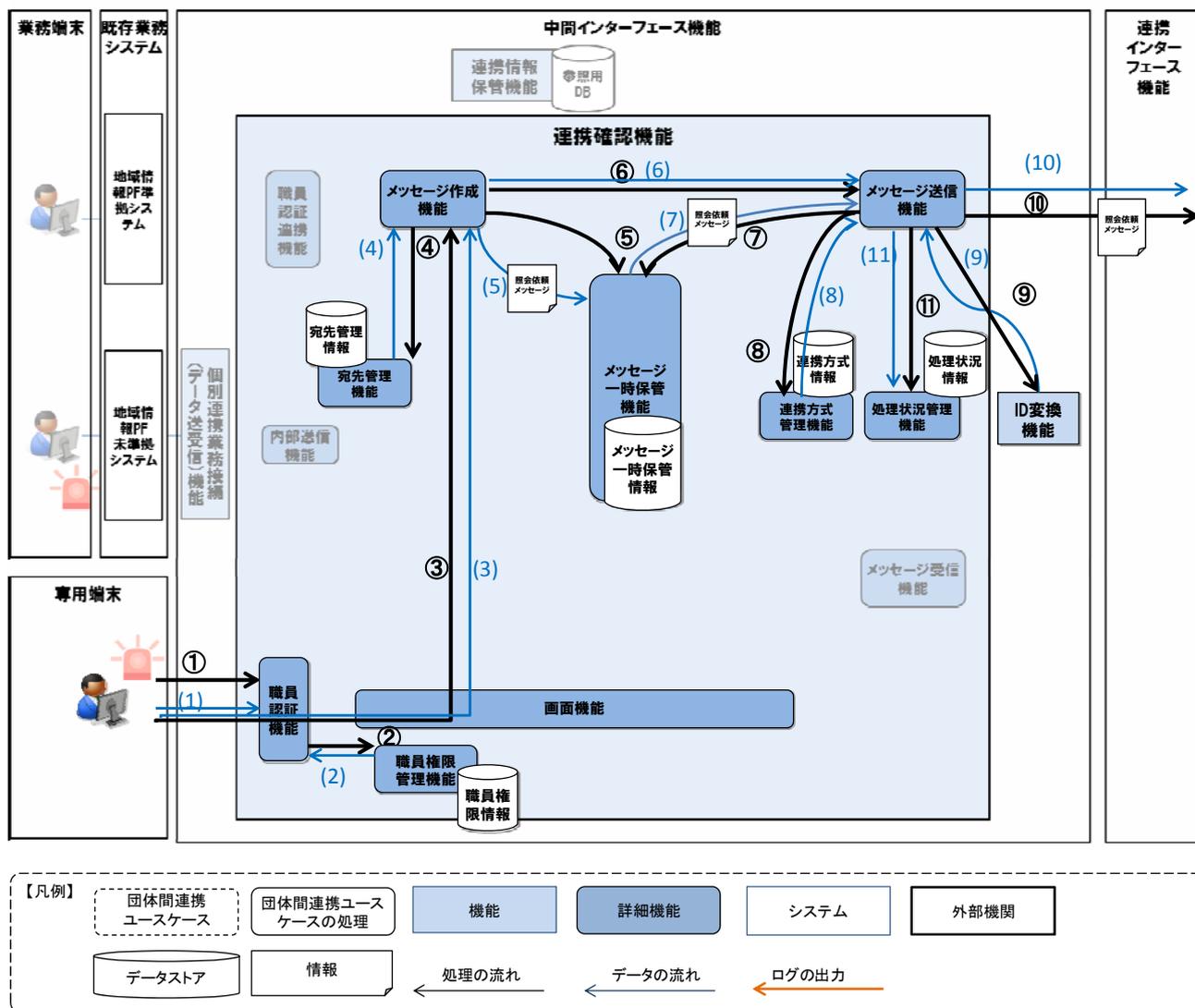
- ① メッセージ受信機能は、連携インターフェース機能より応答メッセージを受信する。
- ② メッセージ受信機能は、処理状況管理機能を実行し、処理状況の更新を行う。
- ③ メッセージ受信機能は、ID 変換機能を実行し、リンクコードから識別番号を取得する。
- ④ メッセージ受信機能は、メッセージ一時保管機能を実行し、応答メッセージを対象個人単位のメッセージに分けて保管する。
- ⑤ メッセージ受信機能は、内部送信機能を実行する。
- ⑥ 内部送信機能は、宛先管理機能を実行し、宛先情報を取得する。
- ⑦ 内部送信機能は、個別連携業務接続機能にメッセージ受信を通知する。
- ⑧ 個別連携業務接続機能は、職員認証連携機能を実行し、既存の職員認証システム（独自認証）と連携し権限情報を引き継ぐ。
- ⑨ 職員認証連携機能は、職員権限管理機能を実行し、利用可能な職員権限を保持しているかチェックする。

職員認証連携機能は、内部送信機能を実行する。

内部送信機能は、メッセージ一時保管機能を実行し、応答メッセージを個人単位または案件単位で取得する。

内部送信機能は、個別連携業務接続機能に応答情報を送信する。

A04-1 照会依頼元において専用端末を利用して照会依頼メッセージを送信する場合

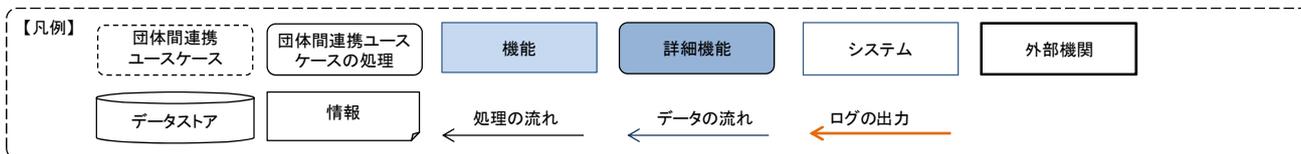
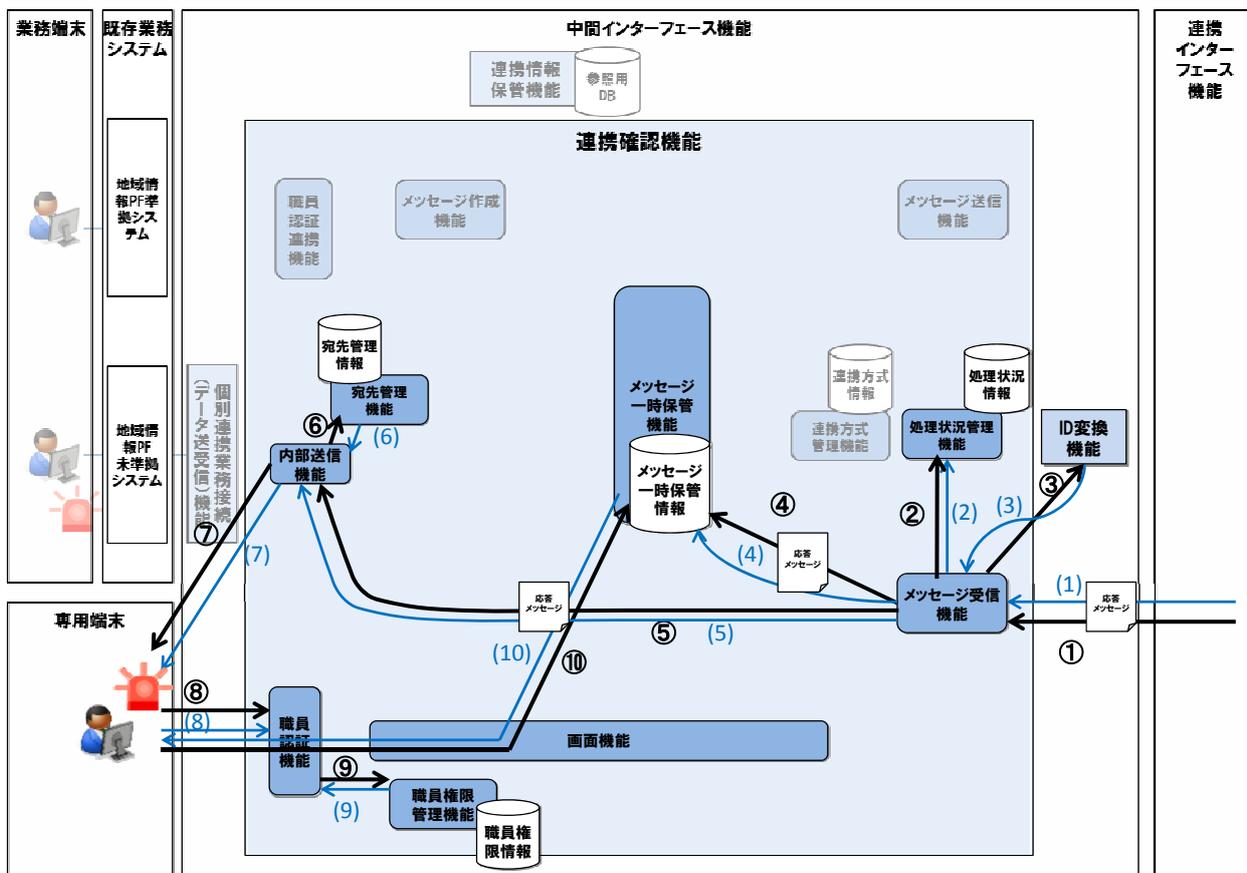


【図 3.6-26 処理フロー(A04-1)】

<処理説明>

- ① 職員は専用端末から、職員認証機能を実行し、ICカード情報を入力する  
職員認証機能は、ICカード情報により専用端末を操作する職員を特定する。
- ② 職員認証機能は、職員権限管理機能を実行し、利用可能な職員権限を保持しているかチェックする。
- ③ 職員は操作画面から、メッセージ作成機能を実行し、照会依頼情報を入力する。
- ④ メッセージ作成機能は、宛先管理機能を実行し、宛先情報を取得する。
- ⑤ メッセージ作成機能は、メッセージ一時保管機能を実行し、作成した照会依頼メッセージを、対象個人単位のメッセージに分けて保管する。
- ⑥ メッセージ作成機能は、メッセージ送信機能を実行する。
- ⑦ メッセージ送信機能は、メッセージ一時保管機能を実行し、メッセージ一時保管情報より送信する照会依頼メッセージを取得する。
- ⑧ メッセージ送信機能は、連携方式管理機能を実行し、業務/ユースケースに応じた連携方式を取得する。
- ⑨ メッセージ送信機能は、ID変換機能を実行し、識別番号からリンクコードを取得する。  
メッセージ送信機能は、照会依頼メッセージを連携インターフェース機能に送信する。  
メッセージ送信機能は、処理状況管理機能を実行し、処理状況を更新する。

A04-2 照会依頼元において専用端末を利用して応答メッセージを受信し、手動で取り込む場合

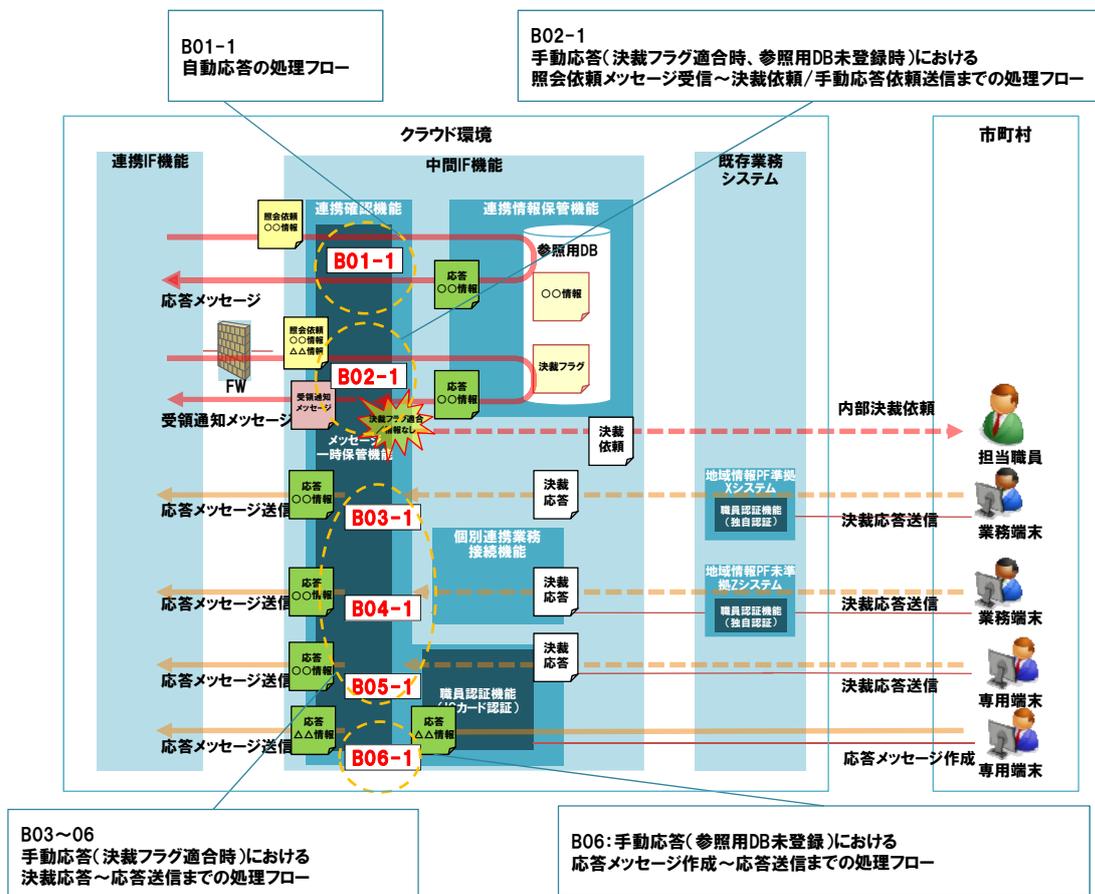


【図 3.6-27 処理フロー(A04-2)】

<処理説明>

- ① メッセージ受信機能は、連携インターフェース機能より応答メッセージを受信する。
- ② メッセージ受信機能は、処理状況管理機能を実行し、処理状況の更新を行う。
- ③ メッセージ受信機能は、ID 変換機能を実行し、リンクコードから識別番号を取得する。
- ④ メッセージ受信機能は、メッセージ一時保管機能を実行し、応答メッセージを対象個人単位のメッセージに分けて保管する。
- ⑤ メッセージ受信機能は、内部送信機能を実行する。
- ⑥ 内部送信機能は、宛先管理機能を実行し、宛先情報を取得する。
- ⑦ 内部送信機能は、パトライト等にメッセージ受信の通知を行う。
  
- ⑧ 職員は専用端末から、職員認証機能を実行し、IC カード情報を入力する。  
職員認証機能は、IC カード情報により専用端末を操作する職員を特定する。
- ⑨ 職員認証機能は、職員権限管理機能を実行し、利用可能な職員権限を保持しているかチェックする。  
職員は操作画面から、メッセージ一時保管機能を実行し、応答メッセージを個人単位または案件単位で取得する。

(2) 応答

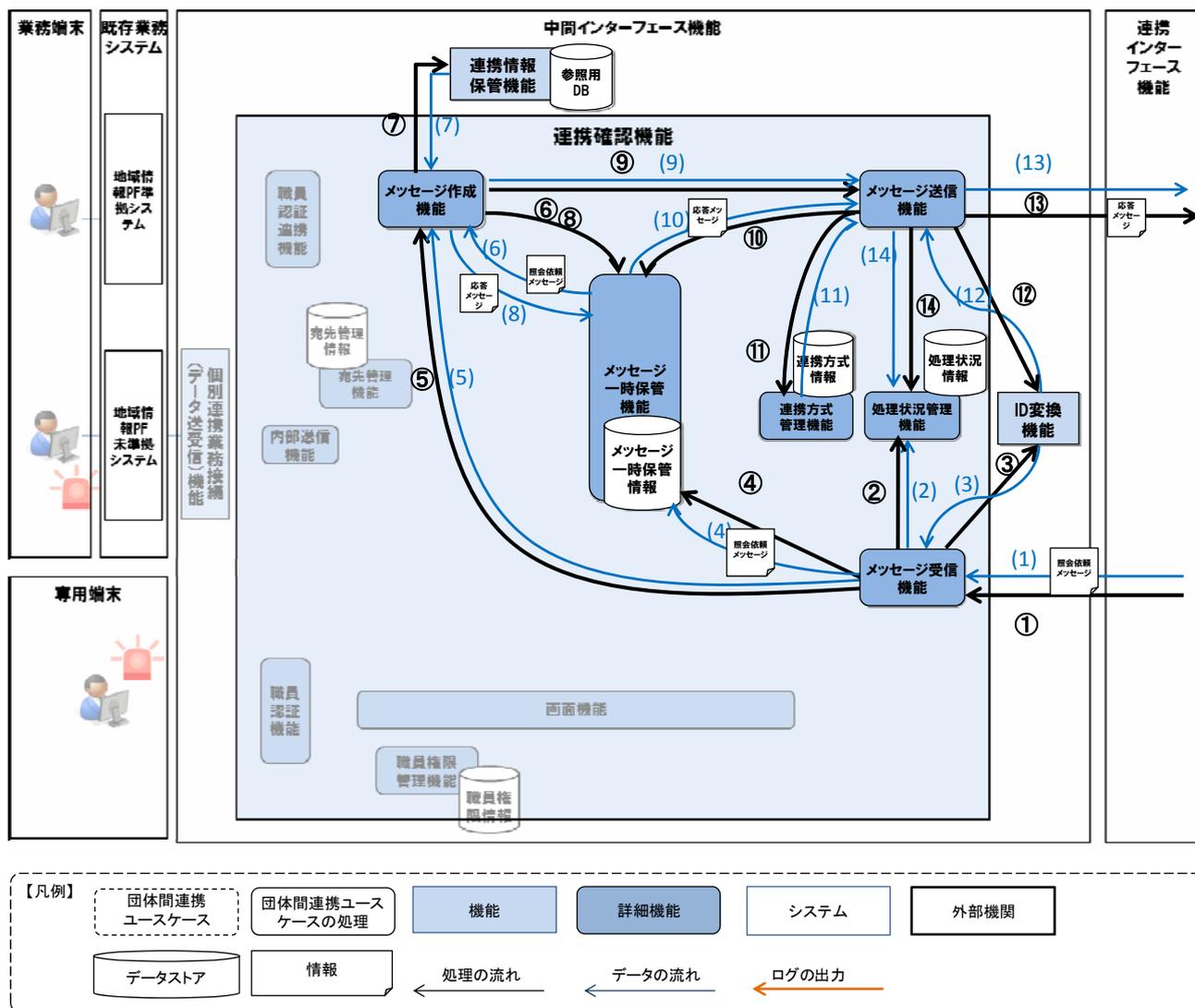


【図 3.6-28 処理フローの記載箇所 (応答)】

【表 3.6-5 処理フローの内訳（応答）】

項番	分類	ID		説明
1	応答	B01	B01-1	照会依頼先において照会依頼を受信し自動応答する場合
2		B02	B02-1	照会依頼先において、照会依頼を受信し、手動応答時に決裁依頼／手動応答依頼を業務システム（地域情報 PF 準拠または未準拠／対象外システム）および専用端末に送信する場合
3		B03	B03-1	手動応答時（決裁フラグ適合時）に、業務システムから決裁応答する場合
4		B04	B04-1	手動応答時（決裁フラグ適合時）に、業務システム（地域情報プラットフォーム未準拠）から決裁応答する場合
5		B05	B05-1	手動応答時（決裁フラグ適合時）に、専用端末から決裁応答する場合
6		B06	B06-1	手動応答時（参照用 DB 未登録時）に、専用端末から応答メッセージを作成する場合

B01-1 照会依頼先において照会依頼を受信し自動応答する場合

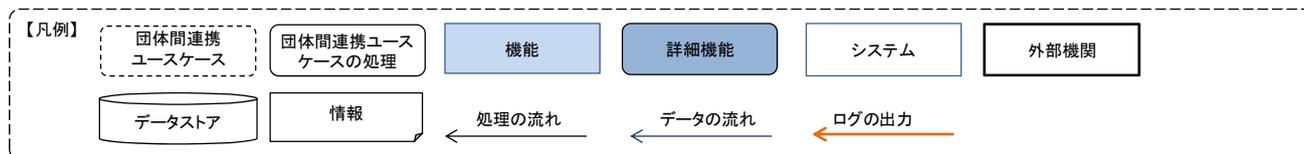
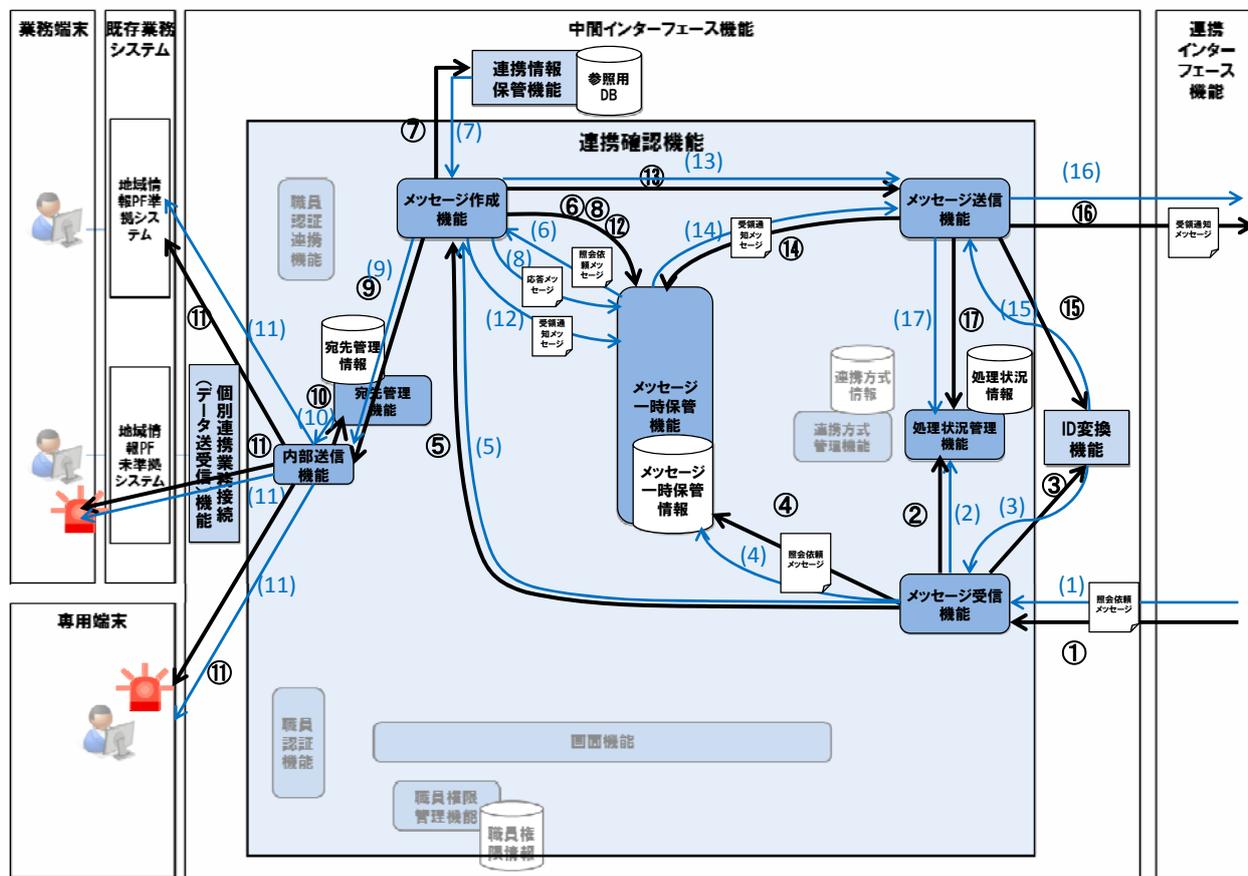


【図 3.6-29 処理フロー(B01-1)】

<処理説明>

- ① メッセージ受信機能は、連携インターフェース機能より照会依頼メッセージを受信する。
- ② メッセージ受信機能は、処理状況管理機能を実行し、処理状況の更新を行う。
- ③ メッセージ受信機能は、ID 変換機能を実行し、リンクコードから識別番号を取得する。
- ④ メッセージ受信機能は、メッセージ一時保管機能を実行し、照会依頼メッセージを対象個人単位のメッセージに分けて保管する。
- ⑤ メッセージ受信機能は、メッセージ作成機能を実行する。
- ⑥ メッセージ作成機能は、メッセージ一時保管機能を実行し、照会依頼メッセージを個人単位または案件単位で取得する。
- ⑦ メッセージ作成機能は、連携情報保管機能を実行し、対象個人の住民情報及び決裁フラグを取得する。
- ⑧ メッセージ作成機能は、メッセージ一時保管機能を実行し、作成した応答メッセージを、対象個人単位のメッセージに分けて保管する。
- ⑨ メッセージ作成機能は、メッセージ送信機能を実行する。  
メッセージ送信機能は、メッセージ一時保管機能を実行し、メッセージ一時保管情報より送信する応答メッセージを取得する。  
メッセージ送信機能は、連携方式管理機能を実行し、業務/ユースケースに応じた連携方式を取得する。  
メッセージ送信機能は、ID 変換機能を実行し、識別番号からリンクコードを取得する。  
メッセージ送信機能は、連携インターフェース機能に応答メッセージを送信する。  
メッセージ送信機能は、処理状況管理機能を実行し、処理状況を更新する。

B02-1 照会依頼先において、照会依頼を受信し、手動応答時に決裁依頼/手動応答依頼を業務システムおよび専用端末に送信する場合



【図 3.6-30 処理フロー(B02-1)】

<処理説明>

- ① メッセージ受信機能は、連携インターフェース機能より照会依頼メッセージを受信する。
- ② メッセージ受信機能は、処理状況管理機能を実行し、処理状況の更新を行う。
- ③ メッセージ受信機能は、ID 変換機能を実行し、リンクコードから識別番号を取得する。
- ④ メッセージ受信機能は、メッセージ一時保管機能を実行し、照会依頼メッセージを対象個人単位のメッセージに分けて保管する。
- ⑤ メッセージ受信機能は、メッセージ作成機能を実行する。
- ⑥ メッセージ作成機能は、メッセージ一時保管機能を実行し、照会依頼メッセージを個人単位または案件単位で取得する。
- ⑦ メッセージ作成機能は、連携情報保管機能を実行し、対象個人の住民情報及び決裁フラグを取得する。
- ⑧ メッセージ作成機能は、メッセージ一時保管機能を実行し、作成した応答メッセージを、対象個人単位のメッセージに分けて保管する。
- ⑨ メッセージ作成機能は、内部送信機能を実行する。  
内部送信機能は、宛先管理機能を実行し、宛先情報を取得する。  
内部送信機能は、業務システム（地域情報 PF 準拠）に決裁依頼/手動応答依頼を送信する。また、パトライト等に決裁依頼/手動応答依頼の通知を行う。

メッセージ作成機能は、メッセージ一時保管機能を実行し、作成した受領通知メッセージを、対象個人単位のメッセージに分けて保管する。

メッセージ作成機能は、メッセージ送信機能を実行する。

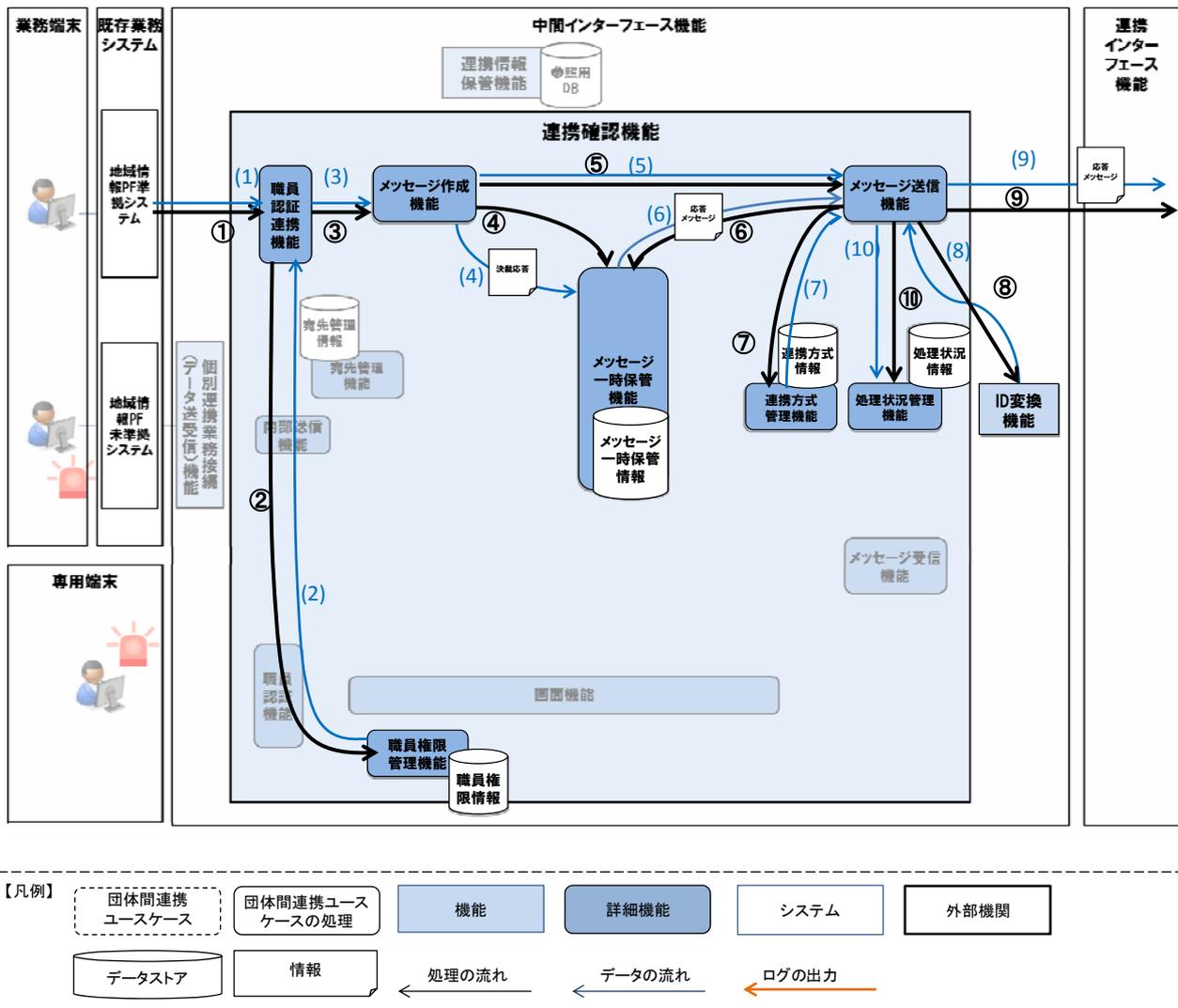
メッセージ送信機能は、メッセージ一時保管機能を実行し、メッセージ一時保管情報より送信する受領通知メッセージを取得する。

メッセージ送信機能は、ID 変換機能を実行し、識別番号からリンクコードを取得する。

メッセージ送信機能は、連携インターフェース機能に応答メッセージを送信する。

メッセージ送信機能は、処理状況管理機能を実行し、処理状況を更新する。

B03-1 手動応答時（決裁フラグ適合時）に、業務システムから決裁応答する場合

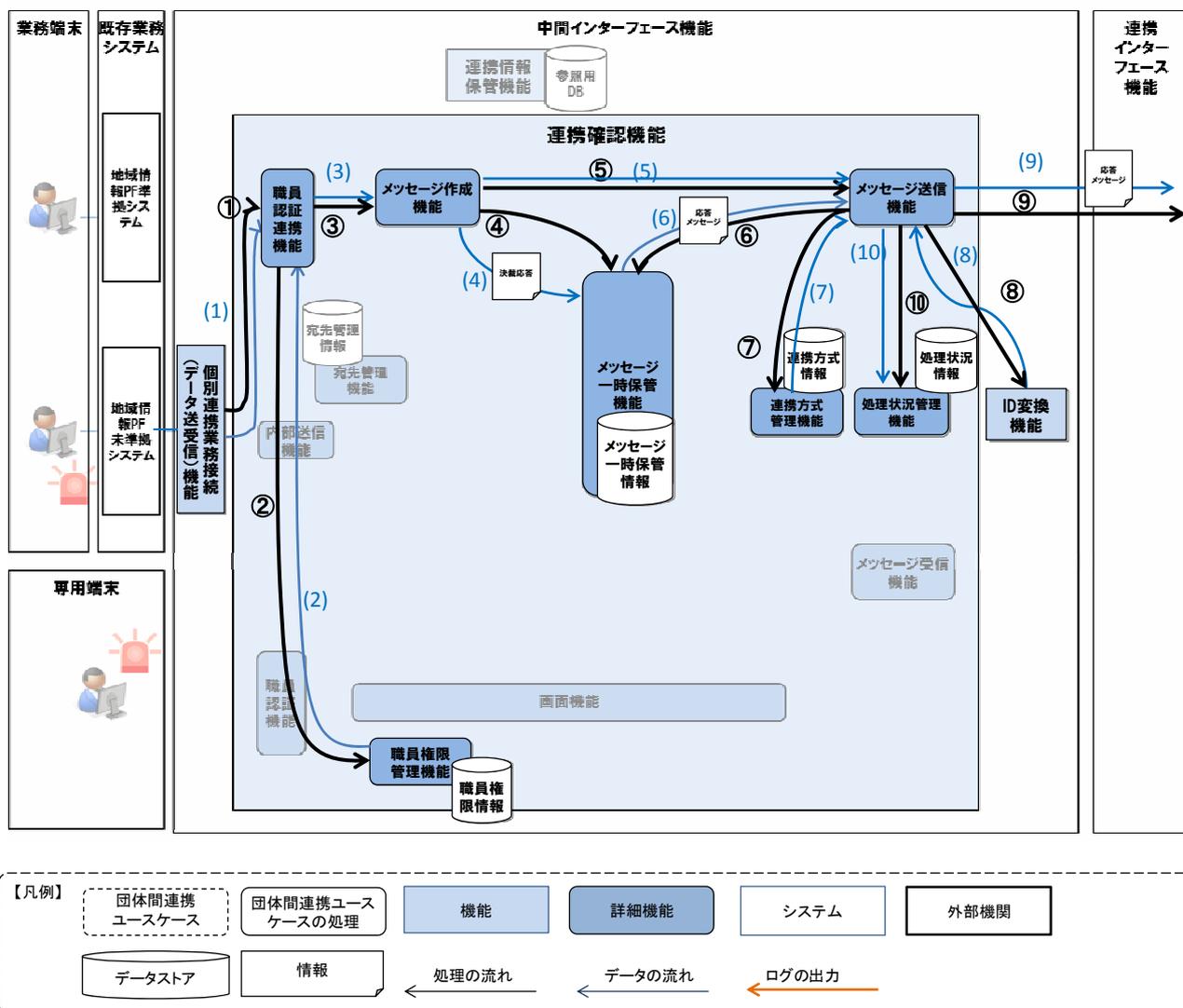


【図 3.6-31 処理フロー(B03-1)】

<処理説明>

- ① 業務システムは、職員認証連携機能を実行し、既存の職員認証システム（独自認証）と連携し権限情報を引き継ぐ。
- ② 職員認証連携機能は、職員権限管理機能を実行し、利用可能な職員権限を保持しているかチェックする。
- ③ 職員認証連携機能は、メッセージ作成機能を実行する。
- ④ メッセージ作成機能は、メッセージ一時保管機能を実行し、保存されている応答メッセージを更新する。
- ⑤ メッセージ作成機能は、メッセージ送信機能を実行する。
- ⑥ メッセージ送信機能は、メッセージ一時保管機能を実行し、メッセージ一時保管情報より応答メッセージを取得する。
- ⑦ メッセージ送信機能は、連携方式管理機能を実行し、業務／ユースケースに応じた連携方式を取得する。
- ⑧ メッセージ送信機能は、ID 変換機能を実行し、識別番号からリンクコードを取得する。
- ⑨ メッセージ送信機能は、連携インターフェース機能に応答メッセージを送信する。  
メッセージ送信機能は、処理状況管理機能を実行し、処理状況を更新する。

B04-1 手動応答時（決裁フラグ適合時）に、業務システム（地域情報プラットフォーム未準拠）から決裁  
応答する場合

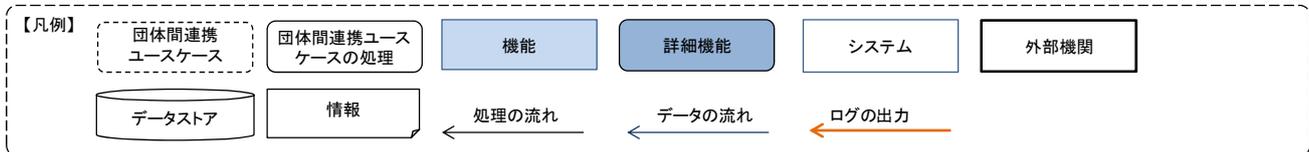
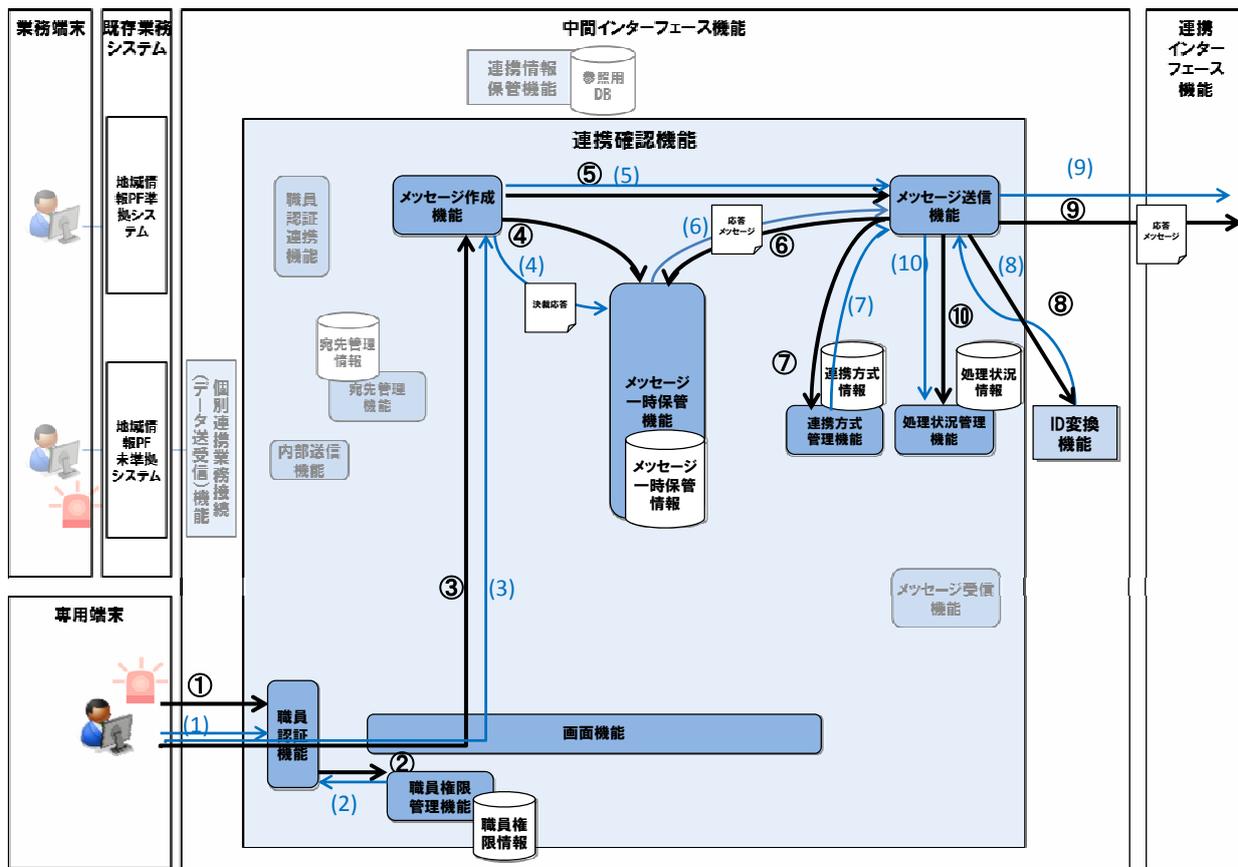


【図 3.6-32 処理フロー(B04-1)】

<処理説明>

- ① 個別連携業務接続機能は、職員認証連携機能を実行し、既存の職員認証システム（独自認証）と連携し権限情報を引き継ぐ。
- ② 職員認証連携機能は、職員権限管理機能を実行し、利用可能な職員権限を保持しているかチェックする。
- ③ 職員認証連携機能は、メッセージ作成機能を実行する。
- ④ メッセージ作成機能は、メッセージ一時保管機能を実行し、保存されている応答メッセージを更新する。
- ⑤ メッセージ作成機能は、メッセージ送信機能を実行する。
- ⑥ メッセージ送信機能は、メッセージ一時保管機能を実行し、メッセージ一時保管情報より応答メッセージを取得する。
- ⑦ メッセージ送信機能は、連携方式管理機能を実行し、業務／ユースケース応じた連携方式を取得する。
- ⑧ メッセージ送信機能は、ID 変換機能を実行し、識別番号からリンクコードを取得する。
- ⑨ メッセージ送信機能は、連携インターフェース機能に応答メッセージを送信する。  
メッセージ送信機能は、処理状況管理機能を実行し、処理状況を更新する。

B05-1 手動応答時（決裁フラグ適合時）に、専用端末から決裁応答する場合

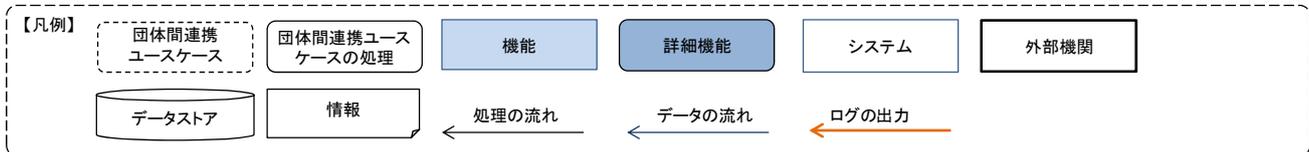
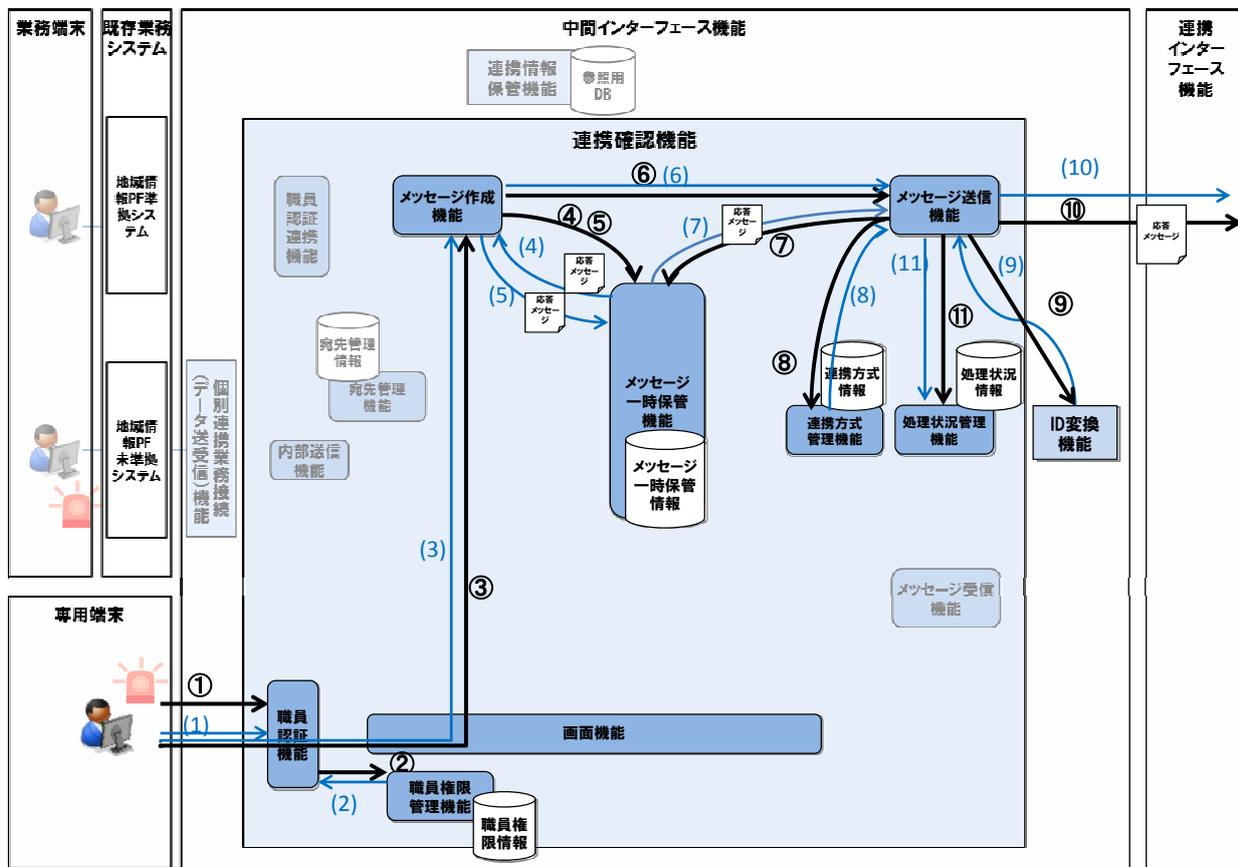


【図 3.6-33 処理フロー(B05-1)】

<処理説明>

- ① 職員は専用端末から、職員認証機能を実行し、ICカード情報を入力する。  
職員認証機能は、ICカード情報により専用端末を操作する職員を特定する。
- ② 職員認証機能は、職員権限管理機能を実行し、利用可能な職員権限を保持しているかチェックする。
- ③ 職員は操作画面から、メッセージ作成機能を実行し、決裁応答する。
- ④ メッセージ作成機能は、メッセージ一時保管機能を実行し、保存されている応答メッセージを更新する。
- ⑤ メッセージ作成機能は、メッセージ送信機能を実行する。
- ⑥ メッセージ送信機能は、メッセージ一時保管機能を実行し、メッセージ一時保管情報より応答メッセージを取得する。
- ⑦ メッセージ送信機能は、連携方式管理機能を実行し、業務/ユースケースに応じた連携方式を取得する。
- ⑧ メッセージ送信機能は、ID変換機能を実行し、識別番号からリンクコードを取得する。
- ⑨ メッセージ送信機能は、連携インターフェース機能に応答メッセージを送信する。  
メッセージ送信機能は、処理状況管理機能を実行し、処理状況を更新する。

B06-1 手動応答時（参照用 DB 未登録時）に、専用端末から応答メッセージを作成する場合

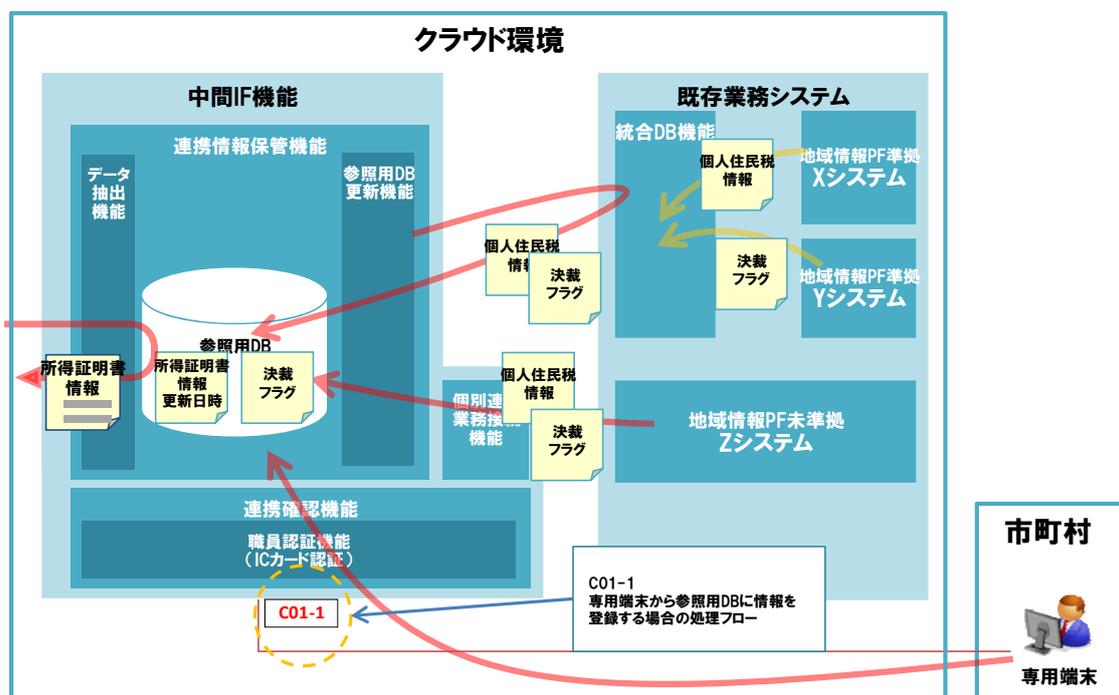


【図 3.6-34 処理フロー(B06-1)】

<処理説明>

- ① 職員は専用端末から、職員認証機能を実行し、ICカード情報を入力する。  
職員認証機能は、ICカード情報により専用端末を操作する職員を特定する。
- ② 職員認証機能は、職員権限管理機能を実行し、利用可能な職員権限を保持しているかチェックする。
- ③ 職員は操作画面から、メッセージ作成機能を実行し、応答情報を入力する。
- ④ メッセージ作成機能は、メッセージ一時保管機能を実行し、保存されている応答メッセージを個人単位または案件単位で取得する。
- ⑤ メッセージ作成機能は、メッセージ一時保管機能を実行し、更新した応答メッセージを、対象個人単位のメッセージに分けて保管する。
- ⑥ メッセージ作成機能は、メッセージ送信機能を実行する。
- ⑦ メッセージ送信機能は、メッセージ一時保管機能を実行し、メッセージ一時保管情報より応答メッセージを取得する。
- ⑧ メッセージ送信機能は、連携方式管理機能を実行し、業務/ユースケースに応じた連携方式を取得する。
- ⑨ メッセージ送信機能は、ID変換機能を実行し、識別番号からリンクコードを取得する。  
メッセージ送信機能は、連携インターフェース機能に応答メッセージを送信する。  
メッセージ送信機能は、処理状況管理機能を実行し、処理状況を更新する。

(3) 参照用 DB 登録

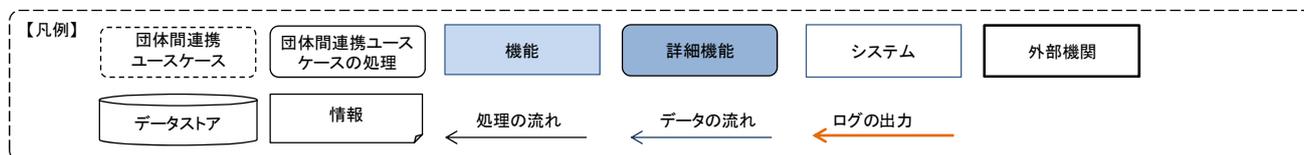
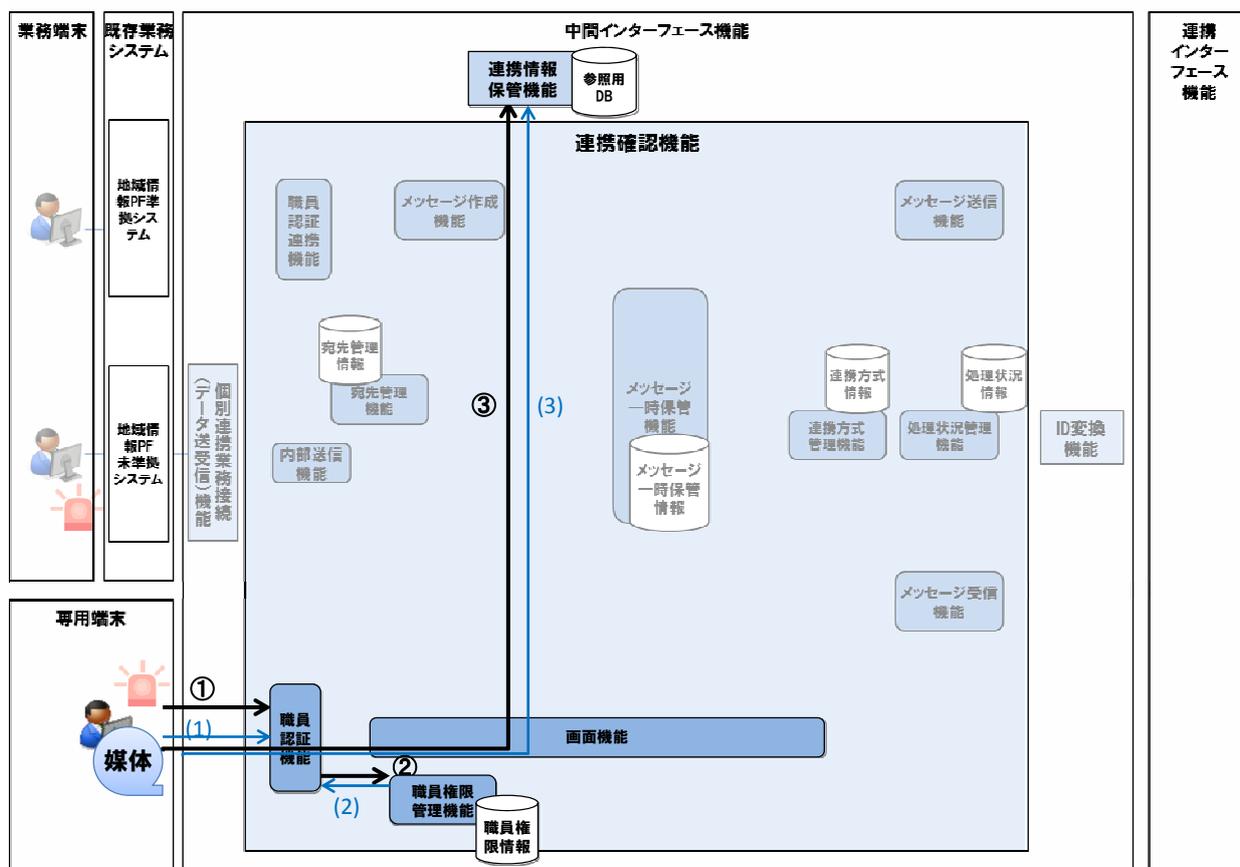


【図 3.6-35 処理フローの記載箇所（参照用 DB 登録）】

【表 3.6-6 処理フローの内訳（参照用 DB 登録）】

項番	分類	ID		説明
1	参照用 DB 登録	C01	C01-1	専用端末から参照用 DB に情報を登録する場合

C01-1 専用端末から参照用 DB に情報を登録する場合



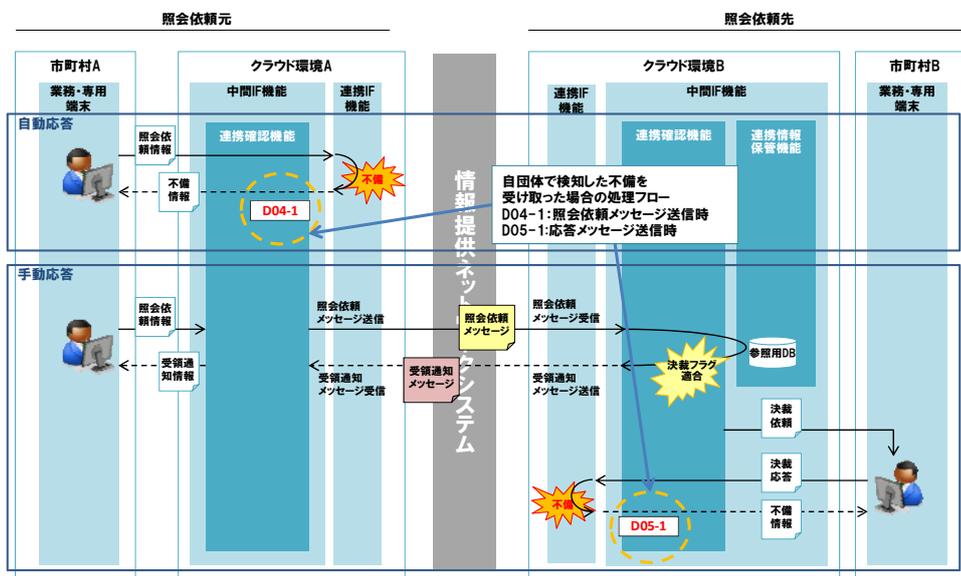
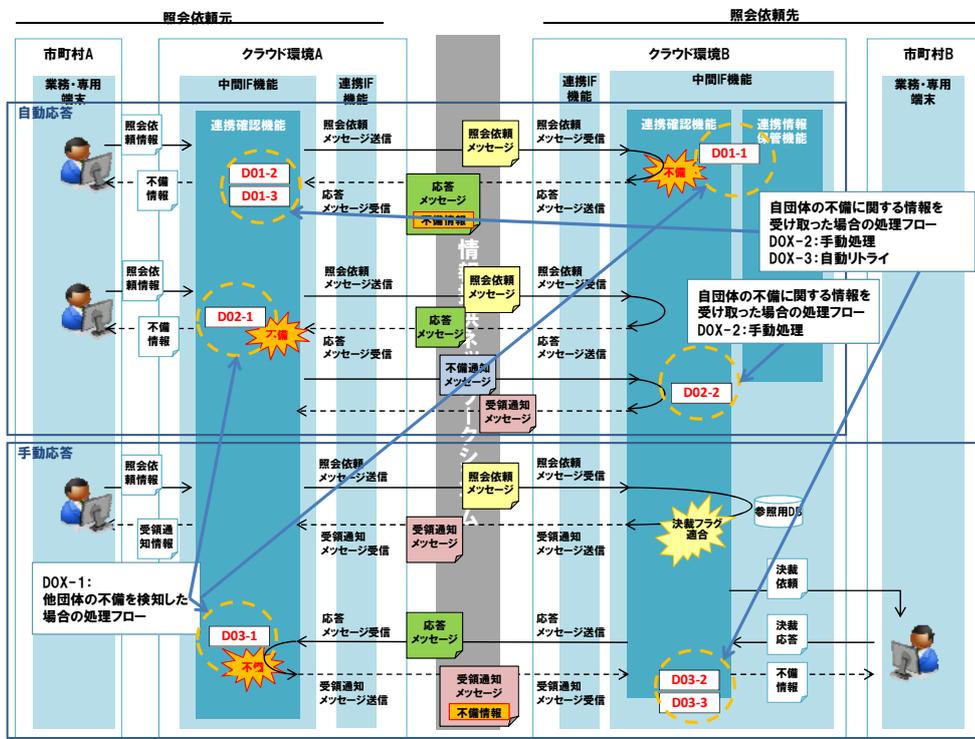
【図 3.6-36 処理フロー(C01-1)】

<処理説明>

- ①職員は専用端末から、職員認証機能を実行し、IC カード情報を入力する。  
職員認証機能は、IC カード情報により専用端末を操作する職員を特定する。
- ②職員認証機能は、職員権限管理機能を実行し、利用可能な職員権限を保持しているかチェックする。
- ③職員は操作画面から、連携情報保管機能を実行し、参照用 DB に情報を登録する。

(4) 不備

①照会・応答

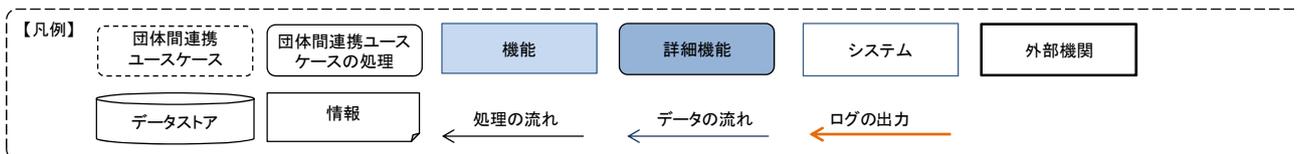
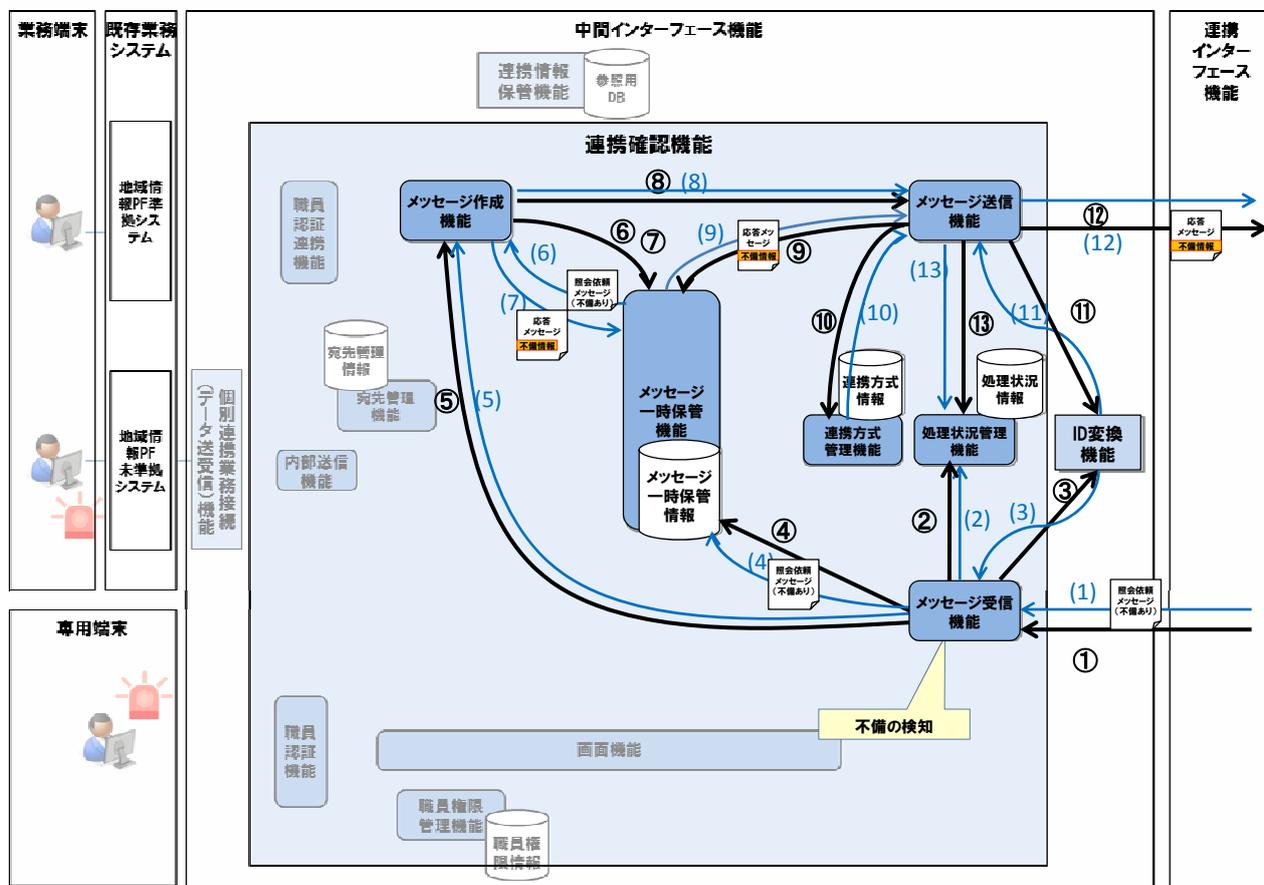


【図 3.6-37 処理フローの記載箇所（照会・応答時の不備）】

【表 3.6-7 処理フローの内訳（照会・応答時の不備）】

項番	分類	ID		説明
1	不備	D01	D01-1	照会依頼先において照会依頼メッセージの不備を検知し、応答メッセージ（不備情報付き）を送信する場合
2			D01-2	照会依頼元において応答メッセージ（不備情報付き）を受信し、手動処理する場合
3			D01-3	照会依頼元において応答メッセージ（不備情報付き）を受信し、自動リトライする場合
4		D02	D02-1	照会依頼元において応答メッセージの不備を検知し、不備通知メッセージを送信する場合
5			D02-2	照会依頼先において不備通知メッセージを受信し、手動処理する場合
6		D03	D03-1	照会依頼元において応答メッセージの不備を検知し、受領通知メッセージ（不備情報付き）を送信する場合
7			D03-2	照会依頼先において受領通知メッセージ（不備情報付き）を受信し、手動処理する場合
8			D03-3	照会依頼先において受領通知メッセージ（不備情報付き）を受信し、自動リトライする場合
9		D04	D04-1	照会依頼元において、照会依頼メッセージ（不備情報付き）を自団体の連携インターフェース機能から受信し、手動処理する場合
10		D05	D05-1	照会依頼先において、応答メッセージ（不備情報付き）を自団体の連携インターフェース機能から受信し、手動処理する場合

D01-1 照会依頼先において照会依頼メッセージの不備を検知し、応答メッセージ（不備情報付き）を送信する場合

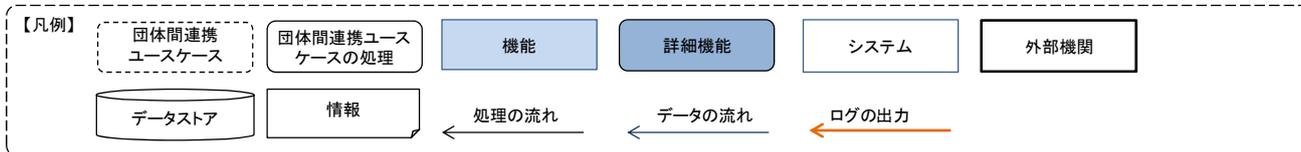
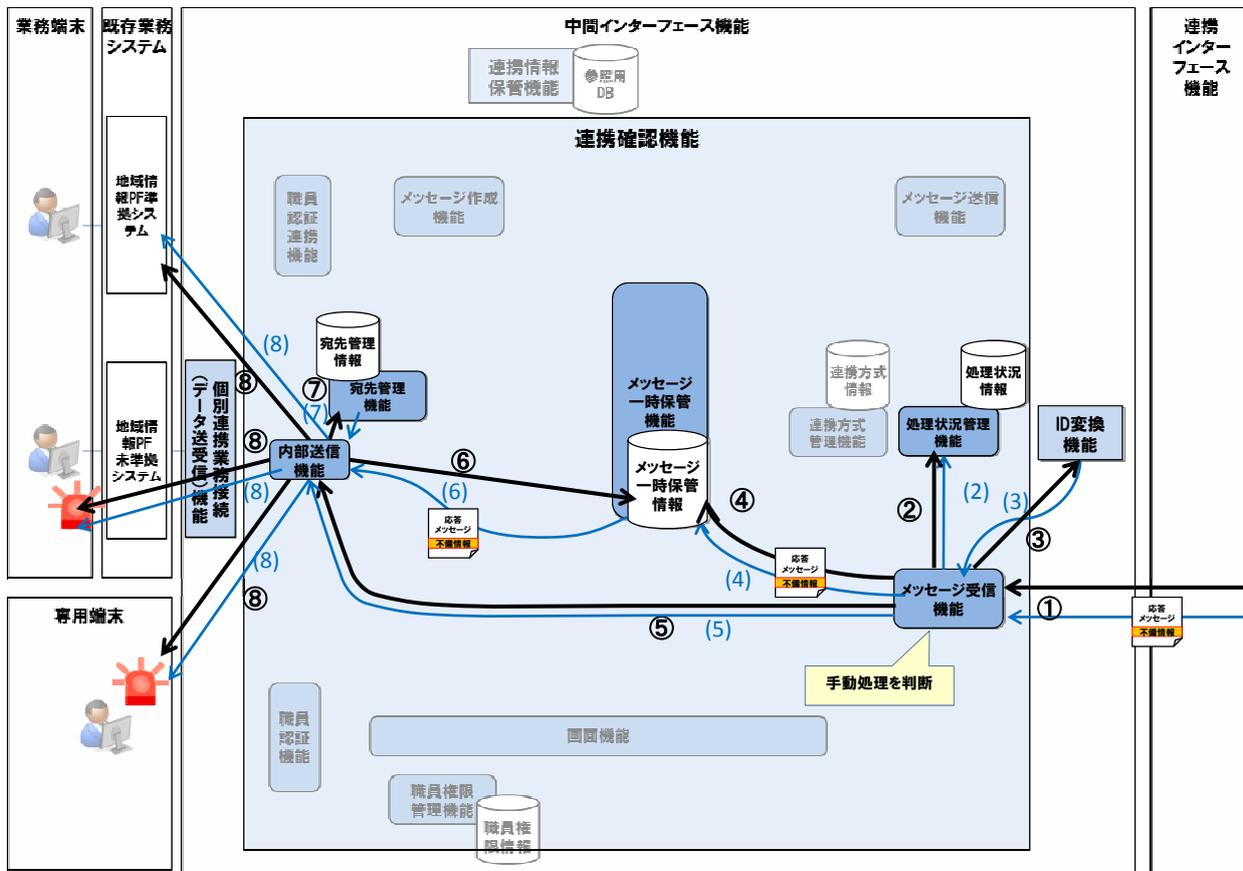


【図 3.6-38 処理フロー(D01-1)】

<処理説明>

- ① メッセージ受信機能は、連携インターフェース機能より不備な照会依頼メッセージを受信し、不備を検知する。
- ② メッセージ受信機能は、処理状況管理機能を実行し、処理状況の更新を行う。
- ③ メッセージ受信機能は、ID 変換機能を実行し、リンクコードから識別番号を取得する。
- ④ メッセージ受信機能は、メッセージ一時保管機能を実行し、不備な照会依頼メッセージを対象個人単位のメッセージに分けて保管する。
- ⑤ メッセージ受信機能は、メッセージ作成機能を実行する。
- ⑥ メッセージ作成機能は、メッセージ一時保管機能を実行し、不備な照会依頼メッセージを個人単位または案件単位で取得して、不備情報付きの応答メッセージを作成する。
- ⑦ メッセージ作成機能は、メッセージ一時保管機能を実行し、作成した不備情報付きの応答メッセージを、対象個人単位のメッセージに分けて保管する。
- ⑧ メッセージ作成機能は、メッセージ送信機能を実行する。
- ⑨ メッセージ送信機能は、メッセージ一時保管機能を実行し、メッセージ一時保管情報より送信する不備情報付きの応答メッセージを取得する。  
メッセージ送信機能は、連携方式管理機能を実行し、業務/ユースケースに応じた連携方式を取得する。  
メッセージ送信機能は、ID 変換機能を実行し、識別番号からリンクコードを取得する。  
メッセージ送信機能は、連携インターフェース機能に不備情報付きの応答メッセージを送信する。  
メッセージ送信機能は、処理状況管理機能を実行し、処理状況を更新する。

D01-2 照会依頼元において応答メッセージ（不備情報付き）を受信し、手動処理する場合

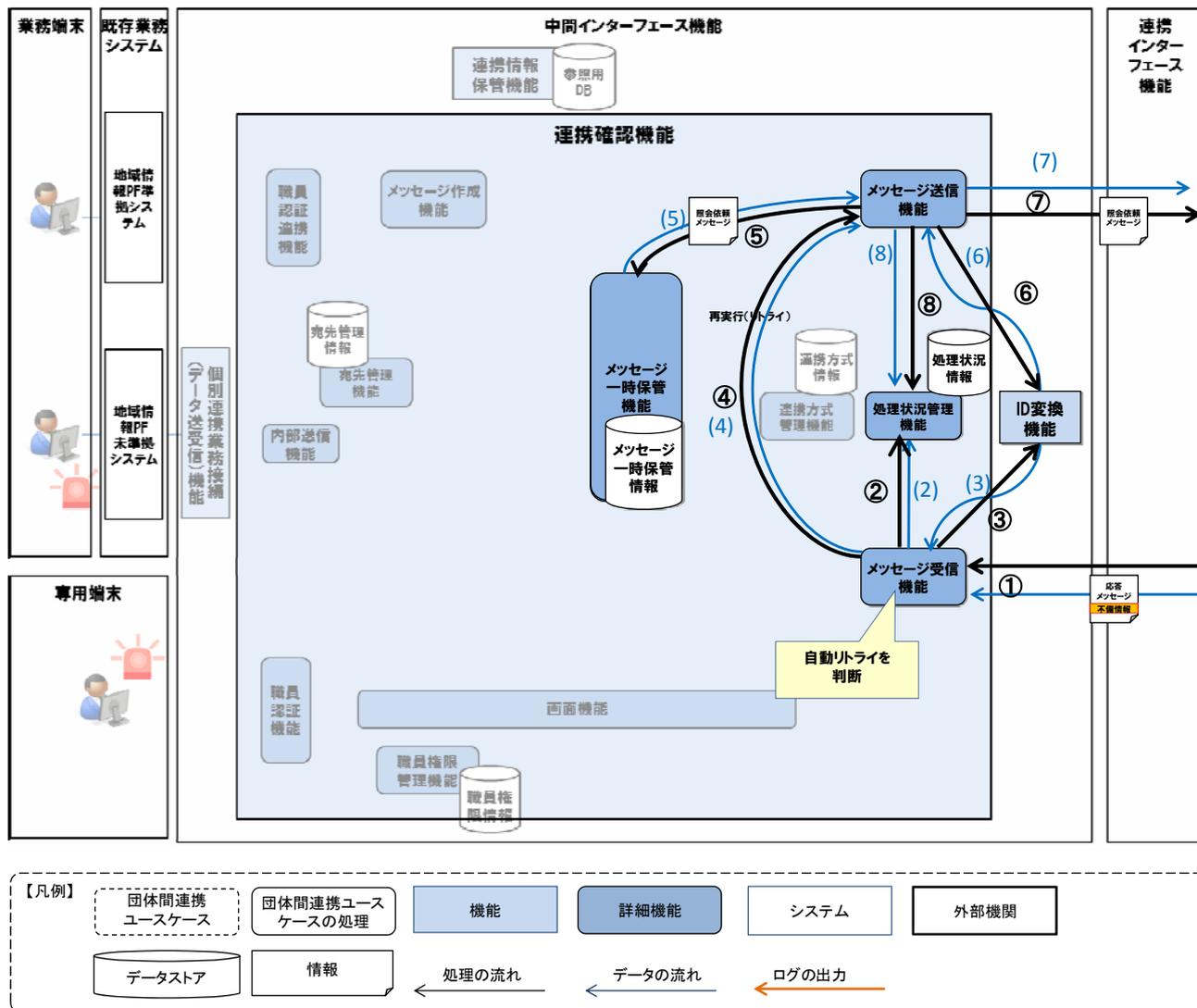


【図 3.6-39 処理フロー(D01-2)】

<処理説明>

- ① メッセージ受信機能は、連携インターフェース機能より不備情報付きの応答メッセージを受信する。
- ② メッセージ受信機能は、処理状況管理機能を実行し、処理状況の更新を行う。
- ③ メッセージ受信機能は、ID 変換機能を実行し、リンクコードから識別番号を取得する。
- ④ メッセージ受信機能は、メッセージ一時保管機能を実行し、不備情報付きの応答メッセージを対象個人単位のメッセージに分けて保管する。
- ⑤ メッセージ受信機能は、内部送信機能を実行する。
- ⑥ 内部送信機能は、メッセージ一時保管機能を実行し、不備情報付きの応答メッセージを個人単位または案件単位で取得する。
- ⑦ 内部送信機能は、宛先管理機能を実行し、宛先情報を取得する。
- ⑧ 内部送信機能は、業務システムに不備情報付きの応答情報を送信する。また、パトライト等に手動処理依頼の通知を行う。

D01-3 照会依頼元において応答メッセージ（不備情報付き）を受信し、自動リトライする場合

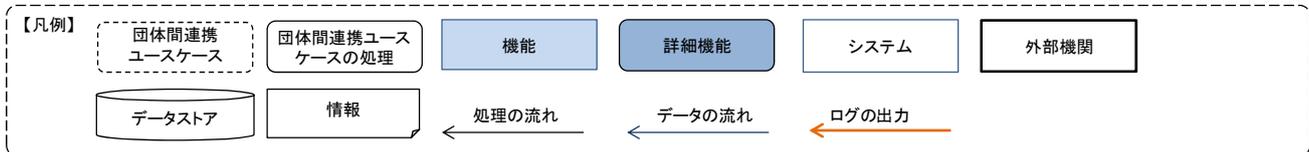
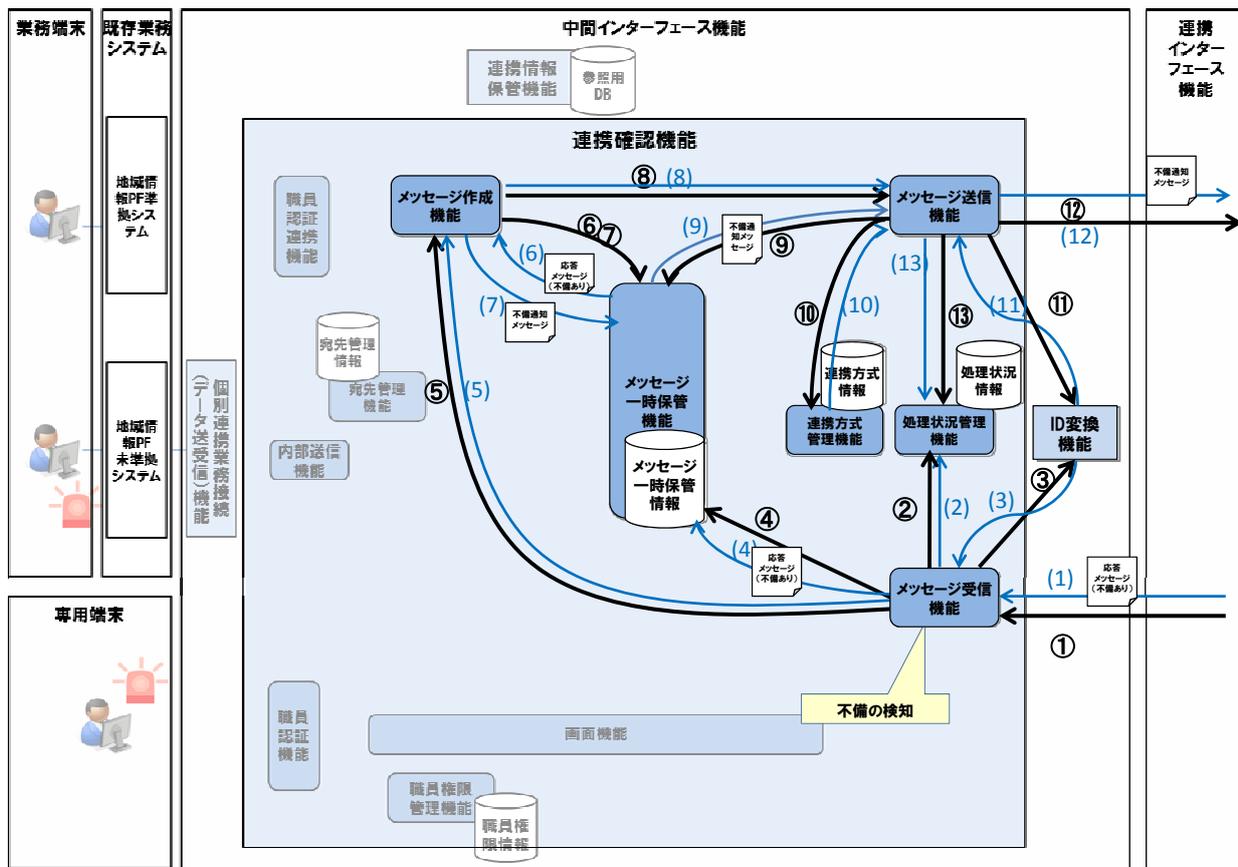


【図 3.6-40 処理フロー(D01-3)】

<処理説明>

- ① メッセージ受信機能は、連携インターフェース機能より不備情報付きの応答メッセージを受信する。
- ② メッセージ受信機能は、処理状況管理機能を実行し、処理状況の更新を行う。
- ③ メッセージ受信機能は、ID 変換機能を実行し、リンクコードから識別番号を取得する。
- ④ メッセージ受信機能は、メッセージ送信機能を実行する。
- ⑤ メッセージ送信機能は、メッセージ一時保管機能を実行し、メッセージ一時保管情報より照会依頼メッセージを取得する。
- ⑥ メッセージ送信機能は、ID 変換機能を実行し、識別番号からリンクコードを取得する。
- ⑦ メッセージ送信機能は、連携インターフェース機能に照会依頼メッセージを送信する。
- ⑧ メッセージ送信機能は、処理状況管理機能を実行し、処理状況を更新する。

D02-1 照会依頼元において応答メッセージの不備を検知し、不備通知メッセージを送信する場合

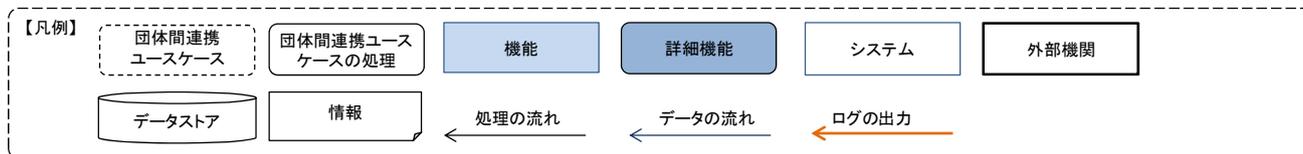
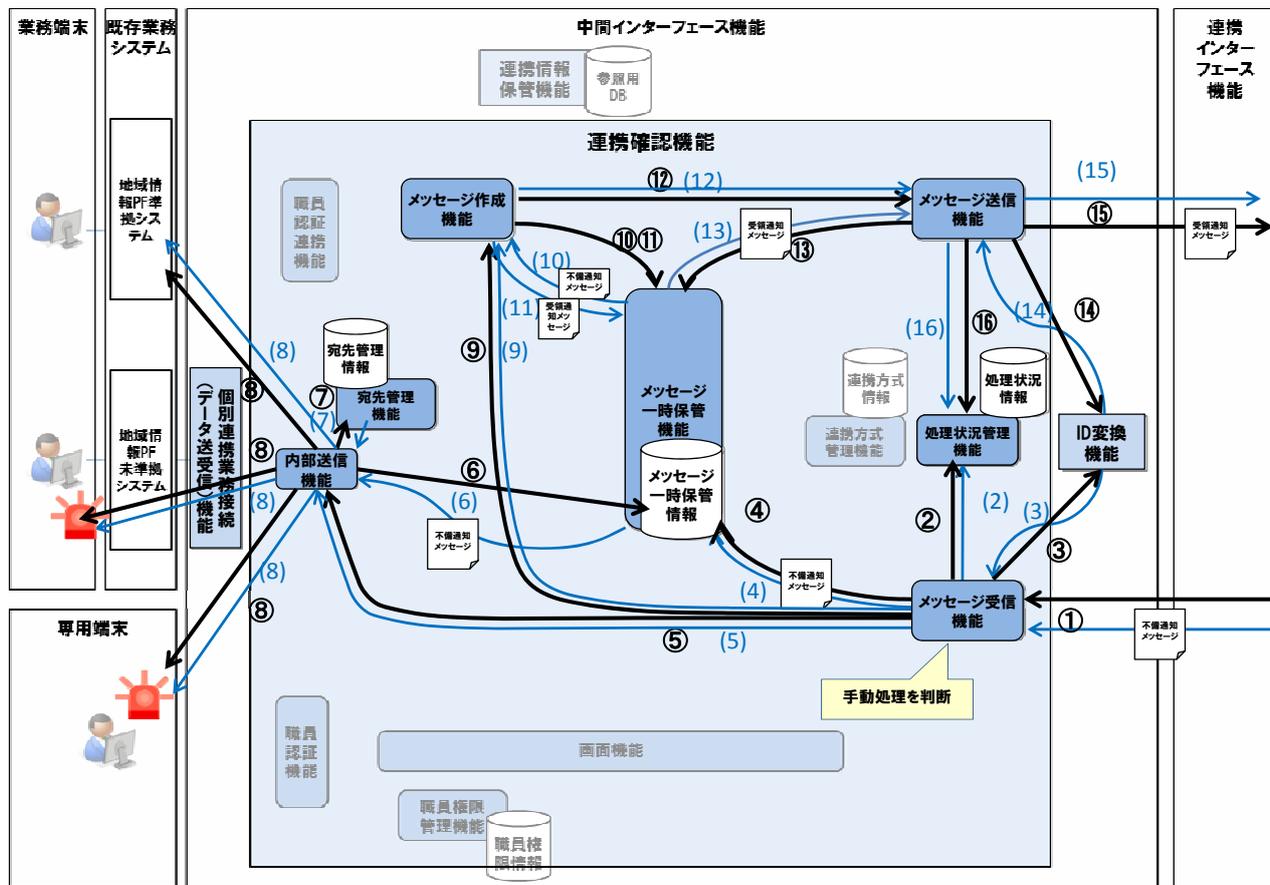


【図 3.6-41 処理フロー(D02-1)】

<処理説明>

- ① メッセージ受信機能は、連携インターフェース機能より不備な応答メッセージを受信し、不備を検知する。
- ② メッセージ受信機能は、処理状況管理機能を実行し、処理状況の更新を行う。
- ③ メッセージ受信機能は、ID 変換機能を実行し、リンクコードから識別番号を取得する。
- ④ メッセージ受信機能は、メッセージ一時保管機能を実行し、不備な応答メッセージを対象個人単位のメッセージに分けて保管する。
- ⑤ メッセージ受信機能は、メッセージ作成機能を実行する。
- ⑥ メッセージ作成機能は、メッセージ一時保管機能を実行し、不備な応答メッセージを個人単位または案件単位で取得して、不備通知メッセージを作成する。
- ⑦ メッセージ作成機能は、メッセージ一時保管機能を実行し、作成した不備通知メッセージを、対象個人単位のメッセージに分けて保管する。
- ⑧ メッセージ作成機能は、メッセージ送信機能を実行する。
- ⑨ メッセージ送信機能は、メッセージ一時保管機能を実行し、メッセージ一時保管情報より送信する不備通知メッセージを取得する。  
メッセージ送信機能は、連携方式管理機能を実行し、業務/ユースケースに応じた連携方式を取得する。  
メッセージ送信機能は、ID 変換機能を実行し、識別番号からリンクコードを取得する。  
メッセージ送信機能は、連携インターフェース機能に不備通知メッセージを送信する。  
メッセージ送信機能は、処理状況管理機能を実行し、処理状況を更新する。

D02-2 照会依頼先において不備通知メッセージを受信し、手動処理する場合

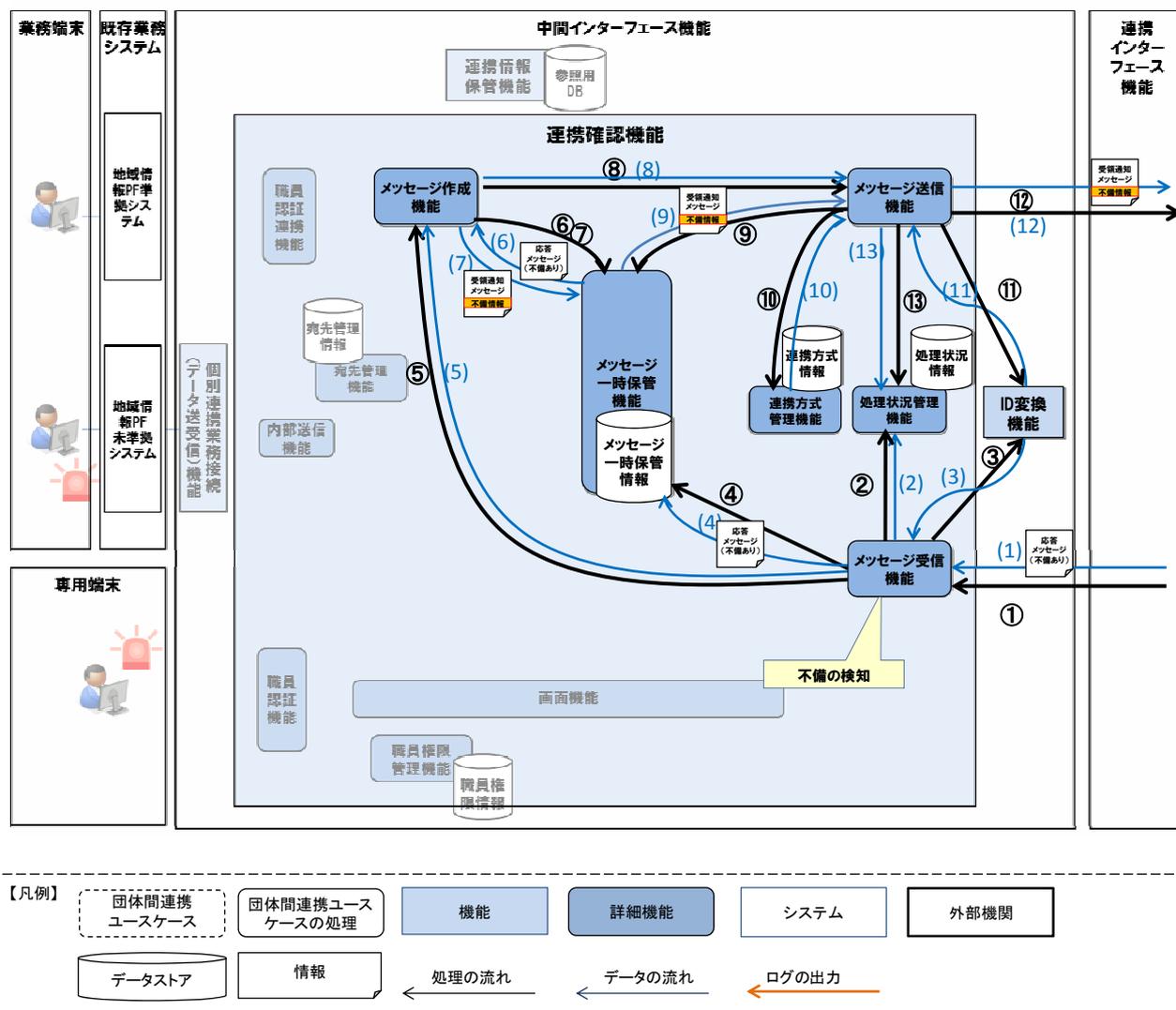


【図 3.6-42 処理フロー(D02-2)】

<処理説明>

- ① メッセージ受信機能は、連携インターフェース機能より不備通知メッセージを受信する。
- ② メッセージ受信機能は、処理状況管理機能を実行し、処理状況の更新を行う。
- ③ メッセージ受信機能は、ID 変換機能を実行し、リンクコードから識別番号を取得する。
- ④ メッセージ受信機能は、メッセージ一時保管機能を実行し、不備通知メッセージを対象個人単位のメッセージに分けて保管する。
- ⑤ メッセージ受信機能は、内部送信機能を実行する。
- ⑥ 内部送信機能は、メッセージ一時保管機能を実行し、不備通知メッセージを個人単位または案件単位で取得する。
- ⑦ 内部送信機能は、宛先管理機能を実行し、宛先情報を取得する。
- ⑧ 内部送信機能は、業務システムに不備情報付きの応答情報を送信する。また、パトライト等に手動処理依頼の通知を行う。
  
- ⑨ メッセージ受信機能は、メッセージ作成機能を実行する。  
メッセージ作成機能は、メッセージ一時保管機能を実行し、不備通知メッセージを個人単位または案件単位で取得して、受領通知メッセージを作成する。  
メッセージ作成機能は、メッセージ一時保管機能を実行し、作成した受領通知メッセージを、対象個人単位のメッセージに分けて保管する。  
メッセージ作成機能は、メッセージ送信機能を実行する。  
メッセージ送信機能は、メッセージ一時保管機能を実行し、メッセージ一時保管情報より送信する受領通知メッセージを取得する。  
メッセージ送信機能は、ID 変換機能を実行し、識別番号からリンクコードを取得する。  
メッセージ送信機能は、連携インターフェース機能に応答メッセージを送信する。  
メッセージ送信機能は、処理状況管理機能を実行し、処理状況を更新する。

D03-1 照会依頼元において応答メッセージの不備を検知し、受領通知メッセージ（不備情報付き）を送信する場合



【図 3.6-43 処理フロー(D03-1)】

<処理説明>

- ① メッセージ受信機能は、連携インターフェース機能より不備な応答メッセージを受信し、不備を検知する。
- ② メッセージ受信機能は、処理状況管理機能を実行し、処理状況の更新を行う。
- ③ メッセージ受信機能は、ID 変換機能を実行し、リンクコードから識別番号を取得する。
- ④ メッセージ受信機能は、メッセージ一時保管機能を実行し、不備な応答メッセージを対象個人単位のメッセージに分けて保管する。
- ⑤ メッセージ受信機能は、メッセージ作成機能を実行する。
- ⑥ メッセージ作成機能は、メッセージ一時保管機能を実行し、不備な応答メッセージを個人単位または案件単位で取得して、不備情報付きの受領通知メッセージを作成する。
- ⑦ メッセージ作成機能は、メッセージ一時保管機能を実行し、作成した不備情報付きの受領通知メッセージを、対象個人単位のメッセージに分けて保管する。
- ⑧ メッセージ作成機能は、メッセージ送信機能を実行する。
- ⑨ メッセージ送信機能は、メッセージ一時保管機能を実行し、メッセージ一時保管情報より送信する不備情報付きの受領通知メッセージを取得する。

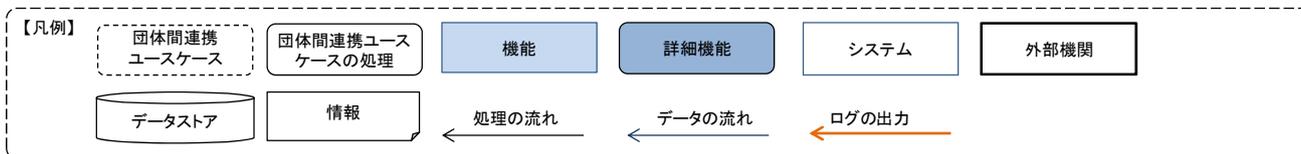
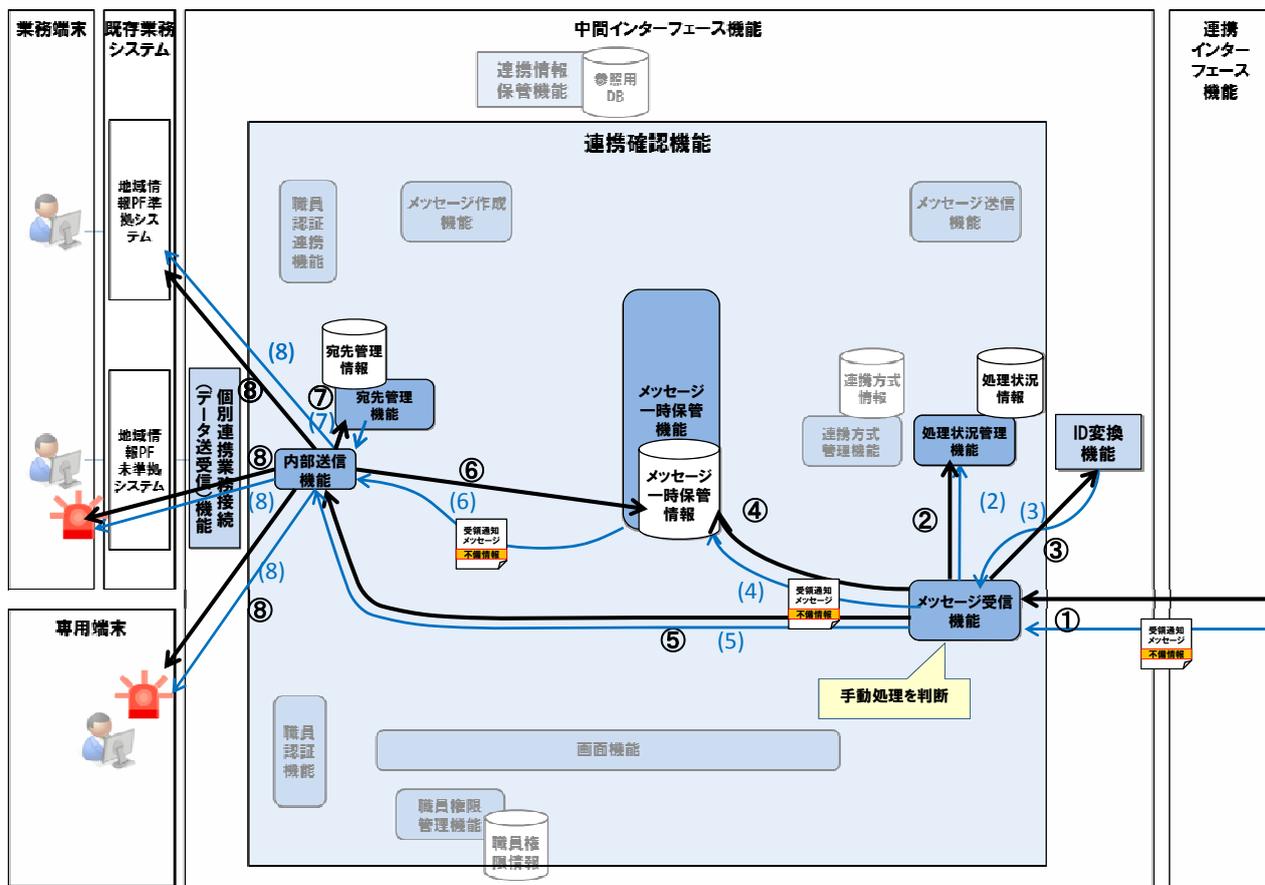
メッセージ送信機能は、連携方式管理機能を実行し、業務/ユースケースに応じた連携方式を取得する。

メッセージ送信機能は、ID 変換機能を実行し、識別番号からリンクコードを取得する。

メッセージ送信機能は、連携インターフェース機能に不備情報付きの受領通知メッセージを送信する。

メッセージ送信機能は、処理状況管理機能を実行し、処理状況を更新する。

D03-2 照会依頼先において受領通知メッセージ（不備情報付き）を受信し、手動処理する場合

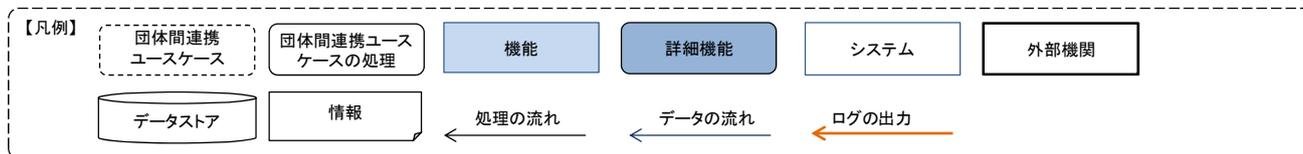
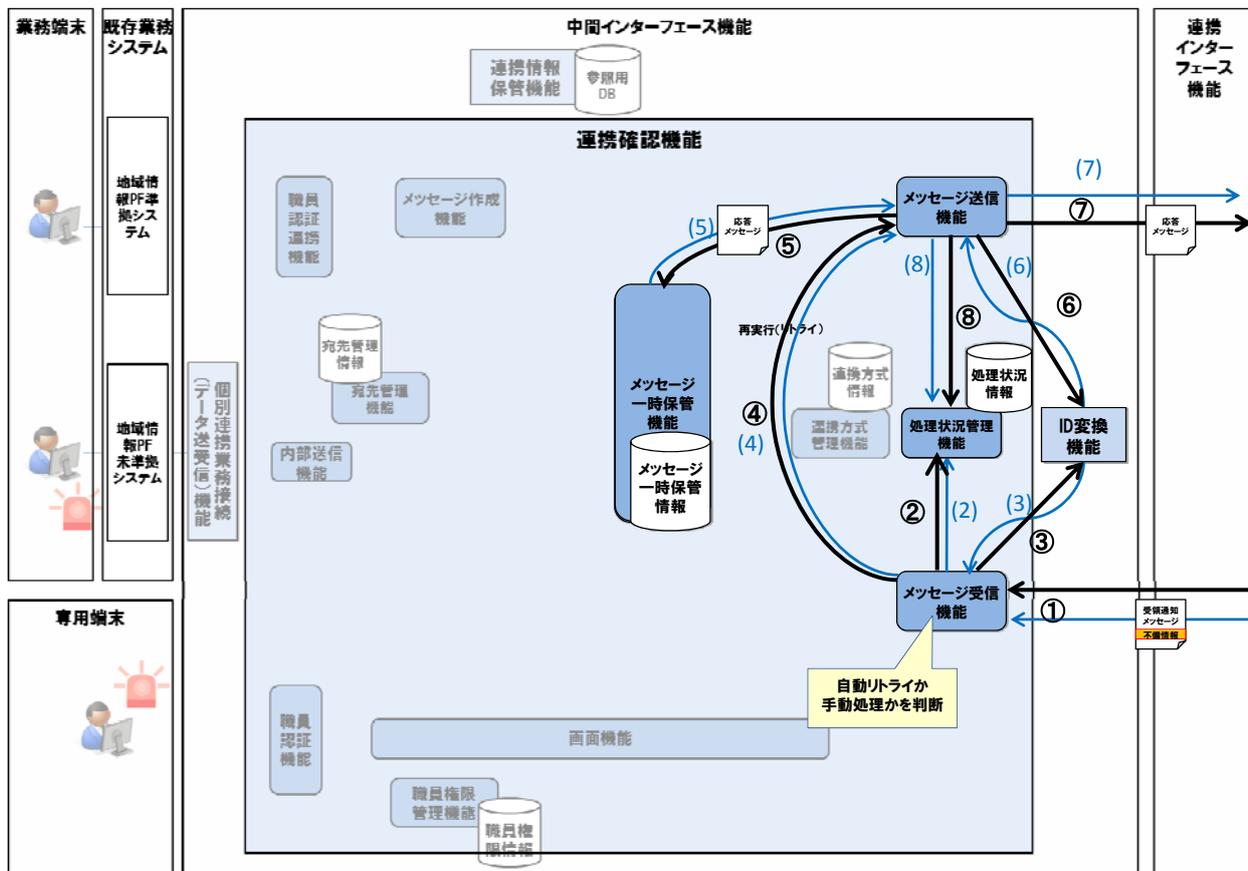


【図 3.6-44 処理フロー(D03-2)】

<処理説明>

- ① メッセージ受信機能は、連携インターフェース機能より不備情報付きの受領通知メッセージを受信する。
- ② メッセージ受信機能は、処理状況管理機能を実行し、処理状況の更新を行う。
- ③ メッセージ受信機能は、ID 変換機能を実行し、リンクコードから識別番号を取得する。
- ④ メッセージ受信機能は、メッセージ一時保管機能を実行し、不備情報付きの受領通知メッセージを対象個人単位のメッセージに分けて保管する。
- ⑤ メッセージ受信機能は、内部送信機能を実行する。
- ⑥ 内部送信機能は、メッセージ一時保管機能を実行し、不備情報付きの応答メッセージを個人単位または案件単位で取得する。
- ⑦ 内部送信機能は、宛先管理機能を実行し、宛先情報を取得する。
- ⑧ 内部送信機能は、業務システムに不備情報付きの応答情報を送信する。また、パトライト等に手動処理依頼の通知を行う。

D03-3 照会依頼先において受領通知メッセージ（不備情報付き）を受信し、自動リトライする場合

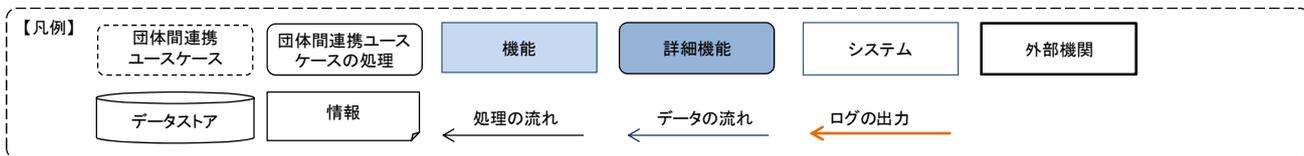
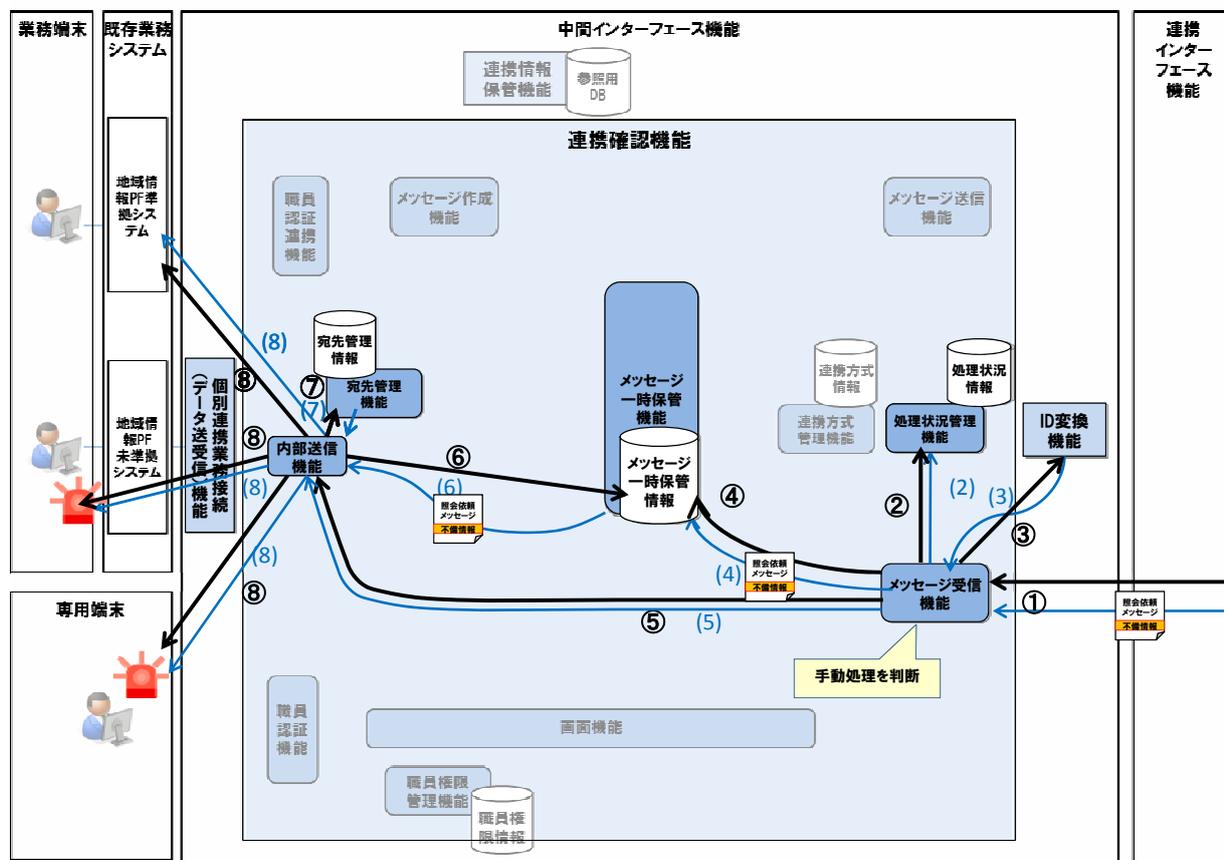


【図 3.6-45 処理フロー(D03-3)】

<処理説明>

- ① メッセージ受信機能は、連携インターフェース機能より不備情報付きの受領通知メッセージを受信する。
- ② メッセージ受信機能は、処理状況管理機能を実行し、処理状況の更新を行う。
- ③ メッセージ受信機能は、ID 変換機能を実行し、リンクコードから識別番号を取得する。
- ④ メッセージ受信機能は、メッセージ送信機能を実行する。
- ⑤ メッセージ送信機能は、メッセージ一時保管機能を実行し、メッセージ一時保管情報より応答メッセージを取得する。
- ⑥ メッセージ送信機能は、ID 変換機能を実行し、識別番号からリンクコードを取得する。
- ⑦ メッセージ送信機能は、連携インターフェース機能に応答メッセージを送信する。
- ⑧ メッセージ送信機能は、処理状況管理機能を実行し、処理状況を更新する。

D04-1 照会依頼元において、照会依頼メッセージ（不備情報付き）を自団体の連携インターフェース機能から受信し、手動処理する場合

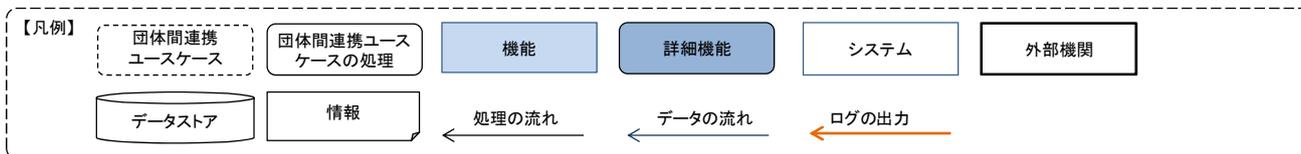
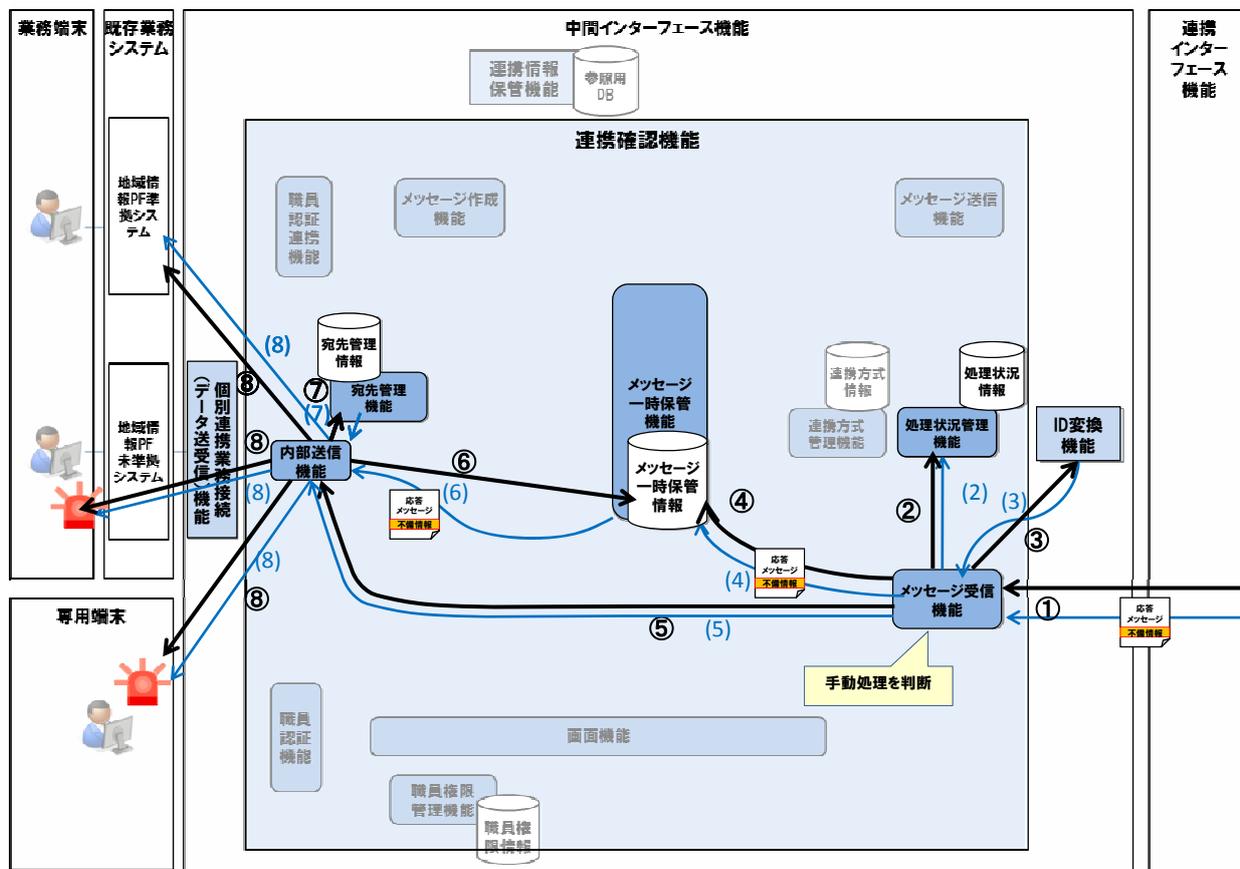


【図 3.6-46 処理フロー(D04-1)】

<処理説明>

- ① メッセージ受信機能は、連携インターフェース機能より自団体が検知した不備情報付きの照会依頼メッセージを受信する。
- ② メッセージ受信機能は、処理状況管理機能を実行し、処理状況の更新を行う。
- ③ メッセージ受信機能は、ID 変換機能を実行し、リンクコードから識別番号を取得する。
- ④ メッセージ受信機能は、メッセージ一時保管機能を実行し、不備情報付きの照会依頼メッセージを対象個人単位のメッセージに分けて保管する。
- ⑤ メッセージ受信機能は、内部送信機能を実行する。
- ⑥ 内部送信機能は、メッセージ一時保管機能を実行し、不備情報付きの照会依頼メッセージを個人単位または案件単位で取得する。
- ⑦ 内部送信機能は、宛先管理機能を実行し、宛先情報を取得する。
- ⑧ 内部送信機能は、業務システムに不備情報付きの照会依頼メッセージを送信する。また、パトライト等に手動処理依頼の通知を行う。

D05-1 照会依頼先において、応答メッセージ（不備情報付き）を自団体の連携インターフェース機能から受信し、手動処理する場合

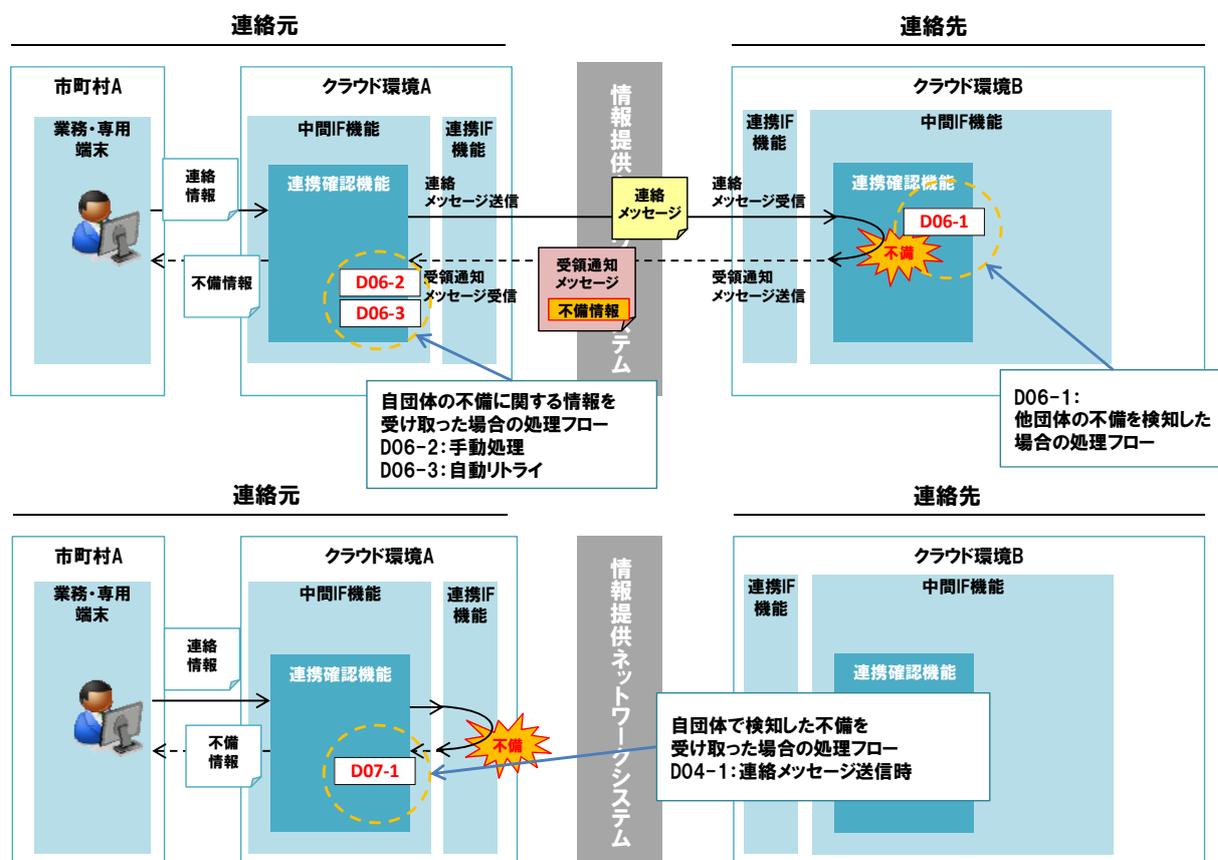


【図 3.6-47 処理フロー(D05-1)】

<処理説明>

- ① メッセージ受信機能は、連携インターフェース機能より自団体が検知した不備情報付きの応答メッセージを受信する。
- ② メッセージ受信機能は、処理状況管理機能を実行し、処理状況の更新を行う。
- ③ メッセージ受信機能は、ID 変換機能を実行し、リンクコードから識別番号を取得する。
- ④ メッセージ受信機能は、メッセージ一時保管機能を実行し、不備情報付きの応答メッセージを対象個人単位のメッセージに分けて保管する。
- ⑤ メッセージ受信機能は、内部送信機能を実行する。
- ⑥ 内部送信機能は、メッセージ一時保管機能を実行し、不備情報付きの応答メッセージを個人単位または案件単位で取得する。
- ⑦ 内部送信機能は、宛先管理機能を実行し、宛先情報を取得する。
- ⑧ 内部送信機能は、業務システムに不備情報付きの応答メッセージを送信する。また、パトライト等に手動処理依頼の通知を行う。

②連絡・受取

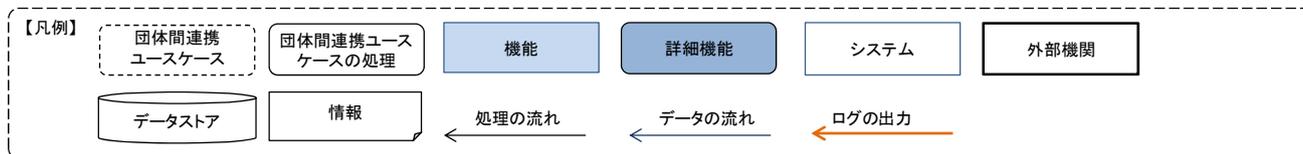
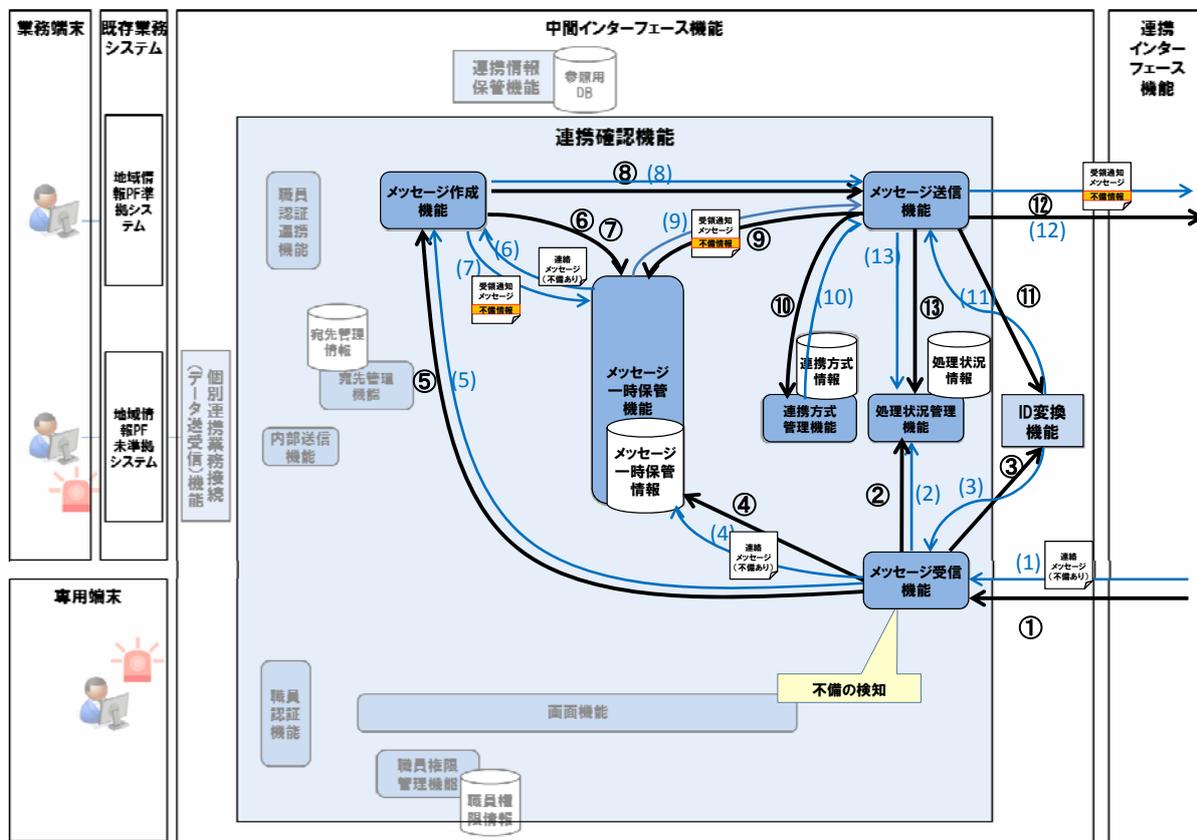


【図 3.6-48 処理フローの記載箇所（連絡・受取時の不備）】

【表 3.6-8 処理フローの内訳（連絡・受取時の不備）】

項番	分類	ID		説明
1	不備	D06	D06-1	連絡先において連絡メッセージの不備を検知し、受領通知メッセージ（不備情報付き）を送信する場合
2			D06-2	連絡元において受領通知メッセージ（不備情報付き）を受信し、手動処理する場合
3			D06-3	連絡元において受領通知メッセージ（不備情報付き）を受信し、自動リトライする場合
4		D07	D07-1	連絡元において、連絡メッセージ（不備情報付き）を自団体の連携インターフェース機能から受信し、手動処理する場合

D06-1 連絡先において連絡メッセージの不備を検知し、受領通知メッセージ（不備情報付き）を送信する場合

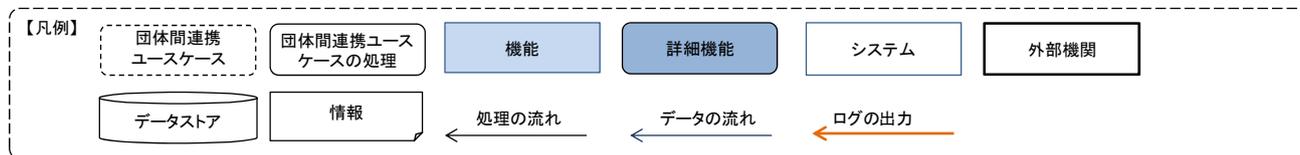
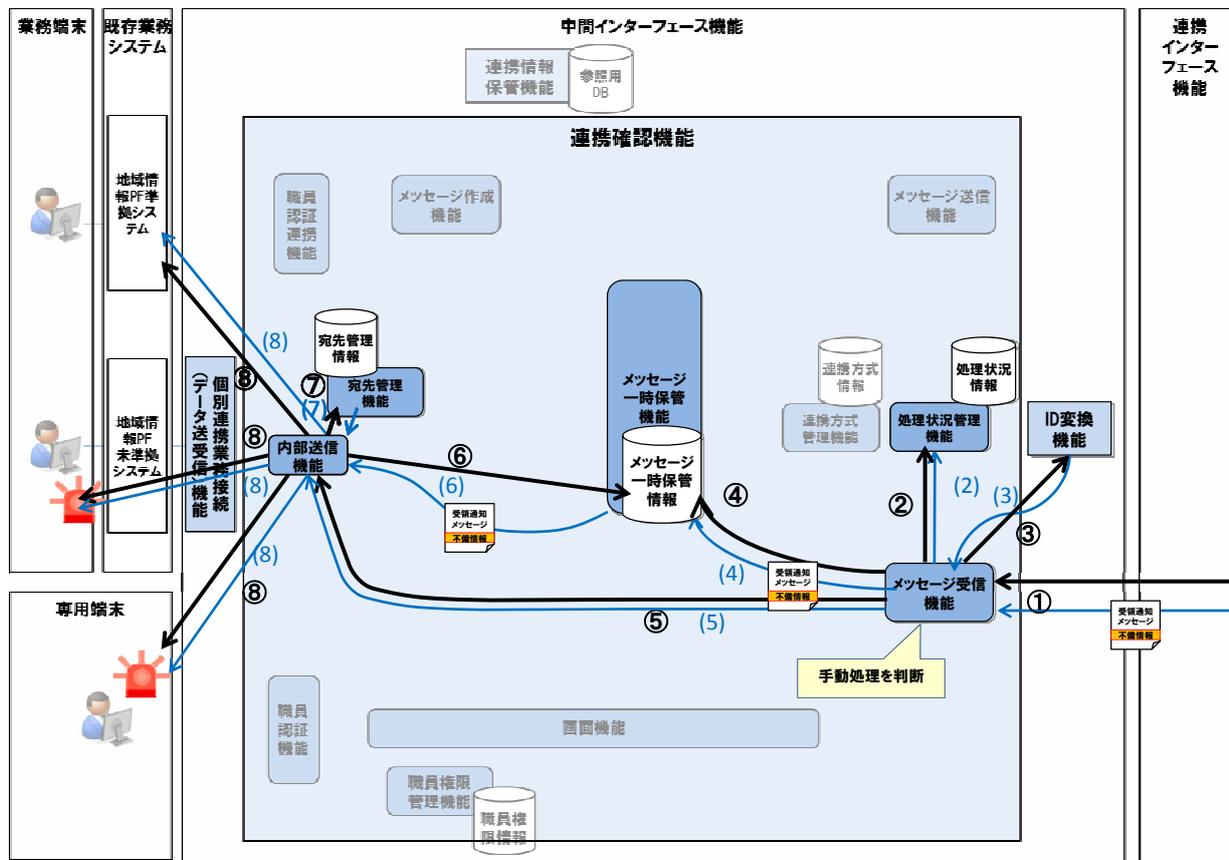


【図 3.6-49 処理フロー(D06-1)】

<処理説明>

- ① メッセージ受信機能は、連携インターフェース機能より不備な連絡メッセージを受信し、不備を検知する。
- ② メッセージ受信機能は、処理状況管理機能を実行し、処理状況の更新を行う。
- ③ メッセージ受信機能は、ID 変換機能を実行し、リンクコードから識別番号を取得する。
- ④ メッセージ受信機能は、メッセージ一時保管機能を実行し、不備な連絡メッセージを対象個人単位のメッセージに分けて保管する。
- ⑤ メッセージ受信機能は、メッセージ作成機能を実行する。
- ⑥ メッセージ作成機能は、メッセージ一時保管機能を実行し、不備な連絡メッセージを個人単位または案件単位で取得して、不備情報付きの受領通知メッセージを作成する。
- ⑦ メッセージ作成機能は、メッセージ一時保管機能を実行し、作成した不備情報付きの受領通知メッセージを、対象個人単位のメッセージに分けて保管する。
- ⑧ メッセージ作成機能は、メッセージ送信機能を実行する。
- ⑨ メッセージ送信機能は、メッセージ一時保管機能を実行し、メッセージ一時保管情報より送信する不備情報付きの受領通知メッセージを取得する。  
メッセージ送信機能は、連携方式管理機能を実行し、業務/ユースケースに応じた連携方式を取得する。  
メッセージ送信機能は、ID 変換機能を実行し、識別番号からリンクコードを取得する。  
メッセージ送信機能は、連携インターフェース機能に不備情報付きの受領通知メッセージを送信する。  
メッセージ送信機能は、処理状況管理機能を実行し、処理状況を更新する。

D06-2 連絡元において受領通知メッセージ（不備情報付き）を受信し、手動処理する場合

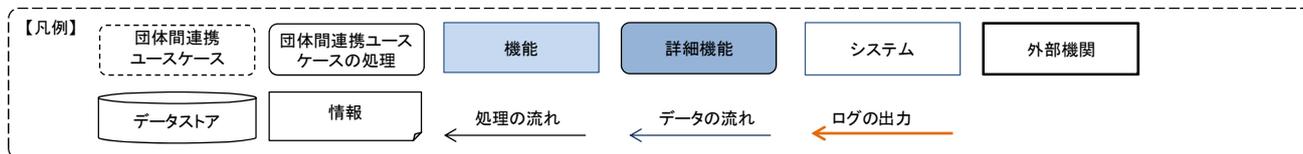
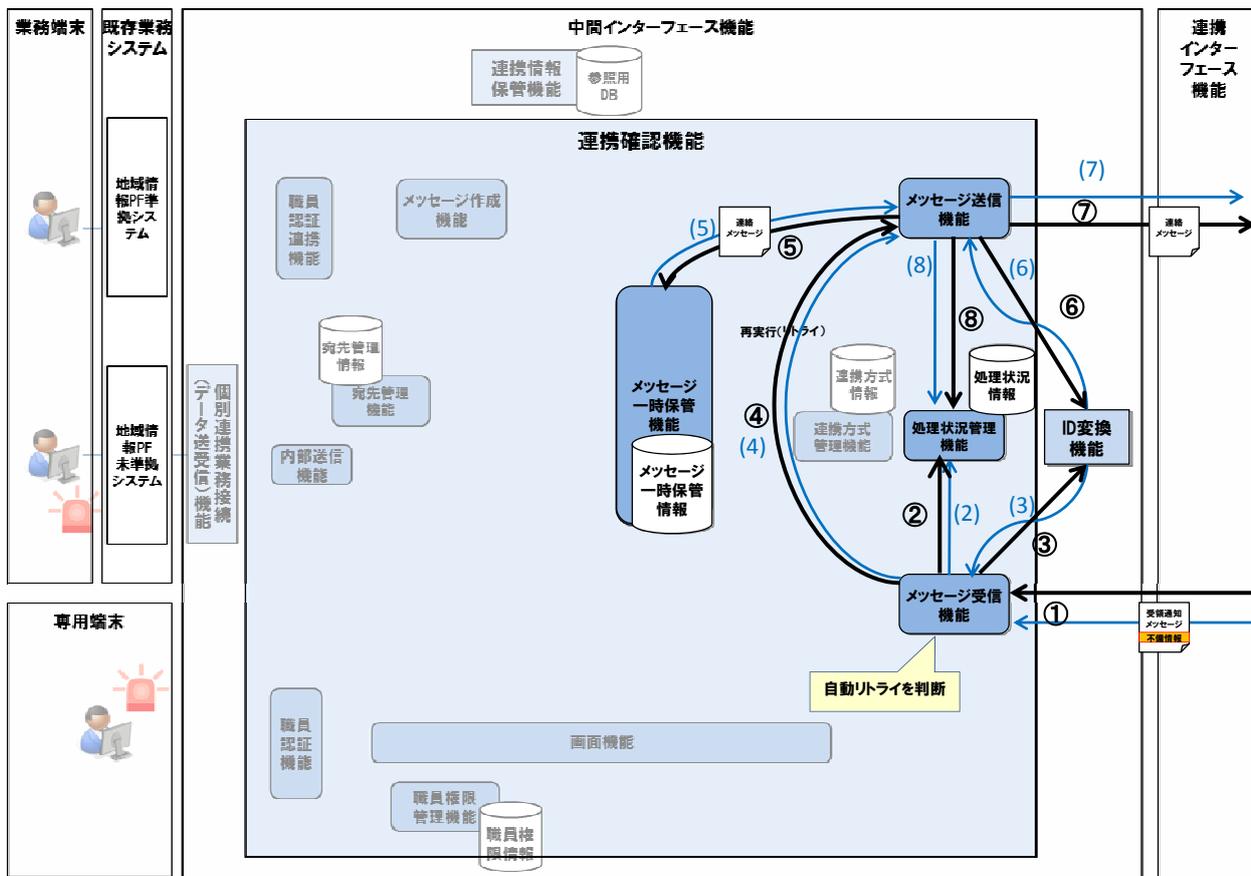


【図 3.6-50 処理フロー D06-2】

<処理説明>

- ① メッセージ受信機能は、連携インターフェース機能より不備情報付きの受領通知メッセージを受信する。
- ② メッセージ受信機能は、処理状況管理機能を実行し、処理状況の更新を行う。
- ③ メッセージ受信機能は、ID 変換機能を実行し、リンクコードから識別番号を取得する。
- ④ メッセージ受信機能は、メッセージ一時保管機能を実行し、不備情報付きの受領通知メッセージを対象個人単位のメッセージに分けて保管する。
- ⑤ メッセージ受信機能は、内部送信機能を実行する。
- ⑥ 内部送信機能は、メッセージ一時保管機能を実行し、不備情報付きの受領通知メッセージを個人単位または案件単位で取得する。
- ⑦ 内部送信機能は、宛先管理機能を実行し、宛先情報を取得する。
- ⑧ 内部送信機能は、業務システムに不備情報付きのメッセージを送信する。また、パトライト等に手動処理依頼の通知を行う。

D06-3 連絡元において受領通知メッセージ（不備情報付き）を受信し、自動リトライする場合

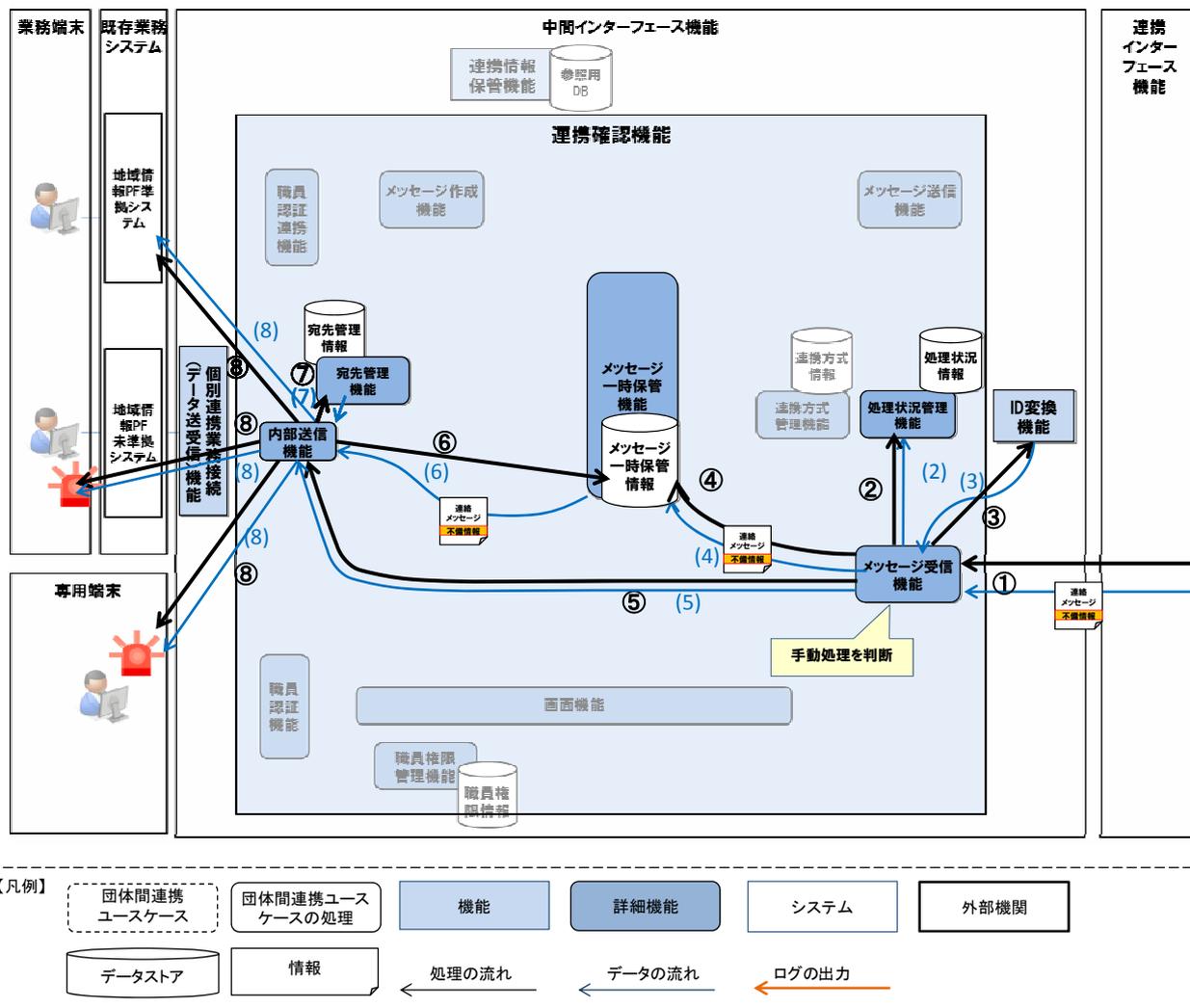


【図 3.6-51 処理フロー D06-3】

<処理説明>

- ① メッセージ受信機能は、連携インターフェース機能より不備情報付きの受領通知メッセージを受信する。
- ② メッセージ受信機能は、処理状況管理機能を実行し、処理状況の更新を行う。
- ③ メッセージ受信機能は、ID 変換機能を実行し、リンクコードから識別番号を取得する。
- ④ メッセージ受信機能は、メッセージ送信機能を実行する。
- ⑤ メッセージ送信機能は、メッセージ一時保管機能を実行し、メッセージ一時保管情報より連絡メッセージを取得する。
- ⑥ メッセージ送信機能は、ID 変換機能を実行し、識別番号からリンクコードを取得する。
- ⑦ メッセージ送信機能は、連携インターフェース機能に連絡メッセージを送信する。
- ⑧ メッセージ送信機能は、処理状況管理機能を実行し、処理状況を更新する。

D07-1 連絡元において、連絡メッセージ（不備情報付き）を自団体の連携インターフェース機能から受信し、手動処理する場合



【図 3.6-52 処理フロー D07-1】

<処理説明>

- ① メッセージ受信機能は、連携インターフェース機能より自団体が検知した不備情報付きの連絡メッセージを受信する。
- ② メッセージ受信機能は、処理状況管理機能を実行し、処理状況の更新を行う。
- ③ メッセージ受信機能は、ID 変換機能を実行し、リンクコードから識別番号を取得する。
- ④ メッセージ受信機能は、メッセージ一時保管機能を実行し、不備情報付きの連絡メッセージを対象個人単位のメッセージに分けて保管する。
- ⑤ メッセージ受信機能は、内部送信機能を実行する。
- ⑥ 内部送信機能は、メッセージ一時保管機能を実行し、不備情報付きの連絡メッセージを個人単位または案件単位で取得する。
- ⑦ 内部送信機能は、宛先管理機能を実行し、宛先情報を取得する。
- ⑧ 内部送信機能は、業務システムに不備情報付きの連絡メッセージを送信する。また、パトライト等に手動処理依頼の通知を行う。

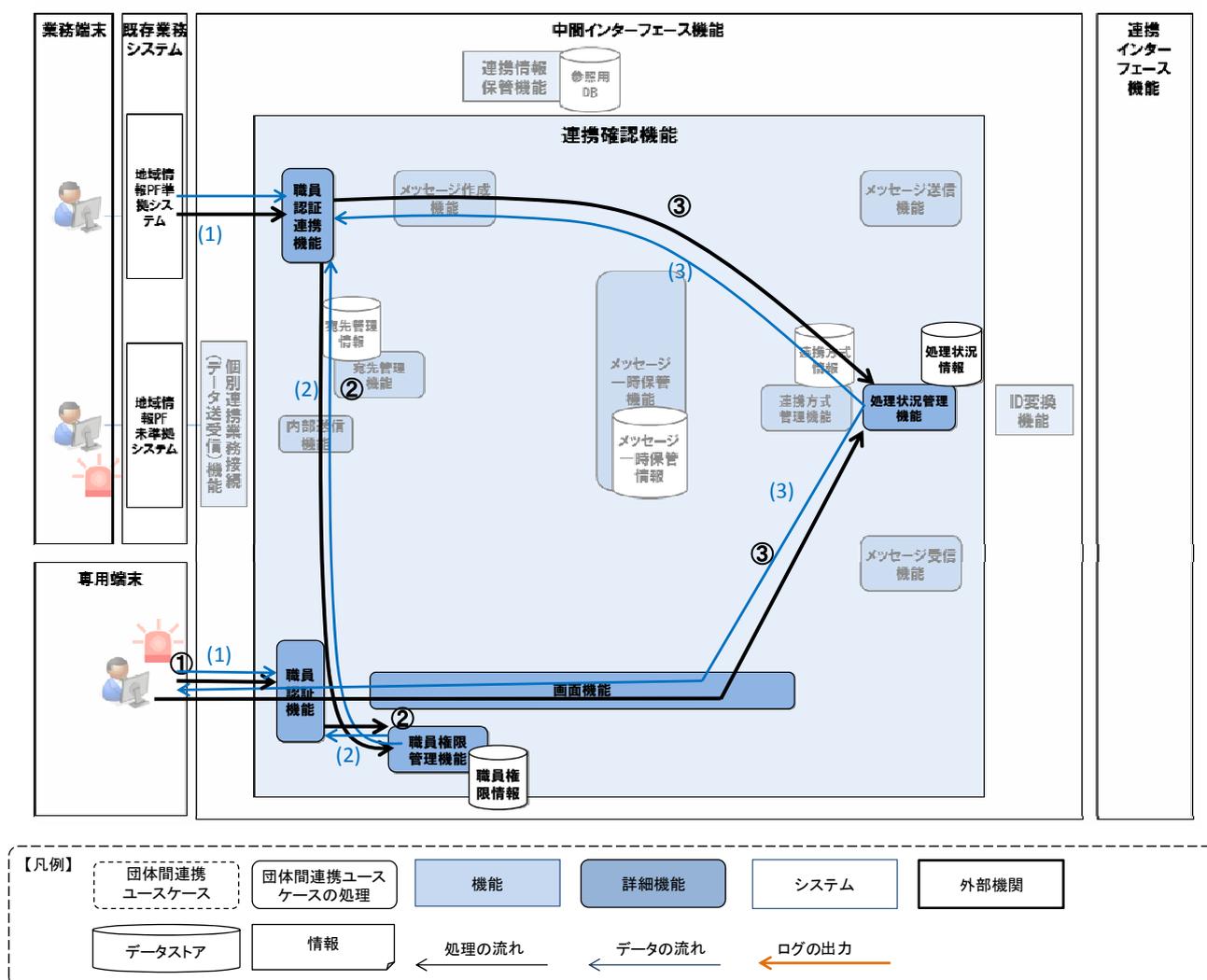
(5) 維持管理

【表 3.6-9 処理フローの内訳 ( 持管理)】

項番	分類	ID		説明
1	持管 理	E01	E01-1	専用端末から処理状況を照会する場合
2			E01-2	業務端末から処理状況を照会する場合
3		E02	E02-1	専用端末から職員権限情報を設定する場合
4			E02-2	専用端末から宛先情報を登録・更新する場合
5			E02-3	専用端末から連携方式情報を登録・更新する場合

E01-1 専用端末から処理状況を照会する場合

E01-2 業務端末から処理状況を照会する場合



【図 3.6-53 処理フロー E01-1、E01-2】

<処理説明>

■E01-1 専用端末から処理状況を照会する場合

- ① 業務システムは、職員認証連携機能を実行し、既存の職員認証システム（独自認証）と連携し権限情報を引き継ぐ。
- ② 職員認証連携機能は、職員権限管理機能を実行し、利用可能な職員権限を保持しているかチェックする。
- ③ 業務システムは、処理状況管理機能を実行し、処理状況を取得する。

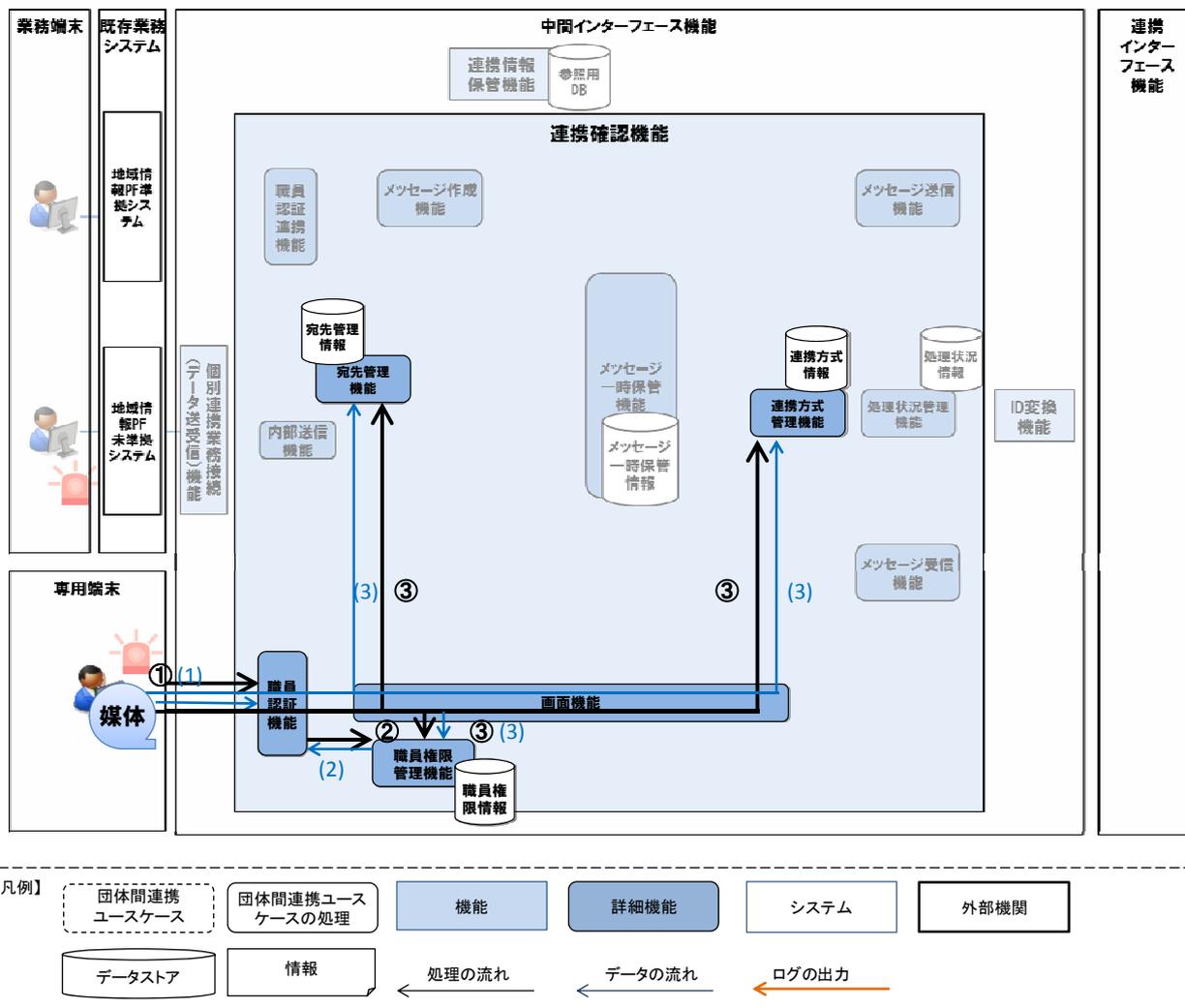
■E01-2 業務端末から処理状況を照会する場合

- ① 職員は専用端末から、職員認証機能を実行し、ICカード情報を入力する。  
職員認証機能は、ICカード情報により専用端末を操作する職員を特定する。
- ② 職員認証機能は、職員権限管理機能を実行し、利用可能な職員権限を保持しているかチェックする。
- ③ 職員は操作画面から、処理状況管理機能を実行し、処理状況を取得する。

E02-1 専用端末から職員権限情報を登録・更新する場合

E02-2 専用端末から宛先情報を登録・更新する場合

E02-3 専用端末から連携方式情報を登録・更新する場合



【図 3.6-54 処理フロー(E02-1、E02-2、E02-3)】

<処理説明>

■ E02-1 専用端末から職員権限情報を登録・更新する場合

- ① 職員は専用端末から、職員認証機能を実行し、ICカード情報を入力する。  
職員認証機能は、ICカード情報により専用端末を操作する職員を特定する。
- ② 職員認証機能は、職員権限管理機能を実行し、利用可能な職員権限を保持しているかチェックする。
- ③ 職員は操作画面から、職員権限管理機能を実行し、職員権限を登録・更新する。

■ E02-2 専用端末から宛先情報を登録・更新する場合

- ① 職員は専用端末から、職員認証機能を実行し、ICカード情報を入力する。  
職員認証機能は、ICカード情報により専用端末を操作する職員を特定する。
- ② 職員認証機能は、職員権限管理機能を実行し、利用可能な職員権限を保持しているかチェックする。
- ③ 職員は操作画面から、宛先管理機能を実行し、宛先情報を登録・更新する。

■ E02-3 専用端末から連携方式情報を登録・更新する場合

- ① 職員は専用端末から、職員認証機能を実行し、ICカード情報を入力する。  
職員認証機能は、ICカード情報により専用端末を操作する職員を特定する。
- ② 職員認証機能は、職員権限管理機能を実行し、利用可能な職員権限を保持しているかチェックする。
- ③ 職員は操作画面から、連携方式管理機能を実行し、連携方式情報を登録・更新する。

### 3.6.6 外部インターフェース一覧

連携確認機能の外部インターフェースは以下のようなもの想定される。

【表 3.6-10 入出力情報の内訳】

項番	詳細機能	入出力情報		説明
1	メッセージ作成機能／ メッセージ送信機能 (業務システム→他団体)	入力	照会依頼情報	業務システム／専用端末から受け取る照会依頼情報
2			応答情報	参照用D 未登録時に、専用端末から入力する応答情報
3			連絡情報	他団体へ通知する連絡情報
4			決裁応答	決裁フラグ適合時の決裁応答
5		出力	照会依頼メッセージ	他団体へ照会依頼するメッセージ
6			応答メッセージ	他団体からの照会依頼に応答するメッセージ
7			連絡メッセージ	他団体へ通知する連絡メッセージ
8	メッセージ受信機能／ メッセージ送信機能 (他団体→他団体)	入力	照会依頼メッセージ	他団体から受信した照会依頼メッセージ
9			応答メッセージ	他団体から受信した応答メッセージ
10			連絡メッセージ	他団体から受信した連絡メッセージ
11			受領通知メッセージ	他団体から受信した受領メッセージ
12			不備通知メッセージ	他団体から受信した不備内容の通知メッセージ
13		出力	照会依頼メッセージ	他団体へ照会依頼するメッセージ (再送の場合)
14			応答メッセージ	照会依頼に自動応答するメッセージ
15			連絡メッセージ	他団体へ応答／連絡するメッセージ (再送場合)
16			受領通知メッセージ	照会依頼メッセージ／連絡メッセージの受領を通知するメッセージ
17			不備通知メッセージ	不備内容を通知するメッセージ
18			受領通知メッセージ	受領を通知するメッセージ

項番	詳細機能	入出力情報		説明	
19	メッセージ受信機能／ 内部送信機能  (他団体→業務システム)	入力	照会依頼メッセージ	他団体から受信した照会依頼を要求するメッセージ	
20			応答メッセージ	他団体から受信した照会依頼に応答するメッセージ	
21			連絡メッセージ	他団体から受信した連絡を通知するメッセージ	
22			受領通知メッセージ	他団体から受信した受領を通知するメッセージ	
23			不備通知メッセージ	他団体から受信した不備内容を通知するメッセージ	
24			出力	決裁依頼	既存業務システムに依頼する決裁依頼
25		応答情報		既存業務システムに提供する応答情報	
26		応答取得依頼		既存業務システムに提供する応答取得依頼	
27		連絡情報		既存業務システムに提供する連絡情報	
28		受領情報		既存業務システムに提供する受領情報	
29		不備情報		既存業務システムに提供する不備情報	
30		画面機能／ 処理状況管理機能／ 宛先管理機能／ 連携方式管理機能／ 職員権限管理機能／  (業務システム→業務システム)		入力	応答取得依頼
31			処理状況要求		処理状況を要求する情報
32	住民情報、決裁フラグ		参照用 DB 更新情報		
33	宛先情報／連携方式登録情報／職員権限情報		専用端末で登録・更新する各種設定情報		
34	処理状況要求		案件／宛先／業務／個人の処理状況の確認要求		
35	出力		応答情報	応答取得依頼に対応する応答情報	
36			処理状況情報	案件の処理状況	
37			参照用 DB 登録結果	参照用 D の登録結果	
38			登録結果	専用手端末での登録・更新結果	

### 3.6.7 課題

#### (1) 保管されたメッセージの保管期間について

「メッセージ保管機能」で保管されたメッセージの保管期間については、今後検討が必要である。照会依頼／応答メッセージを公文書として扱うものと社会保障・税に関わる番号制度及び国民 ID 制度などの制度上にて規定された場合は、文書管理規程に則るものになると想定される。

#### (2) 連携確認機能から職員への通知について

連携確認機能が団体間連携において発生したイベントを職員に通知する方法の検討が必要である。例えば、以下のケースでは、連携確認機能が職員にイベントを通知する必要があると考えられる。

【連携確認機能が職員に通知すべきイベント内容】

- ・他団体から連絡メッセージを受信したケース。
- ・他団体への定期処理での照会依頼／連絡メッセージ送信に失敗した場合。

## 3.7 ID変換機能

### 3.7.1 機能概要

ID変換機能は、自治体業務システムで利用している「識別番号<sup>1</sup>」と情報提供ネットワークシステムのデータ連携で利用される「リンクコード<sup>2</sup>」を相互に変換する機能とする。

情報提供ネットワークシステムより取得したリンクコードと識別番号の紐付けを行い、団体間連携において相互に変換を行うものであると想定する。

自団体から情報送信する際（照会依頼メッセージ送信時／応答メッセージ送信時）には、自団体の識別番号をリンクコードへ変換することとする。

他団体から情報を受信した際（照会依頼メッセージ受信時／応答メッセージ受信時）には、リンクコードを自団体の識別番号へ変換することとする。

### 3.7.2 前提条件

- ・リンクコードは情報提供ネットワークシステムにて付番されるものと想定する。
- ・住民の識別番号とリンクコードの変換は、一方を紐付けるコード変換テーブルを使用して行うものと想定する。

### 3.7.3 処理要件

#### (1) 識別番号からリンクコードへの変換について

自治体内では住民情報が識別番号で一意となるように管理されていることを前提とする。一方、大綱や中間とりまとめより、情報提供ネットワークシステムを利用した情報連携では、個人を特定するためにリンクコードを利用する運用になるものと想定される。

そのため、団体間連携においては、リンクコードによって特定個人の情報要求を受け付け、リンクコードを識別番号に変換し、識別番号による住民情報の特定が必要となると考えられる。照会依頼メッセージ送信時／応答メッセージ送信時は、識別番号をリンクコードに変換し、照会依頼メッセージ受信時／応答メッセージ受信時はリンクコードを識別番号に変換するなど相互変換する必要があると考えられる。

#### (2) リンクコードの取得方法とそのタイミングについて

リンクコードは情報提供ネットワークシステムが自治体に 1 対 1 対応するものである。リンクコードを情報提供ネットワークシステムに取得要求する方式については今後詳細に仕様検討されるものと考えられるが、ここではマイナンバーの提示によって特定個人のリンクコードを取得する仕組みを想定する。

#### (3) 管理情報について

(1)で述べたように、リンクコードと識別番号を相互に変換するために、リンクコードと識別番号を紐付けたコード変換テーブルで管理するものと想定する。

<sup>1</sup>自治体が業務システムで利用している、個人を特定するためのコード

<sup>2</sup>団体間連携において、自治体で個人を特定するためのコード

### 3.7.4 詳細機能一覧

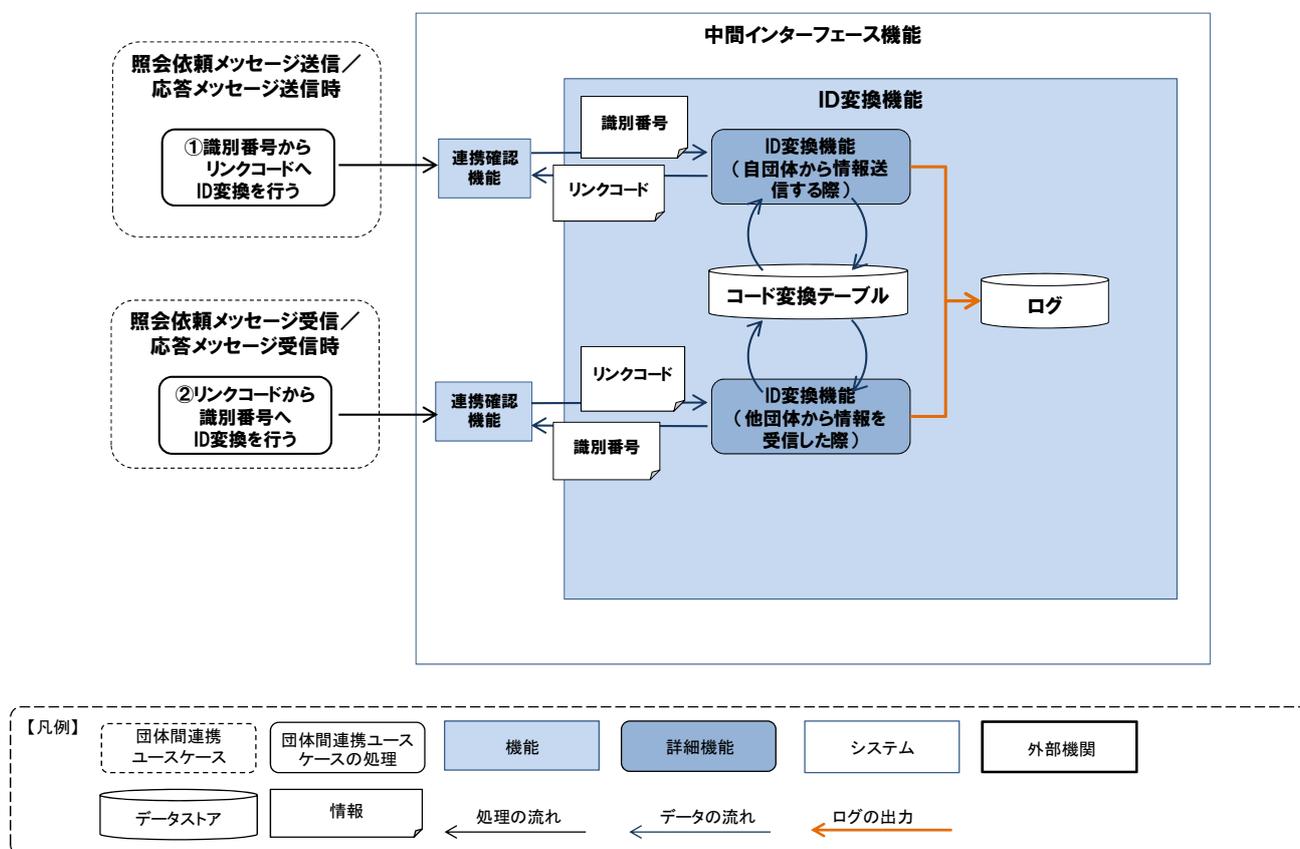
ID変換機能の詳細機能は以下のようなもの想定される。

【表 3.7-1 ID変換機能の内訳】

項番	機能の内訳	説明
1	ID変換機能 (自団体から情報送信する際)	自治体業務システムで管理する照会依頼対象者の識別番号を、情報提供ネットワークシステムで利用されるリンクコードへ変換を行う機能とする。 ・ 住民の識別番号を受け取りリンクコードへ変換する。 ・ 住民のリンクコードを連携確認機能へ返す。
2	ID変換機能 (他団体から情報を受信した際)	照会依頼対象者の情報提供ネットワークシステムで利用されるリンクコードを、自治体業務システムで管理する識別番号へ変換を行う機能とする。 ・ 住民のリンクコードを受け取り識別番号へ変換する。 ・ 住民の識別番号を連携確認機能へ返す。
3	リンクコード 取得機能	情報提供ネットワークシステムからリンクコードを取得する機能とする。 ※リンクコード取得の具体的な実現方式については情報提供ネットワークシステムの仕様によって決まるものであり、現時点では不明である。

### 3.7.5 処理フロー

ID 変換機能の処理フローは、以下の流れになるものと想定される。



【図 3.7-1 処理フロー】

< 処理説明 >

■ 照会依頼メッセージ送信 / 応答メッセージ送信時

① 識別番号からリンクコードへ ID 変換を行う

- ・ 連携確認機能から照会依頼対象者の識別番号を受け取り、照会要求するためのリンクコードへ変換する
- ・ 対象者のリンクコードを連携確認機能へ返す

■ 照会依頼メッセージ受信 / 応答メッセージ受信時

② リンクコードから識別番号へ ID 変換を行う

- ・ 連携確認機能から照会依頼対象者のリンクコードを受け取り、識別番号へ変換する
- ・ 対象者の識別番号を連携確認機能へ返す

### 3.7.6 外部インターフェース一覧

ID変換機能の外部インターフェースは以下のようなもの想定される。

【表 3.7-2 入出力情報の内訳】

項番	詳細機能	入出力情報		説明
1	ID変換機能 (自団体から情報送信する際)	入力	識別番号	各団体が既存業務システムで利用している、個人を特定するためのコード
2		出力	リンクコード	団体間連携において各団体で個人を特定するためのコード
3	ID変換機能 (他団体から情報を受信した際)	入力	リンクコード	団体間連携において各団体で個人を特定するためのコード
4		出力	識別番号	各団体が既存業務システムで利用している、個人を特定するためのコード

### 3.7.7 課題

#### (1) リンクコードと識別番号の紐付けについて

一つのリンクコードに対しては一つの識別番号への変換を想定しているが、一つのリンクコードに対して、人物は一人でも、識別番号は複数存在する運用管理も想定される。(例えば、複数の固定資産を保有する一人に対して、固定資産ごとに識別番号を採番して管理するような、同一人物ではあるが識別番号を複数とした運用など。)

また、同一自治体内であっても、業務システムごとに個人を特定する識別番号が異なっている場合も想定される。

既存業務システムにおいて、リンクコードから変換される識別番号と各業務データ中の他の識別番号が同一個人であることを紐付ける仕組みと、そのデータ整備が必要になると考えられる。

#### (2) 過去情報の管理について

特別な事情によりマイナンバーが変更となった場合に、制度の規定によってはリンクコードも変更となる可能性がある。この場合には、コード変換テーブルにてリンクコードの管理も考慮すべきではないかと考えられる。

リンクコードの保管期間については、制度の規定または付番管理する情報提供ネットワークシステムの仕様に基づくものであり、今後の検討が必要である。

## 3.8 連携情報保管機能

### 3.8.1 機能概要

連携情報保管機能は、自団体の住民情報を参照用 DB に保管する機能とする。また、連携確認機能から照会依頼のための住民情報取得要求を受け取り、参照用 DB 内の検索・抽出を行って結果を返却する機能とする。

参照用 DB の住民情報を最新化するために、既存業務システムから住民情報を取得する機能を実装する必要があると考えられる。

また、連携確認機能から起動されることで参照用 DB が保管する情報に対して、個別にメンテナンスを行えるものを想定する。

### 3.8.2 前提条件

- ・ 応答メッセージを作成するための応答情報は、参照用 DB を検索することで抽出されるものと想定する。参照用 DB には、予め団体間連携に必要なデータが格納されているものと想定する。
- ・ 識別番号<sup>1</sup> と リンクコード<sup>2</sup> の紐付け管理は「ID 変換機能」で管理するものとし、参照用 DB では管理しないものと想定する。このため、参照用 DB の住民情報は、リンクコードではなく識別番号によって管理されているものと想定する。

### 3.8.3 処理要件

#### (1) 地域情報プラットフォーム標準仕様の活用

地域情報プラットフォーム標準仕様では、業務ユニット間で必要となるデータを統合的に管理することにより、自治体内における業務ユニット間のデータ連携を効率的に行う、統合 DB 機能仕様が規定されている。連携情報保管機能で検索対象とする参照用 DB は自治体業務ユニットのデータの複製と考えるため、原則として地域情報プラットフォーム標準仕様に規定されている統合 DB 機能仕様を適用することを想定する。

<sup>1</sup>自治体が業務システムで利用している、個人を特定するためのコード

<sup>2</sup>団体間連携において、自治体で個人を特定するためのコード

## (2) 参照用 DB の考え方

全ての照会依頼に対し手動で応答することは困難と思われるため、他団体への応答については自動応答する必要があると考えられる。自動応答にあたっては、応答のための住民情報を参照用 DB に保持し、参照用 DB に格納されている住民情報を応答可能とするものと想定する。

一方、業務、情報内容、対象者の状況等に応じて、職員が判断した上で手動の処理に切り替えることも必要と考えられる（単件即時決裁）。これらを考慮して、同期処理での連携可否を判断する決裁フラグ等を参照用 DB に記録することにより応答方法を切り替え可能とするものと想定する。

参照用 DB に格納する情報は、番号制度等で規定するユースケースごとに必要となる最小限のデータ項目になるものと想定する。また、参照用 DB は業務システムデータの一部を複製したものであり、いつ時点のデータで応答情報が作成されたかを照会元に通知する必要があると考えられることから、データの更新日付情報が記録されるものと想定する。

なお、参照用 DB へ格納する情報については、確実に安全性を確保し、漏えい等を防がなければならない。そのためには、参照用 DB のセキュリティ要件について、今後、検討していく必要がある。

## (3) 応答情報について

応答情報のデータ項目は、業務ごとに定義されるものと考えられるが、ユースケースごとに必要な情報項目は業務の中でも最小限の項目のみ連携されるべきであると考えられる。そのため、応答情報はユースケースに応じたマスキングがなされ提供されるものと想定する。

## (4) 参照用 DB のメンテナンス

住民情報は様々な事由によって異動が行われ、情報が更新される。異動のたびに参照用 DB の住民情報を最新化することは必須であり、かつ職員の作業負 負 を考慮すると、バッチ処理等システムによる自動更新を行えるべきであると考えられる。また、バッチでの自動処理タイミングを待たずに、決裁フラグの即時更新や 住民情報 の即時更新を行う運用も想定されるため、職員が専用端末を操作して連携確認機能から参照用 DB の更新が行えるものと想定する。

### 3.8.4 詳細機能一覧

連携情報保管機能の詳細機能は以下のようなもの想定される。

【表 3.8-1 連携情報保管機能の内訳】

項番	機能の内訳	説明
1	データ抽出機能	<p>参照用 DB に対して、照会対象情報のデータ抽出を行う機能とする。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 住民の識別番号及び対象情報から、参照用 DB に対して照会対象情報の検索を行う。検索処理における、抽出項目についてはユースケースに応じた指定項目となるようにマスキングを行う。</li> <li>・ 検索結果を連携確認機能に返す。</li> </ul>
2	参照用 DB 更新機能	<p>参照用 DB を更新する機能とする。</p> <p>職員による手動操作又はシステムによる自動起動により実行される。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 地域情報 PF 準拠システムに対しては、定期的に行うスケジュールされたバッチ処理により、住民情報を PULL 型で取得し、情報提供ネットワークシステムを利用して提供可能な情報のみをフィルタリングし、参照用 DB に対する登録／更新／削除を行う。</li> <li>・ 地域情報 PF 未準拠・対象外システムについては、個別連携業務接続機能に接続して更新対象データを受け取る PUSH 型とし、フィルタリングされた更新対象データを受け取り参照用 DB に登録／更新／削除を行う。（個別連携業務接続機能に接続することとなるため、SOAP 通信または FTP によるデータ取得方式で更新対象データを受け取る）</li> </ul>
3	参照用 DB メンテナンス機能	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 専用端末を利用して連携確認機能から起動し、参照用 DB に対して登録／更新／削除を行う。</li> </ul>

### 3.8.5 処理フロー

連携情報保管機能の処理フローは、以下の流れになるものと想定される。

【図 3.8-1 処理フロー】

<処理説明>

■照会依頼メッセージ受信／応答メッセージ送信時

- ① 参照用 DB からデータ抽出する。
  - ・ 要求条件をもとに参照用 DB 内を検索し、検索結果を取得する

■参照用 DB 更新時

- ② 参照用 DB を更新する
  - ・ 地域情報プラットフォーム準拠業務システムに対して、データ更新対象取得の要求依頼を行い、更新対象 住民情報 ・ 決裁フラグ を取得する。参照用 DB に登録／更新／削除を行う。
  - ・ 地域情報プラットフォーム未準拠／対象外業務システムから、更新対象 住民情報 ・ 決裁フラグ を受信し、参照用 DB に登録／更新／削除を行う。
  - ・ 職員が専用端末から更新指示を行って、参照用 DB にデータ更新を行う

■参照用 DB メンテナンス時

③ 参照用 DB をメンテナンスする。

- ・職員が専用端末で入力した連携確認機能の住民情報の更新指示を受け取り、参照用 DB ヘデータの登録／更新／削除を行う。

### 3.8.6 外部インターフェース一覧

連携情報保管機能の外部インターフェースは以下のようなもの想定される。

【表 3.8-2 入出力情報の内訳】

項番	詳細機能	入出力情報		説明
1	データ抽出機能	入力	検索要求	参照用 DB の検索条件を定義した情報。
2		出力	応答情報	参照用 DB の検索結果。 照会依頼に対する応答情報の 住民情報 ・ 決裁フラグ ・ 更新日付 を含む。
3	参照用 DB 更新機能	入力	住民情報	地域情報プラットフォーム準拠業務システム、地域情報プラットフォーム未準拠／対象外業務システムから取得した、更新対象情報。 住民情報 ・ 決裁フラグ を含む。
4	参照用 DB メンテナンス機能	入力	画面入力情報	更新対象に対する更新指示の画面入力情報。

### 3.8.7 課題

#### (1) 地域情報プラットフォームの対象業務外ユニットのデータ管理について

参照用 DB の管理対象データは、番号制度で利用するすべての業務データが対象となり、地域情報プラットフォームで未定義の業務ユニットの業務データも管理対象となるため、地域情報プラットフォーム準拠の業務ユニット拡大が必要になると考えられる。

## 3.9 ログ管理機能(中間インターフェース)

### 3.9.1 機能概要

ログ管理機能（中間インターフェース）は、ID 変換機能、連携確認機能、連携情報保管機能に関するログ（以下、中間 IF ログ）を出力・管理する機能とする。

ログ管理機能（中間インターフェース）は、中間 IF ログから監査ログ／業務ログとして必要な情報を抽出、提供することを想定する。

### 3.9.2 前提条件

- ・ ID 変換機能、連携確認機能、連携情報保管機能が出力するログは、制度上の規定に従い適切に出力・運用されるものと想定する。

### 3.9.3 処理要件

#### (1) 地域情報プラットフォーム標準仕様の活用

監査ログの運用は制度上の規定に従い運用されるものと想定されるが、地域情報プラットフォーム標準仕様では、PF 監査証跡仕様として、ログ管理機能（中間インターフェース）に相当する仕様が規定されており、地域情報プラットフォーム標準仕様における当該仕様を参考とすることが有効と考えられる。

#### ① PF 監査証跡仕様

地域情報プラットフォーム標準仕様では、PF 監査証跡仕様について、「PF 監査証跡仕様は、個々に点在するセキュリティの監査証跡情報や複数サイト間に跨るセキュリティ監査証跡情報を統一的に管理し、監査する際の基本的な仕様（考え方）について規定したものである。」としており、以下のアプリケーションの考え方が示されている。

- ・ 業務ユニット：監査対象の監査ログを生成するアプリケーション。
- ・ 監査証跡提供サービス：監査証跡取得機能を実現するサービス。サイト間で公開する公開用監査情報を自治体内のログから取得蓄積管理し、PF 通信機能での取得依頼に基づき、情報を提供するサービス。
- ・ 監査情報活用アプリケーション：監査ログの収集サービスにより収集された監査ログを、監査を目的に閲覧や分析するためのアプリケーション。

（プラットフォーム通信標準仕様 V2.2 5.3.7. PF 監査証跡仕様を引用）

## (2) 監査ログ／業務ログの考え方

中間とりまとめでは、アクセス記録の種類として、個人がマイ・ポータル等を通じて事後的に閲覧するアクセス記録と、第三者機関が不正アクセス・情報漏洩等を検知するために閲覧・分析を行うアクセス記録があるものとされている。ここでは便宜上、後者を監査ログと呼称するものとする。

また、対象者氏名（連携対象となる住民の氏名）、送信元職員の氏名および所属などは、職員が業務行上、事後的に確認する必要がある内容であると考えられる。ここでは、これらの内容を含むログを業務ログと定義する。

ID 変換機能、連携確認機能、連携情報保管機能は、監査ログと業務ログを纏めて一つの間接 IF ログとして出力するものと想定する。ログ管理機能（中間インターフェース）は各機能より出力された中間 IF ログから、用途に応じて監査ログ、業務ログを抽出、提供、管理する必要があると考えられる。

【表 3.9-1 監査ログ／業務ログの考え方】

分類	考え方
監査ログ	<ul style="list-style-type: none"> <li>第三者機関が不正アクセス・情報漏洩等を検知するために閲覧・分析を行うログ</li> <li>監査の際には監査対象となるログを検索し、媒体等へ出力し第三者機関に提供する。</li> </ul>
業務ログ	<ul style="list-style-type: none"> <li>職員が業務行上、事後的に確認する必要があるログ。</li> <li>照会依頼、応答等の送受信に伴い、以下の項目を取得する。</li> </ul> <p>【送信時】</p> <p>①管理番号、②送信日（日時）、③送信担当者氏名（※）、④送信担当者所属（※）、⑤送信先団体、⑥対象者氏名、⑦情報内容（情報名、年度など）</p> <p>※自動処理の場合は③④不要。</p> <p>【受信時】</p> <p>①管理番号、②受信日（日時）、③送信元団体、④送信担当者氏名（※）、⑤送信担当者所属（※）、⑥対象者氏名、⑦情報内容（情報名、年度など）</p> <p>※連携先での送信が自動処理の場合は④⑤不要。</p>

## (3) 中間 IF ログの検索・参照

自治体で保管される膨大な中間 IF ログの中から、監査に必要な十分な監査ログ／業務ログを特定するため、ログ管理機能（中間インターフェース）では中間 IF ログの検索・参照が可能なものと想定する。

## (4) 中間 IF ログの媒体出力

中間 IF ログの保管期間は社会保障・税に関わる番号制度等にて規定されるものと考えられるが、保管期間が数年に及ぶことも想定される。長期の保管が必要な場合、費用面等で過度な負担が生じることを防ぐため、一定期間が過ぎたものは媒体等にて保管することも必要となると考えられる。

そのため、ログ管理機能（中間インターフェース）は中間 IF ログを媒体等に出力する必要があると考えられる。

### 3.9.4 詳細機能一覧

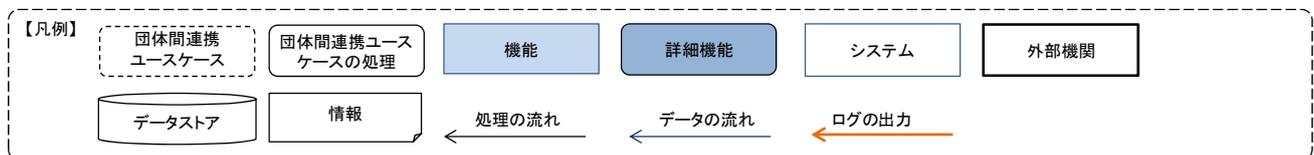
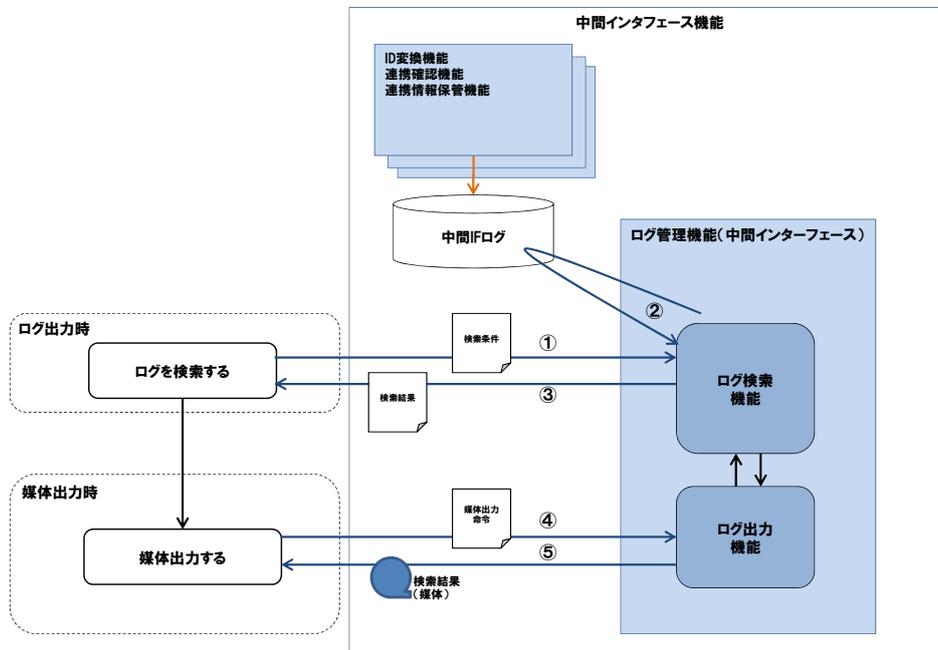
ログ管理機能（中間インターフェース）の詳細機能は以下のようなもの想定される。

**【表 3.9-2 ログ管理機能（自団体）の内訳】**

項番	機能の内訳	説明
1	ログ検索機能	専用端末から、中間インターフェース機能上の中間 IF ログを検索し、参照する機能とする。 <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 検索条件に基づき、中間 IF ログを検索する。</li> <li>・ 検索結果の中間 IF ログを表示する。</li> </ul>
2	ログ出力機能	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 中間 IF ログを媒体等に出力する機能とする。取得した中間 IF ログを媒体に出力する。</li> </ul>

### 3.9.5 処理フロー

ログ管理機能（中間インターフェース）の処理フローは、以下の流れになるものと想定される。



【図 3.9-1 処理フロー】

<処理説明>

■ ログ検索時

- ① 検索条件を入力する。
  - ・ 職員が専用端末から中間 IF ログの検索条件を入力する。
  
- ② ログを検索する。
  - ・ ログ管理機能（中間インターフェース）は、検索条件を元に中間 IF ログを検索する。
  - ・ 検索条件に合致するログがない場合はエラーを返す。
  
- ③ 検索結果を表示する。
  - ・ ログ管理機能（中間インターフェース）は、検索結果を表示する。

■ 媒体出力時

- ④ 検索結果の媒体出力操作をする。
  - ・ 職員が専用端末から検索結果の媒体出力操作をする。
  
- ⑤ ログを媒体出力する。
  - ・ ログ管理機能（中間インターフェース）は、検索結果を媒体出力する。

### 3.9.6 外部インターフェース一覧

ログ管理機能（中間インターフェース）の外部インターフェースは以下のようなものとなるものと想定される。

**【表 3.9-3 入出力項目の内訳】**

項番	詳細機能	入出力情報		説明
1	ログ検索機能	入力	検索条件	中間 IF ログの検索条件
2		出力	検索結果	検索結果
3	ログ出力機能	入力	媒体出力命令	媒体出力命令
4		出力	検索結果（媒体出力）	検索結果（媒体出力）

### 3.9.7 課題

#### (1) 監査ログの取得項目について

中間とりまとめではアクセス記録について、「情報連携に係る処理に関するログには、①管理用のシリアル番号、②情報連携に係るアクセスを行った日時、③情報連携の根拠（法令等で予め定められた情報連携のパターン）、④情報連携元の情報保有機関の名称、⑤情報連携先の情報保有機関の名称、⑥情報連携対象個人情報の種類、⑦情報連携元の情報保有機関の担当部署、⑧情報連携先の情報保有機関の担当部署、⑨情報連携元の情報保有機関において使用された端末、情報連携先の情報保有機関において使用された端末、提供された情報連携対象個人情報の内容、情報連携対象個人情報の用途などが考えられる。」とされており、このうち各自治体で取得すべきとされている⑦の項目が、監査ログとして取得すべき項目となると考えられる。

具体的に監査ログとしてどのような項目を保持すべきかについては、社会保障・税に関わる番号制度及び国民 ID 制度などの制度上の規定に従うことが必要となると考えられる。

#### (2) ログの信頼性の確保について

中間 IF ログは不正アクセス・情報漏洩の監査等の目的にも用いられることが想定され、信頼性を確保することが求められると思われる。中間 IF ログを保管するサーバでは RAID 等の技術によりハードウェア面での信頼性を確保することも必要と考えられる。

#### (3) 不正利用の自動検知の必要性

自治体は、番号制度導入に伴い他団体と様々な住民情報を連携することとなるため、悪意ある職員によりシステムが不正利用された場合には、住民情報の漏えい等が発生する恐れがある。そのため、各自治体には、職員による不正利用を監 するための運用が必要であると想定される。しかし、職員がそれらの不正をログから判断する運用は、自治体への負担が大きく、また、不正を検知するまでのタイムラグが発生するため、システムが不正を自動検知し、アラートを上げるような仕組みを検討する必要がある。

## 3.10 個別連携業務接続(データ送受信)機能

### 3.10.1 機能概要

個別連携業務接続（データ送受信）機能は、地域情報 PF 未準拠／対象外システムの仕様と地域情報プラットフォーム標準仕様の差異を吸収し、地域情報 PF 未準拠／対象外システムと連携確認機能および連携情報保管機能間でメッセージの送受信を行う過渡的な機能であると考えられる。

個別連携業務接続（データ送受信）機能が、コード値変換、フォーマット変換、文字コード変換を相互に行うことにより、地域情報 PF 未準拠／対象外システムは、連携確認機能または連携情報保管機能とメッセージの送受信を行うことが可能となるものと想定される。

メッセージの送信時は、地域情報 PF 未準拠／対象外システムからメッセージを受信し、必要に応じて各種変換をおこなった後、連携確認機能にメッセージを送信することとする。

メッセージの受信時は、連携確認機能から応答メッセージを受信し、必要に応じて各種変換をおこなった後、個別連携を介して地域情報 PF 未準拠／対象外システムにメッセージを送信することとする。

参照用 DB の更新時は、地域情報 PF 未準拠／対象外システムから参照用 DB の更新情報を受信し、必要に応じて各種変換をおこなった後、連携情報保管機能に送信することとする。

### 3.10.2 前提条件

- ・ 地域情報 PF 未準拠／対象外システムには、外部と連携を行うためのインタフェースを備えていることとする。外部と連携を行うためのインタフェースを備えていない場合、団体間連携にあたって新たに実装するものと想定する。

### 3.10.3 処理要件

#### (1) 地域情報 PF 未準拠／対象外システムとの通信方式

個別連携業務接続（データ送受信）機能は、地域情報 PF 未準拠／対象外システムの個別仕様に従って、地域情報 PF 未準拠／対象外システムとデータの送受信を行うことを想定する。一方で、個別連携業務接続（データ送受信）機能は、地域情報プラットフォーム標準仕様で定められている SOAP を用いた随時処理、又は FTP を用いた一括処理のいずれか、又はその両方に対応するものとする。

#### (2) 各種変換

##### ① フォーマット変換

連携確認機能および連携情報保管機能では、地域情報プラットフォーム標準仕様に策定されたフォーマット（XML 形式）のメッセージが流通することを想定する。一方で、地域情報 PF 未準拠／対象外システムでは、各自治体の仕様に従ったフォーマットのメッセージが流通することを想定する。個別連携業務接続（データ送受信）機能では、地域情報 PF 未準拠／対象外システムで用いられるフォーマットとして XML 形式、可変長ファイル形式、固定長ファイル形式を想定し、地域情報プラットフォーム標準仕様に策定されたフォーマットとの相互変換をするものとする。

## ② 文字コード

連携確認機能および連携情報保管機能では、地域情報プラットフォーム標準仕様に従った文字コード（UCS（UTF-8 または UTF-16））が使用されることを想定する。一方で、地域情報 PF 未準拠／対象外システムでは各自治体で独自の仕様に従った文字コードが使用されることを想定する。個別連携業務接続（データ送受信）機能では、連携確認機能および連携情報保管機能と地域情報 PF 未準拠／対象外システム間で連携するために、文字コードを相互に変換することを想定する。また、地域情報 PF 未準拠／対象外システムにおける個別外字は、個別連携業務接続（データ送受信）機能が、連携インターフェース機能⇔中間インターフェース機能形式メッセージ仕様に合わせて変換を行うものとする。

## ③ コード値変換

連携確認機能および連携情報保管機能では、地域情報プラットフォーム標準仕様に策定されたデータ項目（コード辞書等）が使用されることを想定する。一方で、地域情報 PF 未準拠／対象外システムでは各自治体で固有に規定されたデータ項目（コード辞書等）が使用されることを想定する。個別連携業務接続（データ送受信）機能では、連携確認機能および連携情報保管機能と地域情報 PF 未準拠／対象外システム間で連携するために、コード値を相互に変換するものとする。

### 3.10.4 詳細機能一覧

個別連携業務接続機能の詳細機能は以下のようなもの想定される。

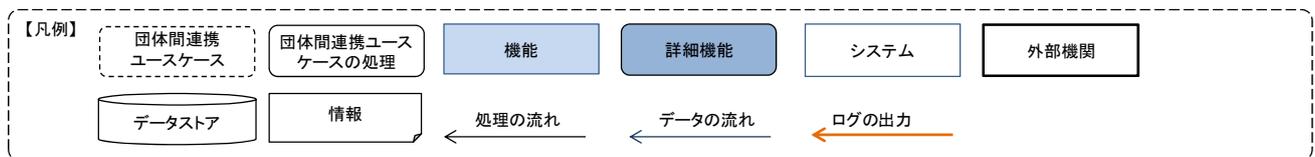
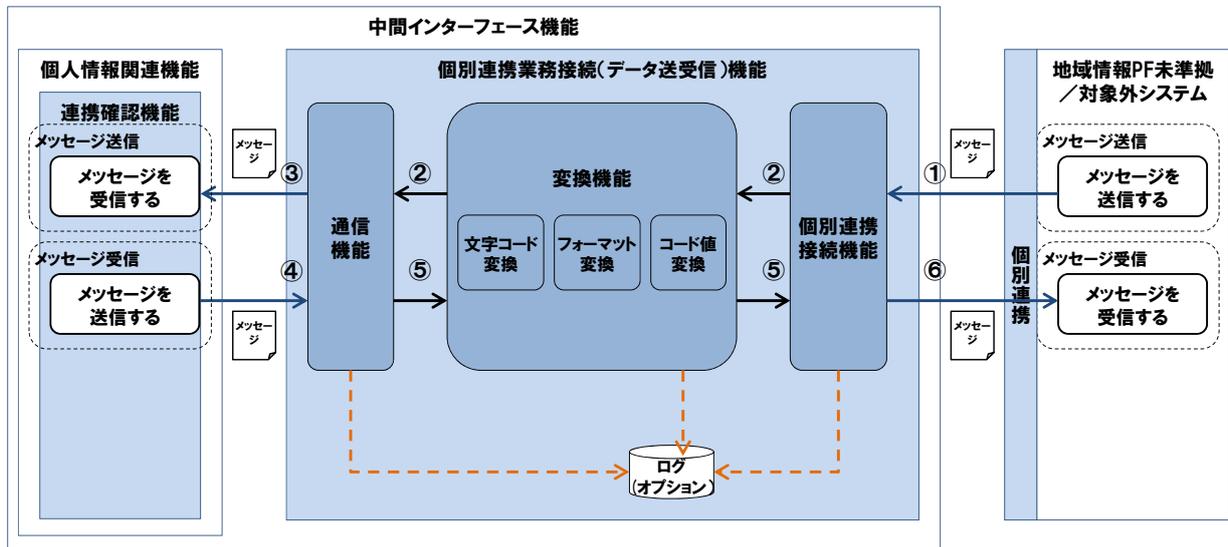
【表 3.10-1 個別連携業務接続（データ送受信）機能の内訳】

項番	機能の内訳	説明
1	個別連携接続機能	<p>地域情報 PF 未準拠／対象外システムとの通信制御を行う機能とする。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>地域情報 PF 未準拠／対象外システムとメッセージの送受信を行う。</li> <li>変換機能と、メッセージの授受を行う。</li> </ul>
2	変換機能	<p>地域情報 PF 未準拠／対象外システムが連携確認機能および連携情報保管機能と連携するために、各種変換を行う機能とする。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>地域情報 PF 未準拠／対象外システムで用いられる文字コードと、地域情報プラットフォーム標準仕様で規定された文字コード（UCS（UTF-8 または UTF-16））を相互に変換する。</li> <li>地域情報 PF 未準拠／対象外システムにおける個別外字は、個別連携業務接続（データ送受信）機能が、連携インターフェース機能⇔中間インターフェース機能形式メッセージ仕様に合わせて変換を行うこととする。</li> <li>地域情報 PF 未準拠／対象外システムで用いられているフォーマット形式と、地域情報プラットフォーム標準仕様で規定されたフォーマット形式（XML 形式）を相互に変換する。</li> <li>地域情報 PF 未準拠／対象外システムで用いられるコード値と、地域情報プラットフォーム標準仕様で規定されたコード値を相互に変換する。</li> </ul>
3	通信機能	<p>連携確認機能および連携情報保管機能との通信を行う機能とする。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>連携確認機能と、メッセージの送受信を行う。</li> <li>連携情報保管機能と、メッセージの送受信を行う。</li> <li>変換機能とメッセージの授受を行う。</li> </ul>
4	ログ管理機能 （オプション）	<p>個別連携業務接続（データ送受信）機能のログを管理する機能とする。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>個別連携接続機能、変換機能、通信機能の処理に係るログを記録し、保持する。</li> </ul>

### 3.10.5 処理フロー

個別連携業務接続機能の処理フローは、以下の流れになるものと想定される。

#### 連携データ送受信時



【図 3.10-1 処理フロー】

#### < 処理説明 >

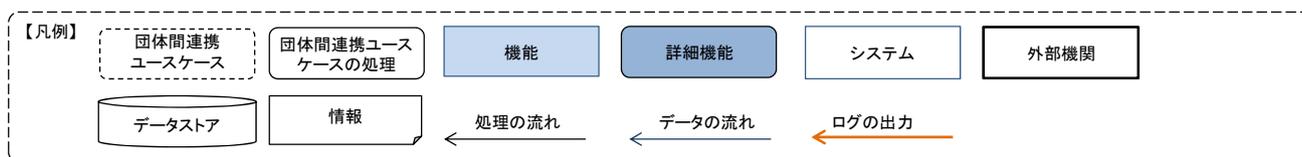
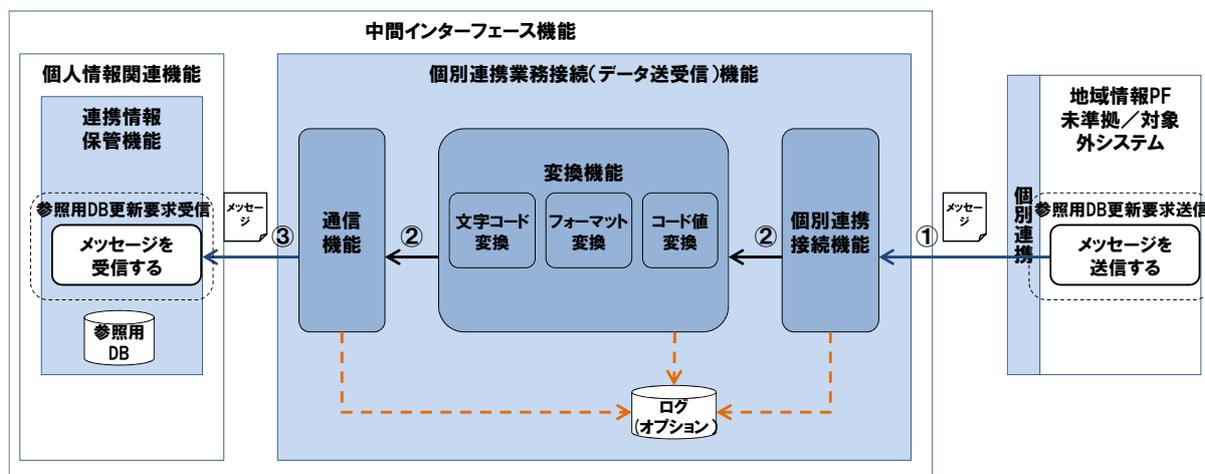
##### ■ 連携データ送信時

- ① 地域情報 PF 未準拠／対象外システムからメッセージを受信する。
  - ・ 個別連携接続機能は、地域情報 PF 未準拠／対象外システムからメッセージを受信する。
  - ・ 個別連携接続機能は、変換機能にメッセージを受け渡す。
- ② 各種変換を行う。
  - ・ 変換機能は、個別連携接続機能からメッセージを受領する。
  - ・ 変換機能は、受領したメッセージについて、必要に応じてコード値変換、フォーマット変換、文字コード変換の各種変換を行う。
  - ・ 変換機能は、各種変換処理済みのメッセージを通信機能に受け渡す。
- ③ 連携確認機能にメッセージを送信する。
  - ・ 通信機能は、変換機能から各種変換処理済みのメッセージを受領する。
  - ・ 通信機能は、連携確認機能にメッセージを送信する。

■連携データ受信時

- ④ 連携確認機能からメッセージを受信する。
  - ・通信機能は、連携確認機能からメッセージを受信する。
  - ・通信機能は、変換機能にメッセージを受け渡す。
  
- ⑤ 各種変換を行う。
  - ・変換機能は、通信機能からメッセージを受領する。
  - ・変換機能は、受領したメッセージについて、必要に応じて文字コード変換、フォーマット変換、コード値変換の各種変換を行う。
  - ・変換機能は、各種変換処理済みのメッセージを個別連携接続機能に受け渡す。
  
- ⑥ 地域情報 PF 未準拠／対象外システムにメッセージを送信する。
  - ・個別連携接続機能は、変換機能から各種変換処理済みのメッセージを受領する。
  - ・個別連携接続機能は、地域情報 PF 未準拠／対象外システムにメッセージを送信する。

参照用 DB 更新時



【図 3.10-2 処理フロー】

< 処理説明 >

- ① 地域情報 PF 未準拠/対象外システムから参照用 DB 更新情報のメッセージを受信する。
  - ・ 個別連携接続機能は、地域情報 PF 未準拠/対象外システムから参照用 DB 更新情報のメッセージを受信する。
  - ・ 個別連携接続機能は、変換機能にメッセージを受け渡す。
  
- ② 各種変換を行う。
  - ・ 変換機能は、個別連携接続機能からメッセージを受領する。
  - ・ 変換機能は、受領したメッセージについて、必要に応じてコード値変換、フォーマット変換、文字コード変換を行う。
  - ・ 変換機能は、各種変換処理済みのメッセージを通信機能に受け渡す。
  
- ③ 連携情報保管機能にメッセージを送信する。
  - ・ 通信機能は、変換機能から各種変換処理済みのメッセージを受領する。
  - ・ 通信機能は、連携情報保管機能にメッセージを送信する。

### 3.10.6 外部インターフェース一覧

個別連携業務接続機能の外部インターフェースは以下のようなもの想定される。

【表 3.10-2 入出力項目の内訳】

項番	詳細機能	入出力情報		説明
1	個別連携接続機能 / 通信機能	入力	メッセージ	個別連携業務接続形式メッセージ
2	(メッセージ送信時 / 参照要DB更新時)	出力	メッセージ	地域情報 PF 形式メッセージ
3	通信機能 / 個別連携接続機能	入力	メッセージ	地域情報 PF 形式メッセージ
4	(メッセージ受信時)	出力	メッセージ	個別連携業務接続形式メッセージ

### 3.10.7 課題

#### (1) 汎用コンピュータとの接続

地域情報 PF 未準拠 / 対象外システムには汎用コンピュータが含まれるものと考えられる。汎用コンピュータが独自のネットワーク規格を採用している場合、個別連携業務接続（データ送受信）機能との接続方法は個別に対応する必要があると想定される。